

広島市報

第108号

発行

昭和30年4月20日

(月曜日)

発行所

広島市役所

広島市国泰寺町三九

【目次】

◎条 例

市長選挙公営立会演説会条例	二
一般職の職員給与に関する条例の一部改正	三
職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正	三
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正	三
広島市隣保館条例の一部改正	三
広島市保育園条例の一部改正	三
広島市税条例の一部改正	三
広島市職員定数条例の一部改正	四
広島市職員共済組合条例の一部改正	四
広島市保育園条例の一部改正	五
広島市消防団の定員、給与、服務に関する条例の一部改正	五
広島市役所出張所設置条例の一部改正	六
広島市税条例の一部改正	六
保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の一部改正	七
◎規 則	七
広島市職員共済組合条例施行規則	七
広島市保育料徴収条例施行細則の一部改正	七
一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部改正	七
職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部改正	七

◎告 示

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正	二二
准職員の給与に関する規則	二二
広島市保育園条例施行細則の一部改正	二六
広島市隣保館条例施行規則	二六
社会保険広島市民病院使用料及び手数料条例施行規則の一部改正	二七
広島市公印保管使用規則の一部改正	二七
広島市農業生産区設置規則の一部改正	二八
広島市保育園条例施行細則の一部改正	二八
昭和二十九年広島市水道事業会計追加更正予算について	一九
昭和二十九年広島市歳入出予算追加更正について	二〇
昭和二十九年広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正について	二二
昭和三十年広島市歳入出予算について	二五
昭和三十年広島市特別会計用品調達費歳入出予算について	二八
昭和三十年広島市特別会計奨学資金歳入出予算について	二八
昭和三十年広島市特別会計公益質屋費歳入出予算について	二九
昭和三十年広島市特別会計失業対策事業資格者就職貸付資金歳入出予算について	九一
昭和三十年広島市特別会計天満町外部落有財産歳入出予算について	九三

産歳入出予算について	九五
昭和三十年広島市特別会計建設費歳入出予算について	九六
昭和三十年広島市特別会計公会堂費歳入出予算について	一一
昭和三十年広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算について	一一
昭和二十八年広島市歳入出決算について	一一
昭和二十八年広島市特別会計建設費歳入出決算について	一一
昭和二十八年広島市特別会計奨学資金歳入出決算について	一一
昭和二十八年広島市特別会計天満町外部落有財産歳入出決算について	一一
昭和二十八年広島市特別会計用品調達費歳入出決算について	一一
昭和二十八年広島市特別会計失業対策事業資格者就職貸付資金歳入出について	一一
昭和二十八年広島市特別会計建設費歳入出決算について	一一
昭和二十年広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出決算について	一一
昭和二十八年広島市特別会計建設費歳入出決算について	一一
建築許可に関する公開聴聞について	一一
下水道使用料の徴収に関する事務の委任について	一一
建築基準法に基づく道路の位置の指定について	一一
土地立入について	一一
選挙運動のために個人演説会開催のために必要な設備の程度等について	一一
昭和二十九年広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正について	一一
出納事務の一部委任について	一一
専決処分による昭和二十九年特別会計建設費歳入出予算追加更正について	一一

臨時市議会招集について……………一四
臨時市議会付議事件について……………一四
計量器定期検査について……………一四
建築許可に関する公開聴聞について……………一五
臨時市議会追加付議事件について……………一五
広島市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定請求の受理並びに請求代表者の住所氏名及び請求の要旨について……………一五
第五十四回及び第五十五回仮換地予定地変更指定第三十三回未指定地補充換地予定地指定の発表について……………一六
建築許可に関する公開聴聞について……………一六
臨時市議会追加付議事件について……………一六
市長の退職について……………一七
市長職務代理者について……………一七
昭和三十年年度広島市歳入出予算について……………一七
出納事務の委任について……………一七
広島市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定請求の市議会における審議の結果について……………一七

◎雑報

戸籍上の市勢について……………一六
住民登録人口及び世帯数について……………一六

◎条例

市長選挙公営立会演説会条例をここに公布する。
昭和三十年三月十七日
広島市長 浜 井 信 三
広島市条例第七号
市長選挙公営立会演説会条例

市長選挙における立会演説会に関する条例（昭和二十六年四月一日広島市条例第五号）の全部を改正する。
（この条例の目的）
第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十条の二の規定に基づき、市長選挙における公営の立会演説会の開催について定めることを目的とする。
（立会演説会の開催）
第二条 市長選挙については、公営の立会演説会を行う。
第三条 市長選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめ立会演説会の開催の日時及び会場並びに一回の演説会において一人の候補者が演説することのできる時間を決定し、選挙期日の告示の日に、告示しなければならぬ。
（立会演説会への参加等）
第四条 立会演説会に加わろうとする候補者は、委員会にその指定する期日までに申し出なければならぬ。

臨時市議会招集について……………一四
臨時市議会付議事件について……………一四
計量器定期検査について……………一四
建築許可に関する公開聴聞について……………一五
臨時市議会追加付議事件について……………一五
広島市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定請求の受理並びに請求代表者の住所氏名及び請求の要旨について……………一五
第五十四回及び第五十五回仮換地予定地変更指定第三十三回未指定地補充換地予定地指定の発表について……………一六
建築許可に関する公開聴聞について……………一六
臨時市議会追加付議事件について……………一六
市長の退職について……………一七
市長職務代理者について……………一七
昭和三十年年度広島市歳入出予算について……………一七
出納事務の委任について……………一七
広島市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定請求の市議会における審議の結果について……………一七

市長選挙公営立会演説会条例をここに公布する。
昭和三十年三月十七日
広島市長 浜 井 信 三
広島市条例第七号
市長選挙公営立会演説会条例

市長選挙における立会演説会に関する条例（昭和二十六年四月一日広島市条例第五号）の全部を改正する。
（この条例の目的）
第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十条の二の規定に基づき、市長選挙における公営の立会演説会の開催について定めることを目的とする。
（立会演説会の開催）
第二条 市長選挙については、公営の立会演説会を行う。
第三条 市長選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめ立会演説会の開催の日時及び会場並びに一回の演説会において一人の候補者が演説することのできる時間を決定し、選挙期日の告示の日に、告示しなければならぬ。
（立会演説会への参加等）
第四条 立会演説会に加わろうとする候補者は、委員会にその指定する期日までに申し出なければならぬ。

市長選挙公営立会演説会条例をここに公布する。
昭和三十年三月十七日
広島市長 浜 井 信 三
広島市条例第七号
市長選挙公営立会演説会条例

2 前項の期間内に申出のあった候補者については、最初に行われる立会演説会における演説の順序は、委員会がくじで決定する。
3 第二回以後に行われる立会演説会における候補者の演説の順序は、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位ずつ繰り上げたものによる。
4 第一項の期間内に申出のあった候補者について、その者の加わるべき立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序が決定したときは、委員会は、直ちにその旨を当該候補者に通知するとともに告示しなければならぬ。
5 第一項の申出をした候補者又はその代理人は、第二項のくじに立ち会うことができる。
（立会演説会への指定期日後の参加等）
第五条 前条第一項の規定による期日後、立候補の届出をした者で立会演説会に加わろうとするものは、委員会の定めるところにより、その旨を申し出なければならぬ。
2 前項の申出のあった候補者については、その者の演説をすることのできる立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序は、委員会が決定する。
3 前項の決定をしたときは、委員会は、前条第四項の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならぬ。この場合においては、関係のある他の候補者に、その旨を通知しなければならぬ。
（立会演説会開催の周知方法）
第六条 委員会は、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の見易い場所に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならぬ。この場合における掲示の場所は、一開催単位につき、五十箇所以上でなければならぬ。
2 委員会は、立会演説会開催当日の演説会場の表示並びに演説会場における候補者の氏名及び党派別の掲示をし

なればならぬ。
（立会演説会の取止）
第七条 立会演説会への参加申出のあった候補者が一人であるときは又は一人となつたときは、立会演説会は、開催しない。
（委任規定）
第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、委員会が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
一般職の職員に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十年三月二十五日
広島市長 浜 井 信 三

なればならぬ。
（立会演説会の取止）
第七条 立会演説会への参加申出のあった候補者が一人であるときは又は一人となつたときは、立会演説会は、開催しない。
（委任規定）
第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、委員会が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
一般職の職員に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十年三月二十五日
広島市長 浜 井 信 三

なればならぬ。
（立会演説会の取止）
第七条 立会演説会への参加申出のあった候補者が一人であるときは又は一人となつたときは、立会演説会は、開催しない。
（委任規定）
第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、委員会が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
一般職の職員に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十年三月二十五日
広島市長 浜 井 信 三

なればならぬ。
（立会演説会の取止）
第七条 立会演説会への参加申出のあった候補者が一人であるときは又は一人となつたときは、立会演説会は、開催しない。
（委任規定）
第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、委員会が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
一般職の職員に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十年三月二十五日
広島市長 浜 井 信 三

なればならぬ。
（立会演説会の取止）
第七条 立会演説会への参加申出のあった候補者が一人であるときは又は一人となつたときは、立会演説会は、開催しない。
（委任規定）
第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、委員会が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
一般職の職員に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十年三月二十五日
広島市長 浜 井 信 三

なればならぬ。
（立会演説会の取止）
第七条 立会演説会への参加申出のあった候補者が一人であるときは又は一人となつたときは、立会演説会は、開催しない。
（委任規定）
第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、委員会が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
一般職の職員に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十年三月二十五日
広島市長 浜 井 信 三

なればならぬ。
（立会演説会の取止）
第七条 立会演説会への参加申出のあった候補者が一人であるときは又は一人となつたときは、立会演説会は、開催しない。
（委任規定）
第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、委員会が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
一般職の職員に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十年三月二十五日
広島市長 浜 井 信 三

名 稱	位 置
広島市東隣保館	広島市尾長町四〇三
広島市西隣保館	広島市福島町四〇〇の一

第二条 隣保館の名称及び位置は、左のとおりとする。

広島市隣保館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十年三月三十一日
広島市長 浜 井 信 三
広島市条例第十一号
広島市隣保館条例の一部を改正する条例
広島市隣保館条例（昭和二十三年十一月二十六日広島市条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。
（名称及び位置）
第二条 隣保館の名称及び位置は、左のとおりとする。

3 隣保館の使用から、別表第二に掲げる額の使用料を徴収する。

第八條 前二條に規定する使用料（以下「使用料」という。）は、第六條第一項又は前條第二項の規定により使用を許可する際に、徴収する。

第九條 既納の使用料は、返還しない。但し市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第十條 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第十一條 冠婚葬祭用具又は隣保館の使用料（以下「使用者」という。）は、冠婚葬祭用具又は隣保館を転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。

第十二條 使用者は、冠婚葬祭用具又は隣保館の建物若しくは設備を損又は滅失したときは、市長の認定に基きこれを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならぬ。

第十三條 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定むる。

別表を次のように改める。

区 分	単 位	金 額
冠婚用具	一回につき	五〇〇円
葬祭用具	一回につき	三〇〇円

別表第二

使用時間	使用料	金額
昼間	入場料又は入場者から徴収する金銭を徴収しないとき	一〇〇円
夜間	入場料又は入場者から徴収する金銭を徴収するとき	二〇〇円
夜間	入場料又は入場者から徴収する金銭を徴収しないとき	一、〇〇〇円

備考 昼間とは、午前八時三十分から午後五時まで、夜間とは、午後五時から午後十時までをいう。

附 則
この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

廣島市保育園条例（昭和二十三年十月四日廣島市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

東隣保館 " " 尾長町
西隣保館 " " 福島町

廣島市条例第十二号 廣島市保育園条例の一部を改正する条例

廣島市条例第十三号 廣島市税条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

廣島市条例第十四号 廣島市職員定数条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第十五号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第十六号 廣島市保育園条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第十七号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第十八号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第十九号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

別表第一

職 名	職 位	職 数
基町保育園	主任	一
己斐保育園	主任	一
草津保育園	主任	一
江波保育園	主任	一
神崎保育園	主任	一
竹屋保育園	主任	一
古田保育園	主任	一
三條保育園	主任	一
こはと保育園	主任	一
庚午保育園	主任	一
わかさ保育園	主任	一
南三條保育園	主任	一
千田保育園	主任	一
東隣保館保育園	主任	一
西隣保館保育園	主任	一
似島保育園	主任	一
草津浜町保育園	主任	一
戸坂保育園	主任	一

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十一号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十二号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十三号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十四号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十五号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十六号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十七号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十八号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

廣島市条例第二十九号 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例

附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

広島市条例第十七号

広島市消防団の定員、給与、服務に関する
条例の一部を改正する条例
広島市消防団の定員、給与、服務に関する条例(昭和二十三年十二月二十五日広島市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一、三九六八」を「千四百三十一人」に改める。
附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

広島市役所出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十年四月九日
広島市長職務代理者 高山 一三
広島市助役 高山 一三

広島市条例第十八号
広島市役所出張所設置条例の一部を改正する条例
広島市役所出張所設置条例(昭和二十五年十一月一日広島市条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

戸坂出張所 戸坂町八七二の三 戸坂町
附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

広島市条例第十九号
広島市税条例の一部を改正する条例
広島市税条例(昭和二十九年広島市条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五節 電気ガス税(第九十六条―第一百十条)を
「第五節 電気ガス税(第九十六条―第一百十条)」を

第六節 木材引取税(第一百一条―第一百二十二条)に改める。

第三条に次の一号を加える。
六 木材引取税
第八十二条第一号中「原動機付自転車 年額五百円」を「原動機付自転車 年額五百円」を

「原動機付自転車 年額五百円」を「原動機付自転車 年額五百円」を
総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六〇キロワット以下のもの又は定格出力が〇・八〇キロワット以下のもの
年額 八百円
〇・八〇キロワットまでのもの
年額 八百円
総排気量が〇・〇九リットルをこえるもの又は定格出力が〇・八〇キロワットをこえるもの 年額 千円」に改める。

第二章第五節の次に次の一節を加える。
第六節 木材引取税
(木材引取税の納税義務者等)

第一百一条 木材引取税は、素材の引取に對し、価格を課税標準として立木の伐採後の最初の引取者に課する。
2 立木の伐採後三十日以内に、その素材について引取者がなく、立木の所有者をもって素材の引取者とみなして前項の規定を適用する。この場合における木材引取税の課税標準とすべき価格は、立木の所有者が素材の引取者とみなされた時における素材の価格とする。

(木材引取税の税率)
第一百十二条 木材引取税の税率は、百分の五とする。
(木材引取税の徴収の方法)
第一百十三条 木材引取税は、特別徴収の方法によって徴収する。但し、第一百一条第二項の場合においては、申告納付の方法によって徴収する。

(木材引取税の特別徴収の手続)
第一百十四条 木材引取税の特別徴収義務者は、立木の所有者とする。
2 前項の特別徴収義務者は、その所有する立木に係る素材の引取者の納付すべき木材引取税を徴収しなければならない。

材の引取者の納付すべき木材引取税を徴収しなければならない。
3 第一項の特別徴収義務者は、毎月七日までに、前月一日から同月末日までに徴収すべき木材引取税に係る素材の種類、等級、石数、引取者数及び価格並びに税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

第一百八条 市長は、木材引取税の特別徴収義務者又は申告納付に係る納税者のうち災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認められる場合には、当該特別徴収義務者又は納税者の申請によって、特別徴収義務者に対しては三十日を、納税者に対しては三月をこえない限度において納期限の延長をすることができ

る。
2 前項の申請をする者は、納期限前七日までに、左に掲げる事項を記載した申請書を延長を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
一 年度、素材の種類、等級、石数、引取者数及び価格並びにその税額
二 延長を必要とする事由

(木材引取税に係る更正及び決定等の通知)
第一百九条 法第五百六十四条第四項の規定による木材引取税に係る更正若しくは決定の通知、法第五百六十七条第四項の規定による木材引取税に係る過少申告加算金額の決定の通知、同条同項の規定による木材引取税に係る不申告加算金額の決定の通知又は法第五百六十八条第四項の規定による木材引取税に係る加重加算金額の決定の通知は、市長が別に定める様式の通知書による。

(木材引取税に係る不足金額等の納入等の手続)
第一百二十条 木材引取税の特別徴収義務者又は申告納付に係る納税者は、前条の通知書を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額若しくは加重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入し、又は納付書によって納付しなければならない。

(木材引取税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)
第二百一条 木材引取税の特別徴収義務者は、素材の引取が行われる都度、引取者の住所、氏名、素材の種類、等級、石数及び価格並びにその素材に係る木材引取税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から一年間これを保存しなければならない。
附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

本則の別表広島市東保健所の項所管区域の欄中「及び基町」を「基町及び戸坂」に改める。
附 則
この条例は、昭和三十年四月十日から施行する。

規 則

広島市職員共済組合条例施行規則をここに公布する。
昭和三十年一月一日
広島市長 浜 井 信 三

第一章 総 則

第一条 この規則は、広島市職員共済組合条例(昭和二十九年広島市条例第三十五号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。
(役員)
第二条 広島市職員共済組合(以下「組合」という。)の役員は、左のとおりとする。

理事長 一人
副理事長 一人
理事 十人(内一人は常務理事)
監事 二人
評議員 若干人

第三条 理事長には、総務局担任助役、副理事長には、総務局長をもって充てる。
2 理事は、その半数を組合員のうちから市長が選任し、他の半数を評議員において互選する。

3 常務理事は、理事において互選する。
4 監事は、組合員のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
5 評議員は、選出単位ごとに、その所属の組合員において互選する。評議員の選出単位、選挙方法及び定数は、組合が定める。但し、評議員の総数は、三十人を下ることができない。

第四条 役員(理事長及び副理事長を除く。本条中以下同じ。)の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。
2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間

に充てる。
附 則
この規則は、昭和三十年四月十日から施行する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

4 評議員が所属の選出単位から他の選出単位に異動したとき、又は理事となったときは、当然その職を失う。

(監事の職務)

第五條 監事は、毎年度少くとも一回以上期日を定めて組合の経理その他の業務の執行を監査しなければならぬ。

2 監事は、評議員会の要求があるときは、臨時に、その要求に係る事項について監査しなければならない。

3 監事は、前二項に定める場合を除く外、必要があると認めるときは、いつでも監査することができる。

4 監事は、監査の結果を理事長及び評議員会に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

(会議)

第六條 組合の会議は、理事長が招集する。

2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 会議の運営に關し必要な事項は、理事長が定める。但し、評議員会に關する事項については、評議員会の意見を聞いて定めるものとする。

(評議員会)

第七條 評議員会は、通常会及び臨時会とする。

2 通常会は、毎年三回以上これを開くものとする。

3 臨時会は、理事長が必要と認めるときこれを開くものとする。

4 評議員の三分の一以上の者から會議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があったときは、理事長はこれを招集しなければならない。この場合においては、理事長は、その請求のあった日から二十日以内にこれを招集しなければならぬ。

5 評議員会の議長は、そのつど會議に出席した評議員のうちから選出する。

(理事会)

第八條 理事会は、理事長、副理事長、常務理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、理事長が必要と認めるときこれを開くものとする。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第九條 會議の議長は、議事録を調製しなければならない。

2 議事録の記載事項その他議事録の調製に關し必要な事項は、理事長が定める。

第十條 理事長は、議事録を組合の事務所に備えつけておかなければならぬ。

2 組合員は、理事長に対し、議事録の閲覧を請求することができる。この場合においては、理事長は、正当な理由がないのに拒んではならぬ。

(組合の事務職員)

第十一條 事務長、書記その他の職員は、理事長が任命し又は市職員のうちから市長の承認を得て理事長が委嘱する。

2 事務長は、組合の事務を処理し、所屬員を指揮監督する。

3 書記その他の職員は、上司の指揮を受け、組合の事務に従事する。

4 組合の事務職員の任用、服務、給与その他の身分取扱に關する事項は、この規則に定めるものの外、理事長が定める。

(損害賠償)

第十二條 事務長、書記その他の職員が条例、規則その他の規定に基いて保管する現金又は物品を亡失又はき損し、組合に損害を与えた場合において、善良な監理者の注意を怠ったときは、理事長は、監事の監査の結果に基

き、期限を定めてその損害を賠償させなければならない。

(処務)

第十三條 理事長は、その権限に屬する事務の一部を常務理事及び事務長に専決させることができる。

2 組合の事務を処理するため必要な事項は、理事長が定める。

第二章 組合員

(常時勤務に服する職員とみなされない者)

第十四條 条例第十條第三項に規定する規則で定める者は同項第一号に掲げる者のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條第二項第一号の規定に該当し休職の処分を受けた者及びこれに準ずる者で、給与の全部又は一部を受けるもの以外の者とする。

(条例第十一條關係)

第十五條 条例第十一條第二項に規定する「これに準ずる給料表で規則で定めるもの」とは、左に掲げるものとする。

一 組合の事務職員の給与に關し理事長が定める給料表で一般職の職員の給与に關する条例(昭和二十六年三月二十日広島市条例第六十二号)に規定する給料表に相當するもの

二 広島市職員健康保険組合規約第六十三條第二項の規定により準用される一般職の職員の給与に關する条例に規定する給料表

三 社団法人全国市有物件災害共済会職員給与規程第八條に規定する給料表

(資格得喪に關する事務手続)

第十六條 組合員の資格の得喪に關する事務手続については、理事長が定める。

第三章 給 付

(条例第十八條關係)

第十七條 条例第十八條第一項に規定する「これに相當する給与」とは、別に定めるものを除き、左に掲げるものとする。

とする。

一 給与が月額をもって定められている者については、その者の給与月額に二十五を乗じて得た額に相當する金額

二 特別職の職員の給与に關する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十一号)の適用を受ける者については、同条例に規定する給料の月額

三 給与が月手当をもって定められている者についてはその十分の八に相當する金額

四 条例第十條第一項に規定する者(本市に使用される者で市から給与を受けるものを除く)にあつては、第十五條各号に定めた給料表により支給される給料の月額

五 前各号に該當しない者にあつては、市長の定める額(同順位者の代表)

第十八條 条例第二十四條に規定する同順位の遺族が二人以上あるときは、それらの者が選んだ代表者にこれを支給す。

(給付の制限)

第十九條 組合員が在職中、左の各号の一に該當したときは、その引き続き在職につき、条例に定める退職給付又は廢疾給付については、これを支給しない。

一 懲戒処分により解職せられたとき

二 不都合の行為があつて、免職せられたとき

三 禁錮以上の刑に処せられたとき

第二十條 退職年金又は廢疾年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該當したときは、これを支給しない。

一 在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)により禁錮以上の刑に処せられたとき

二 死刑又は無期若しくは二年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき

第二十一條 遺族年金は、組合員の死亡後、これを受け、又は受けるべき遺族が死刑又は無期若しくは二年を超え

る懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき及び禁錮以上の刑の執行中、又は執行前にある場合において、遺族年金の支給を受ける事由に該當するに至つたときは、これを支給しない。この場合にあつては、これを遺族の次順位者に支給する。

第二十二條 年金を受ける権利を有する者が、二年以下の懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月から、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。但し、刑の執行猶予の判決を受けたときは、この限りでない。

2 前項の但書の判決を取り消されたときは、前項本文の規定を準用する。

(給付の停止)

第二十三條 給付を受ける権利を有する者が刑事事件に關し起訴された場合においては、その判決が確定するまで一時金たる給付については、その支給を停止する。

(給付の請求手続等)

第二十四條 給付に關する請求手続及び事務處理に關し必要な事項は、理事長が定める。

第四章 掛 金

(掛金の払込)

第二十五條 組合員は、掛金として条例第五十四條第二項に規定する額を毎月組合に払い込まなければならない。

第二十六條 組合員の任命権者は、毎月組合員の掛金をとりまとめ、給料支給日から七日以内に組合に払い込むようにならなければならない。

(掛金額の異動)

第二十七條 掛金の額に異動を生じたときは、その日からこれを改定する。

2 前項の規定により掛金の額を改定する場合において、改定事由の生じた月の掛金の額の計算方法は、その改定事由の生じた日が月の初日以外であるときは、その月の現日数による日割計算によるものとする。

(一月未滿の掛金)

第二十八條 月の初日以外において組合員の資格を取得又は喪失した者のその月の掛金の額の計算方法は、その月の現日数による日割計算によるものとする。

2 前条第二項及び前項の掛金の額に四角未満の端数を生じたときは、五十銭未満はこれを切り捨て、五十銭以上はこれを四角に滿たしめる。

(給料が支給されない場合の掛金)

第二十九條 組合員のうち、条例第十條第三項各号に掲げる者及び減給その他の事由に該當する者で、給料の一部又は全部を支給されないものの掛金は、これらの事由がないと仮定した場合における額とする。

第五章 職員共済組合審査會

(文書による審査の請求)

第三十條 条例第五十九條の規定により文書で審査を請求するときは、請求人又はその代理人は、左に掲げる事項を記載した審査請求書に、記名して印を押し、証拠書類があるときは、これを添附して広島市職員共済組合審査會(以下「審査會」という)に提出しなければならない。

一 請求人の氏名、生年月日、住所及び組合員又は組合員であつた者との關係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所

三 請求人が当該請求に係る決定又は徴収の通知を受けた年月日

四 請求の趣旨及び理由

五 条例第五十九條第三項の規定により報告若しくは意見を求め、又は出頭を命ずることを希望する關係人の氏名及び住所並びにその關係人と当該請求との關係

六 請求年月日

七 代理人が審査を請求するときは、代理人の氏名及び住所

八 代理人が前項の規定により審査を請求するときは、審査請求書に委任状を添附しなければならない。

(口頭による審査の請求)
第三十一条 条例第五十九条の規定により口頭で審査を請求するときは、請求人又はその代理人は、審査会の書記に對し、前条第一項各号に掲げる事項について陳述し、証拠書類があるときは、これを提出しなければならない。
 2 審査会の書記は、前項の陳述を聞いたときは、聞取書を作成し、年月日を記載して請求人又はその代理人に読み聞かせた上、請求人又はその代理人とともにこれに記名して印を押さなければならない。
 3 代理人が第一項の規定により審査を請求するときは、委任状を提出しなければならない。
 (請求の却下及び補正)
第三十二条 審査の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、審査会は、決定をもって、これを却下しなければならない。
 2 審査の請求が不適法であつて補正することができるものであるときは、審査会は、相当の期間を定めて補正を命じなければならない。
 3 審査会は、請求人又はその代理人が前項の期間内に補正しないときは、決定をもって、審査の請求を却下することができる。但し、前項の不適法の程度が軽微なものであるときは、この限りでない。
 (書類の写の送付)
第三十三条 審査会は、審査の請求を受けたときは、直ちに審査請求書又は聞取書及び証拠書類の写を作成して、これを組合に送付しなければならない。
 (弁明書の作成)
第三十四条 組合は、前条の規定により請求書又は聞取書及び証拠書類の写の送付を受けたときは、直ちにこれに對する弁明書を作成し、審査会に送付しなければならない。
第三十五条 審査会は、審査の日時及び場所を決定したときは、遅滞なく、これを組合及び請求人又はその代理人に通知しなければならない。

(請求人の説明聴取)
第三十六条 審査会は、請求人又はその代理人が出頭することが困難な事由があり、文書により審査をする場合の外は、請求人又はその代理人の説明を聞いて審査しなければならない。
 (審査手続の承継)
第三十七条 請求人が審査の決定前に死亡したときは、その承継人は、審査の請求手続を承継するものとする。
 (本案の決定)
第三十八条 審査会は、審査を終了したときは、請求の全部若しくは一部を容認し、又は請求を棄却する決定をしなければならない。
 (決定の方式)
第三十九条 決定は、文書をもって行い、且つ、理由を付し、決定をした審査会の委員がこれに署名して印を押さなければならない。
第四十条 決定書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
 一 請求人の氏名、生年月日、住所及び組合員又は組合員であつた者との関係
 二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所
 三 代理人が審査の請求をしたときは、代理人の氏名及び住所
 四 請求の趣旨及び理由の要旨
 五 決定の主旨
 六 決定の理由
 七 決定の年月日
 (決定書の正本及び謄本の送付)
第四十一条 審査会は、決定書の正本及び謄本各一通を作成し、正本を請求人又はその代理人に、謄本を組合に送付しなければならない。

(決定書の謄本の交付の請求)
第四十二条 請求人若しくはその代理人又は組合は、審査会に對し、決定書の謄本の交付を請求することができる。
 (委員及び医師に対する報酬及び旅費)
第四十三条 審査会の公益を代表する委員及び条例を第五十九条第三項の規定により診断又は検査させた医師に對する報酬及び旅費は、組合が定めるところにより支給する。
 (審査会の書記)
第四十四条 審査会に書記を置く。
 2 書記は、組合の事務職員のうちから理事長が任命する。
 3 書記は、審査会の会長の指揮を受けて庶務を整理する。
 (秘密を守る義務)
第四十五条 審査会の委員及び書記又はこれらの職にあつた者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
第四十六条 審査の手続その他審査会に關し必要な事項は、条例及びこの規則に規定するもの外、審査会が定める。
第六章 會計
 (會計に關し必要な事項)
第四十七条 条例に規定するもの外、組合の會計及び資産の運用その他財務に關し必要な事項は、別に定める。
第七章 雜 則
 (市に行わせる事務)
第四十八条 条例第六十四条第一項の規定により組合が市長その他の任命権者に対して求めることができる必要な事務は、左に掲げる事務とする。
 一 組合員の資格の取得及び喪失に關する事項を組合に報告すること。

二 組合員の昇給及び昇任に關する事項を組合に報告すること。
 三 組合員の被扶養者の資格の取得及び喪失に關する事項を組合に報告すること。
 四 組合員の履歴の証明をすること。
 五 災害の程度を認定するための必要な証明をすること。
 (組合員等の諸届出)
第四十九条 条例第六十四条第二項の規定により組合が組合員又は条例に基く給付を受けるべき者に提出させる文書又は届出に關する事項は、理事長が定める。
 (施行手続等の他の規定への委任)
第五十条 この規則に定めるものの外、組合の業務の運営に必要な事項は、理事長が定める。

正する規則をここに公布する。
 昭和三十年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

第八條(見出しを含む。)及び第九條中「当直手当」を「宿日直手当」に改める。
第三條 失業者の退職手当支給規程(昭和二十九年広島市規則第七号)の一部を次のように改正する。
第三條第四項中「当直手当」を削る。
 附 則
 この規則は、昭和三十年四月一日から施行する。
 昭和三十年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

一 この規則は公布の日から施行する。
 2 広島市共済組合条例施行細則(昭和二十四年四月二十日広島市規則第十二号の二)は、廃止する。
 3 評議員の選出単位、選出方法及び定数については、この規則施行の際、現に評議員である者の任期満了まではなお従前の例による。

広島市規則第七号
 一 一般職の職員の給与に關する条例施行規則等の一部を改正する規則
第一條 一般職の職員の給与に關する条例施行規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十七條を第十七條の二とし、同條の前に次の一をを加える。
第十七條 日直勤務又は宿直勤務中の職員が緊急やむを得ない事由により本務に従事した場合には、その勤務した時間に対して超過勤務手当を支給する。この場合においては、左の各号に掲げる額をそれぞれの日直手当又は宿直手当から減ずるものとする。
 一 日直勤務中に本務に従事した場合、日直手当の額の八分の一の額に本務に従事した勤務時間数を乗じて得た額
 二 宿直勤務中に本務に従事した場合宿直手当の額の十六分の一(土曜日における宿直の場合には、二十一分の一)の額に本務に従事した勤務時間数を乗じて得た額
第二十一條中「当直勤務」を「宿直勤務又は日直勤務」に改め、同條に次の一項を加える。
第二條 給料等の支給に關する規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の職別の欄中

所 長	係長主任及びその他の吏員	所 長	係長及び主任
出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所

 職員の特種勤務手当の支給に關する規則(昭和二十六年八月二十八日広島市規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
第七條第三項を第四項とし、同項の前に次の一項を加える。
3 医師の特種勤務手当は、他の職の兼務を命ぜられた職員には、その兼務に對する手当は、支給しない。
第八條第二項中「一万分の五」を「一万分の三」に改める。

広島市保育料徴収施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和三十年三月二十六日
 広島市長 浜 井 信 三

二 宿直勤務中に本務に従事した場合宿直手当の額の十六分の一(土曜日における宿直の場合には、二十一分の一)の額に本務に従事した勤務時間数を乗じて得た額
第二十一條中「当直勤務」を「宿直勤務又は日直勤務」に改め、同條に次の一項を加える。
第二條 給料等の支給に關する規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)及び(ロ)中「四十円」を「五十円」に、「三十円」を「三十五円」に、「二十円」を「二十五円」に改める。

広島市保育料徴収条例施行細則の一部を改正する規則
 広島市規則第二十七号(一)の一部を次のように改正する。
 第一号様式及び第二号様式を次のように改める。
 附 則
 この規則は、昭和二十年四月一日から施行する。

二 宿直勤務中に本務に従事した場合宿直手当の額の十六分の一(土曜日における宿直の場合には、二十一分の一)の額に本務に従事した勤務時間数を乗じて得た額
第二十一條中「当直勤務」を「宿直勤務又は日直勤務」に改め、同條に次の一項を加える。
第二條 給料等の支給に關する規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)及び(ロ)中「四十円」を「五十円」に、「三十円」を「三十五円」に、「二十円」を「二十五円」に改める。

一般職の職員の給与に關する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和三十年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

二 宿直勤務中に本務に従事した場合宿直手当の額の十六分の一(土曜日における宿直の場合には、二十一分の一)の額に本務に従事した勤務時間数を乗じて得た額
第二十一條中「当直勤務」を「宿直勤務又は日直勤務」に改め、同條に次の一項を加える。
第二條 給料等の支給に關する規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)及び(ロ)中「四十円」を「五十円」に、「三十円」を「三十五円」に、「二十円」を「二十五円」に改める。

二 宿直勤務中に本務に従事した場合宿直手当の額の十六分の一(土曜日における宿直の場合には、二十一分の一)の額に本務に従事した勤務時間数を乗じて得た額
第二十一條中「当直勤務」を「宿直勤務又は日直勤務」に改め、同條に次の一項を加える。
第二條 給料等の支給に關する規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

二 宿直勤務中に本務に従事した場合宿直手当の額の十六分の一(土曜日における宿直の場合には、二十一分の一)の額に本務に従事した勤務時間数を乗じて得た額
第二十一條中「当直勤務」を「宿直勤務又は日直勤務」に改め、同條に次の一項を加える。
第二條 給料等の支給に關する規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)及び(ロ)中「四十円」を「五十円」に、「三十円」を「三十五円」に、「二十円」を「二十五円」に改める。

二 宿直勤務中に本務に従事した場合宿直手当の額の十六分の一(土曜日における宿直の場合には、二十一分の一)の額に本務に従事した勤務時間数を乗じて得た額
第二十一條中「当直勤務」を「宿直勤務又は日直勤務」に改め、同條に次の一項を加える。
第二條 給料等の支給に關する規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

二 宿直勤務中に本務に従事した場合宿直手当の額の十六分の一(土曜日における宿直の場合には、二十一分の一)の額に本務に従事した勤務時間数を乗じて得た額
第二十一條中「当直勤務」を「宿直勤務又は日直勤務」に改め、同條に次の一項を加える。
第二條 給料等の支給に關する規則(昭和二十六年三月三十日広島市規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)及び(ロ)中「四十円」を「五十円」に、「三十円」を「三十五円」に、「二十円」を「二十五円」に改める。

別表第三中「三十円」を「三十五円」に、「二十円」を「二十五円」に改める。

別表第四を次のように改める。
医師の特殊勤務手当

種別	職別	支給月額
第一種	社会保険広島市民病院長	一万円
第二種	舟入病院院長及び社会保険広島市民病院副院長	六千円
第三種	舟入病院副院長、社会保険広島市民病院院長、保健院長、産院院長及び乳児院長	四千円
第四種	第一種から第三種までに規定する以外の医師	二千四百円

別記様式第一号中「40円」を「50円」に、「30円」を「35円」に、「20円」を「25円」に改める。
別記様式第二号中「30円」を「35円」に、「20円」を「25円」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十年四月一日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第九号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和二十六年八月十一日広島市規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七号中（見出しを含む）中「非常勤職員」を「准職員以外の非常勤職員」に、「臨時雇用職員」を「臨時職員」に改め、同条を第八号とし、同条の前に次の一条を加える。
（准職員の勤務時間及び休暇）

第七号 非常勤職員のうち、地方公務員法（昭和二十五年

きから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、予算の範囲内において直近上位の給料に昇給させることができる。

一 給料月額が五千八百七十五円未満又は給料日額が二百二十五円未満である者については、六月以上
二 給料月額が五千八百七十五円以上又は給料日額が二百二十五円以上である者については、九月以上
（給料の支給方法）

第五号 給料は、月の一日から末日までを計算期間とし、その期間につき、金額を支給する。

2 給料の支給日は、給料が月額で定められている准職員にあってはその月の二十一日に、給料が日額で定められている准職員にあっては当月分を翌月五日に支給する。但し、その日が休日又は日曜日であるときは、給料が月額で定められている准職員にあっては、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日でない日に支給し、給料が日額で定められている准職員にあっては、その日後において、その日に最も近い休日又は日曜日でない日に支給する。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による支給日を繰り上げることができる。

第六号 新たに准職員となつた者には、その日から給料を支給し（給料が日額で定められる准職員については勤務の日から）、昇給により給料額に異動を生じた准職員にはその日から新たに定められた給料を支給する。但し、退職した准職員が即日准職員になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 准職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。
3 給料が月額で定められている准職員については、前二項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のときは、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎とし

法律第二百六十一号（第十七条の規定により任用された職員で、その雇用期間が定められている者（以下「准職員」という。）の勤務時間は、給料が月額で定められている准職員については一週間について四十四時間、給料が日額で定められている准職員については一日について八時間をこえない範囲内とする。

2 准職員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

3 年次休暇の基準は、条例第七号第一項に定めるところとし、病気休暇及び特別休暇の基準は、別表第一、別表第二及び別表第三に定めるところとする。

4 給料が日額で定められている准職員の年次休暇の基準は、前項の規定にかかわらず、一年につき十日をこえない範囲内とする。但し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九号の規定により年次休暇を受けることのできる日数が十日をこえる場合においては、そのこえる日数を加算した日数とする。

別表第一中備考を次のように改める。

備考

1 この表並びに別表第二及び別表第三に示す期間は、その期間中に勤務を要しない日及び休日を含むものとする。但し、給料が日額で定められている准職員にあっては、これらの期間中には勤務を要しない日及び休日は含まないものとする。

2 給料が月額で定められている准職員にあっては、引き続き二月（結核性疾患にあっては、二月に在職年数を乗じて得た月数。但し、六月をこえる場合は六月）をこえることはできない。

3 給料が日額で定められている職員にあっては、一年を過算して三十日をこえることができる。

別表第二に次の備考を加える。
備考 給料が日額で定められている准職員にあっては、休日を特別休暇の取扱とすることができる。

附 則

て日割によつて計算する。

（給料の減額等）

第七号 准職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（年次有給休暇による場合及び別表第三に定める基準に従つて任命権者が勤務しないことにつき特に承認を与えた場合をいう。）を除き、その勤務しない一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当りの給料額を減額して給料を支給する。但し、給料が日額で定められている准職員が、土曜日の午後零時三十分から午後五時十五分までの勤務について任命権者の承認を得て勤務しない場合及び給料が日額で定められている准職員が、正規の勤務日が休日であったときに於いて勤務しない場合においては、給料額を減額しない。

2 前項の規定にかかわらず、給料が月額で定められている准職員が第五号第一項に規定する期間の全時間を勤務しなかつた場合においては、その者の給料月額額の全額を、給料が日額で定められている准職員が正規の勤務日の全時間を勤務しなかつた場合においては、その者の給料日額の全額を支給しない。

3 給料が月額で定められている准職員が、特に承認なくして勤務しなかつた時間数は、第五号第一項に規定する期間の全時間数について計算するものとし、その時間数に一時未達の端数を生じた場合においては、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

4 給料が日額で定められている准職員が、特に承認なくして勤務しなかつた時間数は、勤務しなかつた日の時間数について計算するものとし、その時間数に一時未達の端数を生じた場合においては、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

（特殊勤務手当又は特殊作業手当）
第八号 給料が月額で定められている准職員には、特殊勤務手当を、給料が日額で定められている准職員には、特殊作業手当を支給する。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日から適用する。

准職員の給与に関する規則をここに公布する。
昭和三十年四月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第十号

准職員の給与に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号）第三号の二の規定に基き、臨時又は非常勤の職員のうち、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七号の規定により任用された職員で、その雇用期間が定められている者（以下「准職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第二条 准職員の受ける給与は、給料、特殊勤務手当又は特殊作業手当、超過勤務手当又は超過労働手当、休日給、夜勤手当及び特別手当とする。但し、給料が日額で定められている准職員については、休日給は、支給しない。

第三条 各准職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、任命権者が予算の範囲内で定める。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、特殊勤務手当又は特殊作業手当、超過勤務手当又は超過労働手当、休日給、夜勤手当及び特別手当を除いたものとする。

3 給料は、別表第一の給料支給区分基準により月額又は日額をもつて定め、給料表は、別表第二に定めるところとする。

（昇給）
第四条 准職員が現に受けている給料を受けるに至つたと

2 特殊勤務手当又は特殊作業手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法については、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十一号。以下「条例」という。）及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十六年八月二十八日広島市規則第四十一号。以下「規則」という。）の規定を準用する。この場合において、規則別表第一中「職員」とあるのは「准職員」と、給料が日額で定められている准職員については、条例及び規則中「特殊勤務手当」とあるのは「特殊作業手当」と読み替へるものとする。

（超過勤務手当又は超過労働手当）
第九条 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた准職員には、正規の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当りの給料額の百分の百二十五（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百五十）を給料が月額で定められている准職員については超過勤務手当、給料が日額で定められている准職員については超過労働手当として支給する。

2 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、第五号第一項に規定する期間の全時間数（超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）について計算する。

3 超過労働手当の支給の基礎となる勤務時間数は、勤務を命ぜられた日の時間数（超過労働手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとの時間数）について計算する。

（休日給）
第十条 給料が月額で定められている准職員には、正規の勤務日が休日にあつても、正規の給与を支給する。
2 給料が月額で定められている准職員には、休日においては正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたときは、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務

一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当りの給料額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務しても、休日給は、支給されない。

第十一条 第五条、第七条及び前条において休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日の外、別に条例で定める日をいう。

(夜勤手当)

第十二条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた准職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当りの給料額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

(特別手当)

第十三条 准職員に対する特別手当の支給については、広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例(昭和二十七年広島市条例第八十一号)及び広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則(昭和二十七年広島市規則第八十五号)の定めるところによる。

第十四条 第九条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十二条の場合において、その時間数に一時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が十分分以上のときはは一時間とし、十分未満のときは切り捨てる。

(勤務一時間当りの給料額)

第十五条 第七条、第九条、第十条及び第十二条に規定する勤務一時間当りの給料額は、左のとおりとする。

一 給料が月額で定められている准職員については、給料の月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間(五十二を乗じたもので除した額)

二 給料が日額で定められている准職員については、給料の日額を八で除した額

2 前項の規定による勤務一時間当りの給料額に、一月未満の端数を生じた場合においては、その端数が五十銭以上るときは一円とし、五十銭未満のときは切り捨てる。

(超過勤務手当等の一時間当りの支給額)

第十六条 超過勤務手当又は超過労働手当、休日給及び夜

動手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務一時間当りの支給額に一円未満の端数を生じた場合においては、その端数が五十銭以上るときは一円とし、五十銭未満のときは切り捨てる。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるものの外、准職員の給与に關して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日から適用する。

別表第一

給料支給区分基準

勤務一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当りの給料額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務しても、休日給は、支給されない。

第十一条 第五条、第七条及び前条において休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日の外、別に条例で定める日をいう。

(夜勤手当)

第十二条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた准職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当りの給料額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

(特別手当)

第十三条 准職員に対する特別手当の支給については、広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例(昭和二十七年広島市条例第八十一号)及び広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則(昭和二十七年広島市規則第八十五号)の定めるところによる。

第十四条 第九条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十二条の場合において、その時間数に一時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が十分分以上のときはは一時間とし、十分未満のときは切り捨てる。

(勤務一時間当りの給料額)

第十五条 第七条、第九条、第十条及び第十二条に規定する勤務一時間当りの給料額は、左のとおりとする。

一 給料が月額で定められている准職員については、給料の月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間(五十二を乗じたもので除した額)

二 給料が日額で定められている准職員については、給料の日額を八で除した額

2 前項の規定による勤務一時間当りの給料額に、一月未満の端数を生じた場合においては、その端数が五十銭以上るときは一円とし、五十銭未満のときは切り捨てる。

(超過勤務手当等の一時間当りの支給額)

第十六条 超過勤務手当又は超過労働手当、休日給及び夜

別表第一 准職員給料表

1	2	3	4	5	6	7	8
一六〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇
一六〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇
一六〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇
一六〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇
一六〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇
一六〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇
一六〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇

別表第二 規則第七条に基く「勤務しないことの承認期間」基準

原 因	特 に 承 認 を 与 え る 期 間
一 伝染病予防法による交通止、断又は隔離	そのつど必要と認める期間
二 風水震火災その他の非常災害による交通止、断	そのつど必要と認める期間
三 風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	一週間をこえない範囲内でそのつど必要と認める期間
四 その他交通機関の事故等の不可抗力の原因	そのつど必要と認める期間
五 職務に關し証人、鑑定人又は参事人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	そのつど必要と認める期間
六 選挙権その他公民としての権利の行使	そのつど必要と認める期間
七 所属局の事務又は事業の運営上の必要に基く事務又は事業の一部又は全部の停止	そのつど必要と認める期間
八 地方公務員法第三十九条及び第四十二条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
九 負傷又は疾病 (予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む)	医師の証明等に基き最少限度必要と認める日又は時間、但し、左の各号に掲げる期間をこえることはできない。 一 給料が月額で定められている准職員は、継続して二月(結核性疾患の場合、在職年数その期間が六月をこえる場合は六月とする)の期間が六月をこえる場合は六月とする。 二 給料が日額で定められている准職員は、一年につき通算三十日

職員の分へん

生理由有害な職務に從事する女子職員及び生理日困難である女子職員の生理日

その分へんの予定日前六週間に當る日から分へんの日後六週間に當る日までの期間中において、あらかじめ必要と認める期間、但し、前号及び次号の原因に該當する場合の承認を受けて勤務しなかつた期間を通算して、前号に定める承認を與へる期間をこえることとはできない。

一 このつど必要と認める期間、但し、二日をこえることができない。

二 前二号の原因に該當する場合の承認を受け、勤務しなかつた期間を通算して、第九号に定める承認を與へる期間をこえることとはできない。

左に掲げる期間内において必要と認める期間

死亡した者	忌引日数
配偶者	十日
一親等の直系尊属(父母)	七日
二親等の直系尊属(子)	五日
三親等の直系尊属(祖父母)	三日
一親等の直系卑属(孫)	一日
二親等の直系卑属(兄弟姉妹)	一日
三親等の直系卑属(伯叔父母)	一日
配偶者	十日
一親等の直系尊属(父母)	七日
二親等の直系尊属(子)	五日
三親等の直系尊属(祖父母)	三日
一親等の直系卑属(孫)	一日
二親等の直系卑属(兄弟姉妹)	一日
三親等の直系卑属(伯叔父母)	一日

備考

一 生計を一にする姻族の場合、血族に準ずる。

二 一親等の直系尊属の場合において、祭具等の繼承を受けた者は、一親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。

三 葬祭のため遺囑の地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

十二月二十九日から翌年一月三日までの間

備考

この表の特に承認を與へる期間の欄中一定日数又は週数もしくは月で示されておるものは、その日数、週数及び月数中、勤務を要しない日及び休日を含むものとする。但し、給料が日額で定められている准職員にあっては、これらの期間中には、勤務を要しない日及び休日は含まないものとする。

広島市保育園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年四月一日

広島市長 浜井信三

広島市保育園条例施行細則の一部を改正する規則

広島市保育園条例施行細則(昭和二十三年十月四日広島市規則第三十七号)の一部を次のように改正する。第四条の表を次のように改める。

Table with 2 columns: Name (名称) and Authorized Number (受託定数). Lists various kindergartens and their capacities.

Table with 2 columns: Name (名称) and Authorized Number (受託定数). Lists kindergartens like Wakakusa, Nankai, and others.

この規則は、公布の日から施行する。

広島市隣保館条例施行規則をここに公布する。昭和三十年四月一日 広島市長 浜井信三

広島市規則第十二号 広島市隣保館条例施行規則

第一条 この規則は、広島市隣保館条例(昭和二十三年十一月二十六日広島市条例第五十四号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 条例第六条第一項の規定により冠婚葬祭用具の使用許可を受けようとする者は、別記第一号様式による許可申請書を市長に提出しなければならない。

第三条 条例第六条第二項に規定する冠婚葬祭用具の使用料の額は、別表のとおりとする。

附則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 広島市隣保館条例施行細則(昭和二十三年十一月二十六日広島市規則第五十二号の三)は、廃止する。

Table with 3 columns: District (区), Unit (単位), Amount (金額). Lists fees for various items like funeral equipment and wedding equipment.

別記第一号様式 冠婚葬祭用具使用許可申請書. Includes fields for user name, address, date, and purpose.

昭和 年 月 日 右申請者住所 氏名 広島市長殿

別記第二号様式 隣保館使用許可申請書. Includes fields for user name, address, date, and purpose.

別記第三号様式 使用料減免願. Includes fields for user name, address, date, and purpose.

減免希望額 右のとおり使用料の減免をお願いします。 昭和 年 月 日 右願出人住所 氏名 広島市長殿

社会保険広島市民病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。別記様式第五号

Table with 3 columns: Category (種別), Point (点数), Amount (金額). Lists various medical and hospital fees.

社会保険広島市民病院 昭和三十年四月一日 広島市長 浜井信三

Table with 3 columns: Category (種別), Point (点数), Amount (金額). Lists various medical and hospital fees.

○	収入原票	殿
○	第 号	
	科 係	医 員
	種 別	点 数
使 用 料	薬 劑 料	
	手 術 料	
	処 置 料	
	注 射 料	
	レントゲン写真料	
	同 透視料	
	同 間接料	
	入 院 料	
	初 診 料	
	計	
手 数 料	処 方 箋 料	
	診 断 書 料	
	証 明 書 料	
	試 験 檢 査 料	
計		
合 計		
控 除 額		
徴 収 額		
		取扱者印

附 則
この規則、公布の日から施行する。

広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十年四月七日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第十四号
広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則
広島市公印保管使用規則（昭和二十七年広島市規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表個数の欄中「一八」を「一九」に、「二二」を「二三」に、「一六」を「一七」に改める。

附 則
この規則は、昭和三十年四月十日から施行する。

広島市農業生産区設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十年四月七日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第十五号
広島市農業生産区設置規則の一部を改正する規則

広島市農業生産区設置規則（昭和二十三年十一月一日公布）

島市規則第四十九号（の一部を次のように改正する。第二条中「及び区域」を削る。別表を次のように改める。

生産区の名 称	生産区の名 称
尾長農業生産区	中原農業生産区
矢賀上農業生産区	上山手農業生産区
矢賀中農業生産区	的場農業生産区
矢賀下農業生産区	楠木農業生産区
置屋農業生産区	大芝農業生産区
大州農業生産区	新庄農業生産区
段原農業生産区	牛田東農業生産区
東雲農業生産区	牛田西農業生産区
本浦東農業生産区	牛田南農業生産区
本浦西農業生産区	牛田北農業生産区
淵崎産業生産区	観音沖中農業生産区
柞木農業生産区	観音沖西農業生産区
向洋農業生産区	観音西農業生産区
廻越農業生産区	観音土手側農業生産区
中郷農業生産区	観音沖東農業生産区
小河内農業生産区	舟入農業生産区
下山手農業生産区	江波農業生産区
打越農業生産区	吉島農業生産区

大河農業生産区	田方農業生産区
霞農業生産区	山田農業生産区
丹那農業生産区	庚午農業生産区
日宇那農業生産区	草津農業生産区
皆実農業生産区	似島農業生産区
己斐一部農業生産区	双葉農業生産区
己斐二部農業生産区	狐瓜木農業生産区
己斐三部農業生産区	千足農業生産区
己斐四部農業生産区	惣田農業生産区
己斐五部農業生産区	山根農業生産区
己斐六部農業生産区	数甲農業生産区
高須農業生産区	大上農業生産区
古江農業生産区	出江農業生産区

附 則
この規則は、昭和三十年四月十日から施行する。

広島市保育園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十年四月九日
広島市長職務代理者
広島市助役 高 山 一 三

広島市規則第十六号
広島市保育園条例施行細則の一部を改正規則
広島市保育園条例施行細則（昭和二十三年十月四日広島市規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の表に次の一項を加える。

戸 坂 保 育 園 六〇人

附 則
この規則は、昭和三十年四月十日から施行する。

告

示

広島市告示第二十六号

昭和三十年三月十六日市議会の議決を經た昭和二十九年年度広島市水道事業会計追加更正予算の要領は、次の通りである。この予算は、即日施行する。
昭和三十年三月十六日

昭和29年度広島市水道事業会計追加更正豫算

広島市長 浜 井 信 三

第1条 昭和29年度広島市水道事業会計追加更正予算は、以下に定めるところによる。
(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定を次のとおり追加更正する。

(科 目)	(既定予定額)	(追加更正予定額)	(計)	出
第1款 水道事業費	230,132,000円	0円	230,132,000円	
第1項 営業費用	103,096,000円	11,875,000円	114,971,000円	
第3項 一般管理費	77,818,000円	△1,650,000円	76,168,000円	
第4項 営業外費用	28,832,000円	1,650,000円	30,482,000円	
(資本的収入及び支出)				

第3条 資本的収入及び支出の予定を次のとおり追加更正する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,000,000円は、引継及び繰越剰余金6,000,000円よりその他中5,000,000円の減額を差引いた額で補てんするものとする。

(科 目)	(既定予定額)	(追加更正予定額)	(計)	入
第1款 資本的収入	247,885,000円	27,729,848円	275,584,848円	
第1項 企業債	227,800,000円	22,729,848円	250,529,848円	
第4項 財産売却収入	—	5,000,000円	5,000,000円	
第1款 資本的支出	309,074,000円	28,729,848円	337,803,848円	
第1項 改良費	16,130,000円	6,000,000円	22,130,000円	
第3項 拡張費	220,000,000円	22,729,848円	242,729,848円	

(前期損益修正)

第7条 前期損益修正予定額を次のとおりとする。

前期損益修正予定額

400,000円

広島市告示第27号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を経た昭和二十九年度広島市歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。
この予算は、即日施行する。

昭和三十年三月十七日

広島市長 浜 井 信 三

昭和二十九年 度 広 島 市 歳 入 出 予 算 追 加 更 正

歳 入

款 項	目	前回までの 累計額	追加更正 予算額	計	各 目 明 細		記
					節	金額	
2 地方交付税		99,398,000	△5,497,000	93,901,000			
1 地方交付税		99,398,000	△5,497,000	93,901,000			
	1 地方交付税		△5,497,000	△5,497,000	① 地方交付税	交付税	△5,497,000
11 雑 収 入		81,503,000	220,000,000	301,503,000			
6 雑 入		48,850,000	220,000,000	268,850,000			
	2 翌年度歳入 繰上充用金		220,000,000	220,000,000	① 繰上充用金	翌年度歳入 繰上充用金	220,000,000
12 市 債		445,000,000	△125,000,000	320,000,000			
1 市 債		445,000,000	△125,000,000	320,000,000			
	1 普通土木債	10,000,000	△10,000,000	—	① 普通土木債	土木費公債	△10,000,000

昭和三十年 4 月 20 日

歳 出

款 項	目	前回までの 累計額	追加更正 予算額	計	各 目 明 細		記
					節	金額	
4 保 健 衛 生 債		10,000,000	△10,000,000		① 保健衛生債	火 災 葬 場 公 債	△10,000,000
6 歳 入 欠 陥 補 償		280,000,000	△105,000,000	175,000,000	① 歳入欠陥 補償	歳 入 欠 陥 補 償	△105,000,000
3 出 資 金		630,000	5,000,000	5,630,000			
	1 投 資 及 び 金	630,000	5,000,000	5,630,000	① 投 資 及 び 金	出 資 金	5,000,000
17 諸 支 出 金		322,343,000	84,503,000	406,846,000			
4 特 別 会 計 出 金		195,830,000	89,641,000	285,471,000			
	1 他 会 計 出 金	195,830,000	89,641,000	285,471,000	① 他 会 計 出 金	特 別 会 計 出 金	89,641,000
7 雑 支 出		11,066,000	△5,138,000	5,928,000			
	3 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	10,702,000	△5,138,000	5,564,000	① 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	負 担 金	△5,138,000
歳 出 合 計		2,584,929,000	89,503,000	2,674,432,000			

昭和三十年 4 月 20 日

歳入出差引残金をし

款 項	目	前回の 累計額	追加更正 予算額	計	各 目 附 明 細			
					節	金額	附	記
1 建設費		901,711,000	5,556,000	907,267,000				
3 幹線街路費	1 事務費	163,000	△22,000	141,000	⑩ 消耗品費	△22,000	文具費	△22,000
	2 工事費	4,331,000	△600,000	3,731,000	⑨ 賃金	△11,000	人夫賃	△11,000
					⑫ 請負費	△564,000	幹線街路築造工事費	
					⑬ 原材料費	△23,000	諸資材費	△23,000
					⑭ 保険金	△2,000	保険料	△2,000
							労働者災害補償その他保険料	
4 補助街路費	1 事務費	10,759,000	622,000	11,381,000				
	2 工事費	390,000	22,000	412,000	⑩ 消耗品費	22,000	文具費	22,000
13 住宅建設費	2 工事費	10,369,000	600,000	10,969,000	⑫ 請負費	600,000	請負費	600,000
		147,005,000	5,556,000	152,561,000				
		145,925,000	5,556,000	151,481,000	⑫ 請負費	5,556,000	請負費	5,556,000
第一期下水道築造事業費 本年度支出額		91,058,000	—	91,058,000				
3 下水道築造費		45,000,000	—	45,000,000	⑩ 消耗品費	74,000	消耗機材費	74,000

歳 出	合 計	44,000,000	各 目 附 明 細				
			⑫ 委託料	△250,000	委託料	△250,000	
2 工事費	44,000,000	—	⑫ 請負費	7,135,000	請負費	7,135,000	非ノ工場築造その他工事費
			⑬ 原材料費	△2,290,000	諸資材費	△2,290,000	
			⑭ 施設費	△4,669,000	機械購入費	△4,669,000	
歳 出	合 計	1,085,372,000	5,556,000	1,090,928,000			

歳入出差引残金をなし

広島市告示第二十九号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を経た昭和三十年度広島市歳入川予算の要綱は次の通りである。
この予算は、四月一日より施行する。
昭和三十年三月十七日

昭和30年度広島市歳入出予算表

広島市長 浜 井 信 三

款 項	本年度予算額	前年度予算額	比 較		各 目 附 明 細				
			増	減	節	金額	附	明 細	
1 市 税	1,111,445,000	1,033,631,000	77,814,000	—					
1 普 通 税	1,104,731,000	1,028,728,000	76,003,000	—					
1 市 民 税	494,431,000	574,964,000	—	80,533,000	① 市 民 税	494,431,000	現年度割定分 過年度割定分	430,540,000 1,000 63,890,000	個人納税義務者88,585人 均等割1人につき400円 所得割295,984,000円 法人納税義務者3,267人 均等割1人につき1,800円 法人税割93,241,000円

2 固定資産税	387,787,000	342,277,000	45,510,000	—	①固定資産税	387,787,000	現年度調定分 過年度繰越分	358,200,000 1,000 29,586,000	土地10,034,334,000円の 1.4 100 家屋11,307,164,000円の 1.4 100 雑種雑産4,244,307,000円の 1.4 100
3 自動車荷車税	13,082,000	10,095,000	2,987,000	—	①自動車荷車税	13,082,000	現年度調定分 過年度繰越分	11,082,000 1,000 1,999,000	原動機付自転車 1,594台 1台につき 500円 原動機付自転車月割課税 分 1台につき 250円 その他の自転車45,690台 1台につき 200円 その他の自転車月割課税 分 1台につき 100円 荷程牛馬車173台 1台につき 800円 荷程大車15台 1台につき 400円 荷程小車及リヤカー 5台 1台につき 200円
4 市たばこ消費税	105,053,000	—	105,053,000	—	①市たばこ消費税	105,053,000	現年度調定分 過年度繰越分	105,051,000 1,000 1,000	たばこ売上額 1,208,086,000円の 10 115
5 電気ガス税	104,378,000	101,392,000	2,986,000	—	①電気ガス税	104,378,000	現年度調定分 過年度繰越分	104,376,000 1,000 1,000	電気料金883,440,000円の 10 ガス料金160,322,000円の 10 100
2 旧法による収入	6,714,000	4,903,000	1,811,000	—	①旧法による収入	6,714,000	過年度調定分 過年度繰越分	1,000 6,713,000	
1 旧法による収入	6,714,000	4,903,000	1,811,000	—	①旧法による収入	6,714,000	過年度調定分 過年度繰越分	1,000 6,713,000	

11才

2 地方交付税	100,000,000	226,613,000	—	126,613,000	—	126,613,000	—	126,613,000	—	—	—	—	—
1 地方交付税	100,000,000	226,613,000	—	126,613,000	—	126,613,000	—	126,613,000	—	—	—	—	—
1 地方交付税	100,000,000	226,613,000	—	126,613,000	①地方交付税	100,000,000	交付税	100,000,000	—	—	—	—	—
3 公企業及財産収入	39,724,000	20,954,000	18,770,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 基本財産収入	329,000	330,000	—	1,000	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—
2 罹災救助基金収入	3,000	3,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 罹災救助基金収入	3,000	3,000	—	—	①罹災救助基金収入	3,000	罹災救助基金収入	3,000	—	—	—	—	—
3 積立金収入	16,000	14,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 積立金収入	16,000	14,000	2,000	—	①積立金収入	16,000	公園改良資金収入 図書館資金収入 博覧会共進会開催資金収入 公営建築資金収入	2,000 3,000 1,000 10,000	—	—	—	—	—
4 財産収入	887,000	552,000	335,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 財産収入	887,000	552,000	335,000	—	①財産収入	887,000	土地賃料 建物賃料	804,000 83,000	—	—	—	—	—

11才

6 國庫支出金	506,196,000	490,611,000	15,585,000	—	—	—	—	—	—
1 國庫補助金	506,196,000	490,611,000	15,585,000	—	—	—	—	—	—
1 教育費補助	43,786,000	89,885,000	—	46,099,000	①教育費補助	43,786,000	—	—	—
2 厚生費補助	402,079,000	339,803,000	62,276,000	—	①厚生費補助	402,079,000	—	—	—
6 國庫支出金	506,196,000	490,611,000	15,585,000	—	—	—	—	—	—
1 國庫補助金	506,196,000	490,611,000	15,585,000	—	—	—	—	—	—
1 教育費補助	43,786,000	89,885,000	—	46,099,000	①教育費補助	43,786,000	—	—	—
2 厚生費補助	402,079,000	339,803,000	62,276,000	—	①厚生費補助	402,079,000	—	—	—
保健費補助	175,696,000	—	—	—	保健費補助	175,696,000	—	—	—
身體障害者更生施設事務費補助	1,104,000	—	—	—	身體障害者更生施設事務費補助	1,104,000	—	—	—
傷生保護相談所費補助	43,000	—	—	—	傷生保護相談所費補助	43,000	—	—	—
結核予防費補助	9,836,000	—	—	—	結核予防費補助	9,836,000	—	—	—
伝染病予防費補助	200,000	—	—	—	伝染病予防費補助	200,000	—	—	—
失業対策事業費補助	156,566,000	—	—	—	失業対策事業費補助	156,566,000	—	—	—
失業対策特別事業費補助	52,256,000	—	—	—	失業対策特別事業費補助	52,256,000	—	—	—
保健所費補助	6,301,000	—	—	—	保健所費補助	6,301,000	—	—	—
性病診療所費補助	15,000	—	—	—	性病診療所費補助	15,000	—	—	—
性病患者委託費補助	62,000	—	—	—	性病患者委託費補助	62,000	—	—	—

3 児童福祉費補助	22,857,000	25,744,000	—	2,887,000	①児童福祉費補助	22,857,000	—	—	—
4 災害復旧費補助	37,474,000	34,879,000	2,595,000	—	①災害復旧費補助	37,474,000	—	—	—
△土木費補助	—	300,000	—	300,000	△土木費補助	—	300,000	—	—
7 県支出金	31,678,000	20,986,000	10,692,000	—	—	—	—	—	—
1 県交付金	13,926,000	7,032,000	6,894,000	—	—	—	—	—	—
3 児童福祉費補助	22,857,000	25,744,000	—	2,887,000	①児童福祉費補助	22,857,000	—	—	—
4 災害復旧費補助	37,474,000	34,879,000	2,595,000	—	①災害復旧費補助	37,474,000	—	—	—
△土木費補助	—	300,000	—	300,000	△土木費補助	—	300,000	—	—
7 県支出金	31,678,000	20,986,000	10,692,000	—	—	—	—	—	—
1 県交付金	13,926,000	7,032,000	6,894,000	—	—	—	—	—	—
1 交付金	13,926,000	7,032,000	6,894,000	—	①交付金	13,926,000	—	—	—
保健所措置費補助 母子寮措置費補助	19,735,000	—	—	—	保健所措置費補助 母子寮措置費補助	19,735,000	—	—	—
昭和25年養生災害復旧費補助	19,557,000	—	—	—	昭和25年養生災害復旧費補助	19,557,000	—	—	—
昭和26年養生災害復旧費補助	15,283,000	—	—	—	昭和26年養生災害復旧費補助	15,283,000	—	—	—
昭和27年養生災害復旧費補助	275,000	—	—	—	昭和27年養生災害復旧費補助	275,000	—	—	—
昭和28年養生災害復旧費補助	1,719,000	—	—	—	昭和28年養生災害復旧費補助	1,719,000	—	—	—
昭和29年養生災害復旧費補助	640,000	—	—	—	昭和29年養生災害復旧費補助	640,000	—	—	—
外国人登録事務費交付金	150,000	—	—	—	外国人登録事務費交付金	150,000	—	—	—
火葬費補助金	4,000	—	—	—	火葬費補助金	4,000	—	—	—
県民税徴収取扱交付金	4,839,000	—	—	—	県民税徴収取扱交付金	4,839,000	—	—	—
収入証紙印刷交付金	158,000	—	—	—	収入証紙印刷交付金	158,000	—	—	—
乳児委託交付金	3,267,000	—	—	—	乳児委託交付金	3,267,000	—	—	—
養老施設児童委託交付金	3,000,000	—	—	—	養老施設児童委託交付金	3,000,000	—	—	—
住宅金融公庫事務取扱交付金	600,000	—	—	—	住宅金融公庫事務取扱交付金	600,000	—	—	—
食品関係費委託金	148,000	—	—	—	食品関係費委託金	148,000	—	—	—
可事務取扱交付金	36,000	—	—	—	可事務取扱交付金	36,000	—	—	—

2 県補助金	17,752,000	13,954,000	3,798,000					県教育委員補助金 県教育委員交付金 県教育委員補欠 選挙執行交付金	188,000	
1 教育費補助	20,000	20,000	—	—	—	—	—	学校統計調査費 補助	20,000	
2 厚生費補助	10,367,000	8,476,000	1,891,000	—	—	—	—	傷心重人等接産 費補助 妊娠産婦保誕指導 費補助 保護費補助 身体障害者福祉 費補助 結核予防費補助 福祉事務所費補助 人口動態調査費 補助 伝染病予防費補助 医療統計調査費 補助	140,000 42,000 597,000 456,000 1,305,000 525,000 30,000 7,252,000 20,000	
3 児童福祉費補助	2,856,000	3,126,000	—	270,000	—	—	—	保育所措置費補助 母子寮措置費補助	2,466,000 390,000	
4 調査費補助	3,292,000	904,000	2,388,000	—	—	—	—	統計調査費補助	3,292,000	
5 委員会費補助	582,000	702,000	—	120,000	—	—	—	農業委員会費補助	582,000	
6 勸業費補助	635,000	726,000	—	91,000	—	—	—	食糧配給事務費 等補助 造林事業費補助 有害動物防除 費補助	85,000 400,000 150,000	

8 寄附金	5,350,000	2,001,000	3,349,000	—	—	—	—			
1 寄附金	5,350,000	2,001,000	3,349,000	—	—	—	—			
1 一般寄附金	3,250,000	1,000	3,249,000	—	—	—	—	寄附金	3,250,000	
2 指定寄附金	2,100,000	2,000,000	100,000	—	—	—	—	寄附金	2,100,000	
9 繰入金	30,000,000	34,184,000	—	4,184,000	—	—	—			
1 繰入金	30,000,000	34,184,000	—	4,184,000	—	—	—			
1 他会計より繰入金	30,000,000	34,184,000	—	4,184,000	—	—	—	他会計より繰入金	30,000,000	30,000,000
10 繰越金	1,000	1,000	—	—	—	—	—			
1 前年度繰越金	1,000	1,000	—	—	—	—	—			
1 前年度繰越金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	前年度繰越金	1,000	1,000
11 雑収入	76,345,000	68,755,000	7,590,000	—	—	—	—			
1 納付金	4,079,000	4,344,000	—	265,000	—	—	—			
1 有給社員納付金	4,079,000	4,344,000	—	265,000	—	—	—	有給社員納付金	4,079,000	4,079,000
2 借入金	4,334,000	3,663,000	671,000	—	—	—	—			
1 借入金	500,000	300,000	200,000	—	—	—	—	借入金	500,000	500,000
2 借入金	3,834,000	3,363,000	471,000	—	—	—	—	借入金	3,834,000	2,000,000

									土木及下水道工事委託費 私用電話料	1,000,000 834,000
3 物品売却代金	3,509,000	6,282,000	—	2,773,000					農産物売却代金 不用品売却代金 生産品その他売却代金	300,000 3,131,000 78,000
1 物品売却代金	3,509,000	6,282,000	—	2,773,000	①物品売却代金	3,509,000				
4 利子	2,856,000	2,368,000	488,000	—						
1 利子	2,856,000	2,368,000	488,000	—	①利子	2,856,000	利子			2,856,000
5 市税延滞金	8,784,000	1,120,000	7,664,000	—						
1 市税延滞金	8,784,000	1,120,000	7,664,000	—	①市税延滞金	8,784,000	市税延滞金 市税延滞加算金			6,696,000 2,088,000
6 雑入	48,053,000	47,278,000	775,000	—						
1 雑入	47,752,000	47,278,000	474,000	—	①雑入	47,752,000	市有物件災害共済会収入 建物その他貸料 患者賠償その他 委託患者賠償その他 の他長入 保険料立替長入 貸付金戻入 雑入			1,000 2,109,000 1,274,000 687,000 8,580,000 35,100,000 1,000
2 繰替金収入	301,000	—	301,000	—	①繰替金収入	301,000	繰替金収入			301,000
7 過年度収入	4,730,000	3,700,000	1,030,000	—						

1 過年度収入	4,730,000	3,700,000	1,030,000	—	①過年度収入	4,730,000	過年度収入			4,730,000
12 市債	209,000,000	197,400,000	11,600,000	—						
1 市債	209,000,000	197,400,000	11,600,000	—						
1 消防債	6,000,000	—	6,000,000	—	①消防債	6,000,000	消防施設整備費 公債			6,000,000
2 教育債	49,000,000	104,000,000	—	55,000,000	①教育債	49,000,000	学校整備費公債			49,000,000
3 社会労働施 設債	88,000,000	66,000,000	22,000,000	—	①社会労働 施設債	88,000,000	失業対策事業費 公債 失業対策特別事 業費公債			70,000,000 18,000,000
4 保健衛生債	48,000,000	—	48,000,000	—	①保健衛生債	48,000,000	七音場建設費公 債 火葬場建設費公 債			38,000,000 10,000,000
5 災害復旧債	18,000,000	17,400,000	600,000	—	①災害復旧債	18,000,000	復旧費公債			18,000,000
△普通土木債	—	10,000,000	—	10,000,000						
歳入合計	2,290,372,000	2,252,393,000	37,979,000	—						

歳 出

款 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		各 目		附 明 細 記
			増	減	金額		
1 観 念 費	30,192,000	30,838,000	—	646,000			
1 市 課 公 費	30,192,000	30,838,000	—	646,000			

1 職員報酬	10,660,000	10,352,000	308,000	—	①報 酬	10,660,000	職員報酬	360,000	月30,000円	38人分
2 職員費	4,660,000	4,468,000	192,000	—	②史 員 給 料	3,432,000 1,228,000	局長報酬 局長職員給料	312,000 9,988,000	月26,000円 月22,000円	1人分 16人分 11人分
3 諸 手 当	3,832,000	4,955,000	—	1,123,000	⑤職 員 手 当	3,832,000	臨時給手当 超過勤務手当 退職手当	3,639,000 192,000 1,000		
4 旅 費	7,164,000	7,024,000	140,000	—	⑦旅 費	7,164,000	旅費	4,984,000		
5 交 際 費	2,000,000	2,000,000	—	—	⑩交 際 費	2,000,000	交際費	500,000		
6 需 用 費	1,687,000	1,868,000	—	181,000	⑪消 耗 品 費 ⑫燃 料 費 ⑬食 糧 費 ⑭印刷製本費 ⑮通信運搬費 ⑯借料及損料 ⑰備 品 費	358,000 150,000 320,000 171,000 40,000 70,000 578,000	文具材料費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 自動車その他借上料 庁用器書具具費	202,000 156,000 150,000 320,000 171,000 40,000 70,000 498,000 80,000		
7 負担金補助 及交付金	189,000	171,000	18,000	—	⑱負担金補助 及交付金	189,000	負担金	189,000	全国議長その他負担金	
2 役 所 費	379,471,000	380,238,000	—	767,000			市長役員給料 長役員給料 市助収入事務技	960,000 1,488,000 584,000 95,130,000 29,784,000	月80,000円 月62,000円 月48,600円 月15,101円 月17,000円	2人分 1人分 525人分 146人分
1 役 所 費	318,864,000	328,808,000	—	9,944,000						
1 職 員 費	182,965,000	174,634,000	8,331,000	—	②史 員 給	127,946,000				

2 諸 手 当	78,807,000	102,369,000	—	23,562,000	③職 員 手 当	75,179,000	臨時給手当 超過勤務手当 特殊勤務手当 災害職員手当 退職手当 委員手当 職手当	59,444,000 11,316,000 2,418,000 1,000 2,000,000 691,000 2,937,000		
3 旅 費	5,570,000	6,485,000	—	915,000	③旅 費	5,570,000	費用 普通旅費 市内出張旅費	252,000 2,304,000 3,014,000		
4 報 償 費	220,000	1,000	219,000	—	③報 償 費	220,000	謝金及賞与金	220,000		
5 貸 金	25,151,000	14,680,000	10,471,000	—	⑨貸 金	25,151,000	臨時職員給料	25,151,000	1人260円延96,734人分	
6 交 際 費	3,700,000	3,700,000	—	—	⑩交 際 費	3,700,000	市長交際費	1,300,000 2,400,000		
7 諸 用 費	22,451,000	26,939,000	—	4,488,000	⑪消 耗 品 費 ⑫燃 料 費 ⑬食 糧 費 ⑭印刷製本費 ⑮通信運搬費 ⑯借料及損料 ⑰委 託 料 ⑱修 繕 費 ⑲備 品 費 ⑳原 材 料 費	5,527,000 665,000 650,000 1,589,000 1,782,000 6,122,000 94,000 81,000 1,000 3,500,000 2,140,000 300,000	文具材料費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 その他借上料 委託料 修繕費 備品費 庁舎補修その他工事費	4,347,000 330,000 850,000 665,000 650,000 1,589,000 1,782,000 6,122,000 94,000 81,000 1,000 3,500,000 1,940,000 200,000 300,000		

5 備用費	19,000	22,000	—	3,000	①消耗品費 ②食糧費 ③通信運搬費 ④備品費	3,000 5,000 1,000 10,000	文具糧運搬器具費 食糧運搬器具費 通信運搬器具費 印刷器具費	3,000 5,000 1,000 5,000	
6 負担金補助及び交付金	4,000	—	4,000	—	⑤負担金補助及び交付金	4,000	負担金	4,000	広島県安部公平委員会協賛委員会負担金
4 消防費	102,437,000	281,262,000	—	178,825,000					
1 消防費	94,901,000	87,494,000	7,407,000	—					
1 職員費	50,015,000	48,204,000	1,811,000	—	②実員給 ③給料	48,899,000 1,116,000	消防長員給 消防吏員給 事務吏員給 技師員給 雇員給	532,000 47,981,000 182,000 204,000 1,116,000	月44,300円 1人分 月13,600円 294人分 月15,100円 1人分 月17,000円 1人分 月9,300円 10人分
2 諸手当	21,174,000	19,824,000	1,350,000	—	⑤職員手当	21,163,000	与臨時給務手当 超勤勤務手当 特殊勤務手当 災害補償手当 退職手当	14,426,000 5,589,000 1,146,000 1,000 1,000	
3 旅費	624,000	754,000	—	130,000	⑥雑手当 ⑦旅費	11,000 623,000	委員手当 普通旅費	11,000 624,000	
4 報償費	44,000	36,000	8,000	—	⑧報償費	44,000	勲金及び褒賞	5,000 39,000	
5 交際費	100,000	100,000	—	—	⑩交際費	100,000	局長交際費	100,000	
					⑪消耗品費 ⑫燃料費 ⑬食糧費 ⑭印刷製本費 ⑮光熱水料	4,435,000 1,900,000 150,000 140,000 1,500,000	文具搬送費 被服材料費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水料	280,000 3,202,000 953,000 1,900,000 150,000 140,000	

6 需用費	21,315,000	16,790,000	4,525,000	—	⑭通信運搬費 ⑮広告費 ⑯借料及損料 ⑰委託料 ⑱修繕費 ⑲請負費 ⑳船舶費	1,382,000 30,000 70,000 82,000 1,650,000 5,316,000 4,530,000	通信運搬費用料 警察電話使用料 広土地その他借上料 委託料 修繕費 請負費 行用器具費 印刷器具費 燃料費	728,000 654,000 30,000 70,000 82,000 1,650,000 5,316,000 4,450,000 80,000 30,000 100,000	出張所補修その他工事費
7 施設費	1,000	—	1,000	—	⑳施設費	1,000	土地購入費	1,000	
8 負担金補助及び交付金	1,628,000	1,786,000	—	158,000	⑲負担金補助及び交付金	1,628,000	負担金	1,504,000	全国都市消防長連絡会その他負担金 警察共済組合交付金
2 消防団費	7,536,000	9,338,000	—	1,802,000					
1 職員費	653,000	629,000	42,000	—	⑳給料	653,000	常置消防員給	653,000	月13,600円 4人分
2 諸手当	2,655,000	2,630,000	25,000	—	㉑職員手当 ㉒雑手当	415,000 2,240,000	臨時給務手当 超勤勤務手当 嘱託手当 副団長手当 副分団長手当 副分団長手当 班員手当 団員手当 出災害補償費	381,000 34,000 198,000 6,000 18,000 108,000 82,000 135,000 932,000 760,000 1,000	年6,000円 1人分 年4,500円 4人分 年3,000円 36人分 年2,400円 34人分 年850円 158人分 年800円 1,164人分
3 旅費	42,000	42,000	—	—	㉓旅費	42,000	普通旅費	42,000	
					㉔消耗品費	697,000	文具搬送費 被服材料費	20,000 637,000	

4 需用費	4,116,000	5,406,000	—	1,290,000	⑩燃料費 ⑪食糧費 ⑫光熱水料 ⑬借料及損料 ⑭修繕費 ⑮備品費	487,000 257,000 64,000 10,000 500,000 2,101,000	燃料費 食糧費 水料 他借上 料 修繕費 器具費 園費	487,000 217,000 40,000 64,000 10,000 500,000 2,100,000 1,000	日本消防協会その他負担金
5 負担金補助 及交付金	70,000	626,000	—	556,000	⑯負担金補助 及交付金	70,000	負担金	70,000	日本消防協会その他負担金
△報 償 費	—	5,000	—	5,000					
△警 察 費	—	184,430,000	—	184,430,000					
5 土 木 費	71,631,000	70,807,000	824,000	—					
1 道 路 維 修 費	43,003,000	55,540,000	—	12,537,000					
1 賃 金	2,582,000	2,781,000	—	199,000	⑰賃 金	2,582,000	人 夫 賃 賃	2,582,000	1人385円 延6,706人分
2 需 用 費	34,754,000	50,649,000	—	15,895,000	⑱消耗品費 ⑲燃料費 ⑳印刷製本費 ㉑光熱水料 ㉒借料及損料 ㉓委託託料 ㉔修繕費 ㉕請負費 ㉖備品費 ㉗原材料費	80,000 195,000 1,000 110,000 105,000 1,000 350,000 30,586,000 68,000 3,258,000	具 材 費 機 材 費 燃 料 費 印 刷 費 水 料 他 借 上 料 託 料 修 繕 費 請 負 費 器 具 費 器 材 費	35,000 46,000 195,000 1,000 110,000 105,000 1,000 350,000 30,586,000 38,000 30,000	道路補修工事費
3 施 設 費	3,591,000	1,650,000	1,941,000	—	⑳施 設 費	3,591,000	士 地 其 他 購 入 費	3,591,000	
4 補 償 金 及 補 償 費	2,000,000	400,000	1,600,000	—	㉑補 償 金 及 補 償 費	2,000,000	補 償 金	2,000,000	

5 負担金補助 及交付金	9,000	9,000	—	—	㉒負担金補助 及交付金	9,000	負 担 金	9,000	日本道路協会その他負担金
6 保 險 金	67,000	51,000	16,000	—	㉓保 險 金	67,000	保 險 料	67,000	労働者災害補償その他保険料
2 橋 梁 維 修 費	13,289,000	10,706,000	2,583,000	—					
1 賃 金	364,000	390,000	—	26,000	⑲賃 金	364,000	人 夫 賃 賃	364,000	1人260円 延1,400人分
2 需 用 費	9,863,000	10,310,000	—	447,000	⑳消耗品費 ㉑印刷製本費 ㉒光熱水料 ㉓修繕費 ㉔請負費 ㉕備品費 ㉖原材料費	14,000 1,000 497,000 50,000 8,300,000 1,000 1,000,000	具 材 費 機 材 費 燃 料 費 印 刷 費 水 料 修 繕 費 請 負 費 器 具 費 器 材 費	10,000 4,000 1,000 497,000 50,000 8,300,000 1,000 1,000,000	橋梁補修工事費
3 負 担 金 補 助 及 交 付 金	3,054,000	1,000	3,053,000	—	㉗負担金補助 及交付金	3,054,000	負 担 金	3,054,000	旭橋梁設工事負担金
4 保 險 金	8,000	5,000	3,000	—	㉘保 險 金	8,000	保 險 料	8,000	労働者災害補償その他保険料
3 河 川 維 修 費	1,055,000	1,005,000	50,000	—					
1 需 用 費	1,000,000	1,000,000	—	—	㉙請 負 費	1,000,000	請 負 費	1,000,000	河川補修工事費
2 負 担 金 補 助 及 交 付 金	55,000	5,000	50,000	—	㉚負担金補助 及交付金	55,000	負 担 金	55,000	日本河川協会その他負担金
4 港 灣 維 修 費	14,184,000	3,174,000	11,010,000	—					
1 賭 手 当	14,000	14,000	—	—	㉛賭 手 当	14,000	委 員 手 当	14,000	
2 需 用 費	8,089,000	1,530,000	6,559,000	—	㉜消耗品費 ㉝燃料費 ㉞食糧費 ㉟印刷製本費 ㊱光熱水料 ㊲通信運搬費 ㊳借料及損料 ㊴委託託料	5,000 15,000 4,000 8,000 50,000 45,000 304,000 1,000	具 材 費 機 材 費 燃 料 費 食 糧 費 印 刷 費 水 料 費 通 信 運 搬 費 他 借 上 料 費	4,000 1,000 15,000 4,000 8,000 50,000 45,000 304,000 1,000	

3 負担金補助 及交付金	6,081,000	1,614,000	4,467,000	—	—	—	—	⑨負担金補助 及交付金	6,081,000	請用器具費	7,650,000	7,000	7,650,000	港灣補修その他工事費
△旅費	—	16,000	—	16,000	—	—	—	—	—	負担金	—	—	—	—
5 河川改修事 業費	100,000	382,000	—	282,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 負担金補助 及交付金	100,000	382,000	—	282,000	—	—	—	⑨負担金補助 及交付金	100,000	負担金	100,000	100,000	100,000	大田川改修促進協議会 負担金
6 教育費	313,532,000	374,486,000	—	60,954,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 教育委員会 費	58,442,000	57,593,000	849,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 委員報酬	641,000	636,000	5,000	—	—	—	—	①報酬	641,000	委員報酬	641,000	641,000	641,000	月12,000円 4人分 月5,000円 1人分
2 職員費	41,885,000	41,473,000	412,000	—	—	—	—	②吏員給 給	12,311,000	給	666,000	666,000	666,000	月55,500円 1人分 月19,800円 48人分 月10,000円 2人分 月9,300円 265人分
3 諸手当	14,143,000	13,305,000	838,000	—	—	—	—	③給料	29,574,000	給料	29,574,000	29,574,000	29,574,000	—
4 旅費	657,000	654,000	3,000	—	—	—	—	①旅費	657,000	臨時勤務手当 超過勤務手当 災害補償 退職手当	327,000 330,000	327,000 330,000	327,000 330,000	—
5 報償費	1,000	—	1,000	—	—	—	—	③報償費	1,000	酬金及賞与金	1,000	1,000	1,000	—
6 賃金	364,000	234,000	130,000	—	—	—	—	⑨賃金	364,000	臨時雇員給 教育委員会 臨時雇員給	364,000	364,000	364,000	1人260円 延1,400人分
7 交際費	260,000	260,000	—	—	—	—	—	⑩交際費	260,000	交際費	260,000	260,000	260,000	—
										消耗品費	130,000	90,000	40,000	—

8 需用費	491,000	1,029,000	—	538,000	—	—	—	⑫燃料費 ⑬食糧費 ⑭印刷費 ⑮通信運搬費 ⑯備品費	50,000 26,000 145,000 30,000 110,000	燃料費 食糧費 印刷費 通信運搬費 備品費	50,000 26,000 145,000 30,000 80,000 30,000	50,000 26,000 145,000 30,000 80,000 30,000	—	—
△保險金	—	2,000	—	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 小学校費	42,787,000	40,872,000	1,915,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 諸手当	7,868,000	8,332,000	—	464,000	—	—	—	⑤職員手当 ⑥雑手当	3,836,000 4,032,000	超過勤務手当 嘱託事 次事 婦人手当	3,836,000 672,000	3,836,000 672,000	3,836,000 672,000	—
2 賃金	210,000	180,000	30,000	—	—	—	—	⑨賃金	210,000	臨時雇員給	210,000	210,000	210,000	1人260円 延807人分
3 需用費	34,706,000	32,357,000	2,349,000	—	—	—	—	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫食糧費 ⑬光熱水料 ⑭通信運搬費 ⑮借料及損料 ⑯委託負 ⑰請負品 ⑱原材	6,836,000 120,000 40,000 5,698,000 1,887,000 72,000 100,000 6,800,000 12,503,000 650,000	文具材料費 燃料費 食糧費 光熱水料 通信運搬費 借料及損料 委託負 請負品 原材	6,836,000 182,000 120,000 40,000 5,698,000 1,887,000 72,000 6,800,000 12,363,000 140,000 650,000	6,836,000 182,000 120,000 40,000 5,698,000 1,887,000 72,000 6,800,000 12,363,000 140,000 650,000	—	小学校補修工事費
4 保險金	3,000	2,000	1,000	—	—	—	—	⑬保險金	3,000	保險料	3,000	3,000	3,000	労働者災害補償保険料
△旅費	—	1,000	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 中学校費	20,590,000	22,237,000	—	1,647,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 諸手当	1,970,000	2,722,000	—	752,000	—	—	—	⑤職員手当 ⑥雑手当	1,534,000 436,000	超過勤務手当 嘱託事 次事 婦人手当	1,534,000 436,000	1,534,000 436,000	1,534,000 436,000	—
2 賃金	105,000	90,000	15,000	—	—	—	—	⑨賃金	105,000	臨時雇員給	105,000	105,000	105,000	1人260円 延403人分

3 雜 用 費	18,513,000	19,423,000	—	910,000	①消耗品費 ②燃料費 ③食糧水料 ④通信運搬費 ⑤借料及損料 ⑥委託負費 ⑦詰詰負費 ⑧原材料費	3,154,000 120,000 16,000 2,820,000 929,000 183,000 30,000 2,829,000 8,092,000 340,000	具材費 燃料費 食糧水料 通信運搬費 土地その他借上料 委託負費 詰詰負費 原器材費	3,070,000 84,000 120,000 16,000 2,820,000 929,000 183,000 30,000 2,829,000 8,036,000 56,000 340,000	労働者災害補償保険料 中学校補修工事費
4 保 險 金	2,000	1,000	1,000	—	⑨保險金	2,000	保 險 料	2,000	労働者災害補償保険料
△旅 費	—	1,000	—	1,000					
4 高等学校費	43,534,000	42,856,000	678,000	—					
1 職 員 費	22,975,000	23,186,000	—	211,000	⑩吏員給 ⑪給 料	21,635,000 1,340,000	校長俸給 職員俸給 事務職員給 雇 員 給	881,000 18,942,000 1,812,000 1,340,000	月36,700円 2人分 月20,500円 77人分 月15,100円 10人分 月9,300円 12人分
2 諸 手 当	13,714,000	12,941,000	773,000	—	⑫職員手当 ⑬雑手当	12,611,000 1,103,000	臨時給 超過勤務手当 災害職手当 退職手当	12,061,000 548,000 1,000 1,000	
3 旅 費	150,000	120,000	30,000	—	⑭旅 費	150,000	普 道 旅 費	150,000	
4 報 償 費	127,000	124,000	3,000	—	⑮報 償 費	127,000	謝金及賞与金	127,000	
					⑯消耗品費 ⑰燃料費	521,000 48,000	文 具 費 消耗機材料費	475,000 46,000 48,000	

目次

5 需 用 費	6,568,000	6,485,000	83,000	—	⑱食糧費 ⑲光熱水料 ⑳通信運搬費 ㉑借料及損料 ㉒委託負費 ㉓詰詰負費 ㉔備品費 ㉕原材料費	5,000 1,626,000 300,000 940,000 12,000 850,000 2,066,000 200,000	食 料 費 光熱水料費 通信運搬費 土地その他借上料 委託負費 詰詰負費 備品費 原器材費	5,000 1,626,000 300,000 940,000 12,000 850,000 1,906,000 160,000 200,000	高等学校補修工事費
5 図 書 館 費	5,729,000	3,819,000	1,910,000	—					
1 職 員 費	2,196,000	1,918,000	278,000	—	⑳吏員給 ㉑給 料	1,526,000 670,000	長 俸 給 事務職員給 雇 員 給	341,000 1,185,000 670,000	月28,400円 1人分 月14,100円 7人分 月9,300円 6人分
2 諸 手 当	1,198,000	966,000	232,000	—	㉒職員手当	1,198,000	臨 時 給 超過勤務手当 退 職 手 当	677,000 220,000 1,000	
3 旅 費	60,000	64,000	—	4,000	㉓旅 費	60,000	普 通 旅 費	60,000	
4 需 用 費	2,275,000	871,000	1,404,000	—	㉔消耗品費 ㉕燃料費 ㉖印刷製本費 ㉗光熱水料 ㉘通信運搬費 ㉙詰詰負費 ㉚備品費 ㉛原材料費	25,000 25,000 25,000 100,000 200,000 100,000 150,000 1,650,000 25,000	文 具 費 消耗機材料費 燃料費 印刷製本費 光熱水料費 通信運搬費 詰詰負費 備品費 原器材費	20,000 5,000 25,000 100,000 200,000 100,000 150,000 950,000 700,000 25,000	図書館補修その他工事費
6 公 民 館 費	2,090,000	2,908,000	—	818,000					
1 職 員 費	792,000	767,000	25,000	—	㉜吏員給 ㉝給 料	680,000 112,000	館 長 俸 給 事務職員給	341,000 339,000 112,000	月28,400円 1人分 月14,100円 2人分 月9,300円 1人分

目次

2 諸手当	321,000	755,000	—	434,000	⑥職員手当	321,000	臨時給与 超過勤務手当 退職手当	268,000 52,000 1,000	
3 旅費	40,000	50,000	—	10,000	⑦旅費	40,000	普通旅費	40,000	
4 報償費	60,000	92,000	—	32,000	⑧報償費	60,000	謝金及賞与 臨時雇員給 金	60,000	
5 貸金	95,000	17,000	78,000	—	⑨貸金	95,000	1人260円 延365人分	95,000	
6 需用費	782,000	1,227,000	—	445,000	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫印刷製本費 ⑬光熱水料 ⑭通信運搬費 ⑮広告料 ⑯借料及損料 ⑰請負費 ⑱備品費 ⑳原材料費	35,000 25,000 80,000 120,000 78,000 15,000 114,000 50,000 205,000 60,000	20,000 15,000 25,000 80,000 120,000 78,000 15,000 114,000 50,000 200,000 5,000 60,000	公民館補修工事費	
7 社会教育費	3,670,000	3,132,000	538,000	—					
1 諸手当	474,000	474,000	—	—	⑩雑手当	474,000	管理託人 手当	12,000 462,000	
2 旅費	478,000	525,000	—	47,000	⑪旅費	478,000	舟旅費	245,000 233,000	
3 報償費	791,000	776,000	15,000	—	⑫報償費	791,000	謝金及賞与 金	670,000 121,000	
4 貸金	2,000	2,000	—	—	⑬賃金	2,000	人夫賃	2,000	1人260円延7人分
					⑭消耗品費 ⑮燃料費 ⑯食糧費	153,000 23,000 44,000	文具材料費 燃料費 食糧費	120,000 33,000 23,000 44,000	

5 需用費	1,925,000	1,355,000	570,000	—	⑩印刷製本費 ⑪光熱水料 ⑫通信運搬費 ⑬広告料 ⑭借料及損料 ⑮修繕費 ⑯請負費 ⑰備品費 ⑱原材料費	127,000 256,000 87,000 80,000 223,000 5,000 564,000 362,000 1,000	印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 広告料 会場その他借上 料 修繕費 請負費 器具費 図書費	127,000 256,000 87,000 80,000 223,000 5,000 564,000 354,000 8,000 1,000	児童文化会館補修工事費
8 研究諸費	3,902,000	3,755,000	147,000	—					
1 諸手当	60,000	50,000	10,000	—	⑩雑手当	60,000	嘱託手当	60,000	
2 旅費	483,000	422,000	61,000	—	⑪旅費	483,000	普通旅費	483,000	
3 報償費	2,699,000	2,561,000	128,000	—	⑫報償費	2,699,000	謝金及び賞与 金	2,649,000 50,000	
4 需用費	660,000	722,000	—	62,000	⑬消耗品費 ⑭印刷製本費 ⑮借料及損料 ⑯備品費	50,000 400,000 10,000 200,000	文具材料費 印刷製本費 会場その他借上 料	50,000 400,000 10,000 200,000	
9 保健体育費	5,002,000	—	5,002,000	—					
1 諸手当	12,000	—	12,000	—	⑩雑手当	12,000	嘱託手当	12,000	
2 旅費	80,000	—	80,000	—	⑪旅費	80,000	普通旅費	80,000	
3 報償費	51,1000	—	511,000	—	⑫報償費	511,000	謝金及賞与 金	434,000 77,000	
4 貸金	24,000	—	24,000	—	⑬賃金	24,000	人夫賃	24,000	1人260円延92人分
					⑭消耗品費 ⑮燃料費 ⑯食糧費 ⑰印刷製本費	240,000 109,030 2,000 48,000	文具材料費 燃料費 食糧費 印刷製本費	78,000 162,000 109,000 2,000 48,000	

6 負担金補助 及交付金	90,000	90,000	—	—	⑨負担金補助 及交付金	90,000	負担 成 金	10,000 80,000	中国地区都市連絡協議会 負担金 日原労働厚生会助成金 労竹者災害補償その他保 険料
7 保 險 金	15,893,000	17,116,000	—	1,223,000	⑩保 險 金	15,893,000	保 險 料	15,893,000	
7 別事業特 失業対策費	90,630,000	—	90,630,000	—	—	—	—	—	
1 許 手 当	660,000	—	—	—	⑤職 員 手 当	660,000	超過勤務手当 特殊勤務手当 退職手当	639,000 20,000 1,000	
2 旅 費	50,000	—	50,000	—	④旅 費	50,000	普 通 旅 費	50,000	
3 報 償 費	34,000	—	—	—	⑧報 償 費	34,000	報 勞 災 補 償 金 費	7,000 27,000	
4 貸 金	42,205,000	—	—	—	⑨貸 金	42,205,000	臨 時 雇 員 給 貸	3,165,000 39,040,000	1人260円延 2,400人分 1人423円延 6,007人分 1人320円延122,000人分
5 需 用 費	44,728,000	—	44,728,000	—	⑪消耗品費 ⑫燃料費 ⑬食糧費 ⑭印刷製本費 ⑮光熱水料 ⑯借料及送料 ⑰委託料 ⑱修繕料 ⑲備品費 ⑳原材料料費	449,000 92,000 50,000 25,000 50,000 25,000 20,000 61,000 1,256,000 42,700,000	文 具 費 消 耗 機 材 費 燃 料 費 食 糧 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 料 自 動 車 其 他 借 料 上 委 託 料 工 事 用 器 具 費 工 事 用 器 材 費	64,000 385,000 92,000 50,000 25,000 50,000 25,000 20,000 61,000 67,000 1,189,000 42,700,000	
6 保 險 金	2,953,000	—	—	—	⑯保 險 金	2,953,000	保 險 料	2,053,000	労竹者災害補償その他保 険料
8 養 老 院 費	3,270,000	3,053,000	217,000	—	—	—	—	—	
1 報 償 費	4,000	4,000	—	—	⑧報 償 費	4,000	謝 金 及 賞 与 金	4,000	
2 扶 助 費	10,000	10,000	—	—	⑯扶 助 費	10,000	一 時 扶 助 費	10,000	

3 需 用 費	3,255,000	3,038,000	217,000	—	⑪消耗品費 ⑫燃料費 ⑬食糧費 ⑭印刷製本費 ⑮光熱水料 ⑯通信運搬費 ⑰修繕料費 ⑱請負品費 ⑲備品費 ⑳原材料料費	149,000 350,000 2,075,000 4,000 150,000 6,000 5,000 360,000 103,000 53,000	文 具 費 消 耗 機 材 費 燃 料 費 食 糧 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 料 通 信 運 搬 料 費 修 繕 料 費 請 負 品 費 備 品 費 原 材 料 費	4,000 100,000 45,000 350,000 2,075,000 4,000 150,000 6,000 5,000 360,000 100,000 3,000 50,000 3,000	養 老 院 補 修 其 他 工 事 費
4 負担金補助 及交付金	1,000	1,000	—	—	⑯負担金補助 及交付金	1,000	負 担 金	1,000	全 国 養 老 事 業 協 会 負 担 金
9 保 養 院 費	2,195,000	2,511,000	—	316,000	—	—	—	—	
1 報 償 費	1,000	1,000	—	—	⑧報 償 費	1,000	謝 金 及 賞 与 金	1,000	
2 需 用 費	2,191,000	2,508,000	—	317,000	⑪消耗品費 ⑫燃料費 ⑬食糧費 ⑭印刷製本費 ⑮光熱水料 ⑯通信運搬費 ⑰委託料 ⑱修繕料 ⑲備品費 ⑳原材料料費	75,000 250,000 1,281,000 15,000 56,000 5,000 1,000 4,000 100,000 104,000 300,000	文 具 費 消 耗 機 材 費 燃 料 費 食 糧 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 料 通 信 運 搬 料 費 委 託 料 費 修 繕 料 費 請 負 品 費 備 品 費 原 材 料 費	5,000 40,000 30,000 250,000 1,281,000 15,000 56,000 5,000 1,000 4,000 100,000 100,000 4,000 300,000	保 養 院 補 修 工 事 費

3 負担金補助 及交付金	3,000	2,000	1,000	—	—	3,000	負担金	3,000	広島県済産給食会負担金
10 施設建設費	3,034,000	3,282,000	—	248,000	—	—	—	—	—
1 諸手当	36,000	36,000	—	—	—	36,000	嘱託手当	36,000	—
2 旅費	20,000	24,000	—	4,000	—	20,000	普通旅費	20,000	—
3 報償費	24,000	24,000	—	—	—	24,000	謝金及賞与金	24,000	—
4 扶助費	201,000	200,000	1,000	—	—	201,000	教育時扶助費	179,000 22,000	—
5 需用費	2,750,000	2,998,000	—	248,000	—	—	文具 衣服 被服 消耗材料 燃料 給食 印刷製本 印刷製本 光熱水料 通信運搬費 借料及損料 修繕費 請負 贈品 原材材料費	8,000 324,000 150,000 8,000 341,000 1,373,000 4,000 94,000 40,000 17,000 18,000 240,000 100,000 20,000 8,000 5,000	養護施設補修その他工事費
6 負担金補助 及交付金	3,000	—	3,000	—	—	3,000	負担金	3,000	県下施設長会負担金
11 保育所長	11,993,000	8,460,000	3,533,000	—	—	—	—	—	—
1 諸手当	1,320,000	1,002,000	318,000	—	—	1,320,000	嘱託手当 炊事婦手当	228,000 1,092,000	—
2 旅費	160,000	20,000	140,000	—	—	160,000	普通旅費	160,000	—

片長

4 負担金補助 及交付金	53,000	54,000	—	1,000	—	53,000	負担金	53,000	保育連盟負担金
12 児童福祉費	30,886,000	31,380,000	—	494,000	—	—	—	—	—
1 需用費	115,000	58,000	57,000	—	—	—	文具 消耗材料 印刷製本 印刷製本 その他 スベーカー 借上料	2,000 4,000 34,000 5,000 70,000	—
2 負担金補助 及交付金	30,771,000	31,312,000	—	541,000	—	30,771,000	児童福祉施設費	30,771,000	—
△ 旅費	—	10,000	—	10,000	—	—	—	—	—
13 母子炊費	491,000	784,000	—	293,000	—	—	—	—	—
1 諸手当	8,000	8,000	—	—	—	8,000	嘱託手当	8,000	—
2 報償費	2,000	2,000	—	—	—	2,000	謝金及び貸与金	2,000	—
						5,000	文具 消耗材料 燃料	5,000 4,000	—
						4,000	燃料	4,000	—

片長

3 需用費	480,000	774,000	—	294,000	③食糧費 ④光熱水料 ⑤燃料及燃料 ⑥修繕材料 ⑦積貯費 ⑧備品費 ⑨原材料費	3,000 247,000 68,000 5,000 130,000 14,000 4,000	食糧費 熱水料 土地の他 修繕材料 積貯費 器具費 印刷器費	3,000 247,000 68,000 5,000 130,000 10,000 4,000	母子寮補修その他工事費
4 負担金補助 及び交付金	1,000	—	1,000	—	⑩負担金補助 及び交付金	1,000	負担金	1,000	広島県母子寮研究会その他負担金
14 乳児院費	1,611,000	1,547,000	64,000	—	⑪消耗品費 ⑫燃料費 ⑬食料費 ⑭印刷製本費 ⑮光熱水料 ⑯通信運搬費 ⑰借料及租料 ⑱委託託料 ⑲修繕材料 ⑳積貯費 ㉑備品費 ㉒原材料費	4,000 100,000 40,000 125,000 967,000 3,000 132,000 3,000 1,000 1,000 1,000 110,000 57,000 65,000	器具費 燃料費 食料費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 自動車その他借料 委託託料 修繕材料 積貯費 器具費 印刷器費	4,000 100,000 40,000 125,000 967,000 3,000 132,000 3,000 1,000 1,000 110,000 54,000 3,000 65,000	浴室報築その他工事費
2 負担金補助 及び交付金	2,000	2,000	—	—	⑳負担金補助 及び交付金	2,000	負担金	2,000	全国乳児院協会負担金
15 産院費	1,644,000	1,727,000	—	83,000	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫食糧費	4,000 20,000 30,000 135,000 622,000	器具費 燃料費 食糧費 印刷器費 印刷器者	4,000 20,000 30,000 135,000 622,000	

1 需用費	1,642,000	1,725,000	—	83,000	⑩印刷製本費 ⑪光熱水料 ⑫通信運搬費 ⑬借料及租料 ⑭委託託料 ⑮修繕材料 ⑯積貯費 ⑰備品費 ⑱原材料費	16,000 236,000 44,000 3,000 1,000 5,000 70,000 283,000 173,000	印刷製本費 熱水料 通信運搬費 自動車その他借料 委託託料 修繕材料 積貯費 器具費 印刷器費	16,000 236,000 44,000 3,000 1,000 5,000 70,000 280,000 3,000 173,000	産院補修その他工事費
2 負担金補助 及び交付金	2,000	2,000	—	—	⑲負担金補助 及び交付金	2,000	負担金	2,000	広島県給食会負担金
16 隣保館費	855,000	740,000	115,000	—	①旅費	15,000	普通旅費	15,000	
1 旅費	15,000	30,000	—	15,000	②報償費	132,000	謝金及び貸与金	132,000	
2 報償費	132,000	158,000	—	26,000	③消耗品費 ④燃料費 ⑤食糧費 ⑥印刷製本費 ⑦光熱水料 ⑧通信運搬費 ⑨借料及租料 ⑩委託託料 ⑪修繕材料 ⑫積貯費 ⑬備品費 ⑭原材料費	20,000 40,000 8,000 42,000 66,000 40,000 1,000 100,000 5,000 286,000 50,000 50,000	器具費 燃料費 食料費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 自動車その他借料 委託託料 修繕材料 積貯費 器具費 印刷器費	10,000 10,000 40,000 8,000 42,000 66,000 40,000 1,000 100,000 5,000 286,000 30,000 20,000 50,000	隣保館補修その他工事費
3 需用費	708,000	552,000	156,000	—	⑮身体障害者更 生援助所費	2,006,000	⑯雑手当	596,000	
17 身体障害者更 生援助所費	2,006,000	3,874,000	—	1,868,000	⑰雑手当	596,000	雑手当	596,000	

2 扶助費	341,000	566,000	—	225,000	⑧扶助費	341,000	訓練扶助費	341,000	
3 需用費	769,000	2,845,000	—	2,076,000	⑨消耗品費 ⑩燃料費 ⑪印刷製本費 ⑫光熱水料費 ⑬通信運搬費 ⑭手数料 ⑮借料及租料 ⑯修繕費 ⑰詰負品費 ⑱原材料費	9,000 30,000 10,000 42,000 1,000 450,000 1,000 10,000 134,000 81,000 1,000	文具材料費 燃料費 印刷製本費 光熱水料費 通信運搬費 手数料 借料及租料 修繕費 詰負品費 原材料費	4,000 5,000 30,000 10,000 42,000 1,000 450,000 1,000 10,000 134,000 80,000 1,000	探険所浴室新築その他工事費
4 繰替金 △旅費	300,000 —	— 1,000	300,000 —	— 1,000	⑮繰替金	300,000	原材料費繰替金	300,000	
18 公園葺花費	2,150,000	1,519,000	631,000	—	⑯賃金	364,000	臨時雇員給	364,000	
1 賃金	364,000	390,000	—	26,000	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫印刷製本費 ⑬光熱水料費 ⑭借料及租料 ⑮修繕費 ⑯詰負品費 ⑰原材料費	178,000 26,000 10,000 450,000 24,000 25,000 650,000 45,000 75,000	文具材料費 燃料費 印刷製本費 光熱水料費 借料及租料 修繕費 詰負品費 原材料費	8,000 20,000 150,000 26,000 450,000 24,000 25,000 650,000 15,000 30,000 70,000 5,000	1人260円 延1,400人分 公園補修その他工事費

3 施設費	230,000	200,000	30,000	—	⑮施設費	230,000	植木その他購入	230,000		
4 負担金補助 及交付金	73,000	50,000	23,000	—	⑯負担金補助 及交付金	73,000	負担金	73,000		
19 厚生諸費	8,199,000	10,008,000	—	1,809,000	⑯厚生諸費	8,199,000	委員手当	25,000		
1 諸手当	25,000	25,000	—	—	⑯諸手当	25,000	普通旅費	150,000		
2 旅費	150,000	168,000	—	18,000	⑯旅費	150,000	罰金及び賞与 給	6,000 81,000		
3 報償費	87,000	105,000	—	18,000	⑯報償費	87,000	臨時雇員給	560,000		
4 賃金	560,000	495,000	65,000	—	⑯賃金	560,000	文具材料費 燃料費 印刷製本費 光熱水料費 通信運搬費 借料及租料 委託負品費 詰負品費 原材料費	11,000 55,000 10,000 160,000 45,000 2,000 112,000 1,100,000 564,000 16,000 240,000	1人260円 延2,153人分 部活問題研究所負担金 広島市選民厚生連合会 その他助成金	
5 需用費	2,315,000	2,028,000	287,000	—	⑯需用費	2,315,000	文具材料費 燃料費 印刷製本費 光熱水料費 通信運搬費 借料及租料 委託負品費 詰負品費 原材料費	11,000 55,000 10,000 160,000 45,000 2,000 112,000 1,100,000 564,000 16,000 240,000	母子住宅改修その他工事費	
6 負担金補助 及交付金	962,000	1,107,000	—	145,000	⑯負担金補助 及交付金	962,000	負担金	2,000 960,000	部活問題研究所負担金 広島市選民厚生連合会 その他助成金	
7 貸付金	4,100,000	6,080,000	—	1,980,000	⑯貸付金	4,100,000	貸付金	4,100,000	労務金庫その他貸付金	
8 保羅衛生費	159,071,000	99,468,000	59,603,000	—	⑯保羅衛生費	159,071,000	—	—	—	
1 保羅所費	9,482,000	5,439,000	4,043,000	—	⑯保羅所費	9,482,000	—	—	—	
1 諸手当	389,000	328,000	61,000	—	⑯諸手当	389,000	医師研究手当 委員託手当	346,000 43,000	346,000 42,000 1,000	—
2 報償費	97,000	67,000	30,000	—	⑯報償費	97,000	罰金及び賃与金	97,000	97,000	—

4 補償金及補助金	1,000	1,000	—	—	②委託料 ⑤附品費 ⑥原材料料費	290,000 2,000 510,000	委託器具費 藥品費	290,000 2,000 510,000	—
5 負担金補助金及交付金	19,050,000	17,124,000	1,926,000	—	③補償金及補助金 ④負担金補助金及交付金	1,000 19,050,000	補填金 負担金	1,000 19,050,000	医療々費負担金
7 狂犬予防費	3,225,000	3,378,000	—	153,000	③報償費	432,000	謝金及賞与金	432,000	—
1 報償費	432,000	474,000	—	42,000	③賃金	432,000	臨時雇員給	688,000 785,000	1人260円 延2,646人分 1人350円 延2,100人分
2 賃金	1,423,000	1,782,000	—	359,000	①消耗品費 ②燃料費 ③食糧費 ④印刷製本費 ⑤通信運搬費 ⑥借料及送料 ⑦修繕費 ⑧諸負品費 ⑨備品費 ⑩原材料料費	493,000 208,000 5,000 20,000 3,000 5,000 25,000 380,000 200,000 30,000	文具材料費 燃料費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 その他借料 修繕費 糖負器具費 器具費	13,000 180,000 300,000 208,000 5,000 20,000 3,000 5,000 25,000 380,000 200,000 30,000	—
3 需用費	1,369,000	1,121,000	248,000	—	①賃金	1,000	補償金	1,000	—
4 補償金及補助金	1,000	1,000	—	—	③補償金及補助金	1,000	補償金	1,000	—
8 予防費	21,000	23,000	—	2,000	③雑手当	7,000	嘱託手当	7,000	—
1 諸手当	7,000	14,000	—	7,000	①消耗品費 ②原材料料費	4,000 10,000	文具材料費 消耗品費	1,000 3,000 10,000	—
2 需用費	14,000	9,000	5,000	—	①賃金	1,068,000	臨時雇員給	123,000 945,000	1人260円 延473人分 1人350円 延2,700人分
9 家族虫獣除費	4,474,000	5,517,000	—	1,043,000	①消耗品費 ②燃料費 ③食糧費 ④印刷製本費 ⑤修繕費 ⑥備品費 ⑦原材料料費	22,000 143,000 1,000 45,000 65,000 130,000 3,000,000	文具材料費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 器具費 器具費	8,000 14,000 143,000 1,000 45,000 65,000 130,000 3,000,000	—
△報償費	—	18,000	—	18,000	①消耗品費 ②燃料費 ③修繕費 ④備品費 ⑤原材料料費	82,000 4,000 15,000 390,000 320,000	文具材料費 消耗品費 燃料費 修繕費 器具費	2,000 75,000 5,000 4,000 15,000 385,000 5,000	—
10 衛生試験検査費	811,000	580,000	231,000	—	①賃金	263,000	臨時雇員給	263,000	1人260円 延1,011人分
1 賃金	263,000	26,000	237,000	—	①消耗品費 ②燃料費 ③食糧費 ④印刷製本費 ⑤修繕費 ⑥備品費 ⑦原材料料費	61,000 225,000 1,095,000 20,000 — — —	文具材料費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 器具費	8,000 1,000 50,000 2,000 225,000 1,095,000 20,000	—
11 舟入病院費	3,465,000	2,889,000	576,000	—	①賃金	263,000	臨時雇員給	263,000	1人260円 延1,011人分
1 賃金	263,000	26,000	237,000	—	①消耗品費 ②燃料費 ③食糧費 ④印刷製本費 ⑤修繕費 ⑥備品費 ⑦原材料料費	61,000 225,000 1,095,000 20,000 — — —	文具材料費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 器具費	8,000 1,000 50,000 2,000 225,000 1,095,000 20,000	—
2 需用費	3,202,000	2,863,000	339,000	—	①賃金	—	臨時雇員給	—	—

1 賃金	1,068,000	1,170,000	—	102,000	①賃金	1,068,000	臨時雇員給	123,000 945,000	1人260円 延473人分 1人350円 延2,700人分
2 需用費	3,406,000	4,329,000	—	923,000	①消耗品費 ②燃料費 ③食糧費 ④印刷製本費 ⑤修繕費 ⑥備品費 ⑦原材料料費	22,000 143,000 1,000 45,000 65,000 130,000 3,000,000	文具材料費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 器具費 器具費	8,000 14,000 143,000 1,000 45,000 65,000 130,000 3,000,000	—
△報償費	—	18,000	—	18,000	①消耗品費 ②燃料費 ③修繕費 ④備品費 ⑤原材料料費	82,000 4,000 15,000 390,000 320,000	文具材料費 消耗品費 燃料費 修繕費 器具費	2,000 75,000 5,000 4,000 15,000 385,000 5,000	—
10 衛生試験検査費	811,000	580,000	231,000	—	①賃金	263,000	臨時雇員給	263,000	1人260円 延1,011人分
1 賃金	263,000	26,000	237,000	—	①消耗品費 ②燃料費 ③食糧費 ④印刷製本費 ⑤修繕費 ⑥備品費 ⑦原材料料費	61,000 225,000 1,095,000 20,000 — — —	文具材料費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 器具費	8,000 1,000 50,000 2,000 225,000 1,095,000 20,000	—
11 舟入病院費	3,465,000	2,889,000	576,000	—	①賃金	263,000	臨時雇員給	263,000	1人260円 延1,011人分
1 賃金	263,000	26,000	237,000	—	①消耗品費 ②燃料費 ③食糧費 ④印刷製本費 ⑤修繕費 ⑥備品費 ⑦原材料料費	61,000 225,000 1,095,000 20,000 — — —	文具材料費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 器具費	8,000 1,000 50,000 2,000 225,000 1,095,000 20,000	—
2 需用費	3,202,000	2,863,000	339,000	—	①賃金	—	臨時雇員給	—	—

3 需用費	9,954,000	—	9,954,000	—	—	—	—	—	①消耗品費 ①印刷製本費 ②請負費	17,000 20,000 9,917,000	文具 消耗機材 印刷製本費 印刷費	16,000 1,000 20,000 9,297,000	火葬場建設工事費
△休 育 費	—	2,125,000	—	2,125,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9 産業經濟費	63,819,000	62,097,000	1,722,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 商工諸費	35,532,000	35,364,000	168,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 諸 手 当	600,000	581,000	19,000	—	—	—	—	—	⑥雜手当	600,000	委託 員手当	33,000 567,000	—
2 旅 費	249,000	300,000	—	51,000	—	—	—	—	①旅 費	249,000	普通 旅費	249,000	—
3 報 償 費	225,000	274,000	—	49,000	—	—	—	—	③報 償 費	225,000	謝金及 賜賞	180,000 45,000	—
4 貸 金	5,000	10,000	—	5,000	—	—	—	—	⑦貸 金	5,000	臨時雇 員給	5,000	1人260円 延19人分
5 需 用 数	2,107,000	1,834,000	273,000	—	—	—	—	—	⑩消耗品費 ⑩燃料費 ⑩食糧費 ⑩印刷製本費 ⑩光熱水費 ⑩通信運搬費 ⑩借料及掛料 ⑩委託託負費 ⑩請 負 品 ⑩備 品	275,000 8,000 255,000 968,000 15,000 58,000 17,000 385,000 50,000 75,000	文具 消耗機材 燃料費 食糧費 印刷製本 費 光熱水費 通信運搬 費 會場その他 借上料 委託託負 器具 請用器 具費	70,000 206,000 8,000 255,000 968,000 15,000 58,000 17,000 385,000 50,000 50,000 25,000	—
6 負担金補助 及交付金	6,346,000	6,365,000	—	19,000	—	—	—	—	②負担金補助 及交付金	6,346,000	負担成 付金	1,616,000 2,230,000 2,500,000	各種協 議会その他負担金 商工振興助成金 工場設置獎勵交付金
7 貸 付 金	25,000,000	25,000,000	—	—	—	—	—	—	⑧貸 付 金	25,000,000	貸 付 金	25,000,000	中小商工業資金

8 寄 附 金	1,000,000	1,000,000	—	—	—	—	—	—	⑩寄 附 金	1,000,000	寄 附 金	1,000,000	大島県信用保証協会寄附金
2 計 量 諸 費	445,000	907,000	—	462,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 旅 費	20,000	106,000	—	86,000	—	—	—	—	②旅 費	20,000	普通 旅費	20,000	—
2 賃 金	78,000	45,000	33,000	—	—	—	—	—	⑨賃 金	78,000	臨時雇 員給	78,000	1人260円 延300人分
3 需 用 費	343,000	752,000	—	409,000	—	—	—	—	⑪消耗品費 ⑪燃料費 ⑪印刷製本費 ⑪修繕費 ⑪備品費 ⑪原材料費	8,000 30,000 45,000 44,000 214,000 2,000	文具 消耗機材 燃料費 印刷製本 費 修繕器具 費用 器具 圖書 器材費	3,000 5,000 30,000 45,000 44,000 10,000 200,000 4,000 2,000	—
4 補償金及補 担金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	⑫補償金及補 担金	1,000	補 償 金	1,000	—
5 負担金補助 及交付金	3,000	3,000	—	—	—	—	—	—	⑬負担金補助 及交付金	3,000	負 担 金	3,000	計量協会負担金
3 費水準諸費	11,294,000	10,896,000	398,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 諸 手 当	730,000	735,000	—	5,000	—	—	—	—	⑥雜手当	730,000	委員託 人手当 管理	12,000 696,000 22,000	—
2 旅 費	206,000	240,000	—	34,000	—	—	—	—	①旅 費	206,000	普通 旅費	206,000	—
3 報 償 金	165,000	208,000	—	43,000	—	—	—	—	③報 償 金	165,000	謝金及 賜賞	35,000 130,000	—
4 貸 金	191,000	169,000	22,000	—	—	—	—	—	⑦貸 金	191,000	臨時雇 員給	191,000	1人260円 延734人分
									⑩消耗品費 ⑩燃料費 ⑩食糧費 ⑩印刷製本費	323,000 33,000 45,000 325,000	文具 消耗機材 燃料費 食糧費 印刷製本 費	65,000 118,000 140,000 33,000 45,000 325,000	—

5 船 用 費	1,171,000	1,167,000	4,000	—	—	⑩光熱水料 ⑩通信運搬費 ⑩燃料及担料 ⑩委託託料 ⑩修繕負料 ⑩詰附 ⑩原材料費	1,000 5,000 10,000 100,000 1,000 100,000 217,000 11,000	光熱水料 通信運搬費 その他借上 会場その他借上 委託託料 修繕負料 詰附器具 図書費 薬費	1,000 5,000 10,000 100,000 1,000 100,000 216,000 11,000	豊水産物共進会々場設備 工事費
6 施 設 費	530,000	—	530,000	—	—	⑩施設費	530,000	船舶購入費	530,000	広島県沼山治水協会その他負担金 豊水産振興助成金 指定有管動植物防除事業 その他補助金
7 負担金補助 及交付金	2,301,000	2,377,000	—	76,000	—	⑩負担金補助 及交付金	2,301,000	負担金 補助	1,250,000 550,000	
8 貸 付 金	6,000,000	6,000,000	—	—	—	⑩貸付金	6,000,000	貸付金	6,000,000	農業生産施設再建貸付費
4 農業委員会 費	3,017,000	2,987,000	30,000	—	—	①報 酬	—	委員報酬	1,104,000	月6,500円 1人分 月4,500円 19人分
1 委員報酬	1,104,000	1,050,000	54,000	—	—	①報 酬	1,104,000	委員報酬	665,000	月15,100円 5人分
2 職 員 費	665,000	846,000	—	181,000	—	②賃 給	665,000	事務更員給 臨時雇員給 給手 与当	309,000 1,000	
3 給 手 当	310,000	196,000	114,000	—	—	⑤職 員 手 当	310,000	臨時雇員給 給手 与当	26,000	1人260円 延100人分
4 賃 金	26,000	—	26,000	—	—	⑨賃 金	26,000	臨時雇員給	720,000 80,000	
5 旅 費	800,000	788,000	12,000	—	—	①旅 費	800,000	旅費 用運 費	1,000	
6 報 償 費	1,000	1,000	—	—	—	③報 償 費	1,000	謝金及び賞与金	10,000 3,000 30,000 30,000 5,000	
7 需 用 費	93,000	88,000	5,000	—	—	⑩消耗品費 ⑩燃料費 ⑩食糧費 ⑩印刷製本費 ⑩借料及担料	—	文具 燃料 食糧 印刷製本 印刷製本 借料	11,000 4,000	農業委員会協議会負担金

8 負担金補助 及交付金	18,000	18,000	—	—	—	⑩負担金補助 及交付金	18,000	庁用器具 費	15,000	11,000 4,000	農業委員会協議会負担金
5 家畜市場費	631,000	921,000	—	290,000	—	⑩消耗品費 ⑩燃料費 ⑩食糧費 ⑩印刷製本費 ⑩光熱水料 ⑩通信運搬費 ⑩修繕負料 ⑩詰附 ⑩原材料費	30,000 55,000 8,000 16,000 22,000 35,000 15,000 100,000 25,000 8,000	文具 燃料 食糧 印刷製本 光熱水料 通信運搬 修繕負料 詰附器具 原材料費	15,000 15,000 55,000 8,000 16,000 35,000 15,000 100,000 25,000 8,000	家畜市場補助工事費	
1 需 用 費	314,000	609,000	—	295,000	—	⑩消耗品費 ⑩燃料費 ⑩食糧費 ⑩印刷製本費 ⑩光熱水料 ⑩通信運搬費 ⑩修繕負料 ⑩詰附 ⑩原材料費	4,000 5,000 232,000 50,000 150,000 5,000 50,000	文具 消耗品 燃料 光熱水料 修繕負料 詰附器具 原材料費	1,000 3,000 5,000 232,000 50,000 150,000 5,000	灌溉新補助工事費	
2 負担金補助 及交付金	317,000	312,000	5,000	—	—	⑩負担金補助 及交付金	317,000	交付金	78,000	317,000	仲立人交付金
6 灌溉所費	575,000	763,000	—	188,000	—	⑨賃 金	78,000	臨時雇員給	78,000	1人260円 延300人分	
1 賃 金	78,000	78,000	—	—	—	⑨賃 金	78,000	臨時雇員給	78,000	1人260円 延300人分	
2 需 用 費	496,000	684,000	—	188,000	—	⑩消耗品費 ⑩燃料費 ⑩光熱水料 ⑩修繕負料 ⑩詰附 ⑩原材料費	4,000 5,000 232,000 50,000 150,000 5,000 50,000	文具 消耗品 燃料 光熱水料 修繕負料 詰附器具 原材料費	1,000 3,000 5,000 232,000 50,000 150,000 5,000	灌溉新補助工事費	
3 保 險 金	1,000	1,000	—	—	—	⑩保 險 金	1,000	保 險 料	1,000	1,000	労働者災害補償その他保 険料
7 工費捐助所 費	3,963,000	2,851,000	1,112,000	—	—	③雑 手 当	360,000	雑 託 手 当	360,000	360,000	
1 雑 手 当	360,000	60,000	300,000	—	—	③雑 手 当	360,000	雑 託 手 当	360,000	360,000	

2 旅 費	30,000	30,000	—	—	—	①旅 費	30,000	普通旅費	30,000	
3 貸 金	312,000	330,000	—	18,000	—	⑤貸 金	312,000	臨時雇品給	312,000	1人260円 延1,200人分
4 需 用 費	2,036,000	1,581,000	455,000	—	—	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫光熱水料 ⑬通信運搬費 ⑭修繕費 ⑮備品費 ⑯原材料費	195,000 16,000 500,000 30,000 40,000 500,000 145,000 610,000	文具材料費 燃料費 光熱水料費 通信運搬費 修繕費 器具費 検査用器費 図試作材料費	15,000 180,000 16,000 500,000 30,000 40,000 500,000 120,000 20,000 5,000 600,000 10,000	工業指導所補助工事費
5 施設費	1,125,000	800,000	325,000	—	—	⑭施設費	1,125,000	機械購入費	1,135,000	
6 負担金補助 及交付金	100,000	50,000	50,000	—	—	⑮負担金補助 及交付金	100,000	負担金	100,000	中国回國野協会その他 負担金
8 中央卸売市 場費	5,739,000	6,098,000	—	359,000	—	—	—	—	—	—
1 諸 手 当	20,000	18,000	2,000	—	—	⑯雜手当	20,000	委員手当	20,000	
2 旅 費	80,000	68,000	12,000	—	—	①旅 費	80,000	普通旅費	80,000	
3 貸 金	936,000	1,038,000	—	102,000	—	⑥貸 金	936,000	臨時雇員給	936,000	1人260円 延3,600人分
4 需 用 費	4,686,000	4,955,000	—	269,000	—	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫食糧費 ⑬印刷製本費 ⑭光熱水料 ⑮通信運搬費 ⑯借料及損料 ⑰修繕費	131,000 75,000 70,000 80,000 3,240,000 85,000 304,000 100,000	文具材料費 消耗機材費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水料費 通信運搬費 自動車その他借 上修繕料	31,000 100,000 75,000 80,000 3,240,000 85,000 304,000 100,000	

5 賠償及償還 金	1,000	1,000	—	—	—	⑱賠償及償還 金	1,000	冷頭物賠償金	400,000	400,000	中央卸売市場補修その他 工事費
6 負担金補助 及交付金	16,000	18,000	—	2,000	—	⑲負担金補助 及交付金	16,000	負担金	16,000	16,000	中都市中央卸売市場連絡 協議会その他負担金
9 國雲綜合指 導所費	1,361,000	686,000	675,000	—	—	—	—	—	—	—	
1 貸 金	78,000	78,000	—	—	—	⑥貸 金	78,000	臨時雇員給	78,000	78,000	1人260円 延300人分
2 需 用 費	1,283,000	608,000	675,000	—	—	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫食糧費 ⑬印刷製本費 ⑭光熱水料 ⑮通信運搬費 ⑯借料及損料 ⑰修繕費 ⑱備品費 ⑲原材料費	30,000 150,000 84,000 4,000 30,000 5,000 15,000 50,000 685,000 50,000 180,000	文具材料費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水料費 通信運搬費 馬車その他借上 修繕費 器具費 図試作材料費	5,000 25,000 150,000 84,000 4,000 30,000 5,000 15,000 685,000 10,000 30,000 180,000	冷蔵室新設工事費	
10 土地改良費	1,262,000	624,000	638,000	—	—	—	—	—	—	—	
1 需 用 費	534,000	31,000	503,000	—	—	⑩消耗品費 ⑪食糧費 ⑫印刷製本費 ⑬借料及損料	4,000 5,000 15,000 5,000	文具材料費 消耗機材費 食糧費 印刷製本費 自動車その他借 上修繕料	3,000 1,000 5,000 15,000		

②請負費	500,000	請負器具費	5,000	農業用施設災害復旧工事費
③船用品費	5,000			
④負担金補助及交付金	728,000	負担金補助	402,000	広島県郡市協会その他負担金 農業用水路維持管理その他補助金
10財 庫 費	22,411,000			
基本財庫造	145,000			
1 成費	143,000			
1 負担金補助及交付金	126,000	負担金	126,000	公用地義務負担金
2 投資出資積立金	19,000			
⑤投資出資金	17,000			
⑥積立金	2,000			
2 財庫管理費	22,265,000			
	31,283,000			
9,018,000				
1 諸 手 当	158,000	⑦雑手当	158,000	委員手当 山番人手当 管理人手当 監視補費
2 旅 費	55,000	⑧旅 費	55,000	普通旅費
3 賃 金	434,000	⑨賃 金	434,000	臨時雇員給
		⑩消耗品費	13,000	文具 消耗機材費

⑪金糧費	15,000	食糧製本費	15,000	
⑫印刷製本費	55,000	印刷製本費	55,000	
⑬光熱水料	1,000	光熱水料	1,000	
⑭通信運搬費	2,000	通信運搬費	2,000	
⑮広告料	40,000	土地その他借上料	3,541,000	
⑯借料及損料	3,451,000	繕修費	100,000	
⑰修繕費	100,000	繕修費	3,000,000	
⑱請負品費	3,000,000	請負品費	15,000	
⑲備品費	15,000	備品費	15,000	
⑳原材料費	60,000	原材料費	60,000	
①補償金及補助金	8,500,000	補償金	8,500,000	
5 負担金補助及交付金	6,276,000	負担金	6,276,000	全国都市災害共済会負担金
△施設費	—			
3 出 資 金	1,000	出 資 金	1,000	
1 投資及出資金	1,000	投資及出資金	1,000	
11統計調査費	4,512,000			
1 統計調査費	4,512,000			
1 諸 手 当	2,836,000	⑥雑手当	2,836,000	
2 賃 金	936,000	⑦賃 金	936,000	
3 備 用 費	626,000	⑩消耗品費	79,000	
		⑪食糧製本費	147,000	
		⑫印刷製本費	300,000	
		⑬委託品費	80,000	
		⑭備品費	20,000	
4 負担金補助及交付金	114,000	⑮負担金補助及交付金	114,000	広島県統計協会その他負担金

2 賭手当	164,000	—	164,000	—	①職員手当	164,000	超過勤務手当	164,000
3 旅費	3,000	—	3,000	—	②旅費	3,000	市内出張旅費	3,000
4 報償費	791,000	—	791,000	—	③報償費	791,000	謝金及賞与金	791,000
5 貸金	182,000	—	182,000	—	④貸金	182,000	臨時雇員給	182,000
6 需用費	659,000	—	659,000	—	⑤消耗品費 ⑥燃料費 ⑦食糧費 ⑧印刷製本費 ⑨光熱水料 ⑩通信運搬費 ⑪広告費 ⑫借料及損料 ⑬修繕品費	40,000 64,000 1,000 25,000 40,000 111,000 1,000 40,000 55,000 114,000 1,000 165,000 2,000	文具材料費 消耗器材費 諸燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 廣告他借上料 修繕器具費 庁用器費	1,260円 延700人分
市長及市職會議員選挙公費	410,000	—	410,000	—	—	—	—	—
1 賭手当	56,000	—	56,000	—	⑥職員手当	56,000	超過勤務手当	56,000
2 報償費	9,000	—	9,000	—	③報償費	9,000	謝金及賞与金	9,000
3 貸金	53,000	—	53,000	—	④貸金	53,000	臨時雇員給	53,000
4 需用費	292,000	—	292,000	—	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫食糧費 ⑬印刷製本費 ⑭光熱水料 ⑮通信運搬費 ⑯広告費	24,000 37,000 10,000 12,000 10,000 1,000 6,000 40,000	文具材料費 消耗器材費 諸燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 廣告他借上料	1,260円 延203人分

市長及市職會議員選挙執行費	2,500,000	—	2,500,000	—	⑭借料及損料 ⑮修繕品費	137,000 1,000 14,000	会場その他借上料 修繕器具費	137,000 1,000 14,000
1 報 酬	93,000	—	93,000	—	①報 酬	93,000	管理者及立会人報酬	93,000
2 賭手当	231,000	—	231,000	—	⑤職員手当	231,000	超過勤務手当	231,000
3 旅 費	10,000	—	10,000	—	③旅 費	10,000	市内出張旅費	10,000
4 報 償 費	980,000	—	980,000	—	⑥報 償 費	980,000	謝金及賞与金	980,000
5 貸 金	195,000	—	195,000	—	④貸 金	195,000	臨時雇員給	195,000
6 需 用 費	991,000	—	991,000	—	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫食糧費 ⑬印刷製本費 ⑭光熱水料 ⑮通信運搬費 ⑯広告費 ⑰借料及損料 ⑱修繕品費	215,000 30,000 92,000 150,000 1,000 48,000 167,000 114,000 1,000 173,000	文具材料費 消耗器材費 諸燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 廣告他借上料 修繕器具費 庁用器費	78,000 136,000 1,000 30,000 92,000 150,000 1,000 48,000 167,000 114,000 1,000 170,000 3,000
13 公 債 費	112,422,000	92,869,000	19,553,000	—	—	—	—	—
1 元利償還金	96,041,000	80,708,000	15,333,000	—	—	—	—	—
1 賠償及償還金	96,041,000	80,708,000	15,333,000	—	⑲賠償及償還金	96,041,000	元金償還金	44,057,000 51,984,000
2 利 子	16,380,000	12,160,000	4,220,000	—	—	—	—	—
1 利子及割引料	16,380,000	12,160,000	4,220,000	—	⑳利子及割引料	16,380,000	利子償還金	160380,000

昭和28年 4 生災復旧 費	20578,000	1,887,000	691,000	—	—	①旅費 ②賃金 ③消耗品費 ④食糧費 ⑤印刷製本費 ⑥請負費	19,000 52,000 26,000 10,000 16,000 2,455,000	普通旅費 隨時員給 文具消耗 食糧費 印刷製本 費	19,000 52,000 16,000 10,000 10,000 2,455,000	1人260円 延200人分
昭和29年 5 生災復旧 費	961,000	—	961,000	—	—	①旅費 ②消耗品費 ③請負費	19,000 27,000 915,000	普通旅費 文具消耗 費	19,000 10,000 17,000 915,000	港灣復旧工事費
昭和24年 △生災復旧 費	—	13,817,000	—	13,817,000	—	①旅費 ②請負費	—	—	—	—
2 災害対策費	3,483,000	—	—	—	—	②請負費	3,483,000	請負費	3,483,000	防潮壁築造工事費
1 土木施設費	3,483,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17 諸支出金	291,238,000	200,772,000	90,466,000	—	—	—	—	—	—	—
1 公金取扱費	2,870,000	1,103,000	1,767,000	—	—	—	—	—	—	—
1 需用費	2,870,000	1,103,000	1,767,000	—	—	①手数料	2,870,000	振替貯金手数料 市収入証紙印刷 手数料	220,000 2,450,000 200,000	—
2 訴訟費	4,000	4,000	—	—	—	—	—	—	—	—
1 報償費	1,000	1,000	—	—	—	③報償費	1,000	謝金及賞与金	1,000	—
2 需用費	3,000	3,000	—	—	—	①消耗品費 ②手数料 ③委託料	1,000 1,000 1,000	印刷紙費 印紙費 手数料 委託料	1,000 1,000 1,000	—
3 納付処分費	150,000	76,000	74,000	—	—	—	—	—	—	—
1 需用費	150,000	50,000	100,000	—	—	④借料及損料	150,000	家屋その他借上 料	150,000	—

△貸金	—	26,000	—	—	26,000	—	—	—	—	—
4 特別会計繰 出金	272,773,000	175,469,000	97,304,000	—	—	—	—	—	—	—
1 他会計繰出 金	272,773,000	175,469,000	97,304,000	—	—	⑤他会計へ繰 出	272,773,000	特別会計公益質 屋費繰出金 特別会計用品 運費繰出金 特別会計事業 者就職賃付 資金繰出金 特別会計建設 費繰出金	1,000 3,401,000 166,000	—
5 字図その他 調整費	398,000	430,000	—	—	32,000	—	—	—	—	—
1 賃金	364,000	390,000	—	—	26,000	⑥賃金	364,000	臨時雇員給 費	364,000	1人260円 延1,400人分
2 需用費	34,000	40,000	—	—	6,000	①消耗品費 ②印刷製本費 ③広告料 ④備品費	8,000 20,000 1,000 5,000	文具製本費 印刷製本費 広告用具費	8,000 20,000 1,000 5,000	—
6 過年度支出 1 賠償及償還 金	4,967,000	4,180,000	787,000	—	—	⑦賠償及償還 金	4,967,000	過額納還付金 その他	4,967,000	—
△諸手当	—	180,000	—	—	180,000	—	—	—	—	—
7 雑支出	6,818,000	10,866,000	—	—	4,048,000	—	—	—	—	—
1 賠償及償還 金	253,000	163,000	90,000	—	—	⑧賠償及償還 金	253,000	選付完当加算金 印啓金その他	252,000 1,000	—
2 補償金及補 償金	1,000	1,000	—	—	—	⑨補償金及補 償金	1,000	足舞金その他	1,000	—
3 負担金補助 及交付金	6,564,000	10,702,000	—	—	4,138,000	⑩負担金補助 及交付金	6,564,000	負担金補助 金	4,414,000 150,000 500,000 1,500,000	—
8 災害対策費	229,000	476,000	—	—	247,000	—	—	—	—	—

1 諸手当	101,000	112,000	—	11,000	①職員手当	1,000	超過勤務手当	1,000	
2 扶助費	1,000	—	1,000	—	②雑手当	100,000	出務手当	100,000	
3 需用費	126,000	364,000	—	238,000	③扶助費	1,000	扶助費	1,000	
					④消耗品費	11,000	文具材料費	3,000	
					⑤食糧製本費	40,000	消耗材料費	8,000	
					⑥印刷製本費	1,000	印刷製本費	40,000	
					⑦船舶品費	29,000	印刷器具費	1,000	
					⑧原材料費	45,000	印刷器具費	29,000	
4 雑替金	1,000	—	1,000	—	⑨貸金	45,000	諸資材費	45,000	
9 市吏及職会史編纂費	2,337,000	2,307,000	30,000	—	⑩雑替金	1,000	貸替扶助費	1,000	
1 諸手当	735,000	735,000	—	—	⑪職員手当	735,000	嘱託手当	735,000	
2 旅費	260,000	210,000	50,000	—	⑫旅費	260,000	普通旅費	260,000	
3 報償費	335,000	375,000	—	40,000	⑬報償費	335,000	副金及賞与金	335,000	
4 賃金	169,000	118,000	51,000	—	⑭賃金	169,000	臨時雇員給	169,000	1人260円 延650人分
5 需用費	838,000	869,000	—	31,000	⑮消耗品費	129,000	文具材料費	29,000	
					⑯食糧製本費	32,000	消耗材料費	100,000	
					⑰印刷製本費	355,000	印刷製本費	32,000	
					⑱通信運搬費	20,000	印刷製本費	355,000	
					⑲委託託料費	250,000	通信運搬費	20,000	
					⑳備品費	52,000	委託託料費	250,000	
10 財政調査費	360,000	500,000	—	140,000	㉑賃金	104,000	臨時雇員給	104,000	1人260円 延400人分
1 諸手当	21,000	21,000	—	—	㉒雑手当	21,000	委員手当	21,000	
2 旅費	80,000	100,000	—	20,000	㉓旅費	80,000	普通旅費	80,000	
3 賃金	104,000	104,000	—	—	㉔賃金	104,000	臨時雇員給	104,000	1人260円 延400人分

4 需用費	155,000	275,000	—	120,000	①消耗品費	5,000	文具材料費	5,000	
11 平和祭式典費	332,000	308,000	24,000	—	②食糧費	150,000	食糧費	150,000	
1 諸手当	40,000	1,000	39,000	—	③職員手当	40,000	超過勤務手当	40,000	
2 報償費	16,000	16,000	—	—	④報償費	16,000	副金及び賞与金	16,000	
3 賃金	2,000	1,000	1,000	—	⑤賃金	2,000	人夫賃	2,000	1人260円 延7人分
4 需用費	274,000	290,000	—	16,000	⑥消耗品費	3,000	消耗材料費	2,000	
					⑦印刷製本費	4,000	印刷製本費	1,000	
					⑧借料及印刷費	4,000	印刷製本費	4,000	
					⑨委託託料費	248,000	委託託料費	248,000	
					⑩諸負料費	10,000	諸負料費	10,000	
					⑪原材料費	5,000	諸資材費	5,000	
△東京事務所費その他	—	5,053,000	—	5,053,000					平和祭式典設備工事費
18 予備費	3,000,000	3,000,000	—	—					
1 予備費	3,000,000	3,000,000	—	—					
1 予備費	3,000,000	3,000,000	—	—	⑫予備費	3,000,000	予備費	3,000,000	
歳出合計	2,290,372,000	2,252,393,000	37,979,000	—					

歳入出控引残金なし

広島市告示第三十号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を經た昭和三十年度広島市特別会計用品調達費歳入出予算の要領は次の通りである。
 この予算は四月一日より施行する。
 昭和三十年三月十七日

昭和三十年四月二十日

款項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比		較	節	各	金額	目	附	明	細
			増	減								
1 資金収入	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 資金収入	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 資金収入	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歳入合計	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

歳 出

款項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比		較	節	各	金額	目	附	明	細
			増	減								
1 奨学費	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 奨学費	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 奨学費	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歳出合計	2,000	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

歳入出差引残金あれば各その資金に組入るものとする

広島市告示第三十二号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を経た昭和三十年度広島市特別会計公益質屋費歳入出予算の要領は次の通りである。
この予算は四月一日より施行する。

昭和三十年三月十七日

広島市長 浜井信三

昭和三十年四月二十日

款項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比		較	節	各	金額	目	附	明	細
			増	減								
1 貸付金より生ずる収入	2,208,000	1,800,000	408,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 貸付金より生ずる収入	2,208,000	1,800,000	408,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 貸付金より生ずる収入	2,208,000	1,800,000	408,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 雑収入	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 雑収入	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 雑収入	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 貸付金戻入	19,200,000	18,000,000	1,200,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 貸付金戻入	19,200,000	18,000,000	1,200,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 貸付金戻入	16,000,000	15,000,000	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 過年度貸付金戻入	3,200,000	3,000,000	200,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 雑入金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 雑入金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 雑入金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 前年度繰越金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 前年度繰越金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 前年度繰越金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歳入合計	21,411,000	19,803,000	1,608,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—

昭和30年度広島市特別会計公益質屋費歳入出豫算

歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		各 目 附 明 細 記
			増	減	
1 事務費	1,175,000	1,111,000	64,000		
1 職員費	475,000	451,000	24,000		② 吏員給 ③ 給料
2 諸手当	194,000	423,000	-	229,000	⑤ 職員手当
3 賃金	182,000	-	182,000	-	① 賃金
4 需用費	308,000	222,000	86,000		⑩ 消耗品費 ⑪ 燃料費 ⑫ 印刷製本費 ⑬ 光熱水料 ⑭ 通信運搬費 ⑮ 修繕費 ⑯ 請負品費 ⑰ 原材料費
5 負担金補助金及び交付金	16,000	-	16,000	-	⑱ 負担金補助金及び交付金
△ 保険金	-	15,000	-	15,000	
2 貸付金	19,200,000	18,000,000	1,200,000		
1 貸付金	19,200,000	18,000,000	1,200,000		⑲ 貸付金
3 公債費	1,034,000	690,000	344,000		

1元利償還金	1,034,000	690,000	344,000						
1 還金	1,034,000	690,000	344,000			⑳ 賠償及び償還金	元利償還金	850,000	184,000
4 諸支出金	1,000	1,000	-						
1 雑支出	1,000	1,000	-						
負担金補助金及び交付金	1,000	1,000	-			㉑ 負担金補助金及び交付金	雑費物償却処分金交付金	1,000	1,000
5 予備費	1,000	1,000	-						
1 予備費	1,000	1,000	-						
1 予備費	1,000	1,000	-			㉒ 予備費	予備費	1,000	1,000
歳出合計	21,411,000	19,803,000	1,608,000						

歳入出差引残金をし

広島市告示第三十三号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を経た昭和三十年度広島市特別会計失業対策事業資格者就職貸付資金歳入出予算の要領は次の通りである。

この予算は四月一日より施行する。

昭和三十年三月十七日

広島市長 浜井信三

昭和30年度広島市特別会計失業対策事業資格者就職貸付資金歳入出予算

歳入

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		各 目 附 明 細 記
			増	減	
1 貸付金より生ずる収入	6,000	6,000	-		
1 貸付金より生ずる収入	6,000	6,000	-		① 貸付金利子

2 貸付金戻入	600,000	600,000	—	—	—	—	—	—	—
1 貸付金戻入	600,000	600,000	—	—	—	—	—	—	—
1 貸付金戻入	425,000	425,000	—	—	①貸付金戻入	425,000	貸付金戻入	425,000	
2 過年度貸付金戻入	175,000	175,000	—	—	①金戻入	175,000	過年度貸付金戻入	175,000	
3 繰入金	166,000	273,000	—	—	107,000				
1 繰入金	166,000	273,000	—	—	107,000				
1 繰入金	166,000	273,000	—	—	107,000				
1 繰入金	166,000	273,000	—	—	107,000	①一般会計より繰入金	166,000		
4 雑収入	1,000	1,000	—	—	—				
1 雑収入	1,000	1,000	—	—	—				
1 雑収入	1,000	1,000	—	—	—	①預金利子その他	1,000	預金利子その他	1,000
歳入合計	773,000	880,000	—	—	107,000				

歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 増	較 減	各 目 附 明 細 記			
					節 金 額	目 附	明 細 記	
1 事務費	173,000	280,000	円	107,000				円
1 事務費	173,000	280,000	—	107,000				
1 職員費	112,000	170,000	—	58,000	給 料	112,000	雇 員 給 給	112,000 月9,300円 1人分
2 諸手当	56,000	105,000	—	49,000	③職員手当	48,000	臨 時 給 与	48,000
					⑥雑手当	8,000	委 員 手 当	8,000
3 需用費	5,000	5,000	—	—	⑩消耗品費	2,000	文 具 費	2,000
					⑩印刷製本費	2,000	印 刷 製 本 費	2,000
					⑩用品費	1,000	庁 用 器 具 費	1,000

2 貸付金	600,000	600,000	—	—	—	—	—	—
1 貸付金	600,000	600,000	—	—	—	—	—	—
1 貸付金	600,000	600,000	—	—	⑥貸付金	600,000	貸付金	600,000
歳出合計	773,000	880,000	—	107,000				

歳入出差引残金なし

広島市告示第三十四号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を経た昭和三十年年度広島市特別会計天満町外部落有財産歳入出予算の要領は次の通りである。
この予算は四月一日より施行する。

昭和三十年三月十七日

広島市長 浜井信三

昭和30年度広島市特別会計天満町外部落有財産歳入出予算

歳 入

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		各 目 附 明 細 記			
			増	減	節 金 額	目 附	明 細 記	
1 財産収入	1,000	1,000	円	円				
1 財産収入	1,000	1,000	—	—				
1 土地賃地料	1,000	1,000	—	—	①土地賃地料	1,000	土地賃地料	1,000
歳入合計	1,000	1,000	—	—				

歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		各 目 附 明 細 記		
			増	減	節 金 額	目 附	明 細 記
1 財産費	1,000	1,000	円	円			

歳入出差引残金あれば各積立金とする

広島市告示第三十五号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を經た昭和三十年度広島市特別会計建設費歳入出予算の要領は次の通りである。
この予算は四月一日より施行する。

昭和三十年三月十七日

広島市長 浜井信三

昭和30年度広島市特別会計建設費歳入出予算

歳入

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比		節 目	附 明 細
			増	減		
1 財産管理費	1,000	1,000	—	—		
1 管理費	1,000	1,000	—	—	①管理費	1,000
歳 出 合 計	1,000	1,000	—	—		
1 公企業及び財産収入	21,600,000	1,000	21,599,000	—		
1 財産売却代金	21,600,000	1,000	21,599,000	—	①財産売却代金	21,600,000
2 使用料及び手数料	115,000	100,000	15,000	—		
1 手数料	115,000	100,000	15,000	—	①手数料	115,000
3 国庫支出金	226,212,000	228,591,000	—	2,379,000		
1 国庫補助金	226,212,000	228,591,000	—	2,379,000		

1 建設費補助	226,212,000	228,591,000	—	2,379,000	①建設費補助	226,212,000	特別都市建設費補助 路面舗装補助 公営住宅建設費補助 防火建築帯造成費補助 下水道施設費補助	114,485,000 5,010,000 98,217,000 1,500,000 7,000,000
4 寄附金	3,000,000	—	3,000,000	—				
1 寄附金	3,000,000	—	3,000,000	—				
1 指定寄附金	3,000,000	—	3,000,000	—	①指定寄附金	3,000,000	寄附金	
5 繰入金	269,205,000	172,052,000	97,153,000	—				
1 繰入金	269,205,000	172,052,000	97,153,000	—				
1 一般会計より繰入金	269,205,000	172,052,000	97,153,000	—	①一般会計より繰入金	269,205,000		
6 繰越金	1,000	1,000	—	—				
1 前年度繰越金	1,000	1,000	—	—				
1 前年度繰越金	1,000	1,000	—	—	①前年度繰越金	1,000		
7 雑収入	3,002,000	2,265,000	737,000	—				
1 雑収入	3,002,000	2,265,000	737,000	—				
1 雑収入	3,001,000	2,265,000	736,000	—	①雑収入	3,001,000	代執行費徴収金 土地賃料その他	
2 過年度収入	1,000	—	1,000	—	①過年度収入	1,000		
8 徴収金	7,663,000	23,672,000	—	16,009,000				
1 換地清算徴収金	7,663,000	23,672,000	—	16,009,000				
1 換地清算徴収金	7,663,000	23,672,000	—	16,009,000	①換地清算徴収金	7,663,000		
9 市債	191,100,000	190,000,000	1,100,000	—				

1市 債	191,100,000	190,000,000	1,100,000	-				
1建設債	191,100,000	190,000,000	1,100,000	-	①建設債	191,100,000		
歳入合計	721,898,000	616,682,000	105,216,000	-				

歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比		校		各 目 附 明 細 記	
			増	減	節	金 額	目 附	明 細 記
1建設費	494,896,000	449,688,000	45,208,000	—				
復興士地区 1画整理費	81,652,000	76,562,000	5,090,000	—				
1事務費	2,491,000	2,353,000	138,000	—				
					④旅費	324,000	180,000	
					⑤職員手当	301,000	144,000	
					⑨賃金	1,119,000	300,000	1人260円 延4,303人分
					⑩消耗品費	108,000	1,000	
					⑫燃料費	83,000	80,000	
					⑬食糧費	120,000	5,000	
							23,000	
							83,000	
							120,000	

2 移転補償費	61,274,000	54,700,000	6,574,000	—	①賃金 ②請負 ⑩補償金及 ⑪補助金	2,466,000 5,000,000 53,808,000	2,466,000 5,000,000 53,808,000	1人260円 延9,484人分 建物等移転工事費
3 整地費	1,288,000	5,027,000	—	3,739,000	⑨賃金 ⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫修繕費 ⑬原材費 ⑭保費	770,000 35,000 137,000 165,000 139,000 6,000 36,000	770,000 35,000 137,000 165,000 139,000 6,000 36,000	1人385円 延2,000人分 勞働者災害補償その他保 険料
4 換地清算費	12,717,000	10,645,000	2,072,000	—	②吏員給 ③職員手当 ④雑手当 ⑤賃金 ⑩消耗品費 ⑪印刷製本費 ⑫用品費 ⑬賃金補助 ⑭交付金	1,314,000 810,000 1,187,000 1,181,000 192,000 270,000 100,000 7,663,000	906,000 620,000 190,000 1,187,000 1,181,000 270,000 100,000 7,663,000	月15,100円 5人分 月17,000円 2人分 1人260円 延4,542人分 換地清算交付金

5 測量費	892,000	1,000,000	—	108,000	①賃 ②燃料費 ③保	728,000 50,000 100,000 14,000	人工用器具費 諸資材 保	728,000 50,000 100,000 14,000	1人260円 延2,800人分 1人385円 延6,400人分
6 工事費	2,345,000	2,069,000	276,000	—	①賃 ②燃料費 ③保 ④委託金及び補助金	944,000 301,000 39,000 1,044,000 17,000	夫の他借上 土地の他借上 資材 補償 保	944,000 301,000 39,000 1,044,000 17,000	1人385円 延2,451人分 労働者災害補償保険料
7 町各地番費 定準船費	645,000	768,000	—	123,000	①賃 ②燃料費 ③保	156,000 455,000 16,000 9,000 10,000	職員手当 臨時用具 食料 用器 用具	156,000 455,000 16,000 8,000 10,000	1人260円 延1,750人分
2 幹線街路費	498,000	4,992,000	—	4,494,000	①職員手当 ②消耗品費	3,000 15,000	超過勤務手当 文具	3,000 15,000	
1 事務費	18,000	177,000	—	159,000	①消耗品費 ②請負	8,000 472,000	消耗機材費 請負	8,000 472,000	幹線街路築造工事費
2 工事費	480,000	4,815,000	—	4,335,000	①旅 ②職 ③賃 ④燃料費 ⑤消耗品費 ⑥保	36,000 25,000 351,000 40,000 25,000 25,000 20,000	普通旅 超過勤務 臨時用具 食料 用器 用具	36,000 25,000 351,000 40,000 25,000 25,000 20,000	1人260円 延1,350人分
3 補助街路費	14,442,000	11,952,000	2,490,000	—	①旅 ②職 ③賃 ④燃料費 ⑤消耗品費 ⑥保	2,828,000 58,000 211,000 166,000 6,444,000 72,000 4,026,000 115,000	普通旅 超過勤務 臨時用具 食料 用器 用具 諸保	2,828,000 58,000 211,000 166,000 6,444,000 72,000 4,026,000 115,000	1人260円 延1,400人分 1人385円 延6,400人分
4 瓦斯及び軌道費	13,706,000	16,626,000	—	2,920,000	①賃 ②燃料費 ③保	—	—	—	
2 工事費	13,920,000	11,532,000	2,388,000	—	①旅 ②職 ③賃 ④燃料費 ⑤消耗品費 ⑥保	36,000 73,000 82,000 5,000 25,000 60,000	普通旅 超過勤務 臨時用具 食料 委託	36,000 73,000 82,000 5,000 25,000 60,000	1人260円 延315人分
5 公共空地整備費	1,992,000	3,950,000	—	1,958,000	①委託金及び補助金	2,880,000 10,545,000	市内出張旅費 超過勤務手当 委託	2,880,000 10,545,000	
1 事務費	72,000	93,000	—	21,000	①旅 ②職 ③賃 ④燃料費 ⑤消耗品費 ⑥保	18,000 8,000 13,000 5,000 17,000 5,000 6,000	職員手当 消耗品費 燃料費 印刷製本費 通信運送費 備品	18,000 8,000 10,000 3,000 5,000 17,000 5,000 6,000	
					①消耗品費 ②印刷製本費	29,000 15,000	消耗品費 印刷製本費	29,000 15,000	

5 測量費	892,000	1,000,000	—	108,000	①賃 ②燃料費 ③保	728,000 50,000 100,000 14,000	人工用器具費 諸資材 保	728,000 50,000 100,000 14,000	1人260円 延2,800人分 1人385円 延6,400人分
6 工事費	2,345,000	2,069,000	276,000	—	①賃 ②燃料費 ③保 ④委託金及び補助金	944,000 301,000 39,000 1,044,000 17,000	夫の他借上 土地の他借上 資材 補償 保	944,000 301,000 39,000 1,044,000 17,000	1人385円 延2,451人分 労働者災害補償保険料
7 町各地番費 定準船費	645,000	768,000	—	123,000	①賃 ②燃料費 ③保	156,000 455,000 16,000 9,000 10,000	職員手当 臨時用具 食料 用器 用具	156,000 455,000 16,000 8,000 10,000	1人260円 延1,750人分
2 幹線街路費	498,000	4,992,000	—	4,494,000	①職員手当 ②消耗品費	3,000 15,000	超過勤務手当 文具	3,000 15,000	
1 事務費	18,000	177,000	—	159,000	①消耗品費 ②請負	8,000 472,000	消耗機材費 請負	8,000 472,000	幹線街路築造工事費
2 工事費	480,000	4,815,000	—	4,335,000	①旅 ②職 ③賃 ④燃料費 ⑤消耗品費 ⑥保	36,000 25,000 351,000 40,000 25,000 25,000 20,000	普通旅 超過勤務 臨時用具 食料 用器 用具	36,000 25,000 351,000 40,000 25,000 25,000 20,000	1人260円 延1,350人分
3 補助街路費	14,442,000	11,952,000	2,490,000	—	①旅 ②職 ③賃 ④燃料費 ⑤消耗品費 ⑥保	2,828,000 58,000 211,000 166,000 6,444,000 72,000 4,026,000 115,000	普通旅 超過勤務 臨時用具 食料 用器 用具 諸保	2,828,000 58,000 211,000 166,000 6,444,000 72,000 4,026,000 115,000	1人260円 延1,400人分 1人385円 延6,400人分
4 瓦斯及び軌道費	13,706,000	16,626,000	—	2,920,000	①賃 ②燃料費 ③保	—	—	—	
2 工事費	13,920,000	11,532,000	2,388,000	—	①旅 ②職 ③賃 ④燃料費 ⑤消耗品費 ⑥保	36,000 73,000 82,000 5,000 25,000 60,000	普通旅 超過勤務 臨時用具 食料 委託	36,000 73,000 82,000 5,000 25,000 60,000	1人260円 延315人分
5 公共空地整備費	1,992,000	3,950,000	—	1,958,000	①委託金及び補助金	2,880,000 10,545,000	市内出張旅費 超過勤務手当 委託	2,880,000 10,545,000	
1 事務費	72,000	93,000	—	21,000	①旅 ②職 ③賃 ④燃料費 ⑤消耗品費 ⑥保	18,000 8,000 13,000 5,000 17,000 5,000 6,000	職員手当 消耗品費 燃料費 印刷製本費 通信運送費 備品	18,000 8,000 10,000 3,000 5,000 17,000 5,000 6,000	
					①消耗品費 ②印刷製本費	29,000 15,000	消耗品費 印刷製本費	29,000 15,000	

2 工事費	1,920,000	3,857,000	—	1,937,000	②請負費	1,836,000	40,000	1,836,000	河岸緑地新設その他工事費
6 水路費	3,984,000	3,020,000	964,000	—	—	—	—	—	—
1 事務費	144,000	108,000	36,000	—	①旅費 ⑤職員手当 ⑨貸借 ⑩消耗品費	12,000 17,000 86,000 29,000	—	12,000 17,000 86,000 29,000	市内出張旅費 超過勤務手当 臨時雇員給 文具
2 工事費	3,840,000	2,912,000	928,000	—	①印刷製本費 ②委託料 ③修繕費 ④請負	3,000 10,000 55,000 3,772,000	—	3,000 10,000 55,000 3,772,000	印刷製本費 委託料 修繕費 請負
7 排水施設整備 削費	20,916,000	3,986,000	16,930,000	—	①旅費 ③職員手当 ⑩消耗品費 ⑫食糧品費	66,000 88,000 457,000 70,000 35,000 40,000	—	54,000 12,000 88,000 65,000 5,000 40,000	普通旅費 市内出張旅費 超過勤務手当 臨時雇員給 文具 食料 器具
1 事務費	756,000	142,000	614,000	—	①印刷製本費 ②修繕費 ③請負 ④原材料費 ⑤施設 ⑥相模金及び ⑦補償金	5,000 144,000 4,895,000 1,315,000 13,800,000 1,000	—	5,000 144,000 4,895,000 1,315,000 13,800,000 1,000	印刷製本費 修繕費 請負 材料 設備 補償
2 工事費	20,160,000	3,844,000	16,316,000	—	—	—	—	—	下水管布設その他工事費
8 橋梁費	42,828,000	43,830,000	—	1,002,000	—	—	—	—	—

1 事務費	1,548,000	1,546,000	2,000	—	①旅費 ③職員手当 ⑨貸借 ⑩消耗品費	156,000 257,000 878,000 74,000	—	126,000 30,000 257,000 878,000	普通旅費 市内出張旅費 超過勤務手当 臨時雇員給 文具 燃料 食料 印刷製本費 通信運搬費 備品
2 工事費	41,280,000	42,284,000	—	1,004,000	⑨賃金 ⑩消耗品費 ⑪印刷製本費 ⑫請負 ⑬備品 ⑭除保	487,000 100,000 58,000 40,580,000 45,000 10,000	—	487,000 100,000 58,000 40,580,000 45,000 10,000	1人260円 延1,873人分 橋梁架設工事費 勞働者災害補償保険料
9 重要幹線街 路費	22,908,000	—	22,908,000	—	①旅費 ③職員手当 ⑨貸借 ⑩消耗品費	108,000 175,000 243,000 85,000 24,000 50,000 48,000 22,000 73,000	—	90,000 18,000 175,000 243,000 57,000 28,000 24,000 50,000 48,000 22,000 73,000	1人260円 延934人分
1 事務費	828,000	—	828,000	—	①旅費 ③職員手当 ⑨貸借 ⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫食糧費 ⑬印刷製本費 ⑭通信運搬費 ⑮備品	108,000 175,000 243,000 85,000 24,000 50,000 48,000 22,000 73,000	—	90,000 18,000 175,000 243,000 57,000 28,000 24,000 50,000 48,000 22,000 73,000	1人260円 延934人分

2 工事費	22,080,000	-	22,080,000	-	①消耗品費 ②印刷製本費 ③請負費 ④原材料費 ⑤施設費 ⑥補償金及 ⑦補償金	68,000 10,000 4,540,000 12,000 12,500,000 4,950,000	消耗品費 印刷製本費 請負費 資材購入費 土地補償金	4,540,000 12,000 12,500,000 4,950,000	街路築造工事費
10 記念公園造 成費	7,740,000	35,962,000	-	28,222,000	⑧旅費	36,000	普通旅費 市内出張旅費	18,000 18,000	
1 事務費	280,000	1,268,000	-	988,000	⑨職員手当 ⑩貸費 ⑪消耗品費 ⑫食糧品費 ⑬船費	31,000 187,000 8,000 15,000 3,000	超過勤務手当 臨時用具費 食料器具費	31,000 187,000 8,000 15,000 3,000	1人260円 延719人分
2 工事費	7,460,000	34,694,000	-	27,234,000	⑭賃金 ⑮消耗品費 ⑯印刷製本費 ⑰請負費 ⑱船費 ⑳原材料費	178,000 10,000 18,000 7,227,000 20,000 7,000	夫材賃 消耗品費 印刷製本費 請負費 器具費	178,000 10,000 18,000 7,227,000 20,000 7,000	1人260円 延884人分 記念公園造成工事費
11 都市公共施 設整備費	2,988,000	1,594,000	1,394,000	-	①旅費 ②職員手当 ③賃金 ④消耗品費 ⑤食糧品費	6,000 12,000 82,000 3,000 5,000	市内出張旅費 超過勤務手当 臨時用具費 食料器具費	6,000 12,000 82,000 3,000 5,000	1人260円 延315人分
1 事務費	108,000	56,000	52,000	-	⑥賃金 ⑦消耗品費	84,000 15,000	夫材賃 消耗品費	84,000 15,000	1人260円 延323人分

2 工事費	2,880,000	1,538,000	1,342,000	-	①印刷製本費 ②請負費 ③原材費	10,000 2,754,000 12,000 5,000	印刷製本費 請負費 工事用具費 資材費	10,000 2,754,000 12,000 5,000	公園造成その他工事費
12 路面鋪設費	16,650,000	-	16,650,000	-	④旅費	66,000	普通旅費 市内出張旅費	54,000 12,000	
1 事務費	600,000	-	600,000	-	⑤職員手当 ⑥貸費 ⑦消耗品費 ⑧食糧品費 ⑨印刷製本費 ⑩通信運搬費 ⑪船費	100,000 248,000 59,000 30,000 50,000 7,000 40,000	超過勤務手当 臨時用具費 食料器具費 印刷製本費 通信運搬用具費	100,000 248,000 59,000 30,000 50,000 7,000 40,000	1人260円 延953人分
2 工事費	16,050,000	-	16,050,000	-	⑫印刷製本費 ⑬請負費 ⑭船費 ⑮負担金補償 ⑯負担金	10,000 14,380,000 40,000 1,620,000	印刷製本費 請負費 工事用具費 負担金	10,000 14,380,000 40,000 1,620,000	鋪設工事費 広島県旅行鋪設工事費分 担金
13 住宅建設費	182,596,000	126,830,000	55,766,000	-	①旅費 ②賃金 ③消耗品費 ④燃料費 ⑤食糧費 ⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費	186,000 1,252,000 101,000 12,000 95,000 179,000 21,000	普通旅費 市内出張旅費 臨時用具費 消耗品費 燃料器具費 印刷製本費 通信運搬費	144,000 42,000 89,000 12,000 95,000 179,000 21,000	1人260円 延4,815人分
1 事務費	2,000,000	1,500,000	500,000	-					

					②用品補助金 ③負担交付金 ④及び保険	85,000 68,000 1,000	庁用器具 負担金	85,000 68,000 1,000	広島県住宅供給促進連盟 負担金
					⑤借料及び損 ⑥委託料 ⑦燃料費 ⑧原材費 ⑨施設費 ⑩補償金及び ⑪負担金補助 ⑫及び交付金	1,000 4,764,000 162,137,000 1,000 13,691,000 1,000 1,000	土地その他借上 料 委託料 諸費 土地購入 償還 金	1,000 4,764,000 162,137,000 1,000 13,691,000 1,000	公営住宅建設工事費
14 防火建築帯 造成費	3,000,000	3,000,000	—	—	⑬負担金補助 ⑭及び交付金	3,000,000	補助金	3,000,000	防火建築帯造成補助金
1 工事費	3,000,000	3,000,000	—	—	⑮旅費 ⑯消耗品費 ⑰食糧費 ⑱印刷製本費 ⑲広告費 ⑳船舶費 ㉑原材費	38,000 15,000 20,000 15,000 45,000 18,000 10,000	普通旅費 市内出張旅費 文具消耗品 食糧 印刷製本 印刷製本 器具 材料	32,000 6,000 5,000 10,000 20,000 15,000 45,000 18,000 10,000	
15 住宅地造成 費	19,161,000	—	19,161,000	—	㉒委託料 ㉓燃料費 ㉔印刷製本費 ㉕原材費 ㉖負担金補助 ㉗及び交付金	7,800,000 8,000,000 900,000 2,300,000	委託料 負担金 諸費 分担	7,800,000 8,000,000 900,000 2,300,000	道路築造その他工事費 電気外線工事費分担金
2 工事費	19,000,000	—	19,000,000	—					

16 陳列館整備 費	17,000,000	—	17,000,000	—	①旅費 ②職員手当 ③賃金 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥船舶費	8,000 15,000 52,000 10,000 15,000 3,000,000	市内出張旅費 市超過勤務手 当給 臨時雇員 文具消耗品 印刷製本 印刷製本 器具 材料	8,000 15,000 52,000 5,000 5,000 15,000	1人260円 延200人分
2 工事費	13,900,000	—	13,900,000	—	⑦請負費	13,900,000	請負費	13,900,000	陳列館整備工事費
17 庚午町附近 土地地区調整 費	3,691,000	10,000,000	—	6,309,000	⑧賃金 ⑨消耗品費 ⑩燃料費 ⑪印刷製本費 ⑫光熱水料 ⑬通信運搬費 ⑭借料及び損 ⑮船舶費	637,000 16,000 4,000 5,000 5,000 12,000 2,000 10,000	臨時雇員 文具消耗品 燃料 印刷製本 印刷製本 文具 通信運搬 土地その他借上 料 器具 材料	637,000 15,000 1,000 4,000 5,000 5,000 12,000 2,000 10,000	1人260円 延2,450人分
1 事務費	691,000	700,000	—	9,000	⑯賃金 ⑰消耗品費 ⑱燃料費 ⑲印刷製本費 ⑳光熱水料 ㉑通信運搬費 ㉒借料及び損 ㉓船舶費	718,000 15,000 40,000 180,000 150,000 1,149,000 16,000 93,000	夫 消耗品 燃料 土地その他借上 料 印刷製本 印刷製本 器具 材料	718,000 15,000 40,000 180,000 150,000 1,149,000 16,000 93,000	1人260円 延2,332人分 1人385円 延290人分
2 工事費	3,000,000	9,300,000	—	6,300,000	⑳修繕費 ㉑請負費 ㉒船舶費 ㉓原材費	1,149,000 16,000 93,000	修繕費 請負費 諸費 材料	1,149,000 16,000 93,000	開築築造その他工事費

18建設諸費	39,144,000	43,392,000	-	4,248,000	⑩補償金及び ⑪補償金 ⑫保 險 金	597,000 42,000	補 償 金 保 險 料	597,000 42,000	建物その他移転補償金 労務者災害補償その他保 険料
1事務費	38,541,000	41,896,000	-	3,355,000	⑬職員給 ⑭給料費 ⑮旅費 ⑯職員手当 ⑰雑手当 ⑱報償費 ⑲消耗品費 ⑳燃料費 ㉑食糧費 ㉒印刷製本費 ㉓通信運搬費 ㉔借料及び損 料 ㉕委託料 ㉖備品 ㉗原材料費 負担金補助 及び交付金	27,104,000 2,121,000 181,000 7,805,000 2,000 2,000 2,000 36,000 40,000 400,000 59,000 1,000 1,000 1,000 50,000 30,000 1,000 708,000	事務吏員給 給料 旅費 市内出張旅費 臨時給与 超過勤務手当 災害補償 退職手当 嘱託手当 報償金 貸付 文具消耗 印刷機材 燃料 食糧 印刷製本 通信運搬 借料及び損 料 委託料 器具 原材 負担	8,336,000 18,768,000 2,121,000 180,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 15,000 1,000 20,000 40,000 400,000 59,000 1,000 1,000 50,000 30,000 1,000 508,000 200,000	月15,100円 月17,000円 月9,300円 46人分 92人分 19人分

2都市計画測 量費	214,000	191,000	23,000	-	①旅費 ②賃金 ③消耗品費 ④燃料費 ⑤食糧費 ⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費 ⑧借料及び損 料 ⑨委託料 ⑩備品 ⑪原材料費 ⑫保 險 金	6,000 182,000 10,000 5,000 10,000 1,000	市内出張旅費 臨時雇員給 文具消耗機材 燃料器具 印刷製本 器具 備品 器具 原材 器具 費用	6,000 182,000 5,000 5,000 5,000 1,000	1人260円 延700人分
3大田川放水 路対策事務 費	65,000	100,000	-	35,000	⑬消耗品費 ⑭食糧費 ⑮備品 ⑯原材料費 ⑰保 險 金	10,000 50,000 5,000	文食具 食糧器具 印刷製本 器具 費用	10,000 50,000 5,000	
4雑支出	324,000	1,205,000	-	881,000	⑱借料及び損 料 ⑲賠償及び償 還金	323,000 1,000	土地その他借上 料 付 金	323,000 1,000	
△記念館建設 費その他	-	63,992,000	-	63,992,000					
第一期下水 道築造事業 費本年使支 出額	91,468,000	75,674,000	15,794,000	-					
1下水道費	25,468,000	32,674,000	-	7,206,000	⑳旅費 ㉑職員手当 ㉒賃金 ㉓消耗品費 ㉔食糧費 ㉕印刷製本費	90,000 169,000 466,000 50,000 50,000 30,000	普通旅費 市内出張旅費 超過勤務手当 特殊勤務手当 災害補償 臨時雇員給 文具消耗機材 印刷製本 器具 費用	72,000 18,000 167,000 1,000 1,000 466,000 40,000 10,000 50,000 30,000	1人260円 延1,792人分

					⑩通信運搬費 ⑪船 品 費	25,000 40,000	通信運搬器具費 人 耗 機 材 費 燃 料 費 印刷製本費 光熱水料費 通信運搬費 借料及び損 ⑫委託料 ⑬修繕費 ⑭請負品 ⑮原 材 料 費 ⑯補償金及び ⑰補填金 ⑱保 險 金	8,460,000 50,000 100,000 80,000 100,000 1,000 1,000 1,000 1,000 100,000 4,371,000 166,000 10,648,000 1,000 469,000	1人385円 延21,974人分
2 工 事 費	24,548,000	31,521,000	6,973,000		⑩旅 費 ⑪職 員 手 当 ⑫貨 物 費 ⑬消 耗 品 費 ⑭食 糧 費 ⑮印刷製本費 ⑯船 品 費	84,000 96,000 520,000 44,000 40,000 10,000 46,000	費 用 市 内 出 張 旅 費 超 過 勤 務 手 当 給 付 費 隨 時 雇 員 費 食 糧 費 印 刷 用 器 費 印 刷 機 具 費	72,000 12,000 96,000 520,000 44,000 40,000 10,000 46,000	1人260円 延2,000人分
2 下 水 道 施 設 費	21,000,000	13,000,000	8,000,000		①印刷製本費 ②委託料 ③修繕費 ④請負品 ⑤原 材 料 費 ⑥補償金及び ⑦補填金 ⑧保 險 金	10,000 59,000 150,000 13,220,000 6,720,000 1,000	費 用 印 刷 製 本 費 委 託 料 修 繕 費 請 負 品 原 材 料 費 補 償 金 及 び 補 填 金 保 險 金	10,000 59,000 150,000 13,220,000 6,720,000 1,000	下 水 道 施 設 そ の 他 工 事 費
1 事 務 費	840,000	260,000	580,000						
2 工 事 費	20,160,000	12,740,000	7,420,000						

3 下 水 道 施 設 費	45,000,000	30,000,000	15,000,000		①旅 費 ②職 員 手 当 ③貨 物 費 ④消 耗 品 費 ⑤食 糧 費 ⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費 ⑧船 品 費	78,000 116,000 542,000 77,000 50,000 10,000 87,000 40,000	費 用 普 市 内 出 張 旅 費 超 過 勤 務 手 当 給 付 費 隨 時 雇 員 費 食 糧 費 印 刷 製 本 費 印 刷 機 具 費 通 信 運 搬 費	72,000 6,000 116,000 542,000 77,000 50,000 10,000 87,000 40,000	1人260円 延2,084人分
3 公 債 費	135,534,000	91,320,000	44,214,000		①消 耗 品 費 ②燃 料 費 ③印刷製本費 ④委託料 ⑤修繕費 ⑥請負品 ⑦船 品 費 ⑧施 設 費 ⑨補償金 ⑩補填金	1,000 300,000 200,000 300,000 298,000 22,550,000 1,800,000 18,550,000 1,000	費 用 消 耗 機 材 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 委 託 料 修 繕 費 請 負 品 工 事 用 器 具 費 工 事 機 械 費	1,000 300,000 200,000 300,000 298,000 22,550,000 1,800,000 18,550,000 1,000	ボ ン ナ 規 劃 費 そ の 他 工 事 費
1 元 利 債 還 金	134,634,000	89,520,000	45,114,000						
1 賠 償 及 び 償 還 金	134,634,000	89,520,000	45,114,000						
2 利 子	900,000	1,800,000							
1 利 子 及 び 割 引 料	900,000	1,800,000							
繰 出 合 計	721,898,000	616,682,000	105,216,000						

歳入出差引残金なし

広島市告示第三十六号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を経た昭和三十年年度広島市特別会計公会堂費歳入出予算の要領は次の通りである。

この予算は四月一日より施行する。

昭和三十年三月十七日

昭和30年度広島市特別会計公会堂費歳入出予算

歳入

款項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比		節	金額	目	附	明	細
			増	減						
1 使用料及び 手数料	7,258,000	—	7,258,000	—	—	—	—	—	—	—
1 使用料	7,258,000	—	7,258,000	—	—	—	—	—	—	—
1 使用料	7,258,000	—	7,258,000	—	①使用料	7,258,000	公会堂使用料 附底施設使用料	—	6,258,000	1,000,000
歳入合計	7,258,000	—	7,258,000	—	—	—	—	—	—	—

歳出

款項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比		節	金額	目	附	明	細
			増	減						
1 公会堂費	6,758,000	—	6,758,000	—	—	—	—	—	—	—
1 事務費	6,758,000	—	6,758,000	—	—	—	—	—	—	—
1 職員費	1,214,000	—	1,214,000	—	②更 ③給	544,000 670,000	事務吏員給 雇員給	—	544,000	月15,100円 3人分 月9,300円 6人分

2 諸手当	730,000	—	730,000	—	⑤職 ⑥雑	716,000 14,000	時給 超過勤務 災害補償 退職手当 委員手当 普通旅費	—	514,000 200,000 1,000 1,000 14,000	—	—
3 旅費	20,000	—	20,000	—	①旅	20,000	普通旅費	—	20,000	—	—
4 賃金	455,000	—	455,000	—	⑨賃	455,000	臨時雇員給	—	455,000	—	1人260円 延1,750人分
5 需用費	4,107,000	—	4,107,000	—	⑩消 ⑪燃 ⑫食 ⑬印 ⑭光 ⑮通 ⑯借 ⑰委 ⑱修 ⑲請 ⑳備 ㉑原	397,000 525,000 12,000 7,000 2,101,000 64,000 1,000 500,000 180,000 260,000 50,000 10,000	文具 被服 消耗材 燃料 食糧 印刷製 光熱水 通信運 機械其 他借上 委託 修繕 請負 器具 諸費	—	10,000 27,000 360,000 525,000 12,000 7,000 2,101,000 64,000 1,000 500,000 180,000 260,000 50,000 10,000	—	—
負担金補助 6 及び交付金	232,000	—	232,000	—	㉒負 ㉓及	232,000	負担金	—	232,000	—	全国都市災害共済会負担金
2 予備費	500,000	—	500,000	—	—	—	—	—	—	—	—
1 予備費	500,000	—	500,000	—	—	—	—	—	—	—	—
1 予備費	500,000	—	500,000	—	①予	500,000	予備費	—	500,000	—	—
歳出合計	7,258,000	—	7,258,000	—	—	—	—	—	—	—	—

歳入出差引戻金なし

広島市告示第三十七号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を経た昭和三十年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算の要領は次の通りである。
この予算は四月一日より施行する。

昭和三十年三月十七日

昭和30年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出簿算

歳入

款項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比		較		各目附		明細記
			増	減	節	金			
1 国庫支出金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	円
1 補給金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	円
1 補給金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	円
1 補給金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	円
2 使用料及び 手数料	76,864,000	87,168,000	—	—	—	—	—	—	円
1 使用料	74,948,000	85,160,000	—	—	—	—	—	—	円
1 使用料	74,948,000	85,160,000	—	—	—	—	—	—	円
1 使用料	74,948,000	85,160,000	—	—	—	—	—	—	円
2 手数料	1,916,000	2,008,000	—	—	—	—	—	—	円
1 手数料	1,916,000	2,008,000	—	—	—	—	—	—	円
3 寄附金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	円
1 寄附金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	円

広島市長 浜井信三

歳出

1 一般寄附金	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	円
4 雑収入	900,000	545,000	355,000	—	—	—	—	—	—	円
1 利子	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	円
1 利子	1,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—	円
2 雑収入	899,000	544,000	355,000	—	—	—	—	—	—	円
1 雑収入	399,000	444,000	—	45,000	—	—	—	—	—	円
2 過年度収入	500,000	100,000	400,000	—	—	—	—	—	—	円
歳入合計	77,766,000	87,715,000	—	9,949,000	—	—	—	—	—	円

款項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比		較		各目附		明細記
			増	減	節	金			
1 病院費	77,266,000	87,215,000	—	—	—	—	—	—	円
1 業務費	77,266,000	72,961,000	4,305,000	—	—	—	—	—	円
1 職員費	21,377,000	19,884,000	1,493,000	—	—	—	—	—	円
2 諸手当	14,065,000	9,179,000	4,886,000	—	—	—	—	—	円

3 旅 費	1,132,000	627,000	505,000	—	①旅 費	1,132,000	退職手当 委員手当 普道旅費	1,000 12,000 1,032,000			
4 報 償 費	120,000	—	120,000	—	③報 償 費	120,000	謝金及び賞与金	120,000			
5 貸 金	1,716,000	1,170,000	546,000	—	④貸 金	1,716,000	臨時雇員給 院長交際費 病院長交際費	1,716,000	1人260円 延6,600人分		
6 交 際 費	660,000	—	660,000	—	⑩交 際 費	660,000	交 際 費	360,000			
7 需 用 費	37,906,000	42,001,000	—	4,095,000	⑩消耗品費 ⑩燃料費 ⑩食糧費 ⑩印刷製本費 ⑩光熱水料 ⑩通信運搬費 ⑩広告料 ⑩手数料 ⑩借料及び損 借料 ⑩委託料 ⑩修繕料 ⑩請負費	3,081,000 400,000 11,280,000 350,000 4,313,000 640,000 1,000 96,000 1,406,000 80,000 200,000 1,890,000	印刷製本費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 広告料 手数料 家屋その他借上 料 委託料 修繕料 請負費	2,400,000 400,000 300,000 350,000 4,313,000 640,000 1,000 96,000 1,406,000 80,000 200,000 1,890,000	印刷製本費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 広告料 手数料 家屋その他借上 料 委託料 修繕料 請負費	635,000	病院補修その他工事費

8 施 設 費	100,000	100,000	—	—	⑧施 設 費	100,000	給食器具費 医療機械器具費 図書費 藥品費 資材費	233,000 2,151,000 120,000 10,274,000 756,000	
9 負担金補助 金及び交付金	157,000	—	157,000	—	⑩負担金補助 金及び交付金	157,000	植木購入費	157,000	健康保険病院協会その他 負担金
10 保 險 金	33,000	—	33,000	—	⑨保 險 金	33,000	負 担 金	33,000	労働者災害補償保険料
△諸 費	—	14,254,000	—	14,254,000					
2 予 備 費	500,000	500,000	—	—					
1 予 備 費	500,000	500,000	—	—					
1 予 備 費	500,000	500,000	—	—	予 備 費	500,000	予 備 費	500,000	
歳 出 合 計	77,766,000	87,715,000	—	9,949,000					

歳入出差引残金なし

広島市告示第三十八号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を経た昭和三十年度広島市特別会計被服事業費歳入出予算の要領は次の通りである。
この予算は四月一日より施行する。

昭和三十年三月十七日

昭和30年度広島市特別会計被服事業歳入出豫算
広島市長 浜 井 信 三

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		各 節	各 節 金 額	目 附	明 細
			増	減				
1 競輪事業収入	579,795,000	747,366,000	—	167,571,000		円		
1 使用料及び 手数料	1,756,000	1,168,000	588,000	—				
1 使用料	1,756,000	1,168,000	588,000	—				
2 入場料収入	1,008,000	1,584,000	—	576,000				
1 入場料収入	1,008,000	1,584,000	—	576,000				
3 車券売上収入	576,000,000	744,000,000	—	168,000,000				
1 車券売上収入	576,000,000	744,000,000	—	168,000,000				
4 雑収入	1,030,000	613,000	417,000	—				
1 雑収入	1,030,000	613,000	417,000	—				
5 過年度収入	1,000	1,000	—	—				
1 過年度収入	1,000	1,000	—	—				
歳 入 合 計	579,795,000	747,366,000	—	167,571,000				

歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		各 節	各 節 金 額	目 附	明 細
			増	減				
1 競輪事業費	579,295,000	746,366,000	—	167,071,000		円		
1 事務費	12,355,000	10,367,000	1,988,000	—				
1 職員費	2,147,000	2,027,000	120,000	—				
2 諸手当	1,422,000	1,918,000	—	496,000				
3 旅費	211,000	246,000	—	35,000				
4 賃金	546,000	508,000	38,000	—				
5 需用費	7,576,000	5,555,000	2,021,000	—				

6 負担金補助 及び交付金	453,000	112,000	341,000	—	—	40,000	諸 資 材 費	40,000	—	40,000	全国都市災害共済会の他 負担金
△補償金及び 補償金	—	1,000	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—
2 開 催 費	89,298,000	99,179,000	—	9,881,000	—	—	—	—	—	—	—
1 諸 手 当	714,000	1,216,000	—	502,000	—	474,000	超過勤務手当 傷 害 手 当	240,000	—	240,000	—
2 旅 費	320,000	390,000	—	70,000	—	320,000	普 通 旅 費	—	—	320,000	—
3 報 償 費	59,282,000	65,965,000	—	6,683,000	—	59,282,000	謝金及び賞与金 賞 賜 金	1,361,000	—	57,921,000	—
4 貸 金	10,828,000	13,200,000	—	2,372,000	—	10,828,000	臨時雇員給 付 夫 賃	10,048,000	—	780,000	1人260円 延38,646人分 1人260円 延3,000人分
5 交 際 費	600,000	—	600,000	—	—	600,000	委員長交際費 局 交 際 費	300,000	—	300,000	—
6 糖 用 費	17,544,000	18,408,000	—	854,000	—	1,078,000	交 際 費 器具材料 消耗材料 諸 費	120,000	—	858,000	—
						285,000	燃 料 費	100,000	—	100,000	—
						619,000	食 糧 費	285,000	—	619,000	—
						4,500,000	印刷製本費	4,500,000	—	4,500,000	—
						180,000	光熱水料	180,000	—	180,000	—
						106,000	通信運搬費	106,000	—	106,000	—
						7,011,000	広告料	7,011,000	—	7,011,000	—
						1,951,000	土地その他借上 料	1,951,000	—	1,951,000	—
						94,000	委託料	94,000	—	94,000	—
						120,000	修繕料	120,000	—	120,000	—

3 諸 費	477,642,000	636,820,000	—	159,178,000	—	—	—	—	—	—	—
1 賠償及び償 還金	430,256,000	558,780,000	—	128,524,000	—	430,256,000	払 戻 金 戻 入 金	60,000	—	430,000,000	—
2 補償金及び 補償金	60,000	72,000	—	12,000	—	60,000	補 填 金	60,000	—	60,000	—
3 負担金補助 及び交付金	17,281,000	37,606,000	—	20,325,000	—	17,281,000	国 庫 納 付 金 自 転 車 振 興 会 交 付 金	1,000	—	17,280,000	—
4 出 資 金	45,000	—	45,000	—	—	45,000	出 資 金	—	—	45,000	—
5 繰 出 金	30,000,000	25,000,000	5,000,000	—	—	30,000,000	一 般 会 計 へ 繰 出	—	—	30,000,000	—
△過年度支出 △その他	—	15,362,000	—	15,362,000	—	—	—	—	—	—	—
2 予 備 費	500,000	1,000,000	—	500,000	—	—	—	—	—	—	—
1 予 備 費	500,000	1,000,000	—	500,000	—	500,000	予 備 費	—	—	500,000	—
繰 出 合 計	579,790,005	747,366,000	—	167,571,000	—	—	—	—	—	—	—

繰入出差引残金なし

広島市告示第三十九号

昭和三十年三月十七日市議会の議決を経た昭和三十年年度広島市水道事業会計予算の
 変更は次の通りである。
 この予算は四月一日より施行する。
 昭和三十年三月十七日

広島市長 浜 井 信 三

昭和30年度広島市水道事業会計豫算

(総 則)

第1条 昭和30年度広島市水道事業会計の予算は、以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定は、次のとおり定める。

第1款 水道事業収入	260,417,000円
第1項 営業収益	239,610,000円
第2項 附帯事業収益	18,378,000円
第3項 営業外収益	2,429,000円
支 出	
第1款 水道事業費	234,132,000円
第1項 営業費用	95,081,000円
第2項 附帯事業費用	19,160,000円
第3項 一般管理費用	81,445,000円
第4項 営業外費用	37,446,000円
第5項 予備費	1,000,000円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額59,868,000円は、当年度分損益勘定留保資金26,900,000

円、当年度利益剰余金処分額24,968,000円、引継ぎたな御資産 8,000,000円で補てんするものとする。)

第1款 資本的収入	288,727,000円
第1項 企業債	264,960,000円
第2項 建設改良補助金	9,960,000円
第3項 工事負担金	10,807,000円
第4項 財産売却代金	3,000,000円
支 出	
第1款 資本的支出	348,595,000円
第1項 改良費	23,000,000円
第2項 施設費	37,532,000円
第3項 拡張費	255,000,000円
第4項 企業債償還金	32,063,000円
第5項 予備費	1,000,000円

(一時借入金)

第4条 一時借入をすることができる金額は、常時50,000,000円以内と定める。

(剰余金処分)

第5条 当年度利益剰余金のうち24,968,000円は、これを次に掲げるとおり処分するものと定める。

建設改良資金へ充当 24,968,000円

(たな御資産の購入限度額)

第6条 たな御資産の購入限度額は、40,000,000円と定める

(過年度損益修正)

第7条 過年度損益修正予定額を次のとおり定める。

過年度損益修正額 200,000円

広島市告示第40号

昭和30年3月17日市議会の議決を経た昭和30年度広島市歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。
 この予算は4月1日より施行する。
 昭和30年3月17日

昭和30年度広島市歳入出予算追加更正

広島市長 浜 井 信 三

款 項	目 目	前回までの 累計額	追加更正 予算額	計	各 目 明 細				
					節	金額	附 明 細	金額	
6 国庫支出金		506,196,000	38,768,000	544,964,000					
1 国庫補助金		506,196,000	38,768,000	544,964,000					
	1 教育費補助	43,786,000	36,268,000	80,054,000	①教育費補助	36,268,000	17,117,000	3,631,000	1,082,000
	2 厚生費補助	402,079,000	2,500,000	404,579,000	①厚生費補助	2,500,000	2,500,000		
12市 債		209,000,000	290,000,000	499,000,000					
1 市 債		209,000,000	290,000,000	499,000,000					
	4 保健衛生債	48,000,000	10,000,000	58,000,000	①保健衛生債	10,000,000	10,000,000		
	6 歳入欠陥債	—	280,000,000	280,000,000	①歳入欠陥債	280,000,000	280,000,000		
歳 入 合 計		2,290,372,000	328,768,000	2,619,140,000					

歳出

(第108号)

昭和30年4月20日

款 項	目	前年度(丙) 果計額	追加更生 予算額	計	各 目		附 明 細	記
					節	金額		
2 役所費		379,471,000	1,000,000	380,471,000				
1 役所費		318,864,000	1,000,000	319,864,000				前年度未了繰越分
	7 需用費	22,451,000	1,000,000	23,451,000	②計 負債費	1,000,000	計 負債費	1,000,000
5 土木費		71,631,000	1,541,000	73,172,000				
5 河川改修費		100,000	1,541,000	1,641,000				前年度未了繰越分
	1 補償金及び補助金	—	1,541,000	1,541,000	③補償金及び補助金	1,541,000	補償金	1,541,000
6 教育費		313,532,000	102,505,000	416,037,000				
10 学校營繕費		111,748,000	102,505,000	214,253,000				前年度未了繰越分
	1 諸手当	140,000	70,000	210,000	⑤職員手当	70,000	超過勤務手当	70,000
	2 旅費	210,000	80,000	290,000	③旅費	80,000	普通旅費	50,000 30,000
	3 賃金	1,000,000	330,000	1,330,000	⑥賃金	330,000	人夫賃	330,000
	4 需用費	95,527,000	101,932,000	197,459,000	⑩消耗品費 ⑪食糧費 ⑫印刷製本費 ⑬諸負債費	20,000 30,000 10,000 101,802,000	文具費 食糧費 印刷製本費 諸負債費	20,000 30,000 10,000 101,802,000
	6 負担金補助金及び交付金	170,000	93,000	263,000	⑭負担金補助金及び交付金	93,000	負担金	93,000

(第108号)

昭和30年4月20日

8 保健衛生費		159,071,000	20,400,000	179,471,000				
1 保健所費		9,482,000	400,000	9,882,000				前年度未了繰越分
	4 需用費	8,326,000	400,000	8,726,000	⑫諸負債費	400,000	諸負債費	400,000
20 延焼費		10,000,000	10,000,000	20,000,000				前年度未了繰越分
	1 諸手当	27,000	24,000	51,090	⑬職員手当	24,000	超過勤務手当	24,000
	2 旅費	19,000	5,000	24,000	①旅費	5,000	市内出張旅費	5,000
	3 賃金	—	26,000	26,000	⑥賃金	26,000	人夫賃	26,000
	4 需用費	9,954,000	6,944,000	16,898,000	⑩消耗品費 ⑪燃料費 ⑫諸原材費	3,000 1,000 6,935,000	文具費 燃料費 諸原材費	3,000 1,000 6,935,000
	5 施設費	—	3,000,000	3,000,000	⑭施設費	3,000,000	土地購入費	3,000,000
	6 保険金	—	1,000	1,000	⑮保險金	1,000	保險料	1,000
21 延焼費		—	10,000,000	10,000,000				前年度未了繰越分
	1 需用費	—	10,000,000	10,000,000	⑯消耗品費 ⑰燃料費 ⑱諸	10,000 5,000 9,985,000	文具費 燃料費 諸	10,000 5,000 9,985,000
9 産業經濟費		63,819,000	8,795,000	72,614,000				
11 中央卸売市場増築費		—	8,795,000	8,795,000				前年度未了繰越分

1 旅 費	—	2,000	2,000	①旅 費	2,000	普 通 旅 費	2,000	
2 需 用 費	—	7,363,000	7,363,000	⑩消耗品費 ⑪請 負 費 ⑫原 材 料 費	25,000 7,307,000 31,000	文 耗 機 材 費 請 負 材 費	18,000 7,000 7,307,000 31,000	
3 施 設 費	—	1,430,000	1,430,000	⑬施 設 費	1,430,000	土 地 購 入 費	1,430,000	
16災害復旧費	59,672,000	1,428,000	61,100,000					
1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	56,189,000	1,428,000	57,617,000					前年度未了繰越分
昭和24年落 1 生 災 害 復 旧 費	—	1,428,000	1,428,000	⑭積 負 費	1,428,000	積 負 費	1,428,000	
17新 出 金	291,238,000	193,099,000	484,337,000					
4 特 別 會 計 出 金	272,773,000	34,023,000	238,750,000	⑮他 會 計 へ 出 金	34,023,000	特 別 會 計 建 設 費 出 金	34,023,000	
1 總 計 會 計 出 金	272,773,000	34,023,000	238,750,000	⑯繰 上 用 金	—			
6 過 年 度 支 出	4,967,000	1,984,000	6,951,000					
1 賠 償 及 び 償 還 金	4,967,000	1,94,8000	6,951,000	⑰賠 償 及 び 償 還 金	1,984,000	過 誤 納 還 付 金 他	1,984,000	
7 雑 支 出	6,818,000	5,138,000	11,956,000					
3 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	6,564,000	5,138,000	11,702,000	⑱負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	5,138,000	負 担 金	5,138,000	
12繰 上 用 金	—	220,000,000	220,000,000					
1 繰 上 用 金	—	220,000,000	220,000,000	⑳繰 上 用 金	220,000,000	前 年 度 繰 上 用 金	220,000,000	

歳 出 合 計	2,290,372,000	328,768,000	2,619,140,000					
歳 入 出 差 引 残 金 な し。								
広島市告示第41号								
昭和30年3月17日市議会の議決を経た昭和30年度広島市特別会計建設歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。								
この予算は4月1日より施行する。								
昭和30年3月17日								
昭和30年度広島市特別会計建設歳入出予算追加更正								
歳 入								
款 項	目	前年度までの 累計額	追加更正 予算額	計	各 節	金 額	目 附	明 細 記
1 公 業 及 び 財 産 収 入		21,600,000	68,326,000	89,926,000				
1 財 産 売 却 金		21,600,000	68,326,000	89,926,000				
1 財 産 代 売 金	1 財 産 代 売 金	21,600,000	68,326,000	89,926,000	①財 産 代 売 金	68,326,000	土 地 売 却 代 金	68,326,000
3 國 庫 支 出 金		226,212,000	9,522,000	235,734,000				
1 國 庫 補 助 金		226,212,000	9,522,000	235,734,000				
1 建 設 費 補 助	1 建 設 費 補 助	226,212,000	9,522,000	235,734,000	①建 設 費 補 助	9,522,000	不 良 住 宅 改 助	9,522,000
4 寄 附 金		300,000	20,000,000	23,000,000				
1 指 定 寄 附 金	1 指 定 寄 附 金	300,000	20,000,000	23,000,000	①指 定 寄 附 金	20,000,000	寄 附 金	20,000,000
5 繰 入 金		269,205,000	34,023,000	235,182,000				

広島市長 浜 非 信 三

1 繰 入 金	269,205,000 △	34,023,000	235,182,000				
	1 一般会計上 繰入金	269,205,000 △	34,023,000	235,182,000	① 一般会計上 繰入金	△ 34,023,000	一般会計上 繰入金 △ 34,023,000
8 徴 収 金	7,663,000	5,138,000	12,801,000				
1 換地清算 徴収金	7,663,000	5,138,000	12,801,000				
	1 換地清算 徴収金	7,663,000	5,138,000	12,801,000	① 換地清算 徴収金	5,138,000	換地清算 徴収金 5,138,000
歳 入 合 計	721,898,000	68,963,000	790,861,000				

歳 出

款 項	目	前年度の 累計額	追加更正 予算額	計	各 目 附 明 細		
					類	金額	目 附 明 細
1 建設費		494,896,000	68,963,000	563,859,000			
18 建設諸費		39,144,000	34,680,000	73,824,000			
	1 事務費	38,541,000	30,000	38,571,000	① 旅費 ② 職員手当 ③ 消耗品費 ④ 印刷製本費 ⑤ 備品費	1,000 10,000 4,000 10,000 5,000	市内出張旅費 超過勤務手当 消耗機材費 印刷製本費 印刷器具費
	5 工事費	—	34,650,000	34,650,000	⑥ 請負料 ⑦ 原材金及び ⑧ 補償金	27,600,000 50,000 7,000,000	請負料 諸資材費 諸費金
19 不良住宅 改善費		—	14,283,000	14,283,000	⑩ 消耗品費	51,000	文具費

	1 事務費	—	179,000	179,000	⑨ 食糧費 ⑩ 印刷製本費 ⑪ 通信運搬費 ⑫ 借料及損棄	55,000 67,000 5,000 1,000	食糧費 印刷製本費 通信運搬費 借料及損棄	55,000 67,000 5,000 1,000	
	2 工事費	—	14,104,000	14,104,000	⑬ 請負金及び ⑭ 補償金	14,103,000 1,000	請負金 補償金	14,103,000 1,000	住宅建設工事費
20 野球場 場費		—	20,000,000	20,000,000					
	1 事務費	—	200,000	200,000	⑮ 旅費 ⑯ 職員手当 ⑰ 賃金 ⑱ 消耗品費 ⑲ 食糧費 ⑳ 印刷製本費 ㉑ 備品費 ㉒ 原材料費 ㉓ 保険	6,000 41,000 52,000 34,000 20,000 30,000 5,000 11,000 1,000	市内出張旅費 超過勤務手当 災害補助員 臨時雇員 文具材料費 消耗機材費 印刷製本費 印刷器具費 原材料費 保険	6,000 40,000 1,000 52,000 10,000 24,000 30,000 5,000 11,000 1,000	1人260円 延200人分
	2 工事費	—	19,800,000	19,800,000	㉔ 委託料 ㉕ 補助金及び ㉖ 補償金 ㉗ 負担金補助 金及び交付金	1,000 19,797,000 1,000 1,000	委託料 諸請償 負担金	1,000 19,797,000 1,000 1,000	整地その他工事費
歳 出 合 計		721,898,000	68,963,000	790,861,000					

歳入出差引残金なし

広島市告示第42号

昭和30年3月17日市議会の議決を経た昭和30年度広島市特別会計社会保険広島市民庁建設費歳入出予算明細の要領は次の通りである。
この予算は4月1日より施行する。

昭和30年3月17日

昭和30年度広島市特別会計社会保険広島市民病院歳入出予算追加

広島市長 浜 井 信 三

款 項	目	前回までの 累計額	追加予算額	計	各 目		明 細
					額	附 記	
2 使用料及び 手数料		76,864,000	15,500,000	92,364,000			
	1 使用料	74,948,000	15,500,000	90,448,000			
1 使用料		74,948,000	15,500,000	90,448,000	①使用料	15,500,000	
	1 使用料	74,948,000	15,500,000	90,448,000			
歳 入 合 計		77,766,000	15,500,000	93,266,000			

歳 出

款 項	目	前回までの 累計額	追加予算額	計	各 目		明 細
					額	附 記	
1 病院費		77,266,000	15,500,000	92,766,000			
	1 業務費	77,266,000	15,500,000	92,766,000			
歳 出 合 計		77,266,000	15,500,000	92,766,000	②繰上充用金	15,500,000	
		77,266,000	15,500,000	92,766,000			

歳入差引残金なし

広島市告示第四十二号之二

昭和三十年三月十七日市議会の認定を終了昭和二十八年年度広島市歳入歳出決算の要領は次の通りである

広島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市歳入歳出決算

款 項	目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	取 入済額	予算現額 に比し増 減
1 市 税		958,472,000	1,256,072,658.41	987,940,195.10	0	29,468,453.31	△29,468,453.31
	1 普通税	951,262,000	1,232,820,972.24	984,072,023.60	0	248,748,948.64	△248,748,948.64
1 市 民 税		540,081,000	702,016,526.74	537,978,391.80	0	164,038,134.94	△164,038,134.94
	1 市 民 税	540,081,000	702,016,526.74	537,978,391.80	0	164,038,134.94	△164,038,134.94
2 固定資産税		311,382,000	417,949,503.50	340,251,055.80	0	77,698,447.70	△77,698,447.70
	2 固定資産税	311,382,000	417,949,503.50	340,251,055.80	0	77,698,447.70	△77,698,447.70
3 自動車税		8,538,000	12,678,334.00	7,904,156.00	0	4,774,178.00	△4,774,178.00
	3 自動車税	8,538,000	12,678,334.00	7,904,156.00	0	4,774,178.00	△4,774,178.00
4 荷 車 税		853,000	1,320,390.00	620,490.00	0	699,900.00	△699,900.00
	4 荷 車 税	853,000	1,320,390.00	620,490.00	0	699,900.00	△699,900.00
5 電気ガス税		90,408,000	98,856,218.00	97,317,930.00	0	1,538,288.00	△1,538,288.00
	5 電気ガス税	90,408,000	98,856,218.00	97,317,930.00	0	1,538,288.00	△1,538,288.00
2 国法による 雑収入		7,210,000	23,251,686.17	3,868,171.50	0	19,383,514.67	△19,383,514.67
	2 国法による 雑収入	7,210,000	23,251,686.17	3,868,171.50	0	19,383,514.67	△19,383,514.67
1 国法による 雑収入		7,210,000	23,251,686.17	3,868,171.50	0	19,383,514.67	△19,383,514.67
	1 国法による 雑収入	7,210,000	23,251,686.17	3,868,171.50	0	19,383,514.67	△19,383,514.67
2 地方財政平 衡交付金		296,397,000	296,465,000.00	296,465,000.00	0	0	△0
	2 地方財政平 衡交付金	296,397,000	296,465,000.00	296,465,000.00	0	0	△0
1 地方財政平 衡交付金		296,397,000	296,465,000.00	296,465,000.00	0	0	△0
	1 地方財政平 衡交付金	296,397,000	296,465,000.00	296,465,000.00	0	0	△0
3 公営業及び 雑収入		46,198,000	32,052,579.00	31,982,382.00	0	70,197.00	△70,197.00
	3 公営業及び 雑収入	46,198,000	32,052,579.00	31,982,382.00	0	70,197.00	△70,197.00
1 基本財産収 入		318,000	328,065.00	290,936.00	0	37,129.00	△37,129.00
	1 基本財産収 入	318,000	328,065.00	290,936.00	0	37,129.00	△37,129.00

1 基本財産収 入	318,000	328,065.00	290,936.00	0	37,129.00	△37,129.00
2 雑収入	3,000	2,924.00	2,924.00	0	0	△0
1 雑収入	3,000	2,924.00	2,924.00	0	0	△0
3 積立金収入	13,000	12,366.00	12,366.00	0	0	△0
1 積立金収入	13,000	12,366.00	12,366.00	0	0	△0
4 財産収入	566,000	576,466.00	543,398.00	0	33,068.00	△33,068.00
1 財産収入	566,000	576,466.00	543,398.00	0	33,068.00	△33,068.00
5 財産売却代 金	45,298,000	31,132,758.00	31,132,758.00	0	0	△0
1 財産売却代 金	45,298,000	31,132,758.00	31,132,758.00	0	0	△0
4 分担金及び 負担金	3,740,000	2,790,350.00	2,790,350.00	0	0	△0
1 分 担 金	3,740,000	2,790,350.00	2,790,350.00	0	0	△0
1 分 担 金	3,740,000	2,790,350.00	2,790,350.00	0	0	△0
5 使用料及び 手数料	134,038,000	130,542,615.75	124,257,452.75	0	6,285,163.00	△6,285,163.00
1 使用料	102,730,000	99,683,180.75	93,398,017.75	0	6,285,163.00	△6,285,163.00
1 使用料	102,730,000	99,683,180.75	93,398,017.75	0	6,285,163.00	△6,285,163.00
2 手数料	31,308,000	30,859,435.00	30,859,435.00	0	0	△0

1 手数料	31,308,000	30,859,435.00	30,859,435.00	0	0	0	0	0	0	△448,565.00
6 国庫支出金	567,881,000	419,575,926.00	419,575,926.00	0	0	0	0	0	0	△148,305,074.00
1 国庫補助金	567,881,000	419,575,926.00	419,575,926.00	0	0	0	0	0	0	△148,305,074.00
1 警察消防費補助	1,913,000	1,914,000.00	1,914,000.00	0	0	0	0	0	0	1,000.00
2 教育費補助	111,668,000	49,422,423.00	49,422,423.00	0	0	0	0	0	0	△62,245,577.00
3 土木費補助	300,000	300,000.00	300,000.00	0	0	0	0	0	0	0
4 民生費補助	367,074,000	332,318,716.00	332,318,716.00	0	0	0	0	0	0	△34,755,284.00
5 児童福祉費補助	26,310,000	20,851,034.00	20,851,034.00	0	0	0	0	0	0	△5,458,966.00
6 樹業費補助	111,000	54,020.00	54,020.00	0	0	0	0	0	0	△56,980.00
7 災害復旧費補助	60,505,000	14,715,733.00	14,715,733.00	0	0	0	0	0	0	△45,789,267.00
7 県支出金	39,037,000	32,651,974.00	32,651,974.00	0	0	0	0	0	0	△6,385,026.00
1 交付金	11,279,000	7,864,814.00	7,864,814.00	0	0	0	0	0	0	△3,414,186.00
1 交付金	11,279,000	7,864,814.00	7,864,814.00	0	0	0	0	0	0	△3,414,186.00
2 補助金	27,758,000	24,787,160.00	24,787,160.00	0	0	0	0	0	0	△2,970,840.00
1 教育費補助	20,000	19,809.00	19,809.00	0	0	0	0	0	0	0
2 厚生費補助	20,721,000	19,452,345.00	19,452,345.00	0	0	0	0	0	0	△1,268,655.00

3 児童福祉費補助	3,625,000	2,959,411.00	2,959,411.00	0	0	0	0	0	0	△665,589.00
4 調査費補助	1,324,000	326,159.00	326,159.00	0	0	0	0	0	0	△997,841.00
5 委員会費補助	708,000	607,830.00	607,830.00	0	0	0	0	0	0	△100,170.00
6 樹業費補助	1,360,000	1,421,606.00	1,421,606.00	0	0	0	0	0	0	△61,606.00
8 寄附金	9,945,000	4,850,989.00	4,850,989.00	0	0	0	0	0	0	△5,094,011.00
1 寄附金	9,945,000	4,850,989.00	4,850,989.00	0	0	0	0	0	0	△5,094,011.00
1 一般寄附金	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△1,000.00
2 指定寄附金	9,944,000	4,850,989.00	4,850,989.00	0	0	0	0	0	0	△5,093,011.00
9 繰入金	25,000,000	5,000,000.00	5,000,000.00	0	0	0	0	0	0	△20,000,000.00
1 繰入金	25,000,000	5,000,000.00	5,000,000.00	0	0	0	0	0	0	△20,000,000.00
1 他会計より繰入金	25,000,000	5,000,000.00	5,000,000.00	0	0	0	0	0	0	△20,000,000.00
10 繰越金	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△1,000.00
1 前年度繰越金	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△1,000.00
1 前年度繰越金	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△1,000.00
11 雑収入	199,417,000	141,018,710.55	66,874,146.26	0	0	0	0	0	0	△132,542,853.74
1 納付金	3,462,000	3,902,368.00	3,902,151.00	0	0	0	0	0	0	217,004,440,151.00

11111

1 有給従業員納付金	3,462,000	3,902,368.00	3,902,151.00	0	0	0	0	0	0	217,004,440,151.00
2 報償金及び弁償金	10,234,000	6,268,770.00	6,268,770.00	0	0	0	0	0	0	△3,965,230.00
1 報償金	7,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△7,100,000.00
2 弁償金	3,134,000	6,268,770.00	6,268,770.00	0	0	0	0	0	0	0
3 物品売却代金	6,242,000	4,503,289.00	4,503,289.00	0	0	0	0	0	0	△1,738,711.00
1 物品売却代金	6,242,000	4,503,289.00	4,503,289.00	0	0	0	0	0	0	△1,738,711.00
4 利子	1,844,000	4,190,312.40	4,190,312.40	0	0	0	0	0	0	2,346,312.40
1 利子	1,844,000	4,190,312.40	4,190,312.40	0	0	0	0	0	0	2,346,312.40
5 市税延滞金	646,000	1,618,481.00	1,618,481.00	0	0	0	0	0	0	0
1 市税延滞金	646,000	1,618,481.00	1,618,481.00	0	0	0	0	0	0	0
6 雑入	174,289,000	109,785,983.86	39,022,007.86	0	0	0	0	0	0	△135,266,992.14
1 雑入	54,289,000	39,146,239.86	39,022,007.86	0	0	0	0	0	0	△15,266,992.14
2 翌年度繰入金	120,000,000	70,639,744.00	0	0	0	0	0	0	0	△120,000,000.00
7 翌年度繰入金	2,700,000	10,749,506.29	7,369,135.00	0	0	0	0	0	0	4,669,135.00
1 翌年度繰入金	2,700,000	10,749,506.29	7,369,135.00	0	0	0	0	0	0	4,669,135.00
12 市債	467,900,000	208,200,000.00	208,200,000.00	0	0	0	0	0	0	△259,700,000.00

1 市税	467,900,000	208,200,000.00	208,200,000.00	0	0	0	0	0	0	△259,700,000.00
1 警察消防費	4,000,000	4,000,000.00	4,000,000.00	0	0	0	0	0	0	0
2 普通土木費	10,000,000	10,000,000.00	10,000,000.00	0	0	0	0	0	0	0
3 教育費	102,000,000	102,000,000.00	102,000,000.00	0	0	0	0	0	0	0
4 社会福祉施設費	45,000,000	67,000,000.00	67,000,000.00	0	0	0	0	0	0	22,000,000.00
5 災害復旧費	22,900,000	8,200,000.00	8,200,000.00	0	0	0	0	0	0	△14,700,000.00
6 歳入欠陥補填費	267,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△267,000,000.00
7 保健衛生費	8,000,000	8,000,000.00	8,000,000.00	0	0	0	0	0	0	0
8 産業経済費	9,000,000	9,000,000.00	9,000,000.00	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	2,748,026,000	2,529,802,710	2,180,415.11	0	0	0	0	0	0	△567,437,584.89
歳入合計	2,748,026,000	2,529,802,710	2,180,415.11	0	0	0	0	0	0	△567,437,584.89
款 目	予算額	予算現額	支出済額	繰越金	繰越金	繰越金	繰越金	繰越金	繰越金	不用額
1 議会費	30,545,000	30,545,000.00	29,878,697.00	0	0	0	0	0	0	666,303.00
1 市議会費	30,545,000	30,545,000.00	29,878,697.00	0	0	0	0	0	0	666,303.00
1 議員報酬	10,704,000	10,618,330.00	10,184,000.00	0	0	0	0	0	0	434,330.00
2 職員費	3,864,000	3,918,642.00	3,918,642.00	0	0	0	0	0	0	0

11111

3 諸手当	5,191,000	5,113,665.00	5,113,665.00	0	0
4 交際費	2,000,000	2,000,000.00	1,982,411.00	0	17,589.00
5 旅費	7,204,000	7,289,670.00	7,289,670.00	0	0
6 需用費	1,461,000	1,433,893.00	1,219,509.00	0	214,384.00
7 負担金補助 及び交付金	121,000	170,800.00	170,800.00	0	0
2 役所費	369,270,000	369,270,000.00	358,099,006.00	0	11,170,994.00
1 役所費	310,211,000	310,211,000.00	302,308,794.00	0	7,902,206.00
1 委員長報酬	689,000	689,000.00	504,600.00	0	184,400.00
2 職員費	149,785,000	150,287,724.00	150,287,724.00	0	0
3 諸手当	114,063,000	110,403,691.00	109,417,935.00	0	985,756.00
4 賃金	10,575,000	13,731,585.00	13,731,585.00	0	0
5 旅費	7,242,000	7,242,000.00	6,386,137.00	0	855,863.00
6 需用費	27,857,000	27,857,000.00	21,980,813.00	0	5,876,187.00
2 諸費	59,059,000	59,059,000.00	55,790,212.00	0	3,268,788.00
1 研修費	311,000	311,000.00	223,082.00	0	87,918.00
2 恩給又は退 隠料	15,984,000	15,984,000.00	15,360,718.00	0	623,282.00

3 報償費	3,001,000	3,001,000.00	999,828.00	0	2,001,172.00
4 負担金補助 及び交付金	25,049,000	25,049,000.00	24,517,451.00	0	531,549.00
5 保険金	50,000	50,000.00	44,638.00	0	5,362.00
6 貸付金	14,664,000	14,664,000.00	14,644,495.00	0	19,505.00
3 公平委員会費	504,000	504,000.00	326,259.00	0	177,741.00
1 公平委員会費	504,000	504,000.00	326,259.00	0	177,741.00
1 委員長報酬	162,000	162,000.00	157,500.00	0	4,500.00
2 職員費	144,000	112,487.00	66,646.00	0	45,841.00
3 諸手当	36,000	67,513.00	67,513.00	0	0
4 旅費	128,000	128,000.00	24,710.00	0	103,290.00
5 需用費	34,000	34,000.00	9,890.00	0	24,110.00
4 警察消防費	300,362,000	300,362,000.00	291,502,478.00	0	8,859,522.00
1 警察費	187,774,000	187,774,000.00	182,600,589.00	0	5,173,411.00
1 委員長報酬	432,000	432,000.00	432,000.00	0	0
2 職員費	87,982,000	86,675,026.00	86,675,026.00	0	0
3 諸手当	64,968,000	66,856,662.00	66,856,662.00	0	0

4 賃金	141,000	130,856.00	130,856.00	0	0
5 報償費	160,000	155,600.00	155,600.00	0	0
6 旅費	3,580,000	3,555,575.00	3,555,575.00	0	0
7 需用費	25,376,000	24,833,281.00	20,901,710.00	0	3,931,571.00
8 負担金補助 及び交付金	3,935,000	3,935,000.00	3,893,160.00	0	41,840.00
9 施設費	1,200,000	1,200,000.00	0	0	1,200,000.00
2 消防費	104,536,000	104,536,000.00	101,389,047.00	0	3,146,953.00
1 職員費	41,805,000	34,402,093.00	34,368,364.00	0	33,729.00
2 諸手当	19,536,000	26,938,907.00	26,938,907.00	0	0
3 報償費	20,000	20,000.00	10,000.00	0	10,000.00
4 旅費	860,000	860,000.00	568,532.00	0	291,468.00
5 賃金	12,000	12,000.00	4,800.00	0	7,200.00
6 需用費	40,943,000	40,643,000.00	38,117,314.00	0	2,525,686.00
7 負担金補助 及び交付金	1,660,000	1,660,000.00	1,381,130.00	0	278,870.00
3 消防団費	8,052,000	8,052,000.00	7,512,842.00	0	539,158.00
1 職員費	533,000	537,000.00	537,000.00	0	0

2 諸手当	2,981,000	2,977,000.00	2,970,149.00	0	6,851.00
3 旅費	52,000	52,000.00	35,300.00	0	16,700.00
4 需用費	3,580,000	3,580,000.00	3,064,393.00	0	515,607.00
5 負担金補助 及び交付金	906,000	906,000.00	906,000.00	0	0
5 土木費	188,507,000	188,507,000.00	159,657,581.00	0	28,849,419.00
1 道路維持修 繕費	57,325,000	57,325,000.00	40,735,036.00	0	16,589,964.00
1 諸手当	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
2 賃金	2,469,000	2,469,000.00	2,105,469.00	0	363,531.00
3 需用費	48,356,000	48,356,000.00	34,216,880.00	0	14,139,120.00
4 施設費	2,577,000	2,577,000.00	1,136,185.00	0	1,440,815.00
5 補償金及び 補助金	1,379,000	1,379,000.00	788,568.00	0	590,432.00
6 保険金	45,000	45,000.00	43,834.00	0	1,166.00
7 負担金及び 交付金	2,498,000	2,498,000.00	2,444,100.00	0	53,900.00
2 橋梁維持修 繕費	10,612,000	10,612,000.00	8,453,493.00	0	2,158,507.00
1 賃金	336,000	336,000.00	281,440.00	0	54,560.00
2 需用費	10,090,000	10,090,000.00	8,018,077.00	0	2,071,923.00

3 保 險 金	6,000	6,000.00	5,076.00	0	924.00
4 負担金補助 及び交付金	180,000	180,000.00	148,900.00	0	31,100.00
3 河川維持修 繕費	2,467,000	2,467,000.00	1,795,068.00	0	671,932.00
1 需 用 費	1,001,000	1,001,000.00	331,200.00	0	669,800.00
2 負担金補助 及び交付金	1,466,000	1,466,000.00	1,463,868.00	0	2,132.00
4 港湾維持修 繕費	15,049,000	15,049,000.00	13,156,760.00	0	1,892,240.00
1 諸 手 当	20,000	20,000.00	0	0	20,000.00
2 旅 費	30,000	30,000.00	21,160.00	0	8,840.00
3 需 用 費	1,074,000	1,074,000.00	944,700.00	0	129,300.00
4 負担金補助 及び交付金	13,925,000	13,925,000.00	12,190,900.00	0	1,734,100.00
5 河川改修事 業費	103,054,000	103,054,000.00	95,517,224.00	0	7,536,776.00
1 負担金補助 及び交付金	60,054,000	60,054,000.00	54,736,183.00	0	5,317,817.00
2 補助金及び 補助金	43,000,000	43,000,000.00	40,781,041.00	0	2,218,959.00
6 教 育 費	495,239,000	495,239,000.00	280,469,040.00	0	214,769,960.00
1 教育委員会 費	18,522,000	18,522,000.00	18,085,187.00	0	436,813.00
1 委員報酬	636,000	641,000.00	641,000.00	0	0

2 職 員 費	11,438,000	9,855,662.00	9,818,465.00	0	37,197.00
3 諸 手 当	4,788,000	6,365,338.00	6,365,338.00	0	0
4 交 際 費	200,000	200,000.00	94,892.00	0	105,108.00
5 旅 費	680,000	680,000.00	584,620.00	0	95,380.00
6 需 用 費	778,000	778,000.00	579,016.00	0	198,984.00
7 保 險 金	2,000	2,000.00	1,856.00	0	144.00
2 小學校費	58,171,000	58,171,000.00	53,365,300.00	0	4,805,700.00
1 職 員 費	15,551,000	14,664,003.00	14,499,675.00	0	164,328.00
2 諸 手 当	15,206,000	16,092,997.00	16,092,997.00	0	0
3 旅 費	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
4 賃 金	180,000	180,000.00	159,612.00	0	20,388.00
5 需 用 費	26,861,000	26,861,000.00	22,241,117.00	0	4,619,883.00
6 施 設 費	370,000	370,000.00	370,000.00	0	0
7 保 險 金	2,000	2,000.00	1,899.00	0	101.00
3 中學校費	28,690,000	28,690,000.00	25,645,456.00	0	3,044,544.00
1 職 員 費	6,993,000	6,687,617.00	6,549,702.00	0	137,915.00

2 諸 手 当	5,809,000	6,113,886.00	6,113,886.00	0	0
3 旅 費	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
4 賃 金	90,000	90,000.00	89,747.00	0	253.00
5 需 用 費	15,511,000	15,511,000.00	12,630,068.00	0	2,880,932.00
6 施 設 費	285,000	285,000.00	260,556.00	0	24,444.00
7 保 險 金	1,000	1,497.00	1,497.00	0	0
4 高等學校費	42,526,000	42,526,000.00	41,141,047.00	0	1,384,953.00
1 職 員 費	21,704,000	21,393,555.00	21,393,555.00	0	0
2 諸 手 当	14,161,000	14,574,040.00	14,574,040.00	0	0
3 旅 費	150,000	120,000.00	120,000.00	0	0
4 需 用 費	6,511,000	6,438,405.00	5,053,452.00	0	1,384,953.00
5 図書館費	6,508,000	6,508,000.00	6,001,976.00	0	506,024.00
1 職 員 費	1,654,000	1,551,782.00	1,509,246.00	0	42,536.00
2 諸 手 当	1,008,000	1,110,218.00	1,110,218.00	0	0
3 旅 費	60,000	60,000.00	47,750.00	0	12,250.00
4 需 用 費	3,786,000	3,786,000.00	3,334,762.00	0	451,238.00

6 公民館費	2,186,000	2,186,000.00	1,919,766.00	0	266,214.00
1 職 員 費	667,000	646,353.00	602,100.00	0	44,253.00
2 諸 手 当	646,000	660,317.00	660,317.00	0	0
3 賃 金	15,000	15,000.00	13,000.00	0	2,000.00
4 旅 費	10,000	16,330.00	16,330.00	0	0
5 需 用 費	848,000	848,000.00	628,039.00	0	219,961.00
7 社会教育費	3,042,000	3,042,000.00	2,566,470.00	0	475,530.00
1 諸 手 当	1,086,000	1,086,000.00	968,919.00	0	117,081.00
2 報 償 費	87,000	87,000.00	57,900.00	0	29,100.00
3 旅 費	583,000	583,000.00	555,528.00	0	27,472.00
4 賃 金	5,000	5,000.00	5,000.00	0	0
5 需 用 費	1,281,000	1,281,000.00	979,123.00	0	301,877.00
8 研究諸費	3,001,000	3,001,000.00	2,952,458.00	0	48,542.00
1 諸 手 当	1,646,000	1,650,400.00	1,650,400.00	0	0
2 報 償 費	66,000	61,600.00	59,000.00	0	2,600.00
3 旅 費	527,000	527,000.00	513,113.00	0	13,887.00

4 需用費	762,000	762,000.00	729,945.00	0	32,055.00
9 学校營繕費	292,205,000	292,205,000.00	114,159,182.00	0	178,045,818.00
1 諸手当	216,000	216,000.00	186,271.00	0	29,729.00
2 旅費	330,000	330,000.00	282,100.00	0	47,900.00
3 賃金	1,516,000	1,516,000.00	983,551.00	0	532,449.00
4 需用費	288,465,000	288,465,000.00	111,067,660.00	0	177,397,340.00
5 負担金補助及交付金	377,000	377,000.00	339,600.00	0	37,400.00
6 保険金	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
7 施設費	1,300,000	1,300,000.00	1,300,000.00	0	0
10 諸費	4,972,000	4,972,000.00	4,820,860.00	0	151,140.00
1 諸手当	230,000	230,000.00	229,500.00	0	500.00
2 需用費	2,651,000	2,651,000.00	2,547,790.00	0	103,210.00
3 負担金補助及交付金	2,091,000	2,091,000.00	2,043,570.00	0	47,430.00
11 圖書刊建設費	26,176,000	26,176,000.00	642,414.00	0	25,533,586.00
1 諸手当	50,000	50,000.00	19,923.00	0	30,077.00
2 賃金	100,000	100,000.00	25,988.00	0	74,012.00

3 旅費	51,000	51,000.00	26,300.00	0	24,700.00
4 需用費	25,975,000	25,975,000.00	570,003.00	0	25,404,797.00
災害学校復旧費	9,240,000	9,240,000.00	9,168,904.00	0	71,096.00
1 諸手当	5,000	5,000.00	4,914.00	0	86.00
2 旅費	2,000	2,000.00	2,000.00	0	0
3 需用費	9,233,000	9,233,000.00	9,161,990.00	0	71,010.00
7 社会労働費	574,232,000	574,232,000.00	511,576,462.00	0	62,655,538.00
1 生活保護費	216,192,000	216,192,000.00	181,269,666.00	0	34,922,334.00
1 扶助費	214,541,000	214,541,000.00	180,015,529.00	0	34,525,471.00
2 負担金補助及交付金	1,651,000	1,651,000.00	1,254,137.00	0	396,863.00
2 民生委員費	1,090,000	1,090,000.00	1,005,590.00	0	84,410.00
1 諸手当	460,000	460,000.00	453,000.00	0	7,000.00
2 旅費	40,000	40,000.00	38,470.00	0	1,530.00
3 需用費	330,000	330,000.00	254,120.00	0	75,880.00
4 負担金補助及交付金	260,000	260,000.00	260,000.00	0	0
3 福祉事務所費	866,000	866,000.00	805,877.00	0	60,123.00

1 諸手当	5,000	5,000.00	0	0	5,000.00
2 扶助費	80,000	80,000.00	80,000.00	0	0
3 旅費	25,000	25,000.00	24,960.00	0	40.00
4 需用費	726,000	726,000.00	678,417.00	0	47,853.00
5 負担金補助及交付金	30,000	30,000.00	22,500.00	0	7,500.00
4 隣保館費	1,642,000	1,642,000.00	1,273,526.00	0	368,474.00
1 諸手当	160,000	160,000.00	137,000.00	0	23,000.00
2 報償費	10,000	10,000.00	0	0	10,000.00
3 旅費	130,000	130,000.00	90,134.00	0	39,866.00
4 需用費	1,340,000	1,340,000.00	1,045,392.00	0	294,608.00
5 負担金補助及交付金	2,000	2,000.00	1,000.00	0	1,000.00
5 保健院費	2,630,000	2,630,000.00	2,070,190.00	0	559,810.00
1 諸手当	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
2 需用費	2,627,000	2,627,000.00	2,070,190.00	0	556,810.00
3 負担金補助及交付金	2,000	2,000.00	0	0	2,000.00
6 保育所費	12,241,000	12,241,000.00	10,603,465.00	0	01,637,535.00

1 諸手当	1,034,000	1,034,000.00	969,130.00	0	64,870.00
2 旅費	20,000	20,000.00	20,000.00	0	0
3 需用費	10,837,000	10,837,000.00	9,564,335.00	0	01,272,665.00
4 施設費	350,000	350,000.00	50,000.00	0	300,000.00
7 厚生諸費	10,287,000	10,287,000.00	7,842,778.00	0	02,444,222.00
1 諸手当	132,000	132,000.00	110,800.00	0	21,200.00
2 扶助費	0	0.00	0	0	0
3 賃金	756,000	756,000.00	744,666.00	0	11,344.00
4 報償費	100,000	100,000.00	91,080.00	0	8,920.00
5 旅費	400,000	400,000.00	247,740.00	0	152,260.00
6 需用費	2,169,000	2,169,000.00	1,873,792.00	0	295,208.00
7 負担金補助及交付金	650,000	774,700.00	774,700.00	0	0
8 貸付金	6,080,000	5,955,300.00	4,000,000.00	0	01,955,300.00
8 公園整地費	1,650,000	1,650,000.00	1,300,988.00	0	0349,012.00
1 賃金	379,000	379,000.00	377,612.00	0	1,388.00
2 需用費	1,030,000	1,030,000.00	755,246.00	0	0274,754.00

3 施設費	220,000	220,000.00	148,130.00	0	71,870.00
4 負担金補助 及び交付金	20,000	20,000.00	20,000.00	0	0
5 保険金	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
9 児童福祉費	27,985,000	27,985,000.00	24,458,640.00	03,526,360.00	0
1 諸手当	5,000	5,000.00	0	0	5,000.00
2 旅費	15,000	15,000.00	15,000.00	0	0
3 需用費	2,095,000	2,095,000.00	60,961.00	02,034,039.00	0
4 負担金補助 及び交付金	25,870,000	25,870,000.00	24,382,679.00	01,487,321.00	0
10 母子寮費	982,000	982,000.00	621,919.00	0	360,081.00
1 諸手当	10,000	10,000.00	6,000.00	0	4,000.00
2 需用費	969,000	969,000.00	615,919.00	0	353,081.00
3 負担金補助 及び交付金	3,000	3,000.00	0	0	3,000.00
11 失業対策 費	266,882,000	266,882,000.00	265,852,587.00	01,029,413.00	0
1 諸手当	1,262,000	1,262,000.00	1,154,762.00	0	107,238.00
2 報償費	30,000	30,000.00	2,100.00	0	27,900.00
3 旅費	133,000	133,000.00	114,665.00	0	18,335.00

4 賃金	219,656,000	219,656,000.00	219,436,961.00	0	219,039.00
5 需用費	40,142,000	39,901,107.00	39,245,206.00	0	655,901.00
6 施設費	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
7 負担金補助 及び交付金	90,000	180,825.00	180,825.00	0	0
8 保険金	5,568,000	5,718,068.00	5,718,068.00	0	0
12 養老院費	3,811,000	3,811,000.00	2,869,119.00	0	914,881.00
1 諸手当	5,000	5,000.00	500.00	0	4,500.00
2 扶助費	24,000	24,000.00	0	0	24,000.00
3 需用費	3,281,000	3,281,000.00	2,395,619.00	0	885,381.00
4 施設費	500,000	500,000.00	500,000.00	0	0
5 負担金補助 及び交付金	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
13 乳児院費	1,921,000	1,921,000.00	1,608,079.00	0	312,921.00
1 需用費	1,919,000	1,919,000.00	1,606,579.00	0	312,421.00
2 負担金補助 及び交付金	2,000	2,000.00	1,500.00	0	500.00
14 産院費	1,797,000	1,797,000.00	1,543,568.00	0	253,432.00
1 需用費	1,795,000	1,795,000.00	1,543,568.00	0	251,432.00

2 負担金補助 及び交付金	2,000	2,000.00	0	0	2,000.00
15 身体障害者 福祉費	565,000	565,000.00	392,852.00	0	172,248.00
1 諸手当	5,000	5,000.00	3,000.00	0	2,000.00
2 扶助費	500,000	500,000.00	373,852.00	0	126,148.00
3 旅費	20,000	20,000.00	12,000.00	0	8,000.00
4 需用費	40,000	40,000.00	4,000.00	0	36,000.00
16 身体障害者更 生援護所費	3,278,000	3,278,000.00	1,158,885.00	02,119,115.00	0
1 諸手当	262,000	267,400.00	267,400.00	0	0
2 扶助費	340,000	340,000.00	182,962.00	0	157,038.00
3 旅費	15,000	15,000.00	11,980.00	0	3,020.00
4 需用費	2,661,000	2,655,600.00	696,543.00	01,959,057.00	0
17 養護施設費	4,436,000	4,436,000.00	2,810,074.00	01,625,926.00	0
1 諸手当	204,000	179,278.00	144,875.00	0	34,403.00
2 扶助費	142,000	166,722.00	166,722.00	0	0
3 旅費	25,000	25,000.00	20,140.00	0	4,860.00
4 需用費	4,065,000	4,065,000.00	2,478,337.00	01,586,663.00	0

18 傷心者等 援護委託費	576,000	576,000.00	422,534.00	0	153,466.00
1 旅費	26,000	26,000.00	26,000.00	0	0
2 扶助費	527,000	527,000.00	373,534.00	0	153,466.00
3 需用費	23,000	23,000.00	23,000.00	0	0
19 厚生施設 費	4,782,000	4,782,000.00	0	04,782,000.00	0
1 賃金	62,000	62,000.00	0	0	62,000.00
2 諸手当	19,000	19,000.00	0	0	19,000.00
3 旅費	6,000	6,000.00	0	0	6,000.00
4 需用費	4,695,000	4,695,000.00	0	04,695,000.00	0
20 引揚者住宅 建設費	4,113,000	4,113,000.00	3,614,133.00	0	498,867.00
1 諸手当	23,000	23,000.00	17,142.00	0	5,858.00
2 賃金	12,000	12,000.00	4,050.00	0	7,950.00
3 需用費	4,054,000	4,054,000.00	3,592,941.00	0	461,059.00
4 負担金補助 及び交付金	24,000	24,000.00	0	0	24,000.00
21 障保館建設 費	6,506,000	6,506,000.00	24,992.00	06,481,008.00	0
1 諸手当	10,000	10,000.00	9,992.00	0	8.00

2 旅費	3,000	3,000.00	0	0	3,000.00
3 需用費	6,493,000	6,493,000.00	15,000.00	0	6,478,000.00
8 保健衛生費	132,158,000	132,158,000.00	89,042,497.00	0 ^{43,115,503.00}	
1 保健所費	7,739,000	7,739,000.00	6,340,836.00	0	1,398,164.00
1 諸手当	338,000	335,267.00	229,623.00	0	95,644.00
2 賃金	261,000	273,733.00	273,733.00	0	0
3 需用費	7,133,000	7,133,000.00	5,833,480.00	0	1,299,520.00
4 負担金補助 及び交付金	7,000	7,000.00	4,000.00	0	3,000.00
2 埋葬所費	425,000	425,000.00	326,848.00	0	98,152.00
1 需用費	425,000	425,000.00	326,848.00	0	98,152.00
3 伝染病予防 費	4,509,000	4,509,000.00	3,599,482.00	0	909,518.00
1 諸手当	1,216,000	974,597.00	906,800.00	0	67,797.00
2 賃金	917,000	1,158,403.00	1,158,430.00	0	0
3 需用費	2,376,000	2,376,000.00	1,534,279.00	0	841,721.00
4 伝染病予防 除費	6,576,000	6,576,000.00	4,934,566.00	0	1,641,434.00
1 賃金	1,692,000	1,692,000.00	1,690,219.00	0	1,781.00

2 需用費	4,884,000	4,884,000.00	3,244,347.00	0	1,639,653.00
5 上下水道 手数料	22,000	22,000.00	4,825.00	0	17,175.00
1 諸手当	14,000	14,000.00	0	0	14,000.00
2 需用費	8,000	8,000.00	4,825.00	0	3,175.00
6 結核予防費	21,536,000	21,536,000.00	20,150,330.00	0	1,385,670.00
1 委員報酬	24,000	44,000.00	44,000.00	0	0
2 諸手当	123,000	91,797.00	0	0	91,797.00
3 賃金	165,000	176,203.00	176,203.00	0	0
4 需用費	1,230,000	1,230,000.00	770,410.00	0	459,590.00
5 補償金及び 補償金	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
6 負担金補助 及び交付金	19,993,000	19,993,000.00	19,159,717.00	0	833,283.00
7 性病予防費	127,000	127,000.00	45,141.00	0	81,859.00
1 需用費	31,000	31,000.00	6,225.00	0	24,775.00
2 負担金補助 及び交付金	96,000	96,000.00	38,916.00	0	57,084.00
8 并入病院費	5,958,000	5,958,000.00	4,862,942.00	0	1,095,058.00
1 賃金	9,000	9,000.00	0	0	9,000.00

2 需用費	5,942,000	5,940,792.00	4,854,734.00	0	1,086,058.00
3 保険金	7,000	8,208.00	8,208.00	0	0
9 衛生試験費	604,000	604,000.00	524,554.00	0	79,446.00
1 需用費	604,000	604,000.00	524,554.00	0	79,446.00
10 診察所費	1,125,000	1,125,000.00	662,126.00	0	462,874.00
1 需用費	1,125,000	1,125,000.00	662,126.00	0	462,874.00
11 下水道費	33,512,000	33,512,000.00	27,705,660.00	0	5,806,340.00
1 賃金	5,266,000	5,266,000.00	4,965,591.00	0	300,409.00
2 旅費	15,000	15,000.00	10,960.00	0	4,040.00
3 需用費	27,558,000	27,558,000.00	22,199,479.00	0	5,358,521.00
4 施設費	500,000	500,000.00	431,954.00	0	68,046.00
5 負担金補助 及び交付金	32,000	32,000.00	30,200.00	0	1,800.00
6 保険金	141,000	141,000.00	67,476.00	0	73,524.00
12 下水道調査 費	647,000	647,000.00	564,371.00	0	82,629.00
1 諸手当	30,000	30,000.00	30,000.00	0	0
2 賃金	564,000	564,000.00	508,965.00	0	55,035.00

3 旅費	18,000	18,000.00	18,000.00	0	0
4 需用費	35,000	35,000.00	7,406.00	0	27,594.00
13 汚物処理費	13,623,000	13,623,000.00	11,653,586.00	0	1,969,414.00
1 賃金	5,340,000	5,340,000.00	5,306,945.00	0	33,055.00
2 旅費	20,000	20,000.00	16,380.00	0	3,620.00
3 需用費	6,997,000	6,996,500.00	5,264,337.00	0	1,732,163.00
4 施設費	1,230,000	1,230,000.00	1,030,000.00	0	200,000.00
5 負担金補助 及び交付金	26,000	26,500.00	26,500.00	0	0
6 保険金	10,000	10,000.00	9,424.00	0	576.00
14 屠場費	1,086,000	1,086,000.00	1,037,591.00	0	48,409.00
1 需用費	1,086,000	1,086,000.00	1,037,591.00	0	48,409.00
15 火葬場費	1,215,000	1,215,000.00	1,151,715.00	0	63,285.00
1 諸手当	17,000	17,000.00	12,000.00	0	5,000.00
2 賃金	1,000	1,000.00	1,000.00	0	0
3 需用費	1,197,000	1,197,000.00	1,138,715.00	0	58,285.00
16 体育費	2,239,000	2,239,000.00	2,070,433.00	0	168,567.00

1 諸手当	155,000	155,000.00	137,500.00	0	17,500.00
2 報償費	89,000	89,000.00	74,938.00	0	14,062.00
3 賃金	24,000	24,000.00	13,865.00	0	10,135.00
4 旅費	91,000	91,000.00	90,730.00	0	270.00
5 需用費	408,000	408,000.00	282,400.00	0	125,600.00
6 負担金補助 及び交付金	1,472,000	1,472,000.00	1,471,000.00	0	1,000.00
17 解生諸費	217,000	217,000.00	215,415.00	0	1,586.00
1 需用費	67,000	67,000.00	65,415.00	0	1,585.00
2 負担金補助 及び交付金	150,000	150,000.00	150,000.00	0	0
18 狂犬予防 費	3,426,000	3,426,000.00	3,020,384.00	0	405,616.00
1 諸手当	444,000	444,000.00	400,120.00	0	43,880.00
2 賃金	1,362,000	1,362,000.00	1,359,856.00	0	2,144.00
3 需用費	1,619,000	1,619,000.00	1,260,408.00	0	358,592.00
4 補償金及び 補償金	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
19 優生保費相 殺所費	186,000	186,000.00	148,771.00	0	37,229.00
1 諸手当	25,000	13,354.00	0	0	13,354.00

2 賃金	71,000	82,646.00	82,646.00	0	0
3 需用費	90,000	90,000.00	66,125.00	0	23,875.00
20 屠場増築費	8,000,000	8,000,000.00	9,984.00	0	7,990,016.00
1 諸手当	10,000	10,000.00	9,984.00	0	16.00
2 需用費	7,990,000	7,990,000.00	0	0	7,990,000.00
21 保健所建設 費	14,350,000	14,350,000.00	0	0	14,350,000.00
1 諸手当	54,000	54,000.00	0	0	54,000.00
2 賃金	72,000	72,000.00	0	0	72,000.00
3 旅費	4,000	4,000.00	0	0	4,000.00
4 需用費	14,220,000	14,220,000.00	0	0	14,220,000.00
22 狂犬病防疫 費	5,036,000	5,036,000.00	12,937.00	0	5,023,063.00
1 諸手当	34,000	34,000.00	3,714.00	0	30,286.00
2 賃金	35,000	35,000.00	0	0	35,000.00
3 旅費	3,000	3,000.00	0	0	3,000.00
4 需用費	4,964,000	4,964,000.00	9,223.00	0	4,954,777.00
9 産業経済費	88,565,000	88,565,000.00	76,517,259.00	0	12,047,741.00

1 商工諸費	33,263,000	33,263,000.00	31,558,650.00	0	1,704,350.00
1 諸手当	828,000	828,000.00	729,540.00	0	98,460.00
2 報償費	25,000	25,000.00	21,290.00	0	3,710.00
3 賃金	14,000	14,000.00	8,200.00	0	5,800.00
4 旅費	367,000	367,000.00	339,448.00	0	27,552.00
5 需用費	1,608,000	1,608,000.00	1,378,288.00	0	229,712.00
6 負担金補助 及び交付金	6,421,000	6,421,000.00	5,081,884.00	0	1,339,116.00
7 貸付金	23,000,000	23,000,000.00	23,000,000.00	0	0
8 寄附金	1,000,000	1,000,000.00	1,000,000.00	0	0
2 計量諸費	1,232,000	1,232,000.00	1,107,816.00	0	124,184.00
1 賃金	43,000	43,000.00	40,880.00	0	2,120.00
2 旅費	165,000	165,000.00	128,430.00	0	36,570.00
3 需用費	989,000	989,000.00	930,506.00	0	58,494.00
4 負担金補助 及び交付金	35,000	35,000.00	8,000.00	0	27,000.00
3 費水諸費	12,797,000	12,797,000.00	12,144,946.00	0	652,054.00
1 諸手当	563,000	563,000.00	487,200.00	0	75,800.00

2 報償費	118,000	118,000.00	114,700.00	0	3,300.00
3 賃金	142,000	142,000.00	128,381.00	0	13,619.00
4 旅費	304,000	304,000.00	179,080.00	0	124,920.00
5 需用費	1,574,000	1,533,302.00	1,098,887.00	0	434,415.00
6 負担金補助 及び交付金	4,096,000	4,136,698.00	4,136,698.00	0	0
7 貸付金	6,000,000	6,000,000.00	6,000,000.00	0	0
4 農業委員会 費	2,917,000	2,917,000.00	2,780,931.00	0	136,069.00
1 委員報酬	1,050,000	1,050,000.00	1,050,000.00	0	0
2 職員費	720,000	643,800.00	643,800.00	0	0
3 諸手当	181,000	265,116.00	265,116.00	0	0
4 旅費	815,000	807,084.00	744,870.00	0	62,214.00
5 需用費	133,000	133,000.00	59,145.00	0	73,855.00
6 負担金補助 及び交付金	18,000	18,000.00	18,000.00	0	0
5 家畜市場費	714,000	714,000.00	679,954.00	0	34,046.00
1 需用費	389,000	389,000.00	366,391.00	0	22,606.00
2 負担金補助 及び交付金	325,000	325,000.00	313,560.00	0	11,440.00

6 灌漑所費	971,000	971,000.00	663,256.00	0	307,744.00
1 貸 金	105,000	105,000.00	0	0	105,000.00
2 需用費	852,000	852,000.00	658,648.00	0	193,352.00
3 施設費	10,000	10,000.00	4,608.00	0	5,392.00
4 保 險 金	4,000	4,000.00	0	0	4,000.00
7 工業振興費	6,118,000	6,118,000.00	3,610,945.00	0	2,507,055.00
1 旅 費	30,000	30,000.00	29,920.00	0	80.00
2 貸 金	177,000	177,000.00	175,839.00	0	1,161.00
3 諸 手 当	120,000	120,000.00	33,000.00	0	87,000.00
4 需用費	3,591,000	3,591,000.00	1,887,546.00	0	1,703,454.00
5 施設費	2,000,000	2,000,000.00	1,424,640.00	0	575,360.00
6 負担金補助 及び交付金	200,000	200,000.00	60,000.00	0	140,000.00
8 中央卸売市 場費	7,059,000	7,059,000.00	6,387,425.00	0	671,575.00
1 貸 金	718,000	718,000.00	608,194.00	0	109,806.00
2 旅 費	77,000	77,000.00	76,890.00	0	110.00
3 需用費	6,238,000	6,238,000.00	5,687,341.00	0	550,659.00

4 負担金補助 及び交付金	26,000	26,000.00	15,000.00	0	11,000.00
9 國營総合指 導所費	1,448,000	1,448,000.00	1,196,127.00	0	251,873.00
1 貸 金	71,000	71,000.00	65,736.00	0	5,264.00
2 需用費	1,377,000	1,377,000.00	1,130,391.00	0	246,609.00
10 土地改良費	1,575,000	1,575,000.00	1,233,070.00	0	341,930.00
1 貸 金	12,000	12,000.00	9,870.00	0	2,130.00
2 需用費	1,020,000	1,020,000.00	680,700.00	0	339,300.00
3 負担金補助 及び交付金	543,000	543,000.00	542,500.00	0	500.00
11 中央卸売市 場費	20,471,000	20,471,000.00	15,154,139.00	0	5,316,861.00
1 諸 手 当	15,000	15,000.00	14,976.00	0	24.00
2 貸 金	150,000	150,000.00	96,898.00	0	53,102.00
3 旅 費	20,000	20,000.00	16,450.00	0	3,550.00
4 需用費	18,856,000	18,856,000.00	15,025,815.00	0	3,830,185.00
5 施設費	1,430,000	1,430,000.00	0	0	1,430,000.00
10財 産 費	18,858,000	18,858,000.00	16,981,992.00	0	1,876,008.00
1 基本財産造 設費	142,000	142,000.00	138,217.00	0	3,783.00

1 負担金補助 及び交付金	126,000	126,000.00	125,377.00	0	623.00
2 投資出資租 立金	16,000	16,000.00	12,840.00	0	3,160.00
2 財産管理費	18,716,000	18,716,000.00	16,843,775.00	0	1,872,225.00
1 諸 手 当	366,000	366,000.00	319,305.00	0	46,695.00
2 旅 費	84,000	84,000.00	0	0	84,000.00
3 賃 金	353,000	353,000.00	352,508.00	0	492.00
4 需用費	6,391,000	6,391,000.00	4,864,112.00	0	1,526,888.00
5 施設費	4,956,000	4,956,000.00	4,955,579.00	0	421.00
6 負担金補助 及び交付金	6,566,000	6,566,000.00	6,352,271.00	0	213,729.00
11統計調査費	3,210,000	3,210,000.00	1,827,868.00	0	1,382,132.00
1 統計調査費	3,210,000	3,210,000.00	1,827,868.00	0	1,382,132.00
1 諸 手 当	1,745,000	1,619,231.00	237,290.00	0	1,381,941.00
2 貸 金	526,000	526,000.00	525,809.00	0	191.00
3 需用費	838,000	963,769.00	963,769.00	0	0
4 負担金補助 及び交付金	101,000	101,000.00	101,000.00	0	0
12選 挙 費	17,054,000	17,054,000.00	15,424,196.00	0	1,629,804.00

1 選 挙 費	11,162,000	11,162,000.00	10,985,210.00	0	176,790.00
1 委員報酬	162,000	84,000.00	84,000.00	0	0
2 職 員 費	6,485,000	5,673,866.00	5,673,866.00	0	0
3 諸 手 当	2,930,000	3,586,029.00	3,586,029.00	0	0
4 交 際 費	60,000	60,000.00	58,665.00	0	1,335.00
5 旅 費	348,000	311,499.00	305,860.00	0	5,639.00
6 賃 金	282,000	551,606.00	551,606.00	0	0
7 需用費	700,000	699,200.00	529,384.00	0	169,816.00
8 負担金補助 及び交付金	195,000	195,800.00	195,800.00	0	0
2 啓蒙宣伝費	161,000	161,000.00	40,857.00	0	120,143.00
1 諸 手 当	20,000	20,000.00	0	0	20,000.00
2 需用費	141,000	141,000.00	40,857.00	0	100,143.00
3 選挙職員 選挙公啓費	730,000	730,000.00	509,961.00	0	220,039.00
1 諸 手 当	192,000	192,000.00	132,997.00	0	59,003.00
2 旅 費	2,000	2,000.00	2,000.00	0	0
3 賃 金	101,000	101,000.00	77,441.00	0	23,559.00

4 需用費	435,000	435,000.00	297,523.00	0	137,477.00
4 監査委員選任執行費	2,511,000	2,511,000.00	2,055,295.00	0	455,705.00
1 報 酬	98,000	98,000.00	90,400.00	0	7,600.00
2 諸 手 当	1,542,000	1,542,000.00	1,230,078.00	0	311,922.00
3 旅 費	47,000	47,000.00	46,070.00	0	930.00
4 貸 金	83,000	83,000.00	65,525.00	0	17,475.00
5 需用費	741,000	741,000.00	623,222.00	0	117,778.00
5 參觀監査委員選任公費	321,000	321,000.00	241,151.00	0	79,849.00
1 諸 手 当	55,000	55,000.00	41,779.00	0	13,221.00
2 貸 金	59,000	59,000.00	44,695.00	0	14,305.00
3 需用費	207,000	207,000.00	154,677.00	0	52,323.00
6 參觀監査委員選任執行費	1,909,000	1,909,000.00	1,591,722.00	0	317,278.00
1 報 酬	98,000	98,000.00	85,800.00	0	12,200.00
2 諸 手 当	846,000	846,000.00	734,254.00	0	111,746.00
3 旅 費	2,000	2,000.00	2,000.00	0	0
4 貸 金	165,000	165,000.00	129,394.00	0	35,606.00

5. 需用費	798,000	798,000.00	640,274.00	0	157,726.00
7 監査委員選任執行費	260,000	260,000.00	0	0	260,000.00
1 報 酬	33,000	33,000.00	0	0	33,000.00
2 諸 手 当	80,000	80,000.00	0	0	80,000.00
3 旅 費	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
4 貸 金	5,000	5,000.00	0	0	5,000.00
5 需用費	141,000	141,000.00	0	0	141,000.00
13公 債 費	81,057,000	81,057,000.00	75,616,754.00	0	5,440,246.00
1 元利償還金	60,858,000	60,858,000.00	56,222,240.00	0	4,635,760.00
1 賠償及び償還金	60,858,000	60,858,000.00	56,222,240.00	0	4,635,760.00
2 利 子	20,198,000	20,198,000.00	19,394,514.00	0	803,486.00
1 利子及び割引料	20,198,000	20,198,000.00	19,394,514.00	0	803,486.00
3 諸 費	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
1 賠償及び償還金	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
14輸 送 費	4,500,000	4,500,000.00	4,145,332.00	0	354,668.00
1 輸 送 費	4,500,000	4,500,000.00	4,145,332.00	0	354,668.00

1 需 用 費	4,500,000	4,500,000.00	4,145,332.00	0	354,668.00
15監査委員費	2,958,000	2,958,000.00	2,841,737.00	0	116,263.00
1 監査委員費	2,958,000	2,958,000.00	2,841,737.00	0	116,263.00
1 委員報酬	264,000	264,000.00	256,000.00	0	8,000.00
2 職 員 費	1,273,000	1,287,350.00	1,287,350.00	0	0
3 諸 手 当	872,000	847,860.00	798,606.00	0	49,254.00
4 交 際 費	60,000	60,000.00	47,157.00	0	12,843.00
5 旅 費	294,000	303,790.00	303,790.00	0	0
6 需 用 費	151,000	151,000.00	110,334.00	0	40,666.00
7 負担金補助及び交付金	44,000	44,000.00	38,500.00	0	5,500.00
16災害復旧費	92,298,000	92,298,000.00	33,038,452.00	0	59,259,548.00
1 公共土木施設災害復旧費	84,901,000	84,901,000.00	25,814,452.00	0	59,086,548.00
昭和23年発 1 生災害復旧費	2,600,000	2,600,000.00	2,588,028.00	0	11,972.00
昭和24年発 2 生災害復旧費	25,879,000	25,879,000.00	15,777,299.00	0	10,101,701.00
昭和25年発 3 生災害復旧費	17,903,000	17,903,000.00	910,168.00	0	16,992,832.00
昭和26年発 4 生災害復旧費	36,863,000	36,863,000.00	5,463,839.00	0	31,399,161.00

昭和27年発 5 生災害復旧費	856,000	856,000.00	275,814.00	0	580,186.00
昭和28年発 6 生災害復旧費	800,000	800,000.00	799,304.00	0	696.00
2 都市災害復旧費	5,850,000	5,850,000.00	5,850,000.00	0	0
昭和26年発 1 生災害復旧費	5,850,000	5,850,000.00	5,850,000.00	0	0
3 下水道施設災害復旧費	1,547,000	1,547,000.00	1,374,000.00	0	173,000.00
昭和26年発 1 生災害復旧費	1,547,000	1,547,000.00	1,374,000.00	0	173,000.00
17諸支出金	345,709,000	345,720,758,00	304,279,625.11	0	41,441,132.89
1 公金取扱費	1,104,000	1,104,000.00	1,039,280.10	0	64,719.90
1 需 用 費	1,104,000	1,104,000.00	1,039,280.10	0	64,719.90
2 訴 訟 費	2,000	13,758.00	13,758.00	0	0
1 諸 手 当	1,000	10,000.00	10,000.00	0	0
2 需 用 費	1,000	3,758.00	3,758.00	0	0
3 割納処分費	97,000	97,000.00	0	0	97,000.00
1 貸 金	47,000	47,000.00	0	0	47,000.00
2 需 用 費	50,000	50,000.00	0	0	50,000.00
特別会計繰 4 出金	206,511,000	206,511,000.00	167,550,802.00	0	38,960,198.00

1 他会計繰出金	206,511,000	206,511,000	167,550,802.00	0	38,960,198.00
5 印刷費	423,000	423,000.00	385,203.00	0	37,797.00
1 賃 金	353,000	353,000.00	351,531.00	0	1,469.00
2 雑 用 費	70,000	70,000.00	33,672.00	0	36,328.00
6 過年度支出	6,988,000	6,988,000.00	6,737,427.00	0	250,573.00
1 賠償及び慰霊金	6,334,000	6,540,424.00	6,540,424.00	0	0
2 雑 用 費	154,000	197,003.00	197,003.00	0	0
3 負担金補助及び交付金	500,000	250,573.00	0	0	250,573.00
7 雑 交 出	4,472,000	4,472,000.00	4,460,492.00	0	11,508.00
1 交 際 費	2,920,000	2,819,142.00	2,807,634.00	0	11,508.00
2 賠償及び慰霊金	289,000	1,027,273.00	1,027,273.00	0	0
3 補助金及び補償金	1,000	114,585.00	114,585.00	0	0
4 負担金補助及び交付金	1,262,000	511,000.00	511,000.00	0	0
8 災害対策費	533,000	533,000.00	257,869.00	0	275,131.00
1 諸 手 当	101,000	101,000.00	100,000.00	0	1,000.00
2 備 用 費	432,000	432,000.00	157,869.00	0	274,131.00

9 東京出張所費	3,081,000	3,081,000.00	2,424,935.00	0	656,065.00
1 旅 費	420,000	420,000.00	191,700.00	0	228,300.00
2 交 際 費	500,000	500,000.00	260,160.00	0	239,840.00
3 備 用 費	2,161,000	2,161,000.00	1,973,075.00	0	187,925.00
10 緑化遊園地施設	43,000	43,000.00	35,700.00	0	7,300.00
1 報 償 費	2,000	2,000.00	2,000.00	0	0
2 備 用 費	11,000	11,000.00	4,200.00	0	6,800.00
3 施 設 費	30,000	30,000.00	29,500.00	0	500.00
11 広 報 費	2,679,000	2,679,000.00	2,308,103.00	0	370,897.00
1 諸 手 当	1,000	8,320.00	8,320.00	0	0
2 旅 費	20,000	16,140.00	16,140.00	0	0
3 備 用 費	2,502,000	2,498,540.00	2,127,643.00	0	370,897.00
4 負担金補助及び交付金	156,000	156,000.00	156,000.00	0	0
12 市史館築費	1,320,000	1,320,000.00	1,142,833.00	0	177,167.00
1 諸 手 当	903,000	903,000.00	899,596.00	0	3,404.00
2 賃 金	71,000	71,000.00	66,393.00	0	4,607.00

3 旅 費	120,000	120,000.00	106,814.00	0	13,186.00
4 備 用 費	226,000	226,000.00	70,030.00	0	155,970.00
13 財政調査費	1,000,000	1,000,000.00	507,413.00	0	492,587.00
1 賃 金	71,000	71,000.00	67,540.00	0	3,460.00
2 旅 費	200,000	200,000.00	159,870.00	0	40,130.00
3 備 用 費	729,000	729,000.00	280,003.00	0	448,997.00
14 平和祭式典費	326,000	326,000.00	286,169.00	0	39,831.00
1 諸 手 当	12,000	12,000.00	12,000.00	0	0
2 備 用 費	314,000	314,000.00	274,169.00	0	39,831.00
15 繰上充用金	117,130,000	117,130,000.00	117,129,641.01	0	358.99
1 繰上充用金	117,130,000	117,130,000.00	117,129,641.01	0	358.99
18 予 備 費	3,000,000	2,988,242.00	0	0	2,988,242.00
1 予 備 費	3,000,000	2,988,242.00	0	0	2,988,242.00
歳 出 合 計	2,748,026,000	2,748,026,000.00	2,251,225,235.11	0	496,800,764.89

繰入繰出差引繰入不足額 七千六百六十九百八拾四円
 このため翌年度繰上充用金七千六百六十九百八拾四円で繰入不足を補てんした
 基本財産に繰入 式千九百貳拾四円

広島市告示第四十二号之三

昭和三十年三月十七日市議会の議定を經た昭和二十八年年度広島市特別会計公益費屋敷費
 繰入歳出決算の要領は次の通りである。
 昭和三十年三月十七日 広島市長 浜 井 信 三

昭和28年度広島市特別会計公益費屋敷費歳入出決算

歳 入

款 項 目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に比し増減
1 貸付金より生ずる収入	1,350,000	873,577.00	873,577.00	0	0	△476,423.00
1 貸付金より生ずる収入	1,350,000	873,577.00	873,577.00	0	0	△476,423.00
2 雑 収 入	1,000	30	30	0	0	0△ 999.70
1 雑 収 入	1,000	30	30	0	0	0△ 999.70
3 貸付金戻入	12,000,000	7,005,850.00	7,005,850.00	0	0	△4,994,150.00
1 貸付金戻入	12,000,000	7,005,850.00	7,005,850.00	0	0	△4,994,150.00
1 貸付金戻入	10,000,000	5,219,050.00	5,219,050.00	0	0	△4,780,950.00
2 過年度貸付金戻入	2,000,000	1,786,800.00	1,786,800.00	0	0	△213,200.00
4 繰 入 金	1,000	0	0	0	0	0△1,000.00

1 繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000.00
1 一般会計上り繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000.00
5 前年度繰越金	1,000	11,989.70	11,989.70	0	0	10,989.70
1 前年度繰越金	1,000	11,989.70	11,989.70	0	0	10,989.70
1 前年度繰越金	1,000	11,989.70	11,989.70	0	0	10,989.70
6 市債	1,500,000	1,500,000.00	1,500,000.00	0	0	0
1 市債	1,500,000	1,500,000.00	1,500,000.00	0	0	0
1 市債	1,500,000	1,500,000.00	1,500,000.00	0	0	0
歳入合計	14,853,000	9,391,417.00	9,391,417.00	0	0	△5,461,583.00

歳 出

歳 項 目	予 算 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
1 事務費	1,228,000	1,228,000.00	1,120,474.00	107,526.00
1 事務費	1,228,000	1,228,000.00	1,120,474.00	107,526.00
1 事務費	1,228,000	1,228,000.00	1,120,474.00	107,526.00
1 職員費	386,000	386,000.00	380,850.00	5,150.00
2 諸手当	251,000	251,000.00	201,042.00	49,958.00
3 需用費	583,000	583,000.00	538,582.00	44,418.00

4 保険金	8,000	8,000.00	0	0	8,000.00
2 貸付金	13,500,000	13,500,000.00	6,657,550.00	0	6,842,450.00
1 貸付金	13,500,000	13,500,000.00	6,657,550.00	0	6,842,450.00
1 貸付金	13,500,000	13,500,000.00	6,657,550.00	0	6,842,450.00
3 公債費	123,000	123,000.00	122,582.00	0	418.00
1 元利償還金	123,000	123,000.00	122,582.00	0	418.00
1 賠償及び貸還金	123,000	123,000.00	122,582.00	0	418.00
4 諸支出金	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
1 雑支出	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
1 負担金補助及び交付金	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
5 予備費	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
1 予備費	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
1 予備費	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00
歳出合計	14,853,000	14,853,000.00	7,900,606.00	0	6,952,394.00

歳入歳出差引残額

壹百四拾九万八百拾壹円

翌年度繰越

広島市告示第四十二号の四
昭和三十年三月十七日市議会の認定を経た昭和二十八年年度広島市特別会計奨学資金歳入歳出決算の要領は次の通りである。
昭和三十年三月十七日

広島市長 浜 井 信 三

昭和28年度広島市特別会計奨学資金歳入歳出決算

歳 入

歳 項 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 比 増 減
1 資金収入	2,000	1,884.00	1,884.00	0	0	△116.00
1 資金収入	2,000	1,884.00	1,884.00	0	0	△116.00
1 資金収入	2,000	1,884.00	1,884.00	0	0	△116.00
歳入合計	2,000	1,884.00	1,884.00	0	0	△116.00

歳 出

歳 項 目	予 算 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
1 奨学費	2,000	2,000.00	0	2,000.00
1 奨学費	2,000	2,000.00	0	2,000.00
1 奨学費	2,000	2,000.00	0	2,000.00
1 需用費	2,000	2,000.00	0	2,000.00
歳出合計	2,000	2,000.00	0	2,000.00

歳入歳出差引残額

壹千八百八拾四円

基本財産に編入

広島市告示第四十二号の五

昭和三十年三月十七日市議会の認定を経た昭和二十八年年度広島市特別会計天満町外部落有財産歳入歳出決算の要領は次の通りである。
昭和三十年三月十七日

広島市長 浜 井 信 三

昭和28年度広島市特別会計天満町外部落有財産歳入歳出決算

歳 入

歳 項 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 比 増 減
1 財産収入	1,000	0	0	0	0	△1,000.00
1 財産収入	1,000	0	0	0	0	△1,000.00
1 財産収入	1,000	0	0	0	0	△1,000.00
1 土地賃地料	1,000	0	0	0	0	△1,000.00
歳入合計	1,000	0	0	0	0	△1,000.00

歳 出

歳 項 目	予 算 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
1 財産費	1,000	1,000.00	0	1,000.00
1 財産管理費	1,000	1,000.00	0	1,000.00
1 管理費	1,000	1,000.00	0	1,000.00
歳出合計	1,000	1,000.00	0	1,000.00

歳入歳出差引残額なし

広島市告示第四十二号の六
昭和三十年三月十七日市議会の認定を経た昭和二十八年年度広島市特別会計用品調達費
歳入歳出決算の要領は次の通りである。
昭和三十年三月十七日
広島市長 浜井信三

昭和28年度広島市特別会計用品調達費歳入出決算

款 項 目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に 比し増減
1 繰入金	2,438,000	0	0	0	0	0△2,438,000.00
1 繰入金	2,438,000	0	0	0	0	0△2,438,000.00
1 繰入金	2,438,000	0	0	0	0	0△2,438,000.00
2 繰入金	571,000	718,698.00	718,698.00	0	0	0147,698.00
1 前年度繰越	571,000	718,698.00	718,698.00	0	0	0147,698.00
1 前年度繰越	571,000	718,698.00	718,698.00	0	0	0147,698.00
3 繰入金	8,000,000	9,507,285.00	9,507,285.00	0	0	01,507,285.00
1 繰入金	8,000,000	9,507,285.00	9,507,285.00	0	0	01,507,285.00
1 繰入金	8,000,000	9,507,285.00	9,507,285.00	0	0	01,507,285.00
1 繰入金	1,000	38.00	38.00	0	0	0△962.00
1 繰入金	1,000	38.00	38.00	0	0	0△962.00
1 繰入金	1,000	38.00	38.00	0	0	0△962.00

1 雑 入	1,000	38.00	38.00	0	0△962.00
歳入合計	11,010,000	10,226,021.00	10,226,021.00	0	0783,979.00

款 項 目	予算額	予算現額	支出済額	繰越費 通次繰 越額	不用額
1 用品調達費	11,010,000	11,010,000.00	9,159,909.00	0	01,850,091.00
1 事務費	3,010,000	3,010,000.00	2,727,848.00	0	0282,152.00
1 職員費	1,237,000	972,451.00	972,150.00	0	0301.00
2 諸手当	465,000	541,456.00	541,456.00	0	0
3 貸金	282,000	470,093.00	470,093.00	0	0
4 需用費	1,021,000	1,021,000.00	740,710.00	0	0280,290.00
5 保険金	5,000	5,000.00	3,439.00	0	01,561.00
2 用品調達費	8,000,000	8,000,000.00	6,432,061.00	0	01,567,939.00
1 用品費	8,000,000	8,000,000.00	6,432,061.00	0	01,567,939.00
歳出合計	11,010,000	11,010,000.00	9,159,909.00	0	01,850,091.00

歳入歳出差引残額 老百六万六千百拾貳円 翌年度へ繰越

広島市告示第四十二号の七
昭和三十年三月十七日市議会の認定を経た昭和二十八年年度広島市特別会計失業対策事
業実施者就職貸付資金歳入歳出決算の要領は次の通りである。
昭和三十年三月十七日
広島市長 浜井信三

昭和28年度広島市特別会計失業対策事業実施者就職貸付資金歳入出決算

款 項 目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に 比し増減
1 貸付金より 生ずる収入	6,000	2,233.00	2,233.00	0	0	0△3,767.00
1 貸付金より 生ずる収入	6,000	2,233.00	2,233.00	0	0	0△3,767.00
1 貸付金より 生ずる収入	6,000	2,233.00	2,233.00	0	0	0△3,767.00
2 貸付金歳入	600,000	132,041.00	132,041.00	0	0	0467,959.00
1 貸付金歳入	600,000	132,041.00	132,041.00	0	0	0467,959.00
1 貸付金歳入	425,000	87,010.00	87,010.00	0	0	0337,990.00
2 過年度貸付 展入	175,000	45,031.00	45,031.00	0	0	0129,969.00
3 繰入金	171,000	168,308.00	168,308.00	0	0	0△2,692.00
1 繰入金	171,000	168,308.00	168,308.00	0	0	0△2,692.00
1 繰入金	171,000	168,308.00	168,308.00	0	0	0△2,692.00
1 繰入金	171,000	168,308.00	168,308.00	0	0	0△2,692.00
4 雑収入	1,000	0	0	0	0	0△1,000.00

1 雑 入	1,000	0	0	0	0△1,000.00
歳入合計	778,000	302,582.00	302,582.00	0	0475,418.00

款 項 目	予算額	予算現額	支出済額	繰越費 通次繰 越額	不用額
1 事務費	178,000	178,000.00	143,082.00	0	034,918.00
1 職員費	144,000	127,118.00	97,200.00	0	029,918.00
2 諸手当	29,000	45,882.00	45,882.00	0	0
3 需用費	5,000	5,000.00	0	0	05,000.00
2 貸付金	600,000	600,000.00	159,500.00	0	0440,500.00
1 貸付金	600,000	600,000.00	159,500.00	0	0440,500.00
1 貸付金	600,000	600,000.00	159,500.00	0	0440,500.00
歳出合計	778,000	778,000.00	302,582.00	0	0475,418.00

歳入歳出差引残額なし

広島県告示第四十二号の八
昭和三十年三月十七日市議会の認定を経た昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入
歳出決算の要領は次の通りである。
昭和三十年三月十七日

広島市長 渡 井 信 三

昭和28年度広島市特別会計建設費歳入
歳 入

款 項 目	予算現額	調定額	収入済額	不納 交損 額	収入 未済額	予算現額に 比し増減
1 公企業及び 財産収入	578,000	260,000.00	260,000.00	0	0	△318,000.00
1 財産権私代 金	578,000	260,000.00	260,000.00	0	0	△318,000.00
1 財産売却代 金	578,000	260,000.00	260,000.00	0	0	△318,000.00
2 国庫支出金	225,934,000	216,146,634.00	216,146,634.00	0	0	△9,787,366.00
1 国庫補助金	225,934,000	216,146,634.00	216,146,634.00	0	0	△9,787,366.00
1 建設費補助	225,934,000	216,146,634.00	216,146,634.00	0	0	△9,787,366.00
3 県支出金	103,000	103,000.00	103,000.00	0	0	0
1 委託金	103,000	103,000.00	103,000.00	0	0	0
1 委託金	103,000	103,000.00	103,000.00	0	0	0
4 繰 入 金	203,901,000	167,382,494.00	167,382,494.00	0	0	△36,518,506.00
1 一般会計上 りの繰入金	203,901,000	167,382,494.00	167,382,494.00	0	0	△36,518,506.00

1 一般会計上 りの繰入金	203,901,000	167,382,494.00	167,382,494.00	0	0	△36,518,506.00
5 雑 取 入	2,469,000	2,030,731.00	1,355,277.00	0	675,454.00	△1,113,723.00
1 雑 取 入	2,469,000	2,030,731.00	1,355,277.00	0	675,454.00	△1,113,723.00
6 繰 越 金	18,429,000	0	0	0	0	△18,429,000.00
1 前年度繰越 金	18,429,000	0	0	0	0	△18,429,000.00
1 前年度繰越 金	18,429,000	0	0	0	0	△18,429,000.00
7 徴 収 金	11,562,000	4,179,769.00	4,179,769.00	0	0	△7,382,231.00
1 換地清算徴 収金	11,562,000	4,179,769.00	4,179,769.00	0	0	△7,382,231.00
1 換地清算徴 収金	11,562,000	4,179,769.00	4,179,769.00	0	0	△7,382,231.00
8 市 債	169,000,000	179,000,000.00	179,000,000.00	0	0	10,000,000.00
1 市 債	169,000,000	179,000,000.00	179,000,000.00	0	0	10,000,000.00
1 建設 債	169,000,000	179,000,000.00	179,000,000.00	0	0	10,000,000.00
歳 入 合 計	631,976,000	569,102,628.00	568,427,174.00	0	675,454.00	△63,548,826.00

1 冊 収

歳 出

款 項 目	予算額	予算現額	支出済額	繰越 未済額	不用額
1 建設 費	468,310,000	468,310,000.00	424,044,334.00	0	44,265,666.00
1 区画整理費	106,867,000	106,867,000.00	97,123,880.00	0	9,743,120.00
1 事 務 費	3,487,000	3,487,000.00	3,420,238.00	0	66,762.00
2 移転補償費	80,575,000	80,575,000.00	80,574,386.00	0	614.00
3 整 地 費	3,985,000	3,985,000.00	3,984,958.00	0	42.00
4 換地清算費	12,551,000	12,551,000.00	4,735,939.00	0	7,815,061.00
5 測 量 費	1,500,000	1,500,000.00	1,428,479.00	0	71,521.00
6 工 事 費	4,269,000	4,269,000.00	2,672,859.00	0	1,596,141.00
7 町各地番設 定準備費	500,000	500,000.00	307,021.00	0	192,979.00
2 幹線道路費	9,295,000	9,295,000.00	9,294,406.00	0	594.00
1 事 務 費	341,000	341,000.00	340,422.00	0	578.00
2 工 事 費	8,954,000	8,954,000.00	8,953,984.00	0	16.00
3 補助道路費	16,933,000	16,933,000.00	16,932,887.00	0	113.00
1 事 務 費	620,000	620,000.00	619,976.00	0	24.00

2 工 事 費	16,313,000	16,313,000.00	16,312,911.00	0	89.00
4 瓦斯及び軌 道費	11,457,000	11,457,000.00	11,455,839.00	0	1,161.00
1 事 務 費	210,000	210,000.00	209,339.00	0	661.00
2 工 事 費	11,247,000	11,247,000.00	11,246,500.00	0	500.00
5 公共空地整 備費	6,818,000	6,818,000.00	6,809,761.00	0	8,239.00
1 事 務 費	128,000	128,000.00	128,000.00	0	0
2 工 事 費	6,690,000	6,690,000.00	6,681,761.00	0	8,239.00
6 水 路 費	3,986,000	3,986,000.00	3,985,811.00	0	189.00
1 事 務 費	147,000	147,000.00	146,811.00	0	189.00
2 工 事 費	3,839,000	3,839,000.00	3,839,000.00	0	0
7 排水施設 費	4,982,000	4,982,000.00	4,981,840.00	0	160.00
1 事 務 費	185,000	185,000.00	184,840.00	0	160.00
2 工 事 費	4,797,000	4,797,000.00	4,797,000.00	0	0
8 橋 梁 費	54,840,000	54,840,000.00	54,837,926.00	0	2,074.00
1 事 務 費	2,059,000	2,059,000.00	2,057,892.00	0	1,108.00
2 工 事 費	52,781,000	52,781,000.00	52,780,034.00	0	966.00

1 冊 収

歳 出

歳入合計	57,587,000	40,325,572.00	39,624,056.00	0	701,516.00	△17,962,944.00
款 目	予 算 額	予 算 現 額	支 出 済 額	継続費 通次繰 越額	不 用 額	
1 病院 費	57,087,000	57,087,000.00	51,941,129.00	0	5,145,871.00	
1 業 務 費	56,895,000	56,895,000.00	51,867,029.00	0	5,027,971.00	
1 職 員 費	12,633,000	12,419,059.00	12,419,059.00	0	0	
2 諸 手 当	9,084,000	8,727,222.00	8,727,222.00	0	0	
3 賃 金	675,000	1,121,084.00	1,121,084.00	0	0	
4 旅 費	428,000	562,702.00	562,702.00	0	0	
5 需 用 費	33,975,000	33,964,933.00	28,967,962.00	0	4,996,971.00	
6 施 設 費	100,000	100,000.00	69,000.00	0	31,000.00	
2 過年度支出	0					
3 諸 費	192,000	192,000.00	74,100.00	0	117,900.00	
1 雑 支 出	192,000	192,000.00	74,100.00	0	117,900.00	
2 予 備 費	500,000	500,000.00	0	0	500,000.00	
1 予 備 費	500,000	500,000.00	0	0	500,000.00	

1 予 備 費	500,000	500,000.00	0	0	500,000.00
歳 出 合 計	57,587,000	57,587,000.00	51,941,129.00	0	5,645,871.00

歳入歳出差引不足額 壹千貳百参拾壹万七千七百七拾参円
 このため翌年度歳入繰上充用金 壹千貳百参拾壹万七千七百七拾参円
 で歳入不足を補てんした。

広島市告示第四十二号の十

昭和三十年三月十七日市議会の認定を經た昭和二十八年年度広島市特別会計「競輪事業費」
 歳入歳出決算の要領は次の通りである。

広島市長 浜 非 信 三

昭和28年度広島市特別会計「競輪事業費」歳入出決算

歳 入

款 目	予 算 現 額	調 定 額	収入済額	不納 交 還 率 済 額	収入 比 増 減	予 算 現 額 に 比 じ 増 減
1 競輪事業収入	850,055,000	621,256,425.00	621,256,425.00	0	△228,798,575.00	
1 入場料収入	3,085,000	1,177,520.00	1,177,520.00	0	△1,907,480.00	
1 入場料収入	3,085,000	1,177,520.00	1,177,520.00	0	△1,907,480.00	
2 車券売上収入	846,000,000	617,890,200.00	617,890,200.00	0	△228,109,800.00	
1 車券売上収入	846,000,000	617,890,200.00	617,890,200.00	0	△228,109,800.00	
3 雑 収入	970,000	2,188,705.00	2,188,705.00	0	0	
1 雑 収入	970,000	2,188,705.00	2,188,705.00	0	0	

歳 出

歳入合計	850,055,000	621,256,425.00	621,256,425.00	0	0	△228,798,575.00
款 目	予 算 額	予 算 現 額	支 出 済 額	継続費 通次繰 越額	不 用 額	
1 競輪事業費	849,455,000	849,455,000.00	634,701,295.00	0	214,753,705.00	
1 事 務 費	12,235,000	12,235,000.00	10,785,865.00	0	1,449,135.00	
1 職 員 費	1,595,000	1,882,500.00	1,882,500.00	0	0	
2 諸 手 当	1,452,000	1,164,500.00	1,150,941.00	0	13,559.00	
3 賃 金	510,000	510,000.00	508,581.00	0	1,419.00	
4 旅 費	314,000	314,000.00	141,500.00	0	172,500.00	
5 需 用 費	7,790,000	7,790,000.00	7,015,994.00	0	774,006.00	
6 負担金補助 及び交付金	573,000	573,000.00	86,349.00	0	486,651.00	
7 補償金及び 補償金	1,000	1,000.00	0	0	1,000.00	
2 開 催 費	84,208,000	84,208,000.00	81,605,258.00	0	2,602,742.00	
1 賭 手 当	1,179,000	1,007,692.00	909,560.00	0	98,132.00	
2 報 償 費	54,539,000	54,539,000.00	53,858,526.00	0	680,474.00	
3 貸 金	10,857,000	11,028,308.00	11,028,308.00	0	0	

4 旅 費	553,000	553,000.00	300,602.00	0	252,398.00
5 需 用 費	17,080,000	17,080,000.00	15,508,262.00	0	1,571,738.00
3 諸 費	753,012,000	753,012,000.00	542,310,172.00	0	210,701,828.00
1 賠償及び償還金	635,828,000	635,771,680.00	464,148,418.82	0	171,623,261.18
2 負担金補助 及び交付金	56,824,000	56,824,000.00	37,790,432.00	0	19,033,568.00
3 補償金及び 補償金	360,000	416,320.00	416,320.00	0	0
4 繰 出 金	20,000,000	20,000,000.00	0	0	20,000,000.00
5 繰上充用金	40,000,000	40,000,000.00	39,955,001.18	0	44,998.82
2 予 備 費	600,000	600,000.00	0	0	600,000.00
1 予 備 費	600,000	600,000.00	0	0	600,000.00
1 予 備 費	600,000	600,000.00	0	0	600,000.00
歳 出 合 計	850,055,000	850,055,000.00	634,701,295.00	0	215,353,705.00

歳入歳出差引不足額 壹千参百四拾四万四千八百七拾円
 このため翌年度歳入繰上充用金 壹千参百四拾四万四千八百七拾円
 で歳入不足を補てんした

広島市告示第四十三号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書及び第四項但書の規定による建築許可について同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による公開を行う。
 昭和三十年三月二十二日
 広島市長 浜 井 信 三

- 一 開催日時 昭和三十年三月二十五日午前十時
 - 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
広島市庁舎内市長公室
 - 三 申請者住所 広島市東観音町二、一六八番地
西本猛一
 - 四 建築場所 広島市東観音町二、一六八番地
 - 五 用途概要 鉄工場、木造二階建、延七四、四坪、動力一・二五馬力
 - 六 七 地 域 住居地域
 - 八 理 由 当該建築物は建築基準法第四十九条第一項(別表第一)の第一項第二号及び第三号の三の建築制限に該当するもので、同条同項但書の規定による許可に關し行ふものである。
- 一 開催日時 昭和三十年三月二十五日午後二時
- 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
広島市庁舎内市長公室
- 三 申請者住所 広島市国泰寺三九番地
- 四 申請者氏名 広島市教育長 宮川造六
- 五 建築場所 広島市大洲町八丁目四四〇番地
- 六 用途概要 学校、木造二階建延一、六五六坪
- 七 地 域 工業地域
- 八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第四項の建築制限に該当するもので、同条同項但書の規定による許可に關し行ふものである。

広島市告示第四十四号
 広島市下水道条例(昭和二十七年広島市条例第十八号)の規定に基づく下水道使用料の徴収に關する事務を広島市水道事業管理者に委任した。
 昭和三十年三月二十八日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第四十五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次の通り指定した。
 なお、この関係図書は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。
 昭和三十年三月二十八日
 広島市長 浜 井 信 三

- 一 指定番号 第一号
- 二 指定年月日 昭和三十年三月十八日
- 三 道路の位置 広島市牛田町神田区一、二四六番地
- 四 幅員及び延長 幅員四メートル、延長二〇メートル
- 五 表示図面 別紙の通り

広島市告示第四十六号
 広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理及び広島都市計画事業草津町附近地区土地区画整理施行のため、土地区画整理法及び都市計画法第十二条において準用する耕地整理法並びに測量法に基づき、土地区画整理に従事する市の職員が左記により、その区域内の土地に立ち入ることがある。
 昭和三十年三月二十九日
 広島市長 浜 井 信 三

- 一 目的 土地の測量又は調査のため
- 一 区 域 広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理区域内及び広島都市計画事業草津町附近地区土地区画整理区域内並びにその周辺土地
一円(添附図面のとおり)

一 期 間 自昭和三十年四月一日の出から日没
至昭和三十一年三月三十一日までの間

一 備 考 右の目的に従事する者は身分証明書を携帯する

広島市告示第四十七号
 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十九条第二項の規定により、選挙運動のためにする個人演説会開催のために必要な設備の程度等に関する規程を次のように定め、次の選挙から施行する。
 昭和三十年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

- 選挙運動のためにする個人演説会開催のために必要な設備の程度等に関する規程
- 一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第二項の規定により、広島市公会堂(以下「公会堂」という)に施す個人演説会開催のために必要な設備の程度は、左のとおりとする。

区 分	程 度
集 会 場 (喫煙室を含む)	六〇ワット 四六灯 四〇ワット 六三九灯 三〇ワット 四灯
弁 士 控 室	二七坪につき 四〇ワット 二〇灯 六六坪につき 四〇ワット 一四灯
二 演 壇	舞台(六十坪)をこれにあて、卓子(覆を付する)一 台、椅子一脚、水差一個及び湯呑一個を備え付ける。
三 聴 衆 席	
階 上 階 下	計 座 席 数
階 上 階 下	計

一四七坪一六二坪三〇九坪 八〇八 九三九一、七四六
 四 弁 士 控 室
 楽屋(二室二十七坪)をこれにあて、卓子三台及び椅子十四脚を備え付ける。
 五 会場表示場所及び表示方法
 表支関に、「何々議員(委員会委員)(知事)(市長)と記
 候 補 者
 (党派)氏名個人演説会場」
 した標札を掲げる。

六 便 所

区 分	位 置
中二階男子便所	中二階の向って左側
中二階女子便所	中二階の向って右側
二階 男子便所	二階の客席と喫煙室との中間
二階 女子便所	二階の客席と喫煙室との中間

2 公会堂を使用して個人演説会を開催する公職の候補者

広島市告示第四十七号の二
 昭和三十年三月三十一日専決処分した。昭和二十九年
 広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正の要領は次の通
 りである。この予算は即日施行する。
 昭和三十年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

款 項	目 的	前年度までの 累計額	追加更正 額	計	各 種	目 額	附 明	細 記
7 歳 収 入	金	15,379,000	5,200,000	10,179,000				
1 換地清算徴収金	1 換地清算徴収金	15,379,000	5,200,000	10,179,000	①換地清算徴収金	△ 5,200,000	換地清算徴収金	△ 5,200,000
8 市 債	債	157,600,000	5,200,000	162,800,000				
1 市 債	債	157,600,000	5,200,000	162,800,000	① 建設債	5,200,000	緊急防務対策費公債	5,200,000
歳 入 合 計		1,092,928,000	—	1,090,928,000				

広島市告示第四十七号の三
 広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市下水道
 敷占料滞納金の収納事務を、下水課に勤務する出納員に
 委任された。
 昭和三十年三月三十一日

広島市告示第四十七号の四
 昭和三十年三月三十一日専決処分した昭和二十九年
 広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正の要領は次の通り

である。
 この予算は即日施行する。
 昭和三十年三月三十一日
 広島市長 浜 井 信 三

款項	目録	前年度の繰り算額	追加更正の繰り算額	計	各目別		
					節	金額	附記
7 歳 収 入		10,179,000	△ 800,000	9,379,000			
1 歳 収 入	1 歳 収 入	10,179,000	△ 800,000	9,379,000			
8 市 債		162,800,000	800,000	163,600,000			
1 市 債		162,800,000	800,000	163,600,000			
歳 入 合 計		1,090,928,000	—	1,090,928,000			

廣島市告示第四十八号

左記の通り臨時廣島市議会を招集する。

昭和三十年四月一日

廣島市長 浜井信三

記

- 一 招集日時 昭和三十年四月八日午後一時
- 一 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第四十九号

四月八日招集の臨時廣島市議会に附する事件は、左記の通りとする。

昭和三十年四月一日

廣島市長 浜井信三

記

- 一 昭和三十年度廣島市歳入出予算追加
- 一 廣島市税条例の一部を改正する条例制定について
- 一 廣島市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 一 廣島市消防団の定員、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 一 廣島市役所出張所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 一 廣島市職員共済組合条例の一部を改正する条例制定について
- 一 廣島市保育園条例の一部を改正する条例制定について
- 一 保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 一 町の区域を画することについて
- 一 学校設置について
- 一 財産の取得について
- 一 日本国有鉄道所有の財産を譲り受けることについて
- 一 安芸郡府中町外三箇村立府中中学校組合への加入について
- 一 契約締結の同意について
- 一 契約締結の承認について
- 一 専決処分承認について
- 一 専決処分の承認について

廣島市告示第五十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の規定に基き廣島市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十年四月二日

廣島市長 浜井信三

- 検査実施 検査実施 検査実施 区域
- 期 日 場所
- 五月 九日 江波消防署前 江波町
- 十日 江波消防署前 江波町
- 十日 柴光幼稚園
- 十一日 舟入小学校 舟入川口町、舟入幸町、舟入本町、(南部)
- 十二日 神崎小学校 西新町、小網町、河原町、舟入本町、舟入仲町、舟入町、西地方町
- 十三日 本川小学校 鍛冶屋町、左官町、油屋町、猫屋町、堺町一、二丁目、西大工町、榎町、北榎町、十日市町、隠匠町、塚本町
- 十六日 廣瀬小学校 廣瀬北町、廣瀬元町、寺町、空鞆町、西引御堂、錦町、新市町、横堀町、西九軒町
- 十七日 三篠小学校 打越町、横川町一、二、三丁目、三篠本町一、二丁目、楠

廣島市告示第五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十九条第四項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年四月二日

廣島市長 浜井信三

一 開催日時

昭和三十年四月五日午後一時

二 開催場所

廣島市国泰寺町三九番地

三 申請者住所

廣島市大洲町一丁目九〇番地の二

四 申請者氏名

山本清子

五 建築場所

廣島市大洲町二丁目一九〇番地の二

六 用途概要

大洲幼稚園、木造二階建、延八〇、二五坪

七 地 域

工業地域

当該建築物は建築基準法第四十九条第四項の規定に該當するので、同法同項の規定による許可に關し行うものである

廣島市告示第五十二号

四月八日招集の臨時廣島市議会に付する追加事件は、左記の通りとする。

昭和三十年四月四日

廣島市告示第五十三号

昭和三十年四月四日付をもって地方自治法第七十四条第一項の規定による廣島市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の請求を受理した。

この請求代表者の住所氏名及び請求の要旨は、次のとおりである。

昭和三十年四月四日

廣島市長 浜井信三

一 請求代表者の住所及び氏名

廣島市東千田町八二七ノ一八 伊藤 正子

廣島市皆美町二ノ八五三 迫 千代子

廣島市段原日出町五二七 横田 工

二 請求の要旨

四年に一度の市会議員選挙が近づいた。郷土廣島市の発展と、暴力のない平和都市の明るい市民生活を切望する私共廣島市民は、この際市の現状をよく見極めて、直接市政に参加し得るこの機会を逃さず最良の人を選ばなければならぬ。

時あたかも、三十年度の四十三億余に上る予算審議の市会が開かれてゐる。最も慎重を要する予算市会が定刻にも開かれず、定員数が守れぬか守れないかの多数の欠席の現状は、眞に憂慮に堪えない。なお平素において、議場の論議、裁決が軽視され舞台裏での少数者、個人の談合により市政の方向が決定されるやに見られる傾向にあることは、大きく市全体の福利の上から見ずしてにできないことである。

そこで私達有権者は、唯一のチャンスである市議会議員の定数を「三十名」に減らし、健全な民主市政を行って貰うよう議員定数条例改正案を提出するものである。

廣島市告示第五十四号

（因に民主主義先進国では、経験と理論から三、四十万の中都市は大体十名前後の議員であると聞いている。）

議員定数減による市民の利益

第五十四回及び第五十五回仮換地予定地変更指定

第三十三回未指定地補充換地予定地指定の発表に

ついて

一 廣島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て仮換地予定地が決定したから、関係者は東部復興事務所

で詳細承知されたい。

二 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済のもののみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していないものは、至急提出されたい。

三 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行願いたい。

四 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他権利については追って指定する。

記

1 第五十四回仮換地予定地変更指定

土地 所在地

町 名 地 番

栗 研 堀 一三ノ一

同 町 一三ノ二

土地所有者

大塚三吉外一名

大塚三吉外一名

大塚三吉外一名

大塚三吉外一名

町	上柳町	四六ノ一	蒲生松次郎	尾長町	一、三四七ノ七	湯沢綿行	同	町	九三六外二筆	今田千二外一名
町	石見屋町	六〇ノ一外一筆	蒲生松次郎外一名	町	一八四ノ一外二筆	高田理平	同	町	九九二外一筆	判谷輝夫
町	斜屋町	一三外四筆	三村宏外二名	町	九六七ノ一	竜田賢一	同	町	九九五ノ一	判谷忠雄
町	金屋町	四四ノ一外一筆	杖口清	町	九五六ノ一外一筆	堀田清一郎	同	町	一、〇四六ノ二	中村太一
町	同	四五ノ二外一筆	石田正雄	町	九五五外一筆	菅原守	同	町	一、〇四六ノ三	吉田太一
町	同	四四ノ二	前慶一	町	九七〇ノ一外一筆	花岡花一	同	町	一、〇四六ノ一	今田庫吉
町	同	一ノ一外一筆	奥村信子外三名	町	九五四ノ一外二筆	川本辰雄	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	一ノ三	井関キミヨ	町	九五三外一筆	川本章一	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	一ノ四	東保	町	九五二ノ二外一筆	沖市太郎	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	上流川町	七二ノ一	大島繁夫	町	九五二ノ一外一筆	樽谷千代松	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	七二ノ六	松本好文外二名	町	九七三ノ一外一筆	村田稻美	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	二二九ノ一	花本惣一外三名	町	九七三ノ一外一筆	八百キクノ	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	二二九ノ一〇九	平野アヲ外二名	町	九七七外二筆	松本米次郎	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	三三九ノ一外二筆	高田小夜子	町	九四八ノ一外二筆	村田タケ	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	三三九ノ四外一筆	宮中	町	九四七ノ一外二筆	山城新造	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	六三三ノ四	正田正行外四名	町	九四六ノ一外一筆	出藤俊三	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	比治山本町	一、二二一ノ四外二筆	藤井トミコ	町	九四六ノ一外一筆	山城直次郎	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	六三三ノ八	中村英男	町	九四四外五筆	北村孝毅	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	三七〇ノ六外一筆	横山ユキ	町	九四二ノ五	本多春人	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	三七〇ノ三外一筆	村尾ユキエ	町	九四二ノ四	藤井進	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	三六〇ノ二外二筆	富田勸	町	九四二ノ三	今田作一	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	三七〇ノ一六	門田稲雄	町	一、〇一八ノ一外二筆	山田芳兵衛	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	三六外一筆	横山高子	町	一、〇二七外一筆	正岡合資会社	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	二一〇	松井鶴松	町	一、〇一四	坂村	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	二二〇外二筆	松井鶴光	町	一、〇二一	坂村徳次郎	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	四一六ノ一	田辺晋七	町	一、〇一五ノ一外一筆	協同組合連合会	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	二八ノ三外一筆	田辺正子	町	一、〇一五ノ一外一筆	協同組合連合会	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	一ノ内	万光功	町	一、〇一五ノ一外一筆	今田豊蔵	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	四四ノ三	名古屋交易産業株式会社	町	九三〇外三筆	正岡節雄	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	五三	名古屋交易産業株式会社	町	一、〇二一ノ三	島中武義	同	町	一、〇四六ノ一	同
町	同	第五十五回仮換地予定地変更指定	氏土地所有者	町	九一九ノ一	佐々木綾子	同	町	一、〇四六ノ一	同

3 第三十三回未指定地補充換地予定地指定
土地所在番
町名地 番 氏土地所有者
中島本町 一〇五ノ四四 廣島市
関係図書縦覧場所 廣島市建設局東部復興事務所
廣島市建設局東部復興事務所

廣島市告示第五十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条
第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四
条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。
昭和三十年四月四日
廣島市長 浜井信三

一 開催日時 昭和三十年四月七日午後二時
二 開催場所 廣島市国泰寺町三九番地
三 申請者住所 廣島市庁舎内市長公室
四 申請者氏名 廣島県交通安全協会 椚山袖四郎
五 建築場所 廣島市大芝町官有地
六 用途概要 自動車々庫、木造一三三、二四平方メー
トル
七 地 域 住居地域
八 理由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第
一項(別表第一(二)項第四号)の建築
制限に該当するので、同条同項但書の規
定による許可に關し行ふものである。

廣島市告示第五十六号
四月八日招集の臨時廣島市議会に付する追加事件は、左

記の通りとする。 昭和三十年四月七日 廣島市長 浜井信三	記 一 専決処分承認につき 一 市長の退職期日に関する同意につき	昭和三十年四月九日 廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三	昭和三十年四月九日 廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三	廣島市告示第五十八号 市長の退職に伴い、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二條第一項の規定により、昭和三十年四月九日から、廣島市助役高山一三が市長の職務を代理する 昭和三十年四月九日 廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三	廣島市告示第五十九号 昭和三十年四月八日市議会の議決を経た昭和三十年度廣島市歳入出予算追加の要領は次の通りである。 この予算は即日施行する。 昭和三十年四月九日 廣島市長職務代理者 廣島市助役 高山 一三					
款	項	目	前年度計の額	追加額	計	節	金額	附	明	細
1市	税	1市 民 税	1,111,445,000	3,410,000	1,114,855,000	①市 民 税	929,000	現調新総	年度分	899,000
		2 固 産 税	387,787,000	1,314,000	389,101,000	②固 産 税	1,314,000	現調新総	年度分	1,284,000
		3 自 転 車 車 税	13,082,000	286,000	13,368,000	③自 転 車 車 税	286,000	現調新総	年度分	283,000
		4 市 た ば こ 消 費 税	105,053,000	156,000	105,092,000	④市 た ば こ 消 費 税	156,000	現調	年度分	156,000
		5 電 気 ガ ス 税	104,378,000	720,000	105,098,000	⑤電 気 ガ ス 税	720,000	現調	年度分	720,000
		6 木 材 引 取 税	—	5,000	5,000	⑥木 材 引 取 税	5,000	現調	年度分	5,000
5 使 用 料 及 び 料			164,253,000	300,000	164,553,000					

款	項 目	前 回 計 額	追 算 加 額	計	各 目		明 細	記	
					節	金 額			附
1 役 所 費	1 職 員 費	182,965,000	2,031,000	184,996,000	② 吏 員 給	1,473,000	事務吏員給	1,269,000	月15,100円 7人分
							按所吏員給	204,000	月17,000円 1人分
2 役 所 費		380,471,000	2,430,000	382,901,000		円		円	
1 使 用 料	1 使 用 料	131,319,000	300,000	131,619,000	① 使 用 料	300,000	保育料	300,000	
6 国 庫 支 出 金	3 居 民 福 祉 費 補	544,964,000	292,000	545,256,000	① 居 民 福 祉 費 補 助	292,000	保育所措置費補助	292,000	
1 国 庫 補 助 金	3 居 民 福 祉 費 補	544,964,000	292,000	545,256,000	① 居 民 福 祉 費 補 助	292,000	保育所措置費補助	292,000	
7 県 支 出 金		31,678,000	199,000	31,877,000					
2 県 補 助 金	3 居 民 福 祉 費 補	17,752,000	199,000	17,951,000	① 居 民 福 祉 費 補 助	36,000	保育所措置費補助	36,000	
歳 入 合 計		2,619,140,000	4,201,000	2,623,341,000	① 委 員 會 費 助	163,000	農業委員会費補助	163,000	

款	項 目	前 回 計 額	追 算 加 額	計	給 料	558,000	雇 員 給	558,000	月 9,300円 5人分
4 消 防 費	2 諸 手 当	102,437,000	54,000	102,491,000	⑥ 職 員 手 当	399,000	臨時給与	399,000	
2 消 防 団 費	2 諸 手 当	7,536,000	54,000	7,590,000	③ 雜 手 当	14,000	分団長及び副分団長共他団員手当	14,000	
6 教 育 費	4 需 用 費	4,116,000	40,000	4,156,000	② 諸 負 費	40,000	諸 負 費	40,000	ホノチ格納庫 新築工事
1 教 育 委 員 會 費	2 職 員 費	58,442,000	128,000	58,570,000	② 吏 員 給	87,000	事務吏員給	87,000	月7,200円 1人分
10 学 校 營 繕 費	5 施 設 費	14,700,000	280,000	14,980,000	② 施 設 費	280,000	土地購入費	280,000	
12 諸 費	6 補 償 金 及 び 補 填 金	8,038,000	161,000	8,199,000	⑩ 補 償 金 及 び 補 填 金	161,000	補償金	161,000	
7 社 会 勞 働 施 設 費	1 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	8,038,000	495,000	8,533,000	⑩ 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	495,000	負担金	495,000	組合立中学校 加入負担金

2 民生委員費	1 諸手当	1,224,000	3,000	1,227,000					
		533,000	3,000	536,000	③雑手当	3,000	委員手当	3,000	
11 保育所費		11,993,000	27,000	12,020,000					
	1 諸手当	1,320,000	27,000	1,347,000	③雑手当	27,000	嘱託手当	3,000	
							収事簿手当	24,000	
9 産業経済費		72,614,000	312,000	72,926,000					
3 豊水産諸費		11,294,000	105,000	11,399,000					
	1 諸手当	730,000	105,000	835,000	③雑手当	105,000	嘱託手当	105,000	
4 農業委員会費		3,017,000	207,000	3,224,000					
	2 職員費	665,000	87,000	752,000	②役員給	87,000	事務費員給	87,000	月7,200円 1人分
	3 諸手当	310,000	120,000	430,000	③職員手当	48,000	臨時給与	48,000	
					④雑手当	72,000	嘱託手当	72,000	
10 財産費		22,411,000	4,000	22,415,000					
2 財産管理費		22,265,000	4,000	22,269,000					
	1 諸手当	158,000	4,000	162,000	③雑手当	4,000	山番手当	4,000	
12 選挙費		17,056,000	30,000	17,086,000					

市長及び市議 6 会議員選挙執 行費	1 報 酬	1,884,000	20,000	1,904,000					
	4 報 償 費	85,000	5,000	90,000	①報 酬	5,000	管理者及び 立会人報酬	5,000	
		791,000	15,000	806,000	③報 償 費	15,000	謝金及び賞 与金	15,000	
		2,500,000	10,000	2,510,000					
13 公 債 費	1 報 酬	93,000	2,000	95,000	①報 酬	2,000	管理者及び 立会人報酬	2,000	
	4 報 償 費	980,000	8,000	988,000	③報 償 費	8,000	謝金及び賞 与金	8,000	
		112,422,000	277,000	112,699,000					
1元利隣選金		96,041,000	277,000	96,318,000					
	1 賠償及び償 還金	96,041,000	277,000	96,318,000	③賠償及び 償還金	277,000	利子償還金	277,000	
繰 出 合 計		2,619,140,000	4,201,000	2,623,341,000					

歳入出差引残金なし

広島市告示第五十九号の二

広島市収入役の権限に属する事務のうち、広島市戸坂出張所における広島市収入証紙発給に伴う現金収納事務を広島市戸坂出張所に勤務する出納員に委任させた。

昭和三十年四月十日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市告示第六十号

昭和三十年四月四日広島市告示第五十三号をもって告示した地方自治法第七十四条第一項の規定による条例制定請求にかかるとして広島市議会議員定数条例の一部を改正する条例

案は、同月八日の臨時市議会において審議の上、無記名投票により議決した結果投票総数三十票、うち賛成三票、反対二十七票で否決された。

昭和三十年四月十一日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

訓 令

広島市訓令第八号

広島市事務決裁規程(昭和二十六年八月九日広島市訓令

第七号の二)の一部を次のように改正する。

昭和三十年四月一日

広島市長 浜井信三

第八条総務局長の専決事項第一号中「職員(臨時のものを除く。)」を「職員及び臨時職員」に改める。

第八条産業局長の専決事項中第四号を削り、第五号を次のように改める。

四 計量法違反者の処分に関する事
五 計量器の再検査並びに計量法に基く異議申立の受理及び決定に関する事

第十条課長の共通専決事項中第一号を削り、第二号を第

一 号とし、以下順次繰り上げる。
 第十号戸籍課長の専決事項第一号中「戸籍法並びに寄留法」を「戸籍法及び住民登録法」に改める。
 第十号商工課長の専決事項を次のように改める。
 一 計量の取締及び指導に関する事
 二 自動車等の臨時運行の許可に関する事
 三 火災類の取締事務に関する事
 四 博覧会、共進会及び展示会等の出品のあつ旋に関する事
 五 事業内容証明に関する事
 第十号産業局各課長の専決事項を同条厚生局各課長の専決事項の次へ入れ替える。

廣島市訓令第九号

庁中一般

准職員に任用に関する規程を次のように定め、昭和三十年一月一日から適用する。
 昭和三十年四月一日

准職員に任用に関する規程
 廣島市長 浜井信三

第一条 この規程は、市長の事務部に勤務する准職員の任用に関する一般基準を定めることを目的とする。
 (目的)

第二条 この規程において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 (定義)

一 准職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十七条の規定により任用された職員で、その任用期間が定められているものをいう。
 二 臨時職員 廣島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日廣島市条例第五十九号)の適用を受けない一般職の職員で准職員以外のものをいう。
 (任用)

第三条 准職員の任用は、別に定める定員の範囲内において行う。

第四条 准職員は、昭和三十年四月一日現在在職する臨時職員で昭和二十九年一月一日以前から引き続き任用されているものうちから地方公務員法第十七条第四項に規定する選考により任用する。
 2 准職員に欠員が生じたときは、その欠員にかかる准職員は、昭和二十九年七月一日以前から引き続き任用されており、且つ、そのときにおいて十二月をこえて任用されている臨時職員のうちから地方公務員法第十七条第四項に規定する選考により任用する。
 (任用期間)

第五条 准職員は、任用期間を定めて任用するものとし、その期間は、三月とする。
 (職名)

第六条 准職員の職名の種類は、左に掲げるとおりとする
 一 准事務員
 二 准技術員
 三 准現業員
 (辞令)

第七条 准職員の任用、昇給及び解職は、別記様式による辞令書を交付して行う。
 (解職)

第八条 准職員を解職しようとする場合には、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十條の規定に基づき、その予告をするものとする。
 別記様式

一 任用
 廣島市准事務(技術、現業)員を命ずる
 月(日)給 円を給する
 任用期間は昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする(任用期間満了の際ならぬの通知をしない限り三月ごとに繰り返えし更新される)
 昭和 年 月 日 廣島市長 氏 名 印

二 配置替
 廣島市准事務(技術、現業)員 氏 名
 昭和 年 月 日 廣島市長 氏 名 印

三 昇給
 廣島市准事務(技術、現業)員 氏 名
 月(日)給 円を給する
 昭和 年 月 日 廣島市長 氏 名 印

四 解職
 廣島市准事務(技術、現業)員 氏 名
 (願により)解職する
 昭和 年 月 日 廣島市長 氏 名 印

廣島市訓令第十号
 庁中一般
 廣島市職員記章着用規程(昭和二十三年五月八日廣島市達甲第六号)の一部を次のように改正する。
 昭和三十年四月一日 廣島市長 浜井信三

第一条 但書を削る。
 第二条を次のように改める。
 第三条 職員は、常に、記章を着用しなければならない。
 2 記章は、左胸部の見易い箇所に着用するものとする。
 第五条第一項に次の但書を加える。
 但し、永年勤続の職員は、この限りでない。
 第五条の次に次の一条を加える。
 第六条 この規程を実施するため必要な事項は、総務局長が定める。

廣島市訓令第十一号
 庁中一般
 市長の事務部に勤務する職員の勤務時間に関する規程

(昭和二十六年十月六日廣島市訓令第二十一号)の一部を次のように改正し、昭和三十年一月一日から適用する。
 昭和三十年四月一日

廣島市長 浜井信三

第一条中「臨時雇用職員」を「臨時又は非常勤の職員」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 給料が日額で定められている職員の勤務時間及び休息時間は、前二条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。但し、午後零時十五分から午後一時までの間は、休憩時間とする。

二 休息時間は、前項の勤務時間のうち、午後零時から午後零時十五分まで及び午後五時から午後五時十五分までの間とする。

第四条「前三条」を「前二条」に改める。

廣島市訓令第十二号
 總務局
 廣島市役所出張所規程(昭和二十七年廣島市訓令第四号)の一部を次のように改正し、昭和三十年四月十日から施行する。

昭和三十年四月九日
 廣島市長職務代理者
 廣島市助役 高山一三

第一条但書中「似島出張所は」を「似島出張所及び戸坂出張所には」に改める。

◎教育委員会事項

廣島市教育委員会訓令第一号
 准職員に任用に関する規程を次のように定め、昭和三十年一月一日から適用する。
 昭和三十年四月一日 廣島市教育長 宮川造六

准職員に任用に関する規程
 廣島市長 宮川造六

第一条 この規程は、市長の事務部に勤務する准職員の任用に関する一般基準を定めることを目的とする。
 (目的)

第二条 この規程において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 (定義)

一 准職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十七条の規定により任用された職員で、その任用期間が定められているものをいう。
 二 臨時職員 廣島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日廣島市条例第五十九号)の適用を受けない一般職の職員で准職員以外のものをいう。
 (任用)

第三条 准職員の任用は、別に定める定員の範囲内において行う。

准職員の任用に関する取扱については、別に定める場合を除き、市長の事務部に勤務する准職員の任用に関する取扱の例による。

廣島市教育委員会訓令第二号
 廣島市教育委員会事務局課長専決規程(昭和二十六年四月十日教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。
 昭和三十年四月一日 廣島市教育長 宮川造六

第二条課長の共通専決事項中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次繰り上げる。

第三条総務課長の専決事項第三号中「雇員(臨時のものを除く。）」を「雇員及び臨時職員」に改める。

◎市議会事項

(市議会議決事項)
 (三月六日)

一 決議 教員定数増に関する要請決議について 決 定

一、第三十四号議案 安芸郡戸坂村を廢しその区域を廣島市に編入することに関する協定事項の同意について同意

一、第三十五号議案 廣島市に安芸郡戸坂村の区域を編入することについて 原案可決

一、第三十六号議案 廣島市に安芸郡戸坂村の区域を編入することに伴う財産処分について 原案可決

一、第三百五十九号議案 契約締結の同意について 同意

一、第八十六号議案 昭和二十九年廣島市水道事業会計追加更正予算 修正可決

一、第八十七号議案 廣島市水道使用条例の一部を改正する条例制定について 否 決

一、第八十八号議案 昭和二十九年廣島市水道事業会計公債方法中変更について 原案可決

一、第八十九号議案 自昭和二十七年至昭和三十一年度廣島市第四期水道拡張事業費繰上り及支出方法中更正

原案可決

(三月十七日)

一、第一号議案 昭和三十年度廣島市歳入出予算原案可決

一、第二号議案 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第三号議案 廣島市税条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第四号議案 昭和三十年度廣島市消防施設整備事業費公債方法 原案可決

一、第五号議案 昭和三十年度廣島市学校整備事業費公債方法 原案可決

一、第六号議案 昭和三十年度廣島市失業対策事業費公債方法 原案可決

一、第七号議案 昭和三十年度廣島市失業対策特別事業費公債方法 原案可決

一、第八号議案 昭和三十年度廣島市と落場建設事業費公債方法 原案可決

一、第九号議案 昭和三十年度廣島市火葬場建設事業費公債方法 原案可決

一、第十号議案 昭和三十年度廣島市災害撤旧事業費公債方法 原案可決

一、第十一号議案 昭和三十年度廣島市特別会計用品調達費歳入出予算 原案可決

一、第十二号議案 昭和三十年度廣島市特別会計奨学金資金歳入出予算 原案可決

一、第十三号議案 昭和三十年度廣島市特別会計公益質屋費歳入出予算 原案可決

一、第十四号議案 昭和三十年度廣島市特別会計就職貸付資金歳入出予算 原案可決

一、第十五号議案 昭和三十年度廣島市特別会計天満町外部落着財確歳入出予算 原案可決

一、第十六号議案 昭和三十年度廣島市特別会計建設費歳入出予算 原案可決

一、第十七号議案 昭和三十年度廣島市建設事業費公債方法 原案可決

一、第十八号議案 昭和三十年度廣島市住宅地造成事業費

原案可決

書記に補する
五級三号給を給する
産業局農水産課勤務を命ずる
河内良智

広島市技術吏員に任命する
技手に補する
六級九号給を給する
産業局農水産課勤務を命ずる
事務吏員 木村八千穂

広島市出納員を命ずる
(以上四月十日)
事務吏員 鶴 明

願により本職を免ずる
(四月十一日)
事務吏員 長 勉

大河出張所庶務係長を命ずる
事務吏員 山田千秋

公会堂事務所勤務を命ずる
事務吏員 丸屋俊夫

広島市事務吏員に任命する
書記に補する
十日市出張所勤務を命ずる
(以上四月十二日)
事務吏員 岡村直一

〔表 彰〕
右は大正十年四月本市に就職以來三十四年その間孜々と
して倦まず職務に精励しその功績寔に顕著である
よつて記念品を贈りこれを表彰する
昭和三十年三月三十一日

◎ 雑 報

戸 籍 上 の 市 勢 に つ い て (昭和三十年三月末日現在)

種 別	件 数	同 上 一 日 分		前年同期 件 数	差引増 △減	摘 要
		最 大	最 少			
婚 姻	(二四〇)	(二二七)	(二四)	(二四一)	△	一
離 婚	(四二)	(三三)	(一)	(三三)	△	九六
出 生	(二八〇)	(二八)	(二)	(二八)	△	二四
死 亡	(二二八)	(二七)	(一)	(二八)	△	三四
計	(七三九)	(五三)	(一)	(八四六)	△	一五七

一 市内の出生と死亡から見た増数 男一八三人 女一七二人 計三五五人 一日平均一、四人
二 前 年 右 同 男一八四人 女一七二人 計三五六人 一日平均一、四人
三 () は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの。
佐民登録人口及び世帯について (昭和三十年三月末日現在)

区 分	増		減		計	差引増	四月末日現在数
	転入	出生	転出	死亡			
世帯	九一、九六〇	一、五七九	一、一〇九	一、二二二	四五七	九三、四一七	
男	一七八、九四五	二、三三七	一、一六一	一、二五三	一、三三二	一八〇、二六七	
女	一八一、六二四	二、〇七六	一、〇〇〇	一、〇七八	一、一九三	一八二、八二七	
計	三六〇、五六九	四、四三三	二、一六一	二、二三三	二、五二五	三六三、〇八四	

広島市報

第109号

発行
昭和30年5月20日
(金曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

【目次】

◎規 則	広島市と畜場業務規則の一部改正	一
◎告 示	広島市市勢調査区設置規則の一部改正	一
	建築許可に関する公開聴聞について	二
	建築許可に関する公開聴聞について	二
	市道路線認定に関する告示	二
	市道路線認定に関する告示	二
	市道の供養開始に関する告示	二
	建築許可に関する公開聴聞について	三
	市長の就任に伴う市長職務代理権の消滅について	三
◎雑 報		四
	戸籍上の市勢について	四
	住民登録人口及び世帯数について	四

◎規 則

広島市と畜場業務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年四月二十日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市規則第十七号

広島市と畜場業務規則の一部を改正する規則

広島市と畜場業務規則（昭和二十八年広島市規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の但書を加える。

但し、市長において特に必要があると認める場合においては、左に掲げる日においても、開場することがある

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市市勢調査区設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年四月二十七日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市附則第十八号

広島市市勢調査区設置規則の一部を改正する規則

広島市市勢調査区設置規則（昭和二十四年十月一日広島

市規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 調査区の番号及びその区域は、国勢調査区の番号及び区域によるものとする。

第五及び第六条を次のように改める。

第五条 調査員は、当該調査区域内に居住する者のうちから市長が委嘱する。但し、当該調査区域内に居住する者のうちから委嘱することができない。

2 調査員は、当該調査区域内の調査に関する事務を担当する。

3 二以上の調査区を併合した区域をもって併合調査区を設定して調査を行う場合においては、併合調査区の調査員には、その関係調査区の調査員のうち一人をこれに充てる。

第六条 調査員の任期は、二年とする。但し、補欠調査員の任期は、その前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎告 示

広島市告示第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十九条

第一項但書及び第二項但書の規定による建築許可について同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年四月十五日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市長 浜 井 信 三

一 開催日時 昭和三十年四月十八日午前十時

二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地

浅野図書館第四閲覧室
 三 申請者住所 横滨市中区山下町八番地
 申請者氏名 森田敏郎
 四 建築場所 広島市雑魚場町二九八番地の三
 用途概要 石油貯蔵庫(地下槽)設置、鉄筋平家建
 延二三、三三坪、容量一〇キロリットル
 七 地 域 住居地域
 八 理由 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第一
 項(別表第一(イ)項第一号(ハ)項第二号
)の建築制限に該当するので、同条同項
 但書の規定により許可に關し行ふもの
 ある。
 昭和三十年四月十八日午後二時
 一 開催日時 広島市国泰寺町三九番地
 二 開催場所 浅野図書館第四閲覧室
 三 申請者住所 広島市横川町一丁目一〇七四番地
 申請者氏名 中田文一
 四 建築場所 広島市横川町一丁目一〇七四番地
 用途概要 石油貯蔵庫(移動槽を地下槽に変更)容
 量一〇キロリットル
 七 地 域 商業地域
 八 理由 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第二
 項(別表第一(ウ)項第一号(ハ)項第二号
)の建築制限に該当するので、同条同項
 但書の規定により許可に關し行ふもの
 ある。

広島市告示第六十二号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十九條
 第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四
 條第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う
 昭和三十年四月十六日
 広島市長職務代理者
 広島市助役 高山 一三
 一 開催日時 昭和三十年四月二十日午後二時

二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
 浅野図書館第四閲覧室
 三 申請者住所 広島市吉島新町二丁目無番地
 申請者氏名 山本正人
 四 建築場所 広島市吉島新町二丁目無番地
 用途概要 石油貯蔵庫(地下槽及び移動槽)容量ガ
 ソリン七、六〇〇リットル
 木造二階建 延一〇、五坪
 七 地 域 住居地域
 八 理由 由 当該建築物は建築基準法第一項(別表第
 一(イ)項第一号(ハ)項第二号)の建築制
 限に該当するので同条同項但書の規定に
 よる許可に關し行ふものである。
 昭和三十年四月二十七日
 広島市長職務代理者
 広島市助役 高山 一三

広島市告示第六十三号
 市道路線認定に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第八條の規定に
 基づき、市道の路線を次のように認定する。
 その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の統
 覧に供する。
 昭和三十年四月二十七日
 広島市長職務代理者
 広島市助役 高山 一三

整理番号	路線名	終起点	重要経過地
二九	宇品町字二十五番町	宇品町六六番地の七地先	六五〇〃
三〇	宇品町一〇号線	六六〇〃	一〇二〃
三一	宇品町二〇号線	六五〇〃	一〇二〃
三二	宇品町三〇号線	六五〇〃	八東端
三三	宇品町三〇号線	六五〇〃	八西端

広島市告示第六十四号
 道路区域決定に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項
 の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。
 昭和三十年四月二十七日
 広島市長職務代理者
 広島市助役 高山 一三

規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
 その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の統
 覧に供する。
 昭和三十年四月二十七日
 広島市長職務代理者
 広島市助役 高山 一三

路線名	区間	敷地の延長(米)	備考
宇品町字二十五番町一〇号線	宇品町七地先から六六〇〃まで	五、三三	
二〇号線	六六〇〃一〇号地先から六五〇〃まで	四、三〇	
三〇号線	六五〇〃八東端から六五〇〃八西端まで	五、三〇	

広島市告示第六十五号
 市道の供用開始に関する告示
 左記の通り、道路の供用を開始するので、道路法(昭和
 二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定に基づき、
 公示する。
 その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の統
 覧に供する。
 昭和三十年四月二十七日
 広島市長職務代理者
 広島市助役 高山 一三

路線名	供用開始の区間	借用開始の期日	備考
二〇号線	六六〇〃一〇号地先から六五〇〃まで		
三〇号線	六五〇〃八東端から六五〇〃八西端まで		

宇品町字二十五番町一〇号線
 二〇号線
 三〇号線
 線昭和三十年月日

広島市告示第六十五号の二
 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十九條
 第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四
 條第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。
 昭和三十年四月二十八日
 広島市長 浜井 信三
 一 開催日時 昭和三十年五月二日午後二時
 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地
 広島市庁舎内市長公室
 三 申請者住所 広島市三滝町一一九五番地
 申請者氏名 米村武夫
 四 建築場所 広島市三滝本町三丁目一五一五番地
 用途概要 自動車塗装工場、木造平家建、三三、三
 七坪、動力一、五馬力
 七 地 域 住居地域
 八 理由 由 当該建築物は建築基準法第四十九條第一
 項(別表第一(イ)項第二号及び第三号の
 二)の建築制限に該当するので同条同項
 但書の規定による許可に關し行ふもの
 ある。

広島市告示第六十六号
 昭和三十年五月二日市長の就任に伴い、地方自治法(昭
 和二十二年法律第六十七号)第百五十二條第一項の規定に
 よる広島市助役高山一三の市長職務代理権は、以後消滅し
 た。
 昭和三十年五月二日
 広島市長 渡辺 忠雄

命令

(市長事務部局)
 広島市出納員を命ずる
 (三月三十一日)
 事務吏員 奥田 弘
 広島市事務改善委員会委員を解く
 (四月一日)
 事務吏員 津田 真行
 (各通)
 広島市医療監視員を免ずる
 事務吏員 手島 義雄
 広島市伝染病予防吏員を免ずる
 事務吏員 吉光 義雄
 (各通)
 広島市環境衛生監視員を免ずる
 事務吏員 手島 義雄
 広島市医療監視員を命ずる
 事務吏員 吉光 義雄
 広島市伝染病予防吏員を命ずる
 事務吏員 蔵藤 鉄美
 (以上四月六日)
 広島市固定資産評価補助員に選任する
 (四月十九日)
 事務吏員 脇田 芳雄
 (各通)
 技術吏員 中川 行夫
 事務吏員 小笠原 盛徳
 事務吏員 伴谷 保三
 事務吏員 石原 卓三
 事務吏員 山路 末喜
 (各通)
 事務吏員 小里 末喜

松岡正之
 結核予防法第三十二條の規定による当該職員を命ずる
 (四月二十八日)
 技術吏員 本永 教恵
 療養の期間を昭和三十年七月三十日まで更新する
 事務吏員 西田 敏雄
 休職の期間を昭和三十年九月三十日まで更新する。
 一般職の職員に關する条例第十三條の二第二項に
 より昭和三十年九月三十日まで給料、扶養手当及び勤
 務手当のそれぞれ百分の八十を支給する。
 事務吏員 佐々木 増雄
 休職の期間を昭和三十年八月三十一日まで更新する。
 一般職の職員に關する条例第十三條の二第二項に
 より昭和三十年八月三十一日まで給料、扶養手当及び勤
 務手当のそれぞれ百分の八十を支給する。
 事務吏員 山本 寛一
 地方公務員法第二十八條第二項第一号により昭和三十年
 十月三十一日まで休職を命ずる。
 一般職の職員に關する条例第十三條の二第二項に
 より昭和三十年十月三十一日まで給料、扶養手当及び勤
 務手当のそれぞれ百分の八十を支給する。
 (以上五月一日)
 (水道局)
 広島市技術員 西山 勲
 八級六号給(一五、六〇〇円)を給する
 願により本職を免ずる
 退職手当 金六三、一八〇円を給する
 (四月十八日)
 広島市技術員 住田 守

願により本職を免する
退職手当金 四九、六八〇円を給する
(四月二十六日)

(教育委員会)

広島市教育委員会事務局事務職員 志岐武雄
願により本職を免する
(三月三十一日)

広島市教育委員会事務局事務職員 津田真行
広島市議会事務局へ出向を命ずる

広島市教育委員会事務局事務職員 小浜隆
主事に補する
(以上四月一日)

兼ねて広島市似島学園小学校長事務取扱を命ずる
兼ねて広島市似島学園中学校長事務取扱を命ずる

広島市立浅野図書館勤務を命ずる
(各通)

広島市児童文化会館勤務を免する (各通)
(以上四月十五日)

広島市教育委員会事務局事務職員に任命する
主事に補する

十一級六号給を給する
広島市教育委員会事務局事務職員 田中悟
総務課勤務を命ずる
(五月一日)

総務課長を命ずる

施設課長を命ずる

田中悟 井山勝 築部健三 船倉進郎 成田銚雄 深川佳和 田中悟 田中悟 盛岡幹造 笹村弘志 田中悟

総務課学事係長を命ずる
(以上五月四日)

◎雑報

戸籍上の市勢(じふじふ) (昭和三十年四月末日現在)

種別	件数	同上一日分		前年同	増減引	摘要
		最大	最少			
婚姻	二二九	二二五	一五	二二七	△二	
離婚	九	一	一	一〇	△(一)	
出生計	二七五	二七	二七	二七五	△(一)	
死亡計	一〇	一	一	一〇	△(一)	

一 市内の出生と死亡から見た増数
 男一六一人 女二二七人 計二九八人 一日平均九、九三人
 二 前年 右同
 男二二四人 女一五八人 計三八二 一日平均九、四一人
 三 (一)は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの

住民登録人口及び世帯数について (昭和三十年四月末日現在)

区分	三月末現在数	増加		減少	
		転入	出生	転出	死亡
人口計	二七六、九四五	一、五七五	一、五七五	一、〇〇〇	七七一
男	一三〇、〇〇〇	一、五七五	一、五七五	一、〇〇〇	七七一
女	一四六、九四五	一、五七五	一、五七五	一、〇〇〇	七七一

世帯	人口	世帯数	人口	世帯数
現在数	二七六、九四五	一、〇〇〇	二七六、九四五	一、〇〇〇
増加	一、五七五	一、五七五	一、五七五	一、五七五
減少	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
差引増	五七五	五七五	五七五	五七五
四月末現在数	二七八、五二〇	一、五七五	二七八、五二〇	一、五七五

廣 島 市 報

号外第9号

行 發
昭和30年5月31日
(火 曜 日)

行 所 發
廣 島 市 役 所
廣島市国泰寺町三九

目 次

一	監査公表第一号 (広島市教育委員会).....	六
二	監査公表第二号 (厚生局).....	六
三	監査公表第三号 (産業局並びに会計課、市長室).....	九
四	同 二 (建設局).....	三

◎監査公表第一号

地方自治法第一九九条第三項の規定により昭和二十九年度定期監査を実施したので同条第七項により、その結果を下記のとおり公表する。

昭和三十年四月七日

広島市監査委員	田 中 睦 三
同	檜 垣 三 満
同	上 原 三 衛
同	三 浦 強 一

- 一 監査の種類 昭和二十年度定期監査
- 二 監査の時期 自昭和二十九年九月十六日 至昭和二十九年十二月十九日
- 三 監査の対象 教育委員会事務局並に同委員会所管に属する各学校、図書館、公民館、児童文化会館
- 四 監査の結果 終戦以来本市都市計画事業の進捗に策応して教育委員会所管に属する学校その他の諸施設も逐年整備せられつつあり、殊に予算の足りないこと、整理部面の多角、多

岐による困難の中を努力せられて居る関係者各位の立場に対し深く敬意を表するものである。

しかるところ年々増加する人口に比例して児童生徒数は膨脹の一途を辿り、現に教室不足のため講堂、或は教員室等教室として使用し、さらにその上二部又は三部授業により急場を凌いでいるもの小学校において九校、中学校において三校あり、来る新学期を控え関係者においてもこれが対策に苦慮しているようである。

今回の監査は上述の諸状況を把握するとともに主として予算の執行及び経理状況並びに所管財産の管理状況について実施したのであるが、各担当係員の努力により事務処理の面においては前回の定期監査に比し相当改善されてはいたが、未だ不備の点も見受けられ、それぞれ注意しておいた次第であるが、その中主なる指摘事項は次の通りである。

共通事項

- 一 請負工事費の受領委任状を教育長名で承認するに際し手数料として三十円の収入証紙を貼布させていたがこれが手数料徴収の根拠がなく適当と認め難い。
- 二 失業対策事業費による学校運動場の整備工事、土塁築造工事は、教育委員会より市建設局に依頼し建設局において設計及び予算措置をなし施工されているが、これが竣工後正式引渡がなされてないまま適宜学校において管理されているようであるが、これら工事については竣工と同時に文書により正式に主管課に引継をなし検査引取の手続きを経て市有財産として管理すべ

きであると思料する。

その他水呑場、足洗場並びに立木等その物件それ自体としての価値を有し、或は取得原因を別にし、且つ建物に付加して一体を成していない物件、建物に附属する工作物又は立木、庭園のような物件も個別の財産としての取扱をなすべきであると思料する。(市有財産事務取扱規則附則第一号様式参照)

しかるに単に建物のみ財産として台帳に記載、管理されているのを見受けたが、これらの管理方法についても充分考究せられたい。

三 超過勤務手当と休日給の支給区分を誤って支給していたものが多く、又休暇中の職員が超過勤務手当の支給を受けたものが往々見受けられたが、適正に処理するとともに今後の取扱に充分注意を要す。

四 教育委員会所属の運転手及び小中学校職員に対する労災保険は、昭和二十六年八月十一日施行の本市公務災害補償条例により不要の保険契約となつて居るから速かに解約の措置を講ずべきであると思料する。

五 学校職員給料その他の給与については、「市町村立学校職員給与負担法」第一條及び第二條により都道府県の負担とする規定されており、従って現在市が支給している研究手当、校長手当、入学検査手当等は適当な支出と言ひ難い。又、定時制中学校及び青年学級の講師嘱託手当についてもこれが支給に關する何等規程がないので早急に措置を講ぜられたい。

総務課について

一 私立学校に支出した助成金に対する予算替及び決算替は、その内容金額等全く形式的なものであり、実際についてその内容が充分検討されてないようであるが、助成金の支出をより効果あるよう慎重に取り扱われたい。

二 転入学した生徒の納入した考査料が、経理係より市金庫への納付が著しく遅れたものが数件あったが、注意されたい。

三 備品保管簿の供用欄の記入整理が充分でないから、使用者印を撤し、保管責任者は、常時備品の状態を把握するよう努められた。

一 広島市学校衛生会に対する補助金八万円に対する衛生会よりの昭和二十八年年度決算書が未提出であり、前年度分も總會の承認印なきものを撤していたが適当でない。

二 学校給食の中主食費は当課で集め県に納付しているが、担当係員は、同時に学校給食協会の会計係をも兼務しており事務機構上適当でないから将来改善を要する。

三 学校給食協会に対し昭和二十八年十月一日五十五万円同月三十一日五十五万円、十一月一日三十四万円合計一三〇万円を仮払金の名目で貸付し、翌年三月十七日に返済されていたが、証憑書類の整備も不十分であり、両会計の資金繰りを余りに安易な考え方で取り扱っておりであるが、これらについては事故の原因ともなる虞なしとしないので充分注意された。

四 学校給食会計の現金は総て取扱銀行の預金としているが昭和二十九年四月取扱銀行を変更し、前取扱銀行に二四、六四一四五五銭を残し、これは別途扱として出納帳に計上してはなかつたが適当と認め難い。

五 昭和二十八年十二月分パン加工賃の支払において一万円超過していたことが翌年二月に至り判明し、二月分支払額より差引決済していたが、かかることのないよう特に注意された。

六 学校給食関係請求書の金額その他記載事項を係員の認印で変更訂正していたが、これらについては必ず債権者によって訂正捺印せしむべきである。

七 昭和二十九年年度において四一五、〇〇〇円を給食機械設備費として予算に計上しているが、既に、PTA等において完備している学校もあり、従って今後市費により機械設備をする学校との均衡は燃料費をもって

増減操作を行うよう企図しているが、適切な予算の執行方法と認め難いので将来の対策を充分検討された。施設課について

一 昭和二十八年年度において備品台帖粘帖通知が著しく遅延したものがあつたが速かに処理するよう努められた。

二 備品消耗品の検収が遅延傾向にあるが、納品後速にこれを行うようにし、特に市周辺部の学校等については納入品の速かな利用を計るよう留意せられた。

三 学校備品のうち、市備品については現在木製備品（机、腰掛等）に限り「市備」という焼印を押し納入せしめていたが、鉄製品その他高級備品等焼印の不可能なものに対しては考慮されておらず、PTA関係備品と区別がつかない実情であるから、全一見して市備品であることが判るような方法を講ぜられた。

四 請負工事の契約に当っては、建設工事執行規則に基づき契約を締結しているが、従来とく契約事項の遵守されていないものがあるが、これを看過される場合があり特に第一条第四項に請負業者は契約締結後七日以内に工事費内訳明細書を作成提出しなければならぬと規定されているにもかかわらずこれを実行させていないものがあつた。

五 物品購入に当り契約による納入期限内に納品してないものがある。これは「広島市有財産取得管理処分条例施行細則第三十七条」による過怠金の問題もあるが、その延滞の理由を明らかにし適正の処理をすることを怠らぬ等（同細則第三十八条）取扱に注意された。

六 新築校舎落成により旧校舎が不用となりこれを除却

した際の古材をその学校の管理に委ねているが、学校によってはこれをほしいままに処分しているところもあり要当でない。

このような場合は、その物品の堪用性の有無によつて広島市物品会計取扱規則第十五条により処理すべきものと思料する。旧校舎が台帖より抹消される場合、古材については不動産（校舎）が動産化し保管転換の処理をなすべきものであると思料するが、上述の事態に際して適正処理されるよう改善を要するものである。

二 テニスコートの長期使用を月毎に区分して使用料を納付せしめているが、運動場使用条例施行規則第二条による長期使用契約の規定を活用し運動場の利用度を高めるとともに収入の安定を計られた。

三 運動場使用条例施行規則第四条の減額又は免除申請手続をしていないもの、或は未決裁のまま使用されていたものがあつたが、処理に注意された。

四 排球場使用料徴収に際し、収入証紙貼用高を誤算したものがあつたが、管理人の証紙売上高と証紙の残高とは常に正確を期するよう取扱を指導された。

五 運動場備付の備品整理が不十分で台帖記載の員数と相違するもの、或は台帖に記載されていないものを備品として取扱っているもの等が多数あつたが早急に整理を要する。

六 昭和二十六年実施された国民体育大会のため購入された器具備品はその後当課で保管しているが紛失又はき損等により漸時その数が減少している実状であるから、必要な手続を執つて市備品となし、台帖記載の上保存管理しなければならぬ。

社会教育課について

職員事務執行上障害となつていようであるから、これが対策を講ずる要がある。

三 原爆資料館に対しては昭和二十八年中嘱託手当の外原爆資料蒐集夫賃一、〇〇〇円、同資料費三四、六九〇円の支出のみで自然資料も只陳列したままで置かれてある状態に見受けられるが、これが保管整備に要する予算措置をとることとし貴重な資料の散逸、き損を防ぐことに保管上万全を期する要があると思つた。

一 児童図書館について
児童図書館は電話の備付がなく現在児童文化会館、公民館或は公衆電話等により所用を達しているが、夫々の事務所には予算的に使用回数にも制限があり使用するものも、使用せられる方も不便、不利であるから当館にも電話を設置し、施設としての整備をすることを必要と認められた。

二 警庫狭隘のため新着及び修理図書の置場に困却している現状であり、早期対策を要する。

三 昭和二十八年四月当所に開設以来図書二二〇冊を盗難にかかっているが、本施設の盗難事件というようなものは大変な意義をもつものであつて余程注意を払うべきである。

現状においては職員数も少く又現業員がいなないため館内外の清掃その他雑務をすべて事務員が行つていよう実情であり、従つて館内の監視も不行届となる慮があるから、これらの点につき充分考慮し児童教育の見地から特に運営の善美に遺憾なきを期せられた。

一 当館は、昭和二十八年十月元の小町所在の建物が中国電力株式会社売却されたため、山陽文徳殿に一時的に開館しているものであるが（目下市庁舎南側に本館新築中）、地理的にも又設備の点においても不便が多利用者が少ない実状である。

なお、図書購入費予算少額のため利用価値の低い図書の整理、終戦後の粗悪な製本によるもの買換え等不可能の状態であるが来るべき新館移転を機に真に文

施設課について

一 昭和二十八年年度において備品台帖粘帖通知が著しく遅延したものがあつたが速かに処理するよう努められた。

二 備品消耗品の検収が遅延傾向にあるが、納品後速にこれを行うようにし、特に市周辺部の学校等については納入品の速かな利用を計るよう留意せられた。

三 学校備品のうち、市備品については現在木製備品（机、腰掛等）に限り「市備」という焼印を押し納入せしめていたが、鉄製品その他高級備品等焼印の不可能なものに対しては考慮されておらず、PTA関係備品と区別がつかない実情であるから、全一見して市備品であることが判るような方法を講ぜられた。

四 請負工事の契約に当っては、建設工事執行規則に基づき契約を締結しているが、従来とく契約事項の遵守されていないものがあるが、これを看過される場合があり特に第一条第四項に請負業者は契約締結後七日以内に工事費内訳明細書を作成提出しなければならぬと規定されているにもかかわらずこれを実行させていないものがあつた。

五 物品購入に当り契約による納入期限内に納品してないものがある。これは「広島市有財産取得管理処分条例施行細則第三十七条」による過怠金の問題もあるが、その延滞の理由を明らかにし適正の処理をすることを怠らぬ等（同細則第三十八条）取扱に注意された。

六 新築校舎落成により旧校舎が不用となりこれを除却

いるものが多数あるとともに使用料の滞納が一件四、〇〇〇円あつた。

二 当館の使用に当り午前中を練習、午前を公演と区別した場合は午前中の練習を半額として測定しているが減額申請書も提出されていないがこれは適当でないであらう。

三 当館の備品類は予算その他の関係から当初本館が市営となるまでの、所謂前経営者のものを使用していたが、昭和二十九年四月その中必要最少限度のものを前経営者より購入し正式に当館の所有となつたものである。しかるに現品並に台帖の整理が未だできていないために現品確認の方法が確立されていない。即ち、台帖上の在り高との照合ができず、自然帖簿外保有の状態をつづけていると認められ弊害の因であるから、早急に整理せらるべきであると認められた。

四 入場者を対象とする館内売店は昭和二十年四月までは正式に許可も与えず黙認し、その後ある団体に対して無償使用の許可を与えているが、これを転借していると認められる使用者は、該団体に対し毎月使用料を支拂つてい実情である。

これは地方財政法第八條の適用上からいつても又国の物品の無償貸与及び譲与に関する件（昭和二十二年法律第二十九号）の趣旨類推の上からいつても、市有財産である館の無償使用を許可すべきでないと思つられるので広島市有財産取得管理処分条例第十一条以下（殊に第十二条第一項）の規定を適正に行用すべきものであると思料せられる。

中央公民館について
一 当館は都心地に所在する関係もありこれが利用者は後を絶たない実状である。従つて使用の都度館内の模様替がひんぱんであり、又倉庫不備のため各種備品の保管に苦慮を要する現状であり、これが倉庫の整備が必要であると認められた。

二 館内に控室が整備されていないため外来者が電話の利用その他で事務室に入入りすることがひんぱんであ

るものが多いと認められた。

児童文化会館について
一 使用料関係事務の中、次の如き取扱上注意すべきものがあつた。

(1) 使用料の減免をなしたもので使用者より減免申請書を出していないものがあつた。
(2) 使用料前納の規定に反し事務納付の取扱となつて

化都市にふさわしい構想、規模による図書館活動を期待するものである。

二 山陽文徳殿隣接私有地との境界が判然としていないが、これを明確にして管理に万全を期されたい。

学校職員については本務外の事務であるPTAその他給食関係等の事務量は、現在なお漸増の傾向にあり、特に小学校においてその感が深く、職員の実状を見て気の毒な念をもつものである。これ等事態を少しでも緩和し改善するために、なお仕事の能率化簡素化に努むべきであり、そうでないと学校教育の成果にも直接影響するところが大きいと懸念されるので、その対策について委員会としても十分具体的な研究をなされることが望まれるのである。

又教育委員会事務局各課における横の連絡に欠けるため、各学校に発する指示事項等は通知等不統一となつていて、同一事項を重複して要求したものが往々見受けられ、一方各学校における事務処理方も区々にわたるものがあり、殊に市費支弁別による会計事務処理の複雑化煩雑化を来しているものがあり、これ等が自然学校の事務量の増大の因をなし、職員の負担を過重にしているようであるが、今後適切な人員配置も考慮せられると共に事務の取扱方の合理化について更に一層考究せられる必要があると認められた。

なお各学校における事務処理状況を検討するに、全般的な傾向としては事務疎略によるよりはむしろ細密複雑に過ぎ、そのため却って誤謬を生じているという現状であり、その中でも教職員の徴収保管するPTA会費、学級費、生徒会費、衛生費等各種徴収金は、その性質からいつても公金に準じた取扱が必要であり、これが経理については充分検討、研究をなすと共に主管課の徹底した指導監督を望む次第である。

共通事項

一 学校備品中老朽又はき損等で廃き処分を適当と認められるものが多く、倉庫狭隘のため保管に困難してい

るところもあつた。これについては早急に整理の適正を期されたい。(広島市物品会計取扱規則第十五条、第一六条参照)

二 各学校共PTAにおいて、備品その他施設費を相当負担しており、市政の乏しい現状よりして止むを得ないが、これらについては市費で購入した物品と同様保管に遺漏なきを期するとともに、一見識別し得る等の方法を講じておかれたい。(広島市物品会計取扱規則第一四条参照)

三 各学校の運動場、講堂、その他学校施設を貸与した際、これが使用料として幾許かの金銭を受取り、学校自体で施設の維持修繕費に充当しているもの、或はこれをPTA雑収入に計上しているもの等があつたが、これが適正な取扱方につき充分考案されたい。(広島市有財産取得管理処分条例第十一条以下参照)

四 学校発行の領収証に収入印紙を貼付していたものがあつたが、その必要はないと思料せられるので今後の取扱に注意されたい。(印紙税法第五條第一項)

五 学校周囲の外柵不完全のため平常一役人の出入通行が行われているところがあつたが、校舎その他備品の管理上適当でないから速かに措置を講ぜられたい。

六 学校医、学校歯科医並びに学校薬剤師等を各学校に嘱託として配置しているが、全般的に見てこれ等嘱託医の実績極めて少く、且つ、学校側が嘱託医の協力を得ることに積極性を欠いているものが多いようである

七 私用電話使用料の台帳である電話使用簿の整理ができていないため、私用を合したものが電話局の請求と一致せず、そのため公用の使用回数を増して請求額と合致させていたが取扱に正確を期されたい。

八 ミシン、テーブコーダー、顕微鏡、放送器材、給食

機械等高価な備品については、それぞれの学校名を記入しておくことが必要であるが、各学校共一般に無関心のように見えるものが少くなかった。これらについては管理の万全を期するため全て校名を刻んでおくよう工夫されたい。(広島市物品会計取扱規則第一四条参照)

九 超過勤務手当支給に適正を欠くものがあつた。即ち欠勤日に超過勤務をなしたこととして手当を支給しているもの、或は日直勤務をしているものが超過勤務をしたこととなつていているもの等杜撰な処理が多かつたが注意されたい。

高等学校について
一 千田高校においては広島大学当局との借地契約ができていないため備品倉庫の建築も出来ず、又建築科教室が離隔しているため(旧県工内)、校舎、備品の維持保管が困難な状態であるが、委員会当局として積極的折衝を進められこれが懸案の解決に至るよう、この上ながら努力せられることを切望する。

二 授業料減免申請書に対する教育委員会の許可を口頭連絡によつてなし処理していたが文書によるを適当とするであらう。(基町)
三 身分証明書再発行に際し、手数料として十円徴収しているが、条例に規定されない限り、手数料として徴収することは適当でないで、これは単なる実費徴収となすべきであらう(基町)

四 技術員(看護婦)の取り扱っている衛生薬品代の経理が杜撰で、出納帖の備付もなく領収証も保管されていないが改善を要する。(千田)

小中学校について
一 昭和二十八年八月十四日施行の青年学級振興法により昭和二十八年年度において青年学級を中学校四校に開設しているが、これに關する帳簿の整理殊に経理に關する帳簿が整備されていなく処理が判然としていなかつたから注意せられたい。

二 青崎中学校におけるオート三輪車は、教材備品として、昭和二十九年年度において昭和二十八年年度末までの給食剰余金の返還を受け、これを現金保管をなしていたものがあつたが、銀行預金となし、明確に処理せられた。

十二 学校の中には、昭和二十八年年度児童給食費の記帳額に不足せる六千余円を昭和二十九年十月に戻入記帳したものの、昭和二十八年年度末における預金残高が、三二〇円過剰となつていているもの、或は先日附小切手を振出していているもの等があつたが、現金の出納事務は特に正確を期さねばならない。

十三 関係書類に給食係及び校長の検印がなく、事務担当の責任が不明確であり、又担任者の転退職に當つても事務引継が全くなされていなく状態のものがあつた。将来担任者の交替等により事務にそこを生ぜしめないよう注意されたい。

以上給食関係事務で将来改善を要するものにつき指摘事項を挙げたものであるが、学校の中には既にこれが事務改善に積極的に対応しているところもあり、その例として二、三を挙げれば以下のとおりである。
一 学校会計を一本とし徴収、支出を担当事務員に集中し支払は全て小切手となしている。
二 徴収を学級毎に行わず学年毎に納期を定め担当事務員がこれを行っている。
三 支出は全て小切手により行っている。

等である。各校の実情より見て何れも一長一短があり、未だテストケースの域を脱してない実状であるとはいへ得ようが、少くとも事務の取扱方について工夫をこらし、改善を加えてゆこうとする努力がなされていることは、多とすべきである。

更に結語をつけ加えるのであるが教育委員会の仕事はどれもこれも児童、生徒、学生等、人格形成過程にある人達の生活に切実に結びつくものであつて、そこにポイントがあり又他面予算の乏しさ人員の不足等に制約せられて運営上のむづかしさもあると思われれるが、上掲指摘したような些末に似た事務の処理方から眺めてゆく、

て、PTAより寄附された趣旨のものであるが、PTA備品としていたるため税金の対象となつており、これらについてはPTAの了解を得ることができれば、市備品となすことが得策であらう。

三 火災、盗難、その他事故に対する宿直者が責任を尽したことを明らかにするため、巡回記録時計を各学校に備付けているが、これが使用につき一部の学校では自主的勤務の精神に反するように考へる向もあつて、使用を拒絶しているところがあるが巡回記録の施設は勤務を証明して、尽责を明らかにするものであり、窮屈に考へずこれが活用に努めるべきであらうと考へる

四 歯科治療器具を備付け、一週間に一度嘱託医が来校し生徒の治療をなし、医師が直接生徒より治療費を受取つているところがあつたが、これはどこまでも学校が主体となつて実施し、治療費も学校において徴収をなすよう取り扱われたい。

五 駆虫薬、予防注射等の徴収金の出納が適正に処理されていもの少く、出納帖のないもの、領収証のないもの、現金と帖簿と相違するもの等あり改善を要する

六 衛生関係簿冊に保健日誌、衛生日誌、校医視察簿を備え付け、整理されているが、形式的な記載と認められるものが多く、当然校医の決裁を、受くべきもの或は校長が指示すべきもの等の処理に適正を欠くものが多かつた。

小学校給食関係事務について
小学校における取扱事務の中、給食関係事務は教員の最も大きな負担の一つとなつておるが、実施以来、各学校ともよくこれが事務の習熟に努めその運営は漸く軌道に乗つた感があり、中にも牛田、己斐、天濱の各校については良好と認められた。

然しながら一般的に見るのに未だ改善を要する点少しとせず、以下これを記述し、将来取扱上の参考に資する一 会計帳簿の記帳要領については、昭和二十七年指導課より各学校に対し指示されていたが、これが記載例の解釈が区々であり、且つ研究も充分になされてい

ることもあつた。これについては早急に整理の適正を期されたい。(広島市物品会計取扱規則第十五条、第一六条参照)
二 各学校共PTAにおいて、備品その他施設費を相当負担しており、市政の乏しい現状よりして止むを得ないが、これらについては市費で購入した物品と同様保管に遺漏なきを期するとともに、一見識別し得る等の方法を講じておかれたい。(広島市物品会計取扱規則第一四条参照)
三 各学校の運動場、講堂、その他学校施設を貸与した際、これが使用料として幾許かの金銭を受取り、学校自体で施設の維持修繕費に充当しているもの、或はこれをPTA雑収入に計上しているもの等があつたが、これが適正な取扱方につき充分考案されたい。(広島市有財産取得管理処分条例第十一条以下参照)
四 学校発行の領収証に収入印紙を貼付していたものがあつたが、その必要はないと思料せられるので今後の取扱に注意されたい。(印紙税法第五條第一項)
五 学校周囲の外柵不完全のため平常一役人の出入通行が行われているところがあつたが、校舎その他備品の管理上適当でないから速かに措置を講ぜられたい。
六 学校医、学校歯科医並びに学校薬剤師等を各学校に嘱託として配置しているが、全般的に見てこれ等嘱託医の実績極めて少く、且つ、学校側が嘱託医の協力を得ることに積極性を欠いているものが多いようである
七 私用電話使用料の台帳である電話使用簿の整理ができていないため、私用を合したものが電話局の請求と一致せず、そのため公用の使用回数を増して請求額と合致させていたが取扱に正確を期されたい。
八 ミシン、テーブコーダー、顕微鏡、放送器材、給食

その行き方の中に教育事業のきざかれる大きいモメントが期待せられるものと思料するものであり。この報告書が参考の一助となることを切望する次第である。

◎監査公表第二号

地方自治法第一九九条第三項の規定により昭和二十九年定期監査を実施したので同条第七項によりその結果を下記のとおり公表する。

昭和三十年四月七日

広島市監査委員 田中 陸三

- 一 監査の種類 昭和二十九年定期監査
二 監査の時期 自昭和二十九年九月二十七日
三 監査の対象 厚生局所管に属する各課（か）の事務
四 監査の結果

今回定期監査を行った厚生局は、広島市事務分掌条例第一条に定める労政課、社会課、衛生課、保健所、舟入病院の外、福祉事務所も統轄し、更に各課は市内に散在する各種施設を掌握するものである、これを各課別に見るに社会課は児童福祉施設として産院一、乳児院、母子寮一、保育園一七、広島戦災児童育成所一、医療施設として診療所二、厚生施設として公益質屋二、身体障害者福祉施設として広島市身体障害者授産場一、その他隣保館二を、衛生課は、中央診療所一、屠畜場一、火葬場一、清掃事務所を有しそれぞれ特殊な業務を担当し、その事務内容も極めて複雑多岐に亘るものであるが、各課の指導と各担当職員が努力、苦心の存するところを認められるのである。然し取扱事務中には更に慎重な配慮と改善を加えて厚生局のなう社会的事業の確立整備に資すべきものと思料するものであり、これが指摘事項を各課（か）別に述べれば以下のとおりである。

勞政課

一 職員は課長以下九十八名であるが、その中臨時事務員、臨時技術員が八十三名の多数を占めている。これ等臨時職員は殆んどは失業対策事業関係の事務に従事しているが、その中他課を配属し同じく失対関係事務に従事せしめていたものは次のとおりである。なおこれ等他課に配属されている職員は従来とく本来的事務以外の配属先の事務を処理せしめていたところがある。これが人員配属に当っては、事務量その他を充分勘案し適正に行われた。

Table with columns: 課名, 人員数, 備考, 配属先, 人員数, 備考. Rows include 労政課, 社会課, 衛生課, 保健所, etc.

二 昭和二十九年九月末現在における当課関係の一般会計歳入予算額は三三、二二一、〇〇〇円にして、収入済額は八七、八二六、八四八円にすぎない。これは国庫補助金及び市債等、国の措置が遅れる関係で止むを得ないものと思料するがこれが受入について漏漏なきを期されたい。歳出は予算額二七二、二四八、〇〇〇円に對し支出済額は一一一、一一九、二九九円に概ね所定の計画に副い執行されているものと認められた。なお特別会計就職貸付資金は歳入、歳出予算額八八〇、〇〇〇円に對し収入済額四七、七七五円、支出済額九五、七五〇円である。これは、結局利用者が少ないことによるものと認められたのであるが、このような労働者対策の事業は、できるだけ利用者が高まるよう考究すべきであらう。

七 現在労働者の賃金応能制が実施され、労働能率の増加促進に努力が払われつつあるが、更に政府において作業者監督員その他に、作業監督補助員の設置を認め、監督組織の強化を図り、労働力の推進と、事業効果の増大を目指されていることは言うまでもないことである。
八 庶務関係事務について
(一) 広島市職員就業規則第六十五条により各課には課日誌を備え、当日の重要事項を記載することにしているが当該課は、昭和二十九年九月一日より備付けており、それ以前の日誌がないので此の点を指摘しておいた次第であるが、重要は執務事項を日順に記載しておくことの重要性に鑑み今後共、日誌にとりまとめしておく処理方については、適正な計画若しくは記載手続を定め、記入整理を遵守せられるべきであると思料する。
(二) 職員の仕事に課長の決裁印がないにも拘らずこれを休暇として処理したものがあつたが、所属長の承認を受けることなく休んだ場合は無届欠勤となり当然給与にも関係をもつことになるから、課長の決裁印を付し又は何れの場合も処理上注意を要すると認められた。
(三) 超過勤務命令票に勤務内容の記載のないもの、又は超過勤務時間の誤算或は出勤簿と符合しないもの、不整理なものが散見された。

Table with columns: 区, 年, 数, 種, 別. Rows include 西區, 中區, 東區, 合計.

Table with columns: 施設中体, 材料, 備出方法, 年度, 延人員, 労力費, 資材費, 計.

六 失業対策事業に従事する全労働者に対し昭和二十九年七月末段階で一ヶ月、八月タオル一枚をそれぞれ貸与しているものである。これは失業対策委員会及び県下六市失業対策事業連絡打合せ会の決定及び申合せにより実施したもので、その経費も三分の一は県費負担、二分の二は市費負担となっている。現品の配分についてはあらかじめ引替切符を交付したが、これが紛失或は交付洩れ等配分上煩わしいことも起き、その取り扱い、正確昭和二十七年より昭和二十九年八月末までの失業対策事業費（労力費、資材費）支出状況は次のとおりであった。

Large table with columns: 年度, 延人員, 労力費, 資材費, 計. Rows for years 27, 28, 29 and a total row.

繰上	39,713	9,415,000	1	9,415,000	100,298	26,754,375	26,754,375	35,393	10,577,768	10,577,768
河	8,346	1,987,500	1	1,987,500	11,960	2,957,500	2,957,500	1	1	1
計	736,947	173,852,500	24	198,517,447	837,008	218,300,625	31,522,672	377,085	104,999,284	28,130,460
										133,109,744

社会課

一 昭和二十九年九月末現在における当課関係の一覽
 會計歳入は、予算額七二、〇七一、〇〇〇円に対し、
 収入済額は一七、一八八、七一四円で、収入比率は、
 僅か二四%の収入率となつてゐた。これは各種、国、
 県補助金が概ね四半期に至り交付される関係もある
 が、各施設における使用料も一部滞りしているもの
 が見受けられるので、これが徴収については、一段と努
 力を要するものと認められた。そのことは、大衆が未納を
 せずに、努めて納入に協力するように如何に仕向ける
 かの問題にもかかわるものであることを忘れてはな
 らないであらう。

二 予算差引簿の記帳整理については、支出累計及び予
 算残額の確認も困難であり、又支出命令番号、命令年
 月日の未整理もあるなど、経理状況は充分ではなかつ
 た。なお、歳入予算整理簿の様式の規定と相違するか
 ら改善せられた。 (広島市会計規則第一〇九条及び
 別表第五〇号様式参照)

三 母子世帯の福祉をはかるため大芝町に十二世帯及び
 江波町に二十五世帯入居し得る母子住宅が設置されて
 おる次第である。江波町母子住宅は、広島市連合未亡
 人会に経営を委託し、大芝町母子住宅は入居者中より
 管理人を定めてそれぞれ使用料の徴収その他簡易な事
 務処理を行わしてゐるが、使用料の滞納者も相当あり
 又収容世帯も各定数に満たない状況であつたが、これ
 等施設の運営については、常に指導監督を行うと共に
 遊休施設とならないよう留意された。

四 各出先機関における職員の出退勤の時間管理員は
 現在当課庶務係長を指定してその事務を行つてゐるが
 出先機関の職員が、超過勤務に服した記録整理は、そ
 の

の出先機関においてなされるべきことが正確であるのみ
 ならず、実際に即応した処理ができるものと思ふされ
 るので、将来各出先の長をしてこれが事務処理を行わ
 せる等考究せられた。

五 光の園について
 宗教法人「光の園」は、昭和二十二年頃社会事業法
 (昭和二十六年廃止)による児童保護事業として、現
 在の位置にその設立を計画し認可手續中偶々児童福祉
 法の公布により、一部事業計画を変更の上、建設費総
 額一〇三万円(国庫補助金五〇万円、県補助金二五万
 円、市費三万円、光の園出資金二五万円)で設置され
 たものであつて、その経営は宗教法人光の園長田シゲ
 氏に委託し、現在に至つてゐるのである。受託者は本
 施設が名義上市有となつてゐることを不満とし、再三
 名義変更措置について申入れてゐるも、本市としては
 岡及び県よりの補助を受け建設した施設でもあり、そ
 の承認は容易でなく且又当時の関係書類は建設工事文
 書以外には存在しない有様で措置に困つてゐるよう
 である。最近本市としては、譲渡の方針に決定したもの
 のようであるが、本件については速かにいづれかに解
 決を要するものと認められる。そしてその方針決定は
 沿革その他の事情よりも市営と法人譲渡による経営と
 どちらが事業目的に副う実績をあげ得るかを中心課題
 として、検討せられるべきこととわ勿論であらう。

公益質屋について
 (広島市東公益質屋 広島市福衛町 西天満町)
 一 資金の貸付期間については、公益質屋条例第六条に
 「質契約成立の日から四ヶ月とする。但し、市長にお
 いて特別の事由があると認められたものに限り、これを延

長することが出来る。」と規定されてゐるが、これが事
 由の乏しいにも拘らず期間延長をなしたものがあつたと
 ともに、延長期間の記入されてゐないものがあるが
 質置主の放漫に引きづられて自然延長にならぬことが
 必要であるし、特別の事由により延長した期間は、元
 金償還の際の所属年度並びに利率計算、流質期限の設
 定等に關係を生ずるものであるから、必ず台帳記載を
 怠らないよう留意された。(東西)
 二 貸付期間の誤算により利率を減収したものがあつた
 が取扱に注意を要する。(西)
 三 流質物の処分については昭和二十七年四月売却処分
 を実施して以来、現在まで保留されてゐる。しかし、
 質物保管倉庫は狭隘となり、長期保管による品質の低
 下(虫害、褪色、変質等)を考慮し、流質期限の到来
 したものである限り質置主に質受させることに親
 切をつくし、若し特に質受の意思表示なきものその他
 特別の事情がなければ適時売却処分を行い、損失を蒙
 らないよう留意された。(東、西)
 四 保管中の貸付資金、回収元利金は出納簿、貸付台帳
 質札控、収入伝票に符合し、正確であることを認めた
 なお、回収元利金を二十日間も手許に保管してゐた
 ものがあつたか、遅滞なく市金庫へ納入の手続をする
 よう注意された。
 五 貸付台帳に、貸付事項を重複記載したもの、元利金
 返済のものが台帳に記載されてゐないもの、貸付金額
 の記載なきもの(西)数ヶ月間に亘り台帳整理の停滞
 してゐるもの(東)があつた。
 六 公益質屋における月間事務取扱件数は一公益質屋当
 り四〇〇件乃至六〇〇件となつてゐるが、この取扱件
 数から見るに現在東西とも職員一名で貸付、記帳、

質物の出入、その他、主管課との連絡等一切の業務を
 担当してあり、現状のままでは処理に完壁を期待する
 ことは無理であると思はれるので、利用者へのサー
 ビス向上と、正確な事務を遂行するためには、職員の
 増加、乃至は事務の簡業化につき考究の要ありと認め
 た。

表一 公益質屋貸付状況表

年	公 益 質 屋 貸 付 状 況 表	昭和二十六年年度		自四月		自三月		(東・西公益質屋)						
		月	貸 付 金 額	口 数	現 年 度 貸 付 金 額	口 数	現 年 度 貸 付 金 額	口 数	過 年 度 貸 付 金 額	口 数	過 年 度 貸 付 金 額	口 数	併 合 計	備 考
28年	2	353	577,750	11	12,400	317	394,100	328	466,500					
4	2	411	583,350	25	30,700	234	340,450	259	371,150					
5	2	349	507,750	44	62,400	256	333,400	302	395,800					
6	2	377	540,150	64	87,000	345	400,800	403	487,800					
7	2	276	445,200	200	322,750	181	166,400	381	489,150					
8	2	377	530,400	351	489,950	72	65,500	423	555,450					
9	2	347	503,600	406	604,500	3	6,400	409	610,900					
10	2	603	628,250	384	537,350	241	42,250	625	579,600					
11	2	628	603,500	717	983,800	5	5,900	722	989,700					
12	2	458	487,700	181	222,600	5	5,400	186	228,000					
1	2	597	586,900	310	393,050	12	13,600	322	406,650					
2	2	713	663,000	498	550,100	—	—	498	550,100					
3	2	5,489	6,657,550	3,191	4,296,600	1,673	1,774,200	4,864	6,070,800					
計														

七 質物は、一件毎に、衣類等は紙包とし、番号、品名
 個数、氏名、流質期限を記載した荷札を付して整理し
 保管状況は良好であつたが、倉庫内が暗く、白昼中
 電灯を使用しなければ物品の出入れが困難という状
 態であり作業能率に支障がある。早急に改善して質屋
 機能の増強に資する必要があると認められた。

表二 質物在庫数表

広島市産院(広島市宇品町一三三四)

区分	口 数	金 額	備 考
東公益質屋	1,465	2,169,300	
西	1,442	2,143,050	
計	2,907	4,312,350	

表三 収容状況表

区分	児童福祉法	その他	備 考
29年4月	1	39	
5	1	40	
6	1	51	
7	2	56	
8	1	54	
9	1	57	
計	3	297	

一 当院は児童福祉法の規定に基づき、本市に居住する妊
 産婦で保健上必要があるにも拘らず、経済的理由によ
 り入院助産を受けることができない者を収容して助産
 を受けさせることを目的とし、設置されたものであつ
 て収容定員は二十名となつてゐる。これが利用状況は
 次表のとおりであつて児童福祉法の適用を受ける妊産
 婦の利用者は、その他の利用者の僅か一%に過ぎな
 いう状態である。今後一属本施設の周知に努める必
 要があるのではなから、この辺の運営に遺憾なきを期
 された。

昭和二十九年年度 第四月 至九月 (東・西公益質屋)

年 月	公 益 質 屋 貸 付 状 況 表		現 年 度 貸 付 金 額		過 年 度 貸 付 金 額		併 合 計		備 考
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額	
26年度	2	659	1,000,000	527	516,500	517	499,000	1,014	1,015,500
4	2	683	1,193,800	470	498,750	291	407,200	761	904,950
5	2	758	1,123,300	231	365,050	407	402,450	638	767,500
6	2								

7	2	662	982,100	2581	373,000
8	2	614	899,300	462	743,150
9	2	645	900,700	618	950,650
計		4,021	6,099,200	2,566	3,447,100

使用(私用)料金及び託送前報(私用)料金の未徴取のものがあるが、速やかに徴収すると共に従来往々にして電話局よりの請求金額と合致しないものがあるようであるが電話料のような後から実績のつかぬ事項は、特に取扱いは注意された。

三 児童院(広島市宇野町一三〇番地)

一 児童院は、児童福祉法による乳児施設として、乳児を入院させこれを養育することを目的とし、設置されたものであって、昭和二十九年九月末現在の収容乳児の状況は、次のとおりである。

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	備考
前月末入居	26	27	22	23	22	22	23	19	19	
入居人数	2	2	2	1	1	2	2	4	4	
退所人数	1	7	1	1	1	1	4	2	2	
月末現在入居人数	27	22	23	22	22	23	19	19	21	

二 児童院の院長は市民病院小児科部長の兼務であって事務長、薬剤師、庶務係は産院の職員がそれぞれ兼務となつてゐる。又看護婦は、(経験婦を含む)八名であつて、その半数は免許保有者であり、現状においては事務に支障ないものと認められた。

三 現在院内の日光浴室はばと保育園の乳幼児保育に使用させているため、入院乳児の日光浴に支障があるようであるが、早急に対応を考究されたい。

四 C・A・C等より寄贈された援助物資(衣料)八〇〇点余が保存されてゐるが、乳児衣料としてそのまま使用できるものは極めて少く、従つてこれらは雑然と戸棚へ保管され、其の他に乳児院費支弁の衣類、寝具等も多数保管されてゐるが、何れも保管状況は良好と

3才～6才	6才～12才	12才～15才	15才～18才	30才～35才	35才～40才	40才以上	計
389	390,550	647	763,550	867,100	1,065,350	5,383,950	
88	123,950	550	867,100	1,065,350	5,383,950		
92	114,700	710	1,065,350	5,383,950			
1,784	1,937,850	4,350	5,383,950				

いふことが認められた。又、使用払出たつて記録文書がなく、数量の確認も困難であつたから、明確に処理するよう注意された。

表二 年令別現在数

年令	現在数	備考
3才～6才	389	
6才～12才	390,550	
12才～15才	647	
15才～18才	763,550	
30才～35才	867,100	
35才～40才	1,065,350	
40才以上	5,383,950	
計		母30 子27

表三 入寮者使用料負担区分

金額	世帯人数	負担区分										備考
		100円	200円	400円	500円	800円	1,150円	計	備考			
金額公費負担一部公費負担	22	71	22	1	1	1	1	1	1	1	1	
一部公費負担	8	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	30	90	22	1	1	1	1	1	1	1	1	平均 135円

入寮世帯主の親族で、入寮許可を受けずして年間始んどを本寮において生活する者が一名あつたが、事情の如何にかかわらず適当と認め難い。

なお、在寮者中には既に児童保護の目的を達成し、生活も安定した世帯が一世帯あつた。これらについては適時退寮せしめるなど運営に遺憾なきを期せられた。

二 昭和二十七年において、実施した、入寮者の健康診断(レントゲン写真、ツベルクリン、血沈等)に要した経費二三、〇〇〇余円(一人当り、約一〇〇〇円)を各人負担としたところ、入寮者としてはその負担に堪

えられないとの理由で現在に至るも未払のままとなつてゐたがこれが早期解決を図るとともに、今後主管理においても、これ等行事の実施に當つては、よく主旨の徹底に努め且つ適切な指導をなす要があり且つ又負担金の支弁については在寮者の生計状況に鑑み一定の緩和徴収方法を初めから定める等、在寮者から不満の声が出ないように入念に措置をすることも必要である。

三 備品中返納処分してゐるにもかかわらず、備品保管簿が未整理となつてゐるものがあつたが注意を要する。

保育園

一 各保育園の受託児並びに保母数及び保育料、負担区分は次表のとおりである。

区	分	乳幼児		受託児(定員に對する不足)	保母数	保育料負担区分		備考
		定員	現員			金額公費	一部公費	
項隣保母保育園	西	90	87	1不足	3	7	81	昭和29年10月末現在以下同
	基	115	111	4	3	6	77	
	町	70	64	6	3	7	57	
	保	85	75	10	3	1	74	
	河	95	79	16	3	7	72	
	那	70	57	13	3	1	56	
	那	65	40	25	3	1	39	保母1名長期欠勤
	宇	70	14	56	4	4	66	
	品	60	5	55	4	11	43	
	と	40	38	2	3	3	35	
	屋	100	96	4	6	6	90	
	波	55	50	5	2	2	48	
	崎	60	50	10	3	4	48	
	三	55	55	0	3	4	51	
	三	125	109	16	4	5	104	
	南	40	40	0	3	4	40	
	巴	50	47	3	3	4	43	
	古	215	16	199	6	6	190	
	庚	1,550	36	1,514	91	1,311		
	津	1,361	4	1,357				
計								

二 保育料について

昭和二十七年以降の滞納保育料は、三一一、六四一円であるが、これが完全徴収に一回努力せられた。なお保育料徴収条例第二条但書及び細則第三条に準じ減免の事由があれば必要な措置を講じ、又今後についても同条により適実な徴収方法を講ずることとし、未収を解消し若くは未収を生じないよう配慮をされることと望まします。

昭和二十七年分滞納額 四〇、四四一円 (昭和二十九年十月末現在)

広島市母子寮(広島市基町) 一本母子寮の収容状況は次のとおりである。

収容世帯数		収容原因別		備考
収容世帯数	世帯数	収容原因	その他	
30	30	引揚	被災	その他
		世帯	世帯	世帯
		3	4	7
				16

三 各保育園における給食用食器の消毒は、現在煮沸消毒が行われてゐるが中にはこれが完全に行われてゐないところがあつた。又熱量は乳児二三五 Cal(蛋白質一一二) 幼児二〇〇 Cal(蛋白質一六、四五) が標準となつてゐるのにこれを下廻つてゐるものが多数あることと、これらの正確な数値が出されてゐないものも多かった。給食材料の選択については特に注意を用いると共に献立書の作成にも慎重を期さなければならぬ。なお献立書の作成には専門の知識と技術を要するばかりでなく、各保育園毎に作成することは頗る煩雑であり且つ、多くの時間を要するのでこれを是正し理想的な栄養を補給するためには専門技術者作成の献立表により実施する等このことの合理化について考究せらるべき余地があると思料する。

四 給食用脱脂粉乳は、現在A(単価一人一日量二三グラムにつき三三九千九百九十六銭) B(単価一人一日量一四二四銭)の二種類が使用されており従つてAを使用する場合は一人一日給食費(幼児七十四銭)の約五五%を占め他の給食材料(燃料費を含む)は四五%となる。又Bを使用する場合は給食費の一七・六%で他の給食材料(燃料費を含む)は八二・四%となり脱脂粉乳の単価の高低によつて給食内容に著しく変化を及ぼすことになる実情であるが、将来給食材料の選択については、なお、色々の角度から一層研究をなし遺憾なきを期せられた。

五 給食材料は各保育園を一括して購入することが望ましいのであるが現状においては事務的に困難のようである。現在各保育園では近隣の業者より調達してゐるが、市の支払が遅れる関係上(概ね三ヶ月後になる)業者は取引を好まず、止むを得ず保育園において立替払してゐるところがあつたが、これでは会計の手続にも背反し保育上の物的欠乏ともなるので購入代金を、

キチンと支払い、良い品を獲得できるように会計取扱上充分考慮し、給食事務が円滑に実施されるよう努められた。

六 その他

- (1) 竹屋保育園は乳児室、保育室、事務室共雨漏が甚だしいようであるから、早急補修を要すると認められた。各保育園とも往復文書の整理は概ね良好であったが、主管課よりの通達文書が角然説が味されていらないのであろうか、これを事務取扱上に徴して見るの特に給食事務において、保育園毎に区々にわたり別々の処理が見うけられた。
- (2) 保育園の防火設備は、未だ不充分にして、備付消火器中内容薬品の有効期間を過ぎたものもあった。又職員中消火器の使用法に關する知識に欠けてゐるものもあるから、その指導をする等防火対策に注意を払われたい。殊に幼児を託せられてゐる施設として、火災等の災害には、特別の注意を払い、何はあつても防災及び避災の万全を期し、保護者が安心して幼児を託するに足る絶対安全設備を考慮せられたい。災害があつたあとではとり返しのかねことを深く銘記して、このことを促進させられたい。なおこのことは、各社会的設備について同様に言い得ることであることを附記しておく。

保養院(広島市宇品町一〇〇番地)

- 一 保養院の収容定員は四〇名で、現在医療を必要とする要保護者二九名を収容しているが、収容者の中には既に健康も恢復し、単に生活扶助をうけてゐるにすぎない老年者があるのを見受けた。これらについては漫然見送つてゐるようなことをせず、早く他の保護施設とも連絡をとり、適時収容替をすべきであると思料する。
- 二 施設内の害虫駆除及び消毒に關しては、毎月一回これを実施しなければならぬことになつてゐるが、従来夏季冬季各二回程度しか実施してゐないようであり適当でない。(広島市保養院管理規則第十條参照)

三 当院の昭和二九年度九月末現在における使用料及び手数料の収入は、予算額五、〇一、〇〇〇円に対し一、八二、五九四円で約三六%の収入率となつてあり歳出は予算額二、五一一、〇〇〇円に対し支出済額は九三三、〇〇八円で約三七%の執行率となつてゐた。なお、予算整理はすべて主管課である社会課においてなしてゐる関係もあり、当院において関係予算の把握が充分できてゐないように見受けられたが、事業執行上常に予算の収支状況を熟知しておかなければならぬので、社会課整理に変更は加えないとしても、保健院としてはその予算状況を知ることのできる補助的措置を講じ、事業執行に生氣あらしめることを考慮せられるがよいであらう。

四 昭和二九年度九月末現在において、一般篤志家より受けた指定寄附金は五、〇〇〇円で、その中四、九二〇円を収容者の慰安、信仰その他に使用されてゐた。なお、一収容者が退院するに當り、更生資金として交付したものが一件(一、五〇〇円)あるとともに、出納整理にも不充分な点があつたが、これが取扱に當つては寄附者の意志に反しないよう特に注意せられたいなお、寄附者のだれであるかの判明するものに対しては、寄附をうけた状況、その使ひ方、その他収容者の近況等を報じようとし、保養院の社会化を図り、その事業の發展強化の一策ともすることができればよいと思料する。これらの工夫も必要であらう。

喜生園(広島県佐伯郡観音村三宅)

一 当園は老衰のため独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とし設置されたものであつて、開院以来入院希望者も漸増の傾向にあり、現在収容定員一〇〇名に対し八五名を収容中であつた。なおこれが入院者の状況は次表の通りである。

人員	前年度		本年度		その他		現在	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1	28	58	1	1	1	1	28	59
2	28	59					28	59
3	28	59					28	58
4	28	58					28	58
5	28	58					28	58
6	28	58					28	58
7	28	58					28	58
8	28	58					28	58
9	28	58					28	58
10	28	58					28	57

二 当園における被保護者一人一月当りの保護費基準額は、一、五六五円であつて、昭和二九年四月より同八月までの支出額は五五四、九一四円である。被保護者中恩給及び扶助料、一時扶助金等を受けるものが数名いるが、之等のものより返納した保護費は二七、三〇八円となつており、何れも適正に処理されてゐることを認めた。

昭和二八年一二月収容者中より六名の赤痢患者が発生したので直ちに観音村隔離病舎に収容し、看護婦二名を附添して看護に當らせたのであるが、この看護料一〇、五六〇円喜生園寄附金より支払つてゐる。これは当然医療扶助費から支出すべきであり適正支出と認め難い。すべて収支手続の適格を期せられたい。

三 援助物資として中古衣料を約七〇〇点保管してゐるが、衣料の種類、柄、サイズ等収容者に適しないものが多く又生地地の減耗等により使用に堪えないものが多量あつた。これ等については速かに整理を行い、使用可能なもので当園に不向のものは、他の養護施設へ配分替を行うなど、死蔵することのないよう援助物資の活用につとめる要があると認められた。

四 昭和二九年六月炊事場、浴場二五坪(約七〇万円)を全焼という事故が発生してゐるが、収容者中一人の負傷者もなく不幸中の幸であつた。将来かかる事故を

再発しないよう火災予防には特段の注意を要す。殊に老齢者のための施設であるから災害防止について最善がつくされたい。

五 昭和二九年九月の台風により、倉庫の壁約六坪及び屋根、窓ガラスを破損したまま未だその修繕が施されてゐない。又在庫物品(木炭、食器具、古書籍、その他)等そのままにして、何等保全の措置が講じられておらなかつたが、物品の保管上適当でないので早急に修繕をなすべきであると認められた。

広島市診療所(広島市西診療所 広島市福島町)

- 一 本市診療所は、市内に居住する少額所得生活者の診療を行い、その健康な生活を維持向上することを目的としたものであつて、現在東西二カ所に設置されてゐる。職員は両診療所人員は一診療所につき二七人乃至四〇人程度であるが、その運営状況は概ね良好と認められた。昭和二九年一〇月末現在における東西診療所の収入状況は使用料六一四、二九三円、手数料二六、五六四円、前年同期に比較すると稍下廻つてゐる。これは利用者数の減少によるものである。
- 二 投薬に用うる薬びんは、貸山の都度一個につき一〇円を患者より予納させ、びんの返還と引換えにこれを還付するようにしてあり、従つて薬びんを返還しない場合はこれが予納金は当然診療所の収入となるわけであつて、監査当時東診療所二一〇円、西診療所二二〇円の収入を保管してゐた。尚この薬びん代金は直接薬びんの購入費に当てられてゐるようであるが、之らについては一応雑収入として市の歳入に入れ、薬びんの購入については別途診療所費を以て支出することを収支手続に適當と認める。些細なことであるが処務の乱れの端緒となるものであるから注意せられるべきであると思料する。
- 三 使用料及び手数料収入として貼付せしめる収入証紙の消印を備付けないで貼付者の認印その他により、之が消印をなしてゐたが広島市収入証紙規則(第一七条

()の定めるところにより、期定の消印を備付けておかれた。

広島市身体障害者更生授産所

(広島市江波町字二の割九八番地)

一 本授産所は身体障害者福祉法第二七条第三項の規定に基き同法第三二条の規定による身体障害者収容授産施設として設置せられたものであつて、本市に居住し又は市長が必要と認められた一八才以上の者で身体障害者手帳の交付を受けてゐる者、又は受けることができる者を入所せしめ、適當な保護及び指導を行うことを目的とし、昭和二八年一月開設されたものである。建物は、元江波小学校舎二棟の内、その一棟延二七二、四七坪がこれに当てられ、職員四名が所務に従事してゐる。現在収容定員四〇名のところ入所者は通勤者三名を含め僅かに二三名である。

二 入所者のために個室及び共同炊事場等が設けられ通勤者を除く一〇名の者が入室使用してゐたが、冬季は室内にて炊事をなすものもあるようであり、之らについては火災予防の見地からも所定の場所を使用せし

むる等の指導が肝要である。

尚当所の防火器具としては、軽便消火器二個、バケツ五個を備付けてゐるが、建物に比し充分でない。又構内には既設の消火栓があるが、ホースの備付けもないうといふ実状であるから、これが防火設備はこの際早急に完璧を期することに努められたい。このことを特に強調するものである。

三 作業場(二階)へ昇降する階段には手摺がないため肢体不自由者の昇降が困難であり且つ危険であると思考されるので、之が改善方考慮するとともに便所も現在の石段を廢し、手摺の取付が必要であると認められた。尚火災その他不時の災害に対処するため、二階作業場よりの救出設備も早急に完備すべきであると思料する。防災設備を早急に完備することの緊要なことはこれまで随所に強調したところであり、万々遺漏のないことを期せられたい。

四 昭和二九年一〇月末現在における当所の作業状況は次表の通りである。

月別	区分	生産点数		材料費		雑費		製作手数料		生産費		作業延日数		備考	
		点	円	円	円	円	円	日	日	円	円	日	日	円	円
29年4月		657	3,765	1,971	12,411	18,147	253	17,199							
5		389	2,079	1,447	8,923	12,449	248	14,778							
6		1,265	7,195	5,843	29,653	42,653	231	13,377							
7		1,072	17,989	5,971	22,950	46,922	204	13,823							
8		253	29,713	2,798	8,358	40,869	149	14,396							
9		600	13,499	4,291	16,138	33,928	216	15,288							
10		423	24,531	3,773	13,141	41,446	211	15,978							
計		4,659	98,771	26,094	111,574	189,492	1,512	104,659							

表一 生産品の販売で九、四二八円が未収入となつてゐるから、徴収に遺漏なきを期するとともに、納品原簿、現金領収簿の整理不十分なものがあったから注意せられた。

月別	金額	備考	月別	金額	備考
29年4月	1,365	H	8月	4,133	H
5	17,893		9	8,752	
6	16,448.20		10	7,343	
7	20,476		計	76,410.20	

表一の生産品の販売で九、四二八円が未収入となつてゐるから、徴収に遺漏なきを期するとともに、納品原簿、現金領収簿の整理不十分なものがあったから注意せられた。

五 所内消毒について所内の害虫駆除及び消毒は、毎月一回実施しなければならぬと規定されている（更生援産所運営規則第八條）のであるが、冬季は二カ月乃至三カ月に一回実施する程度のものであり衛生上適當ではない。

広島戦災児童育成所

（広島県佐伯郡五日市町大家皆賀一七九番地）

一 本施設は元社会福祉法人広島戦災児童育成会の経営に係るものであったが、昭和二八年一月広島市に移管せられ爾來市立として運営することとなつたもので敷地面積は二、〇〇一坪、その内耕地面積四五〇坪、建物二四棟、延三九九、九六坪である。

建物中には一部県有のものもあり、整地中には民有（二四坪（借地）も含まれているが、四圍の環境は極めて良く、児童の育成發達に適していると認められるなど、職員は所長以下九名、他に嘱託医二名が勤務している。

二 児童の概況

表一 生 活 困 窮 分 類 29年10月現在

性別	区分		小 学 校		中 学 校		高 等 校		大 学		計
	児童	児童	児童	児童	児童	児童	児童	児童	児童		
男	25	1	1	1	4	3	3	1	1	35	
女	12	1	1	1	6	3	3	1	1	18	
計	37	2	2	2	10	6	6	2	2	53	

ての事務を行うところであり、現在所長以下五五名の職員をもってそれぞれ事務を分掌処理している。

二 予算の執行並びに経理状況

昭和二九年九月末現在における当所関係予算の中、歳入は国庫補助金（保護費補助）八四、〇三〇、八三二円が収入済となつてゐるが、県補助金（福祉事務所費補助その他）は、なお交付方申請中であつた。

一方歳出は、一〇四、九四六、二二三円の支出済でこれは、年間予算額の約五〇％に当り、その経理状況は概ね良好であると認められた。然し次の諸点については更に考究改善の要があると思料するものである。

- (1) 一時扶助費は全額市費負担であつて、予算額八〇〇〇円が計上され、その中五〇％の四〇、〇〇〇円が支出済となつてゐるが、実際に一時扶助として支出された額は約五三、〇〇〇円となつており、この差額二七、〇〇〇円は広島市民生委員連盟の経費より支出されてゐる。然るに他府、民生委員連盟に對しては本市から助成金が交付されてゐるといふ実情であり矛盾した取扱となつると同時にこのような経費の差額は、それ自体筋がとらぬといふのではないかと熟考を要すると思料する。
- (2) 一時扶助費は資金前渡によつて行われてゐるが、これが出納簿の記帳並びに精算の著しく遅れたものがあるため取扱に注意を要する。
- (3) 昭和二五年（昭和二六年三月分）医療費審査事務費として、県厚生課へ納付すべき四、八一〇円（審査件数九六二件、一件につき五円の割）の支払が遅延し、昭和二九年五月二四日県の督促により初めて支出されてゐるが、将来このようなことのないよう注意せられた。

三 引揚者等に支給する援助物資の早期整理については前回の監査において指摘しておいたところであつて、その後一応整理されてゐるようであつたが、なお衣類（スフ混紡織）は、長年保存により質が低下したものの金属製器具は、腐蝕して使用不能のもの等続出してゐる状態である。これが適當な処分方法を考究されるよう重ねてここに提言するものである。

四 生活保護法による保護の開始、停止、廢止又は変更その他の措置決定は、精密な調査と手続を必要とし相当期間を要することは、避けがたいところであると思料するが、中でも要保護者の収容と施設長への措置決定通知との間には、相当に期間の開きがあるようである。これは関係課とも機敏に連絡を保ち、収容者の措置決定を速に行うよう努力せられた。

五 行路死亡人にして身元不明の場合は、行路死亡人取扱法第九條の規定によつて必要な告示及び公告をすることになつてゐるが、これが必しも確実に実施されてゐないようである。しかし死者の身元に関する情報は軽視できないことであることに思いを致し取扱にこの上とも注意せられた。

表二 掃 除 原因 別

性別	区分	原因	その他の一環	その他	計	備考
男	8	1	5	22	35	
女	9	1	5	9	18	
計	17	2	10	31	53	

表三 概 況 状 況 表

性別	小 学 校						中 学 校			高 等 校			大 学			計
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
男	2	1	3	4	6	16	4	2	10	4	2	1	1	1	1	28
女	2	1	3	1	2	5	3	1	1	5	2	2	2	1	1	12
計	4	2	6	5	8	21	7	3	11	9	4	3	3	2	2	40

表四 児 童 年 令 別

性別	4 年 令		5 年 令		6 年 令		7 年 令		8 年 令		9 年 令		10 年 令		11 年 令		12 年 令		13 年 令		14 年 令		15 年 令		16 年 令		17 年 令		18 年 令		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
男	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	35
女	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
計	2	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	53

三 予算経理は社会課において一括整理していることは他の施設と同様であり、児童の学用品代として使用される教育扶助費は、小学生一人一カ月につき二〇〇円中学生三〇〇円に各在学児童数を乗じた金額を所長が前渡資金として受領し、現金保管の上必要に応じ児童に支給されてゐるが、市の資金繰りの関係もあつて、偶々資金前渡が遅れる場合があり、止むを得ず寄附金等より一時流用を要することもあるようであるが、これら特殊施設については、これらのことが児童に及ぼす心理的影響等も軽視することができないものであると思料せられるので、よく主管課とも緊密なる連絡を保ち、運営に遺漏なきを期すべきであらう。

四 収 容 児 中、外 国 人 の 他 と 精 神 養 子 縁 組 を な し て いる 者 は 五〇 名 に 及 び、こ の 者 に 對 し て は 海 外 そ の 他 から 養 育 費 が 送 金 さ れ て いる が、そ の 金 額 は 児 童 の 養 護 資 金 と し て は 充 分 で な く、従 つ て 不 足 分 に つ い て は 教 育 扶 助 費 そ の 他 から 支 出 さ れ て いる の で あ る。然 し 教 育 扶 助 費 より 養 育 費 を 支 出 す る こ と は 適 当 で な い と 思 料 さ れ る の で、こ れ が 支 出 方 法 に つ い て 充 分 考 研 せ ら れ た。

五 C・A・Cより寄贈された援助物資中、衣類は、一、一四〇数点に及びこの中収容児に適合しないもの数点を使用しないまま保存せられてゐるが、これら物資については他の養護施設とも連絡をとり、使用し得るものは相互に交換の措置を考慮するなど、援助物資を有効に使用すべきであると思料する。

六 昭和二九年九月の台風により、ガラス窓、壁、屋根瓦、倉庫、炊事場等を破損し、そのままとなつてゐるのを見つけた。これらは、できる限り早期に修理を行ふ破損場所の拡大を防がれた。

保 護 館

一 東隣保館及び西隣保館の予算は、隣保館費として一括計上され、これが事業の執行並びに経費支出に當つては、主管課長の決裁を経て執行されており、その処理状況はよく成規に沿ひ良好と認められた。

二 昭和二九年五月東市負担により合計四〇万円を支出して、東西隣保館に冠婚葬祭用具を備付け、一般利用者無料で使用せしめてゐる。只これが貸付に關する帖簿の備付がないが、これは早急に整備せられた。

福 祉 事 務 所

一 福祉事務所は、社会福祉事業法第三條の規定により設置されたものであつて、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は厚生に關する事務の外、社会福祉事業法の施行に關すること、民生委員法の施行に關すること、その他社会福祉に關する事務の中、市長が必要と認めることについて、

には、と畜場増築費、七、九五六、〇〇〇円、保健所建設費一四、一一六、〇〇〇円、舟入病院建設費四、五一〇、〇〇〇円（以上何れも繰越事業）が含まれており、従つて当課において直接執行した額は四、四六二、三五四円となるわけである。

なお経理事務は概ね良好と認められたが次の各項について注意せられた。

- (1) 火葬場食糧費より購入した際礼用菓子代一、〇〇〇円の支出に當り、この中に経料を含めて支出してゐたが、これは使途が異つており、この処理は適當でない。
- (2) 昭和二八年度労災保険料二五、五四五円に對する延滞金二〇〇円（一日間分）の督促を受けてゐたが、申請の結果免除されてゐた。将来注意を要する費用の性質上適當と認め難い。
- (3) 予備費より食糧費へ三、六四〇円補充してゐたが費用の性質上適當と認め難い。

三 昭和二九年九月火災のため伝染病予防消毒員詰所兼倉庫（本庁東側倉庫）約二坪、附近建物約五坪計七坪及び消毒薬品、器具等を焼失し、約七〇、〇〇〇円の損害を生じてゐる。その後火災取締責任者も定められていない状態であるのは適當でない。

四 千田町所在の尿尿槽は合計七槽（二八池）であるがその中破損のため使用に堪えないものが三槽（一二池）あり、早急修理を要するものと認められた。

五 向西館火葬場焼却炉は、一〇基中三基が破損のため使用不能であり、又、片田天水火葬場と畜場等も補修を要する力所が見受けられた。これらはいづれでも放置することなく、早急に何分の措置を講ぜられたらう。

六 清掃事業設備の状況は次の通りである。

事業別	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
じんがい処理	4	1	18	4	79		
し尿処理	1	2	4	2			
糞	5	2	22	6	79		

市立中央診療所(舟入病院内)

種別	集 集 集 集				集 集 集 集				計
	集	集	集	集	集	集	集	集	
年次	12,574	193,942	1,629,388	61,160	688	1,629	980	649	3287,624
26	18,141	1,601,431	2,393,210	73,590	2,423	5,632	1,004	4,628	10736,653
27	20,606	1,730,910	3,290,476	76,472	2,913	2,018	752	1,266	16750,653
28	8,834	1,027,964	1,755,996	86,464	1,879	6,400	835	5,565	14529,678
29									6687,6

市内において授けられるじんかいは、昭和二八年調によると一日約三二〇〇貫、尿尿は一、八一五石と推定されその中蒐集じんかいは一〇、九六八、二貫、全体の約三四、二％に当り、尿尿は五五、八石で全体の約三％を抽出したに止り、その他は許可処理業者、自由処理業者、又は自家処理によるものと推定せられる。従来自家処理のものでは、空地、油川等に投じられるものがあるようであり、この上とも衛生巡視の徹底強化につとめ、汚物投ぎ等についてはこれが対策については遺漏なきを期せられたい。汚物処理の根本的解決の問題は重大であるとして特に考究を望むものである。

七 作業終了後の車両(自動三輪車)の手入が不完全であるばかりで、なく本庁中庭に雨置きまま置かれており、又中には往々にして運転手が自宅に保管することさえもあるようであるが、作業終了後の器具車両の点検及び保全方法は慎重に行うとともに、車庫の設置について充分考慮されたい。

八 じんかい、尿尿集積場(千田町)の消毒はB・H・C粉剤を利用して随機に消毒しているが、消毒用ポンプが破損しているため、消毒の徹底を欠していた。民家に接近し、蠅の発生も多いため消毒には充分注意を要せられた。

一 当診療所は市民の疾病に対する診療及び保健指導を行うことを目的とし、舟入病院内に設置されたものであつて、職員は所長以下六名で事務職員及び技術員各一名のほかは舟入病院兼務となつてゐる。尙診療所独自の設備は極めて貧弱であるが、現状においては舟入病院の施設が利用されているので差し当り大きな支障はないものと認められた。

二 当診療所の歳入予算は、七九五、〇〇〇円で、昭和二九年一〇月末現在における使用料及び手数料の収入済額は一六八、七六四円となつており、又歳出は予算額一九一、〇〇〇円に対し支出済額七五、〇四七円となつてゐるが、事務処理は概ね適当と認められた。

三 診療状況は次表の通りであつて、日曜休日を除き一日の平均診療人員は八人となり、市民の利用度は極めて低い。その原因について検討し、ともかくも本施設の利用について周知に努め機能をフルに發揮することを期せられた。

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
診察	210	136	215	221	277	309	223	240	155	212	198
手術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
入院	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

六、八八七、〇〇〇円に対し、使用料一、七三三、〇五〇円、手数料一、九九〇、九五〇円、計三、七二八、〇〇〇円約五〇％の収入済であり、歳出は予算額八、一〇〇、〇〇〇円に対し支出済額二六九、一五九円約三三％の執行率となつてゐる。尙前回の監査によつて指摘した過年度使用料の滞納額一、四九五、三〇〇円については、その後合計三〇〇、四〇〇円を徴収し残り一、一四四、九〇〇円となつてゐるが、今後ともこれが徴収に努力せられたい。(と畜場使用料条例第二項参照)

月別	29年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
使用料	1,137	198,360	227,090	425,450				
手数料	1,227	215,900	246,000	461,900				
計	2,364	414,260	473,090	887,350				
29年4月	1,137	198,360	227,090	425,450				
5	1,227	215,900	246,000	461,900				
6	1,256	223,010	255,640	478,650				
7	1,586	284,080	326,470	610,550				
8	1,459	265,100	304,950	570,050				
9	1,487	265,000	304,000	569,000				
10	1,633	285,600	326,800	612,400				
計	9,785	1,737,050	1,990,950	3,728,000				

一 と畜解体場移動懸垂機折損のため、作業従事者一名負傷した事例があつたが、現在他にも故障機があり作業上危険であると思はれるので、早急に補修するとともに、適時機械器具の部分点検を実施し災害防止に努められた。

二 肉捌所は、昭和二九年六月旧建物を解体し、新たに工事費七、九五一、二〇〇円で改築したものであるが財産台帳に登録されてゐなかつたから、早急整理しておかれた。

三 昭和二九年九月の台風により、レンガ壁約三〇メートルが倒壊するとともに、屋根瓦の破損脱落により屋根約九、五坪が破損し、そのため雨漏り五ヶ所があり、

降雨時業務に支障を来たすものと思はれるので早急修理された。

広島市火葬場

一 本市火葬場名称及び所在地は次の通りであるが、この中市が直接管理しているところは西館のみである。

名称	所在地	管理区分	備考
西館	広島市中区	市直営	
草津火葬場	草津南町	委託	
天水	牛田町天水		
平岩	牛田町平岩		
淵崎	仁保町淵崎		
金輪島	宇品町金輪島		

計 6

二 西館における火葬取扱件数は、昭和二九年度一〇月末現在、大人五四六、小七八、胎児八六計七〇〇体これに対する使用料は、六六七、五五〇円である。火葬場使用料は現金受領の上保管し、毎週一回市金庫へ納入しているが、長期間現金を保管することは危険であるばかりでなく、事故発生の原因ともなるから、早く最寄金融機関に予託するなど、取扱に遺憾なきを期せられた。

三 西館に使用する燃料(薪)の受払は、明確を欠いてゐるからあるの、受払並びに残数は、関係書類と符合するよう取扱に注意された。

四 電話を私用のため使用する場合の料金の徴収については、電話使用(私用)簿を備え付け明確に処理せられた。

保健所(広島市東保健所) 広島市富士見町七番地
西館(西) 舟入幸町六五〇番地
保健所は、地方における公衆衛生の向上、及び増進を図るため、都道府県又は政令で定められた市に設置されてゐるのであつて、本市においては昭和二三年、現在の東保健所が果から移管され、その後人口の膨張に伴つて

昭和二八年一二月西保健所の設置を見るに至つたのである。然しながら保健所は特別の事がない限り、概ね人口一〇万を基準として設置しなければならぬと規定されてゐるのであつて、本市の現在人口からすれば更に一カ所の増設を必要とするわけであるが、市財政その他の現状よりして、これが早急な実現は、困難が予想されるのである。然して保健所の行う業務については、すべて保健所法によつて定められており、その内容は極めて広範且つ複雑多岐に亘り、然も市民全体の健康管理を課せられた最も重要な仕事であるが、監査の結果は東、西両所ともよく以上の困難を克服し、それぞれ所期の目的達成に努力しつつあるを認め、事務処理上、なお改善を要すると思はれるものがあるので、以下これを記述する。

一 東保健所は、総務、衛生、予防、普及の四課と衛生試験室をもつて組織され、西保健所は、総務、予防の二課のみであるが、東保健所の衛生試験室業務を除く他、その業務内容は全く同一である。衛生試験室については、西保健所地域のものも、併せて執行してゐる保健所職員は次のとおりである。

職名	東保健所	西保健所	計
主任	1	1	2
課長	4	4	8
課長補佐	16	16	32
主任技師	11	11	22
技師	1	1	2
主任検査員	5	5	10
検査員	21	21	42
主任事務員	7	7	14
事務員	19	19	38
主任検査員	25	25	50
検査員	124	124	248
計	141	141	282

二 結核予防のため、ツベルクリン、B・C・Dの反応注射を施行するに当り、その手数料を現金、又は収入証紙で収入したものがあつたが、これらについては、広島市保健所使用料及び手数料条例施行規則第三条により現金領収が適当と認められる。(東)

三 昭和二九年年度学校教職員定期検診料(手数料)二、五八五円が調定簿に記入されなかつたから整理を要す。(東)

四 昭和二八年度分、西保健所費国庫補助金の中、交付申請手続遅延のため、当該年度内に未交付のものがあつたが、これら補助金の申請については、特に時期を失しないよう注意された。(西)

五 保健所において取扱つてゐる食品関係営業許可の中果知事の許可に属するものについては果の収入証紙を貼付し、その八分の二に相当する金額を手数料として果から交付されるのであるが、これが交付申請は衛生課において行われてゐる関係もあつたか、交付決定金額、交付年月日等保健所においては明知し得なかつたが、これら直接取り扱う事務については、常に処理状況を明確にしておかなければならぬ。(東・西)

なお、東保健所においては、果の営業許可に係る手数料の取扱上一部過誤があつたが、将来充分注意されたい。(東)

六 備品(写真機)修理費を、修繕料又は庁用器具費より支出したものと等、区々に渉るものを見受けた。これ等については、予算編成時の方針により、何れか一つの支出費目によつて支出すべきである(東二八年度)

七 東保健所、自動車運転手を夜間、その他勤務時間外において呼出す際、運転手自宅の隣家所有電話を使用するため、その謝礼として、食糧費より物品を購入し贈呈してゐたが、これは謝金及び賞与金より支出するが適当である。(二八年度)

八 家族除菌は、殺菌剤の頒布及び捕虫器の貸与、その他取除に對するの指導を行つており昆虫除菌は動力散布機による薬剤除菌が行われる等、相当効果を挙げているが、未だ全市に亘つて実施するまでには至つていない実状である。

今後、この種機具の整備に努めると共に、現在故障の散布機は速やかに修理しおかれた。(西)

九 食品衛生法第一七条による食品の収去試験は適時実施されてゐるが、これが収去品は殆んど同種類のものに限られてゐるようであるから、可成可能な範囲で多種類に亘り、実施することが望ましい。なお、これら

区分	食料収出件数 (29年9月現在)								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	計	計
収去件数	57	85	58	76	63	46	385		
同上の内適	21	59	31	43	23	34	211		
同上の内不適	36	26	27	33	40	12	174		

取去品及び試験検査の結果等についての事務整理が充分でなかったから、注意を要する。(東・西)

一〇 夏季における清涼飲料水及び氷雪の一角検査を実施し、次の如き不良品を発見したが、将来これが品質の是正については、単に商品のみを指摘し止めることなく、製造所の指導監督に注意し、(4) (1) 製の

区分	犬の登録 鑑札交付 注射票 交付件数								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	計	計
4月	5,853			0	5,853	0	0	64	41
5月	481	14		14	481	14	56	36	7,000
6月	306	12		12	306	10	72	48	7,000
7月	314	7		7	314	7	47	33	7,000
8月	474	14		14	473	12	73	43	7,000
9月	1,483	24		24	4,794	14	174	124	7,000
計	8,911	71		71	12,221	57	486	325	7,000

本号、捕獲に伴う関係文書(抑留簿、抑留大引取申請書、処分大台帖、飼主の始末書等)の整理が充分でなく、畜犬登録申請書に貼付した収入証紙に消印破れのものが見受けられたが注意を要する。

一二 結核予防法第三四条の規定により、医療を受けている結核患者の昭和二十九年九月現在の状況は、次表のとおりであった。

種別	月別								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	計	計
患者数	582	644	667	667	587	679	3,826		

区分	検査件数			不合格件数		
	検査件数	合格件数	不合格件数	検査件数	合格件数	不合格件数
清涼飲料水	6013	1016	640			
氷	23	10	2			
計	6036	1026	642			

一 現在本市の野犬は、三〇〇〇頭と推定され、これが捕獲しようとは年々多額の経費が支出されており、現在捕獲人員七名と、捕獲用自動車三輪車一台と、捕獲用銃、捕獲網、捕獲袋等は、捕獲成績は次のとおりである。

区分	野犬見込			抑留頭数			返還頭数			処分頭数		
	見込	検査	頭数	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	
4月	7,000	22	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
5月	7,000	632	83	124	386							
6月	7,000	927	142	208	626							
7月	7,000	818	173	161	570							
8月	7,000	884	118	227	403							
9月	7,000	356	13	49	973							
計	7,000	3,639	529	769	2,966							

一 調理依頼すべきであって、直接給食場への看護婦の出入は予防々度の見地からも適当でないので食物及び食器の授受は必ず設備された配膳室において実施するようにされた。

五 入院患者の主食は、外食券を使用しているも、長期に亘り外食券の不足せるもの、数量の未整理により、過不足の明らかでないもの、又は換米に際しての記録不十分のもの等があったが、これが取扱いに一段と注意された。

六 患者給食に用いる献立表は、西保健所栄養士によって作成されているが、給食請負人においては、兎角この献立表を無視した調理を行うことがあるようであるから、これが監督を厳にすると共に、日々の検査には特に注意された。

七 旧看護婦宿舎は、同敷地が都市計画により公園用地に変更されたため、これが用途廃止を行ったものであるが、その後同建物は地元民の要望により、白鳩保育園(私経営)に貸与され、現在に及んでいるのである。これらについては、将来新宿舎が、建設されるまで、例え暫定的でも従前通り、看護婦宿舎として使用させておくことが適当ではなかつたかと思料する。

八 第三号及び第五号病棟間の下水道、並びに本館事務室、及び給食場の下水管が、破損していたが、早急に修繕を要するものと認められた。

九 給食場に接する売店建物約一、五坪に給食請負人によって建築されたものであるが、これが建築に因り、市と何等の取りきめがなされていないから、早急に措置を執られた。

区分	衛生指導に當る保健婦								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	計	計
一	3	144	111	176	127	128	688		
二	120	180	226	93	139	164	922		
三	2	4	10	10	4	4	34		
計	125	328	347	279	270	296	1,645		

一五 患者家庭を訪問し、衛生指導に當る保健婦は一名(東六名、西五名)であるが、その内一名は、母子相談を担当しており、現状においては、患者を一巡するの約二カ月を要するという状態であるから、現在欠員中の二名を補充するなど、これが衛生思想の普及徹底に努められた。

一六 衛生試験検査の手数料で検査結果を確認した後で徴収しているものがあり、従って未納手数料も相当あった。将来手数料は試験検査の依頼と同時に徴収するように改善されたい。なお、未納手数料の件数金額は、一見明瞭を欠いたので、これが整理をすと共に、速やかに徴収せられた。

一七 終戦前、衛生試験室が舟入病院に附属していた当時の、白金製試験器具は同室主任技師が戦災の直後焼跡より発掘し、現在まで同室に保存されており、その大部分は破損のため、使用に堪えないものであるが、時価数十万円と推定される。これら物品を、然も数年間備品台帳にも登録されていないことは、適切な措置と認め難いので、早急に善処された。

一三 本県衛生部予防課より、各種伝染病及び食中毒届出用官製はがき、並びに切手を受領し、管内内院、病院、診療所よりの届出に際し交付しているが、受取簿の記帳、及び領収証届出度数の記載等、事務整理が杜撰であると感した。(東・西)

一四 性病予防については、売春婦取締特別計画により実施されており、その他医師の届出等による性病患者は次のとおりである。

地方自治法第一九九条第三項の規程により、昭和二十九年定期監査を執行したので、同条第七項により、その結果を下記の通り公表する。

昭和三十年五月三十一日

広島市監査委員 上 原 三 衛
同 浦 一

一 (産業界並びに会計課、市長室)
二 監査の種類 昭和二十九年定期監査
三 監査の時期 自昭和三十年三月九日
四 監査の対象 産業界所管に属する各課、かい並びに会計課市長室

本市が産業界を設置したのは昭和二十六年六月であって、これに産業界の積極的施策を推進して来たのであるが、近年のデフレ経済の影響によって業界は極度に苦難の一途を辿り本市産業界の根幹をなすところの中小商工業の助長育成は今や重要な課題として取上げられるに至っている。又農業においても本市人口の膨張に伴い年々耕地面積は狭ばめられ農業生産も漸次減少しつつある現状であって、従来の営農方式では経営が困難となり一部高級園芸への移行が考慮されるに至ったのである。更に水産業に至っては既に限界に達した感があり昭和二十

病名	年別								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	計	計
27	(2)	10	(2)	(7)	(3)	9	(3)	(17)	
28	(1)	(1)	(4)	(3)	(1)	(1)	(3)	(14)	
29	(2)	(1)	(1)	(4)	(2)	10	(1)	(3)	(57)
計	36	4	333	35	20	8	2	3	441

一 本病院は、伝染病予防法により伝染病患者を隔離収容し、その治療を行うことを目的とするものであつて、終戦後仮建築された病棟も昭和二十四年以来継々と改築され、現在四病棟、七八病床を有し、病床設備の点においても一応遜色はないところまで整備されるに至つたのである。病床中二〇病床は病院建築申請の際、国の認承条件として、近郊町村の患者をも入院せしめることになり、昭和二十九年四月関係二五カ町村と契約を結び、現在実施中である。法定伝染病患者発生状況を年次別に示すと次のとおりである。

二 予算の整理事務は充分とは言えなかつたが、別段不当と認めるものはなく、将来処理に万全を期するよう努力せられた。

三 患者、その他の脂費の九月末現在までの収入は四七六、六〇五円となつて、この中四月に退院した患者の給食費四七〇円を、八月に至り収入したのが見受けられた。事情があつたかも知れないが、出来得る限り退院時までに精算徴収するよう、努められた。なお、歳入簿には、収入済金額のみを記載しているため未収入額の把握が困難であり、又患者脂費における減免金額も明瞭を欠いてはいたが、収入調定は収入の確定した際直ちにこれを記載し、収入の都度消込により、未収入額を明瞭に整理するよう注意記帳せられた。

四 患者及び附添人の給食は、各病院担当の看護婦が、直接給食場と連絡をとり、患者へ給付してはいたが、給食は給食係員へ請求し、給食係が数量を調べて給食場

一 監査の結果
本市が産業界を設置したのは昭和二十六年六月であつて、これに産業界の積極的施策を推進して来たのであるが、近年のデフレ経済の影響によって業界は極度に苦難の一途を辿り本市産業界の根幹をなすところの中小商工業の助長育成は今や重要な課題として取上げられるに至っている。又農業においても本市人口の膨張に伴い年々耕地面積は狭ばめられ農業生産も漸次減少しつつある現状であって、従来の営農方式では経営が困難となり一部高級園芸への移行が考慮されるに至ったのである。更に水産業に至っては既に限界に達した感があり昭和二十

一 監査の結果
本市が産業界を設置したのは昭和二十六年六月であつて、これに産業界の積極的施策を推進して来たのであるが、近年のデフレ経済の影響によって業界は極度に苦難の一途を辿り本市産業界の根幹をなすところの中小商工業の助長育成は今や重要な課題として取上げられるに至っている。又農業においても本市人口の膨張に伴い年々耕地面積は狭ばめられ農業生産も漸次減少しつつある現状であって、従来の営農方式では経営が困難となり一部高級園芸への移行が考慮されるに至ったのである。更に水産業に至っては既に限界に達した感があり昭和二十

一 監査の結果
本市が産業界を設置したのは昭和二十六年六月であつて、これに産業界の積極的施策を推進して来たのであるが、近年のデフレ経済の影響によって業界は極度に苦難の一途を辿り本市産業界の根幹をなすところの中小商工業の助長育成は今や重要な課題として取上げられるに至っている。又農業においても本市人口の膨張に伴い年々耕地面積は狭ばめられ農業生産も漸次減少しつつある現状であって、従来の営農方式では経営が困難となり一部高級園芸への移行が考慮されるに至ったのである。更に水産業に至っては既に限界に達した感があり昭和二十

八年度より新たに真珠養殖事業を取入れる等将来の対策が講ぜられてはいるが、これとても未だ試験の域を脱していない現状である。かくの如く今や本市におけるこれらの産業界に危機に直面してはいるといつても過言ではないのである。

従つて当局においても産業の再建振興についてはあらゆる構想と施策が施されつつありその労を多とするものである。

なお監査の結果事務処理上更に検討を要するもの又は改善を必要と認められたものがあつたので以下にこれを記載する。

商 工 課

一 中小企業協同組合融資制度運営基金として昭和二十九年年度予算に計上された額は二五、〇〇〇、〇〇〇円であるが、この中金融機関を融資金として預託したものは二四、〇〇〇、〇〇〇円である。金融機関は更に本市の預託金と同額の自己資金を併せて即ち四八、〇〇〇、〇〇〇円を融資するよう本市との間に取組みがされているが、融資申請者は多数にのぼり現在の預託額では到底充足できないものがある。勿論市財政の現状においてはより以上の融資は困難であると思料されるが、これはどこまでも融資であつて必ず償還されるものであり凡そ消費的経費とはその趣を異にするものであるから出来得るかぎり融資金を増額しこれが中小企業者の育成助長に資すべき具体的施策を試みられた。

なお金融機関に対する預託金利率は年三分五厘であるが受託金融機関においてこれを貸付ける場合小口金融では(期間三月以内)日歩三厘三厘、設備近代化融資では(期間三年以内)年利一割一分七厘となつてゐるようである。勿論金融機関においても取扱事務に対する相応の諸経費を見込まなければならぬが市よりの預託金利率が低率に定められていることに鑑み、且つ又中小企業者への融資が低利でなければならぬ必要性を充分考慮して取扱金融機関よりの貸付利率を

出来るだけ引下げるなど市と取扱金融機関との関係について再検討の余地があるのではないかと思料せられるのでこの点をここに提言しておく。

参考として本県の預託金額及び預託金利率、貸付利率を掲げれば次の通りである。

A 小口金融資金預託額 一四〇、〇〇〇、〇〇〇円
預託金利率 年四分五厘(日歩一銭二厘三毛強に相当)

B 設備近代化融資金預託額
貸付金利率 日歩三厘
預託金利率 年五分(日歩一銭三厘七毛に相当)

貸付利率 日歩三厘三厘
二 本市工場設備条例の適用によつて奨励金の交付を受けている工場は四工場であるが、この他三工場の申請についても二十九年十一月四日工場設備委員幹事会の調査が完了している。その後の事務は進捗してゐないようであるが許否いずれとも迅速に処理し申請者の工場経営計画に支障を来さぬよう注意すべく、又もし特別の事情のために尙決しがたい場合はそのことを事務処理上に明らかにしこの種のことにありがちな諸請運動等不明朗なことのあらぬよう堅確な処置が望ましい次第である。

三 店舗住宅の管理は昭和二十九年六月に行われた機構改革と同時に財務課へ移管されたものであるが、当該管理中において皆東町店舗住宅使用料(昭和二十七年)の徴収不能となつたものが三、二四〇円あつた。これは入居者の行先不明によるものであつて事情止むを得ないものと思料するが将来こうした事例が度重ならないよう注意されたい。

四 計量器定期検査は法の定めるところにより毎年一回実施するとともに立入検査も実施してあり、その結果によれば不正計量器の使用が最も多く悪質なものに至つては故意に不正計量方法を行つていたものも多数に

当市場は市の中央部に位置し建物総坪数は四、〇七一坪で、昭和二十四年設置当時の一、五〇七坪に比較すると実に二、五六四坪の施設が拡張されたことになるわけである。従つて市場取引高も年々増昂し市内は勿論、近郊町村にとつても重要な集散市場として認識されるに至つたことは喜ぶべきことである。

又市場の運営如何は直接市民生活に影響するところが大きいので将来共これが円滑なる需給調整を図るよう努められた。

なお今回の監査において事務処理上注意すべき点が若干あつたのでこれを次に掲げる。

一 昭和二十九年年度当初における使用料の過年度分調定額は六九四、一四八円であつたが、昭和三十年二月末現在の収入済額は四五四、二五五円、未収入額は二二九、八三三円となつてゐた。又雑収入過年度収入においても同様調定額七七、七八八円に対し収入済額は六五、八〇〇円、未収入額一一、九八八円という好成绩を挙げたが、関係者の努力の跡が見受けられたが今後更にこれが完全徴収に努められたい。

二 売買契約が成立したときは卸売人は直ちに売渡票を作成しこれを買受人に交付すると共に、その写を場長に提示しなければならぬことになつており(業務条例施行細則第二十五條)

又卸売人が販売委託者に対して送付した売買仕切書は直にその写一通を場長に提出し提出しなければならぬという規程(業務条例施行細則第二十六條)があるが、これらのことが厳格に行われておらないため業者の売上高の把握が充分出来てゐないようである。

又卸売人中には委託者に多大な未払損失を与へた事例が昭和二十八年及び二十九年年度において各一件ありこれらの業者に対しては夫々許可取消を行つてゐるが、著しく市場の信用を失墜するものといわねばならない。今後市場に関する諸規定の周知徹底につとめるは勿論、これが励行方につき指導する等運営上遺憾なきを期せられた。

上つてゐるが将来出来得るかぎりこれが立入検査を実施し公正取引の確立を期するよう努力せられた。

五 昭和二十九年中の本市観光客は内外人を合せて一、七二二、三九二人であつてこの中外国人はハワイ観光団を含む一、七三〇人となつてゐる。本市の観光に關しては市観光協会と協力してこれに當つてゐるが、外国観光客のうちにはよりサービスの改善を要望してゐるものもあるようであるからこれが改善を期する等積極的な観光政策を講ずる余地がある。又従来観光団に配付してゐる絵葉書、広島の観光、冊誌、ラフ、ラフ、記念バッヂ等(一人当り約一三三円)についても量より質へと真に平和都市、観光都市の名に相応しい記念品として保存し得るもの等について考究すべきであると思料する。

六 広島駅前観光案内所において取扱う建設寄附金(平和シール)頒布に対する寄附金は昭和二十七年より実施され現在これが寄附金九八〇円を当所に保管中であつたが、これらについてはたとえ少額とはいへども年度毎に市の才入として繰入れるよう処理されたい。

七 才入才出予算の整理については帳簿の記載上注意を要するものが二、三あつた他は適正に処理されてゐるものと認められた。

農 水 産 課

一 真珠養殖事業は昭和二十八年五月より金輪島及び似島海域に市の直営として試験的に実施されてゐるものであつて当初予算五〇〇、〇〇〇円が計上され、着手以來現在迄の所要経費は約四二〇、〇〇〇円となつてゐる。一先ず昭和三十年度をもつて試験を打切ることとなつてゐるがこれが中間試験の結果は技術的にはなお研究を要するも一応養殖可能ということである。

現在似島地区においては組合組織をもつて企業化の機運にあることは喜ばしい次第である。これら企業者の育成指導には万全を期し過去における本市の試験養殖事業が完全な結実に至ることを期待して止まらぬ。

二 現在市場内の無許可建築物は四件、約十五坪と無許可建築した後に承認したものの二件、約八、五坪があつたが、業務条例第四十三條に照し適当でないので早急に措置すると共に今後かかることのないよう指導せられた。

四 附属営業のうち約一、五坪を自費で建築したものがあつたが、これに對して他の附属営業と同様設備使用料を徴しているが自費で設備したものに対し使用料を課するといふことは不合理であるから、これは別途契約により市場使用料として適正料金を徴収することが適当であらう。なお現在附属営業をしてゐる者の中には許可名義人と異つたものが四件あつたが、無許可譲渡は条例の定めるところにより出来ぬことになつてゐるのでこれが取締を強化せられた(業務条例第四十二條)

園 藝 指 導 所 (広島市庚午北町十二丁目二四)

一 昭和二十九年二月二十六日当指導所主催のもとに青年園芸講習会を同所において開催し、講師として本県農業技術課技師及び県立可部園芸支場長を招へてゐるが、これが開催に伴う諸経費については何等予算措置が講じられてゐない。従つて講師の謝礼及び接待等に要した経費はすべて所長が自費をもつて支弁したことであつたが、今後この種の行事執行に當つては実施計画と同時に主管課とも充分協議し所要経費を計上するなど処理に遺漏なきを期せられた。

二 当所の雑収入(農産物売却代金)は予算額六〇、〇〇〇円に對し現在三〇八、九九一円となつてゐるが直売による蔬菜、花卉及び種子等は概ね一カ月分を一括して市金庫へ納入してゐるためその間の直売代金を当所へ保管してゐるが、これは盗難その他事故発生の際となる虞れがあるので最寄の広島市金庫取納店農業協同組合庚午支所に預託する等保管に万全を期する要があるものと認められた。

三 広島市園芸指導所研究規程による入所研究生は現在五名であつたが研究は市外又は市内辺鄙な地域の出身であるため同指導所倉庫附上一室を仮宿泊所とし

二 昭和二十九年年度において農業生産施設再建資金として広島市農業協同組合へ六、〇〇〇、〇〇〇円を預託してゐるが、この預託金利率は年二分となつており一方の中小企業融資金制度における預託金利率年三分五厘に比し甚しく低利である。これら融資資金の預託利率については市としても或程度統一した利率を定め

ておくことが妥当ではあるまいか、研究を望むものである。

三 昭和二十七年農地用水池に放流した鯉苗を翌二十八年十月広島市農業協同組合へ無償下付をしてゐたが当初の放流鯉苗は一萬尾にして下時の尾数は一、七五〇尾と推定され養鯉成績は不良となつてゐた。鯉魚の放流目的は飼育、管理の指導を行い遊休水面の高度活用と養鯉の普及振興を図り、観賞用として又食用として利用することにあるが本事業完了後においてどの程度まで養鯉が普及され認識されたか、溜池における飼育の適、不適等当初の計画に對しての重要な結果が出されてゐないがこれらについては単なる慣例的行事に終ることのないよう、又将来の参考に資すべき何等かの結果を得ておくことが必要である。

四 昭和二十九年十二月第五回広島市農水産物共進会を開催した際出品者及び生産区長等に対して記念品として日本手拭を配給してゐるがその配分は計画性に乏しく且つ配分に関する何等の記録も残されてゐなく適正な処理と認められた。

五 農業委員会委員に対する年末手当の支給に當り該当費目がないため、農業委員会費、委員報酬より食糧費を予算流用の上酒肴料として支給されてゐるが、これらについては本市の公務員に對する特別手当の支給に關する条例第二條第二項中に農業委員が含まれてゐない關係もあり止むを得ない措置と認めらるる他の委員同様これら手当の支給を必要とするならば、先ず条例を設けた後において実施すべきであつてこのような処置は適当と認められぬ。

広島市中央卸売市場(広島市水主町)

二

て使用せしめてゐるが、衛生上は勿論火災予防の上から不適当な点があるので特に注意取締を行われたい

一 本家畜市場において取引する家畜はその殆んどが食用に供されるもので従つて買受人も殆んど精肉業者である

一 歳入予算整理簿の備付がなく歳入調定簿のみによつて処理してゐたが会計規則の定めるところの帳簿様式に従い整理された

一 一方同じく二月末現在における支出状況を見るに予算額二、八五一、〇〇〇円に対し支出額八四九、五七二円

二 失業対策事業の工事用竹簡、筆その他竹細工をするため建物一棟を労働課所属の失対労働者が使用中であるが、終業後における器具の点検その他火災予防等これが管理に遺憾なきを期せられた

一 特別会計用品調達における購入物品の受入は購入手続及び購入代金の支払が完了するまで十日三十日間

一 危険物を購入し之が一時保管を業者に依頼した場合市は業者より物品預り証を徴し、業者は市に対して保管証明書を請求してゐるが、この場合別に証明書を提出せず、預り書をもってこれに代えてゐるが手

二 監査の対象 建設局所管に属する各課事務、事業の執行状況 自昭和三十年二月十四日 至 四月九日

四 監査の結果 当建設局は、本市が原爆被害を受けてより十年、これが復興建設に日夜懸命の努力を続けているものである

七 本市では市長へ手紙を出す旬間一回実施しており、市民の市政に対する愚憤なき意見を見聞するには、時にとつてのよい思ひつきであると思料する

して精算報告期限より戻入日まで一月乃至四月余を要してあり、其の間の現金保管方法も適当でないものがあるので会計課とも緊密な連絡をとり、適正迅速に処理された

Table with 4 columns: 種目, 計画事業費, 施行実績, 内訳金額. Rows include 震災復興, 区画整理, 橋路, 鉄道軌道, 瓦折, 公共空地, 上水道, 下水道, 平和記念施設, 排水施設, 警備施設.

数料を徴収する限り、証明願書は別個に受理して処理するよう改善された

一 広報費、食糧費の昭和二十八年年度予算額は、五〇〇、〇〇〇円であったが、昭和二十九年年度は一躍一、五〇〇、〇〇〇円に増額されており、然も、これに伴う事業の執行面は、特に目新しいものもなく、交際費に該当すると認められる経費が、本費目より多額に支出されてゐたが、将来予算の編成及びその執行に當つては充分考慮を払われた

二 新聞記者転勤の際、広報費、食糧費より酒肴料として贈呈してゐるものが数件あったが、これは通常贈別乃至記念品として贈呈する慣例があり、支出費目は交際費が妥当である

Table with 4 columns: 都市公共施設, 建設費, 住宅施設, 衛生施設, 緑地施設, 厚生施設, 河川, 雑費, 計. Rows include 都市公共施設, 建設費, 住宅施設, 衛生施設, 緑地施設, 厚生施設, 河川, 雑費, 計.

上表の示すとおり、戦災復興事業の中で、鉄道軌道、瓦斯事業は既に一〇〇%を上廻つてゐるとはいへ、之が進捗状況の率平均は未だ二〇%に達してゐない現況であつて、前述の如く、一応昭和三十三年年度まで工期延長をなしたるといへども、その完工を見ることは容易でないと思料されるので将来之が処理については特に精密な周到なる施行計画により、平和都市広島の実現に努力邁進されんことを切望するものである

一 請負業者は契約締結後七日以内に工事費内訳、明細書提出しなければならぬことになつてゐるが、これを提出してゐないものがあり、又提出された明細書について、原設計と比較対照するとき、相当食違ひがあるにも拘らず、そのまま処理されてゐるものがあるが、請負業者の提出する工事費明細書は、工事施行上極めて重要な資料を有するものであるが、これが内容について充分検討の上、処理するよう留意された

のがあつたが急務を要した実情は了とするもかかる取扱は不当であるから、改善しなければならぬものであろう。

三 工事の設計、施行伺、入札等、一貫した事務が停滞し、そのため議会の承認を得ることができず、型式上急務と要するとして、事後承認の形を執つたと認められるものが相等あつたが、事務処理を迅速にし、成るべく事前に議会の承認を得た上、実施するよう努められた。

四 工事日誌は工事精算書に添付するような簡単なものでなく、詳細明確なるものを作成し、今後の事務に便なる記録とするよう改善された。

総務課

一 昭和二十九年六月一日市警察は県に移管されたのであるが、これが市警察当時、市が大蔵省より借用していた基町地区警察職員用住宅敷地(旧西練兵場)の一部を、特定個人に転貸したため、大蔵省より、契約違反といふことで、原状回復の上、返還するよう、命令をうけていたのであるがこれを未処理のまま県に引継ぎをなし、そのため昭和二十八年度二十九年度分の土地使用料は未徴収となつて、結果において、特定個人に利益を与えたことになつて、本件については既に既述して使用料を徴収するなり、今後この貸地関係はどうするかについて、処理を講ずるなりその解決をつけるは勿論、将来これに類した不適切な取扱をなさないよう注意されたい。なお、市営住宅敷地として、大蔵省より借受けていた土地(旧東練兵場)の一部を周囲の環境上から、公衆浴場を設置させるため、個人に対し、転貸したものがあつたが、これらについても大蔵省との契約条項を充分検討し契約に違背しないよう最善の措置を講じておかれた。

二 駅前前広島百貨店並びに商店街の土地使用損害金は二十九年四月以降未収となつて、この損害金は一旦、市が徴収し、そのまま土地所有者に交付すべきものであり、従つて損害金の長期未収となつた場合は

市と土地所有者間の紛争の因となることも予想されるので、これが完全徴収に努めると共に、将来該土地を使用者に買取らせるか、又は市が買収した上、更に使用者に売却するか等、早急に解決の方途を講ずる要があると認められた。

三 昭和二十九年度市営住宅建設用地(二、五九四坪五四)の買収に当り、仮登記権利者と二十九年五月二十六日に売買契約を締結し、之が買収代金の第一回支払期限を二十九年五月三十一日としていたが、登記権利者より仮登記権利者への所有権移転登記、更に本市への移転登記が遅れ、同年六月二十一日に完了したので同時に第一回、第二回、の支払代金を一括支払いをなしていた。

なお、これが売買契約書の売主は前述の通り仮登記権利者となつていて、登記名義人は本契約に同意した型となつて、これらについては相手方双方の問題解決後に契約を締結するべきであつたと思料する。

四 昭和二十五年三月、道路拡張のため、民有地四〇坪四九を買収したのも、二十九年六月に至り、之が買収土地の中僅か一合七勺のみが本人のもので四〇坪四二は都市計画により、他の者に対して行つた換地であることが分り、同時に土地代金の請求を受け、今もつてその解決に困却してゐる実状である。このような事態を生じたことは一つは東部復興事務所が都市計画区域外の土地と誤認してゐたことに基因するものであるが、いま一つは正当債主の確認につて、主管課が周到なる注意を払わなかつたことも指摘し得るので将来再び斯かる事態を起さないよう、注意することゝ之が早期解決に努められた。

五 矢賀小学校南側道路拡張に伴い、小学校敷地の一部を教育委員会より登記未了のまま移管を受け、道路敷及び下水道敷として地目変更の登記手続きを昭和三十年二月二日完了しているが、本土は遠く昭和四十四年一月一日安芸郡矢賀村が本市に合併する際、学校敷地として本市へ引継ぎされたものであつたが、その後、登

より提出された決算書及び事業経過報告書が指令書の約定期間より著しく遅れており、又その収支内容も予算書と全く同一で決算書としての内容が不十分であつた。将来これら助成金については、その助成目的を充分理解せしめるとともに、収支状況を詳細に報告せしめるよう、指導せられた。

記未済のまま放置されてゐたものであつて、その間に費用節約の配慮があつたかも知れぬが、権利の安全を期する所以でないから、今後このようなことのないよう関係各課の注意を喚起する。

六 県に対する道路及港湾改修事業負担金の未納額が下表の通り二〇、一九〇、六〇八円となつており、市政窮迫の折柄止むを得なかつたものと思料するが、将来の根柢とならぬよう早急に県当局と折衝の上、善処された。

県負担金未納額

年度	事業名	事業費(円)	負担率(%)	負担額(円)	摘要
昭和二十九年	道路	20,500,000	25	5,125,000	予算追加
昭和二十九年	埋立	4,000,000	50	2,000,000	同上
昭和二十九年	河川	1,000,000	50	500,000	同上
昭和二十九年	埋立	26,000,000	25	6,500,000	交付公債
昭和二十九年	28年度港湾改修事業	2,499,368	10	249,936	同上
昭和二十九年	港湾改修事業	51,500,000	-	373,750	同上
昭和二十九年	道路前庭	14,800,000	25	3,700,000	未計上
昭和二十九年	埋立地整備工事	322,000	50	161,000	同上
昭和二十九年	船舶用水池新設	380,000	50	190,000	同上
昭和二十九年	市営港線外3路線	14,672,000	03	44,000	同上
昭和二十九年	一般国道二号線	5,000,000	100	5,000,000	追加計上
昭和二十九年	市営海岸堤防修築工事	6,986,900	15	1,048,035	同上
昭和二十九年	八幡川砂防工事	1,058,000	10	105,800	未計上
昭和二十九年	河川協会分組金	6,625,000	02	13,250	同上
昭和二十九年	計			20,190,608	予算未計上
					4118,830

土木課

一 道路占用許可願を受理した際は、支障の有無を調査し、許可証を発行することにして、許可証を発行する時は既に使用中のものが多く、従つて之が之が取縮を強化せられた。

二 本通りオーニングの道路占用料は商店街側より之が減免につき、申請があり、二十九年度分は条例料率の二で調定したのであるが、その後雪害により、大半が倒壊し、このため二十八年度以降の滞納分の徴収が著しく困難となつてゐるが、使用料の調定は速かになし、かかる不仕末のないよう注意された。

三 宇品御幸通り道路敷の二十九年度分使用料は使用者側より減額陳情が行われ、二十九年五月六日減額決定しているが使用者側においては、なお、市の調定額を不服として、使用料を納入しない者が多く、従つて之が継続使用願は未処理のまま放置されている状態であり早急解決を要すると認められた。

四 請負工事者に対する支給材料の受払が極めて杜撰で例えは工事竣工後に材料を支給した如く処理されているものがあつたが形式的処理にならないよう充分注意された。

五 道路法第二十八条に道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、之を保管するよう規定されているが、現在道路敷を寄附或は買取等により、所有権移転登記を完了したのみ、調製されて、従来の道路について、何等、措置がなされていなく、従つて早急調製するよう対策を講じられた。

六 重要幹線街路事業の中、己斐石内線(三八九坪三〇)及び横川一芝線(三三六坪)は国有農地であつて昭和二十四年度より借上げているが、二十九年六月農地法の改正によつて買取もできることとなつてゐるので、之が買取手続を進めるよう考慮せられた。

七 宇品一似島間、宇品一金輪島間、定期航路に対し、次のとおり助成金を交付しているが、之が交付申請者

年度	助成金額	年度	助成金額
27	300,000	27	150,000
28	500,000	28	150,000

八 昭和二十六年六月十九日取得の市営棧橋工作物中、浮函(台帳価格六〇〇万円)、渡橋(台帳価格七万円)は同年六月十四日のルース台風により、沈没したため浮函三〇〇万円、渡橋七万円を夫々財産台帳から減額をなし、更に同年十二月七日工事施行による増額として、浮函二〇〇万円渡橋八万円を夫々台帳に登録してゐたが、この金額決定に当つては、工事施工額或いは財産評価委員会の評価にもよらず、只単に主管課において決定したものであるが、将来これら物件の価格決定については市有物件災害共済会等の保険の目的とする場合も考慮し処理に慎重を期せられた。

九 本庁及び宇品所在の倉庫の資材管理については、これを予備購入品、失却事業用資材、直購入品等に各区分し、各係員をして担任せしめてゐるが、これが受払簿は同一品目については、本庁、宇品を区分せず、一括記入しているため、現品との照合が極めて困難であつた。又不用品に属するスクラップ等の整理ができていないばかりか器具備品の中、製図器具等の保存管理も充分でなく、このままの状態でおくときは、使用不能となるおそれもあるので早急に善処された。

一〇 昭和二十九年度末における港湾使用料の滞納額は次表の通りであるが、中には、年当初より未納のもの

緑地課

のものあるから、徴収に一段の努力が望まれます。

30年3月31日現在

種別	年度	件数	金額
上家使用料	27		68,400
遊樂場使用料	28		202,698
空遊樂場使用料	57		219,686
計		112	490,784

一 比治山公園並びに江波公園の電灯は二十九年四月一四七、〇〇〇円の補修工事費にて整備したが、その後電線の盗難、電球の破損消耗等により点灯数は漸次減少し、二月現在では三八個中僅か七八個の点灯を見られるに過ぎない状態となつてゐた。然も、電灯料は依然として三八個分八、八四〇円を年間を通じ毎月支払われてゐたが適当でな。

二 宇品苗圃の管理者用の住居及び事務所は失却事業費(一部は私費)により、建築されたことになつてゐるが、財産台帳に登録されていないままとなつてゐるので早急に処理された。

三 公園内に於ける設備器具の盗難、破壊、不法建築、不法使用等は跡を絶たない実状であり、当課に於いても、之が取締に腐心しているようであるが、公園管理は単に取締を強化するばかりでなく、あらゆる機会をとらえて、且つ巧妙適切な方法を考案し、一般民衆に公園愛護の概念をうづつけるよう啓蒙に努められた。(市の施設物がいつの間にか破壊、損失し、そのまゝに放置されている実状が衆目にわたつてゐるから特にこの提言をするものである。)

四 苗圃に於ける植物の出入は挿木、実植等もあつて、かなり複雑であり、現状においては毎年一回員数を調査しているに過ぎないが、これは矢張り中間の出入についても整理し、主管課としてその実体を把握してお

くことが必要であらう。

五 昭和二十九年年度における比治山公園内売店の土地使用料は五件中二件が未納のままとなつておるが、これら未納者の中には、使用許可を受け、然も使用開始後に於いて、使用料が適正でないとして納入しないものもあるようであるが、今後は本市民園条例第八条(別表第三)により使用許可と同時に納付せよるとともに納入しないものに対しては許可証を交付せざるは勿論建物の撤去を命ずる等、き然たる態度で処理せられたる。

營繕課

当該課における事務の処理状況については、別段重要な指摘事項はなく、概ね適正と認められたが、前述の各課共通事項については、充分意を留め、今後の処理に遺漏なきを期せられたり。

住宅課

一 市営住宅については、現在当該課において、建設当初の入居者送考及びその後の修繕工事に關し管理しているが、使用料の徴収並びに通常の維持管理については財務課において、分掌しており、事務の一貫性を欠くことになるのではないが、そうして管理上却つて複雑化している感じを受けるので将来の市営住宅分掌事務の合理化につき、再検討の要があると認められた。

二 当該課所管の材料倉庫は他課より保管依頼を受けた物件等もあつて、一見雑品倉庫の如き状態であるから、早急に整理された。

下水課

一 下水道使用料の過年度分未徴収のものが多く、これは徴収係員の人員の不足も一因をなしているが、これが大きな原因としては地区的に、下水道使用料の徴収は不当であるとして、集团的に納入を拒否しているものがある。これらに対しては条例に適用すべき罰則が定められていないということで、処置に困つてゐるようであるが、使用料等の滞納処分については地

方自治法第二三五条各項の規定により、出来得るのであるから悪質のものに対しては断固たる措置を講ずる等、本市条例の主旨に副い、事務に遅滞なからしむるよう努められたり。又臨時排水用下水道使用料の測定誤れのものが多々あり、これも調査員の人員不足によるものとしてゐるが、本市の現状においては当分人員の増加は望めないで、極力、事務の合理化を図ることにより、これが是正に努められたり。

二 ポンプ場敷地、下水道敷地等に多数の不法建築があり、現状としては、都市計画の進捗に伴う自然立退を待つてゐる状態であるが、これらについては早急に実状調査の上、損害金を徴収する等考研の上善処された。

計画課

一 簿冊の中、年度区分が記入されていないものがあると共に、冊誌類等を綴込み、徒らに簿冊を部厚くしてゐるものがあったが、これは取扱に不便であるばかりでなく、研究資料として充分利用出来ないこととなるので、別途保管し、その活用を図るようになされた。尚雑書綴に第一種文書に属する事務引継書を編纂してゐたが、適当でないから整理しておかれた。

二 南千田貯留池及同北側入江埋立工事は、二十九年八月二十日、工事施行伺をなし、八月二十五日に請負契約を締結、同日着工しているが、本工事の施行に當つては、県知事に対する河川生保物採取願及河川内工作物新築並びに工事施行伺、その他漁業協同組合の同意工事現場内の無断建築物現状回復命令等の、着工までに、当然処理しておかねばならないにもかかわらず、之等の諸手續未済のまま着工したため、工事中種々障害を起したものである。将来かようなことのないよう注意された。

建築指導課

一 建築物が違反建築物であるとして、附近住民より陳情書嘆願書等が提出された場合、当該課においては現地調査をなした上、不当なものに対しては、工事の停止又は移転、除却、改築、使用禁止、使用制限等、命令書を交付しているが、中には既に竣工し使用開始しているものも相当するようである。今後之等違反建築物については、事前にこれを指摘し、少くとも工事中に措置し得るよう復興事務所等とも横の連絡を密にし、之

庶務課

一 売却市有地(二坪市有地の換地)の中、一三件、四八坪六七は、買受人が従前より現地の居住しているため、使用停止処分を行はず、又一方買受人も資力が足りないため代金を納入せず、従つて、契約未締結のまま現在に至つてゐるが、これらについては分割納入を認める等、出来る限りの適宜な方法により、早急に解決し事業の進捗を図られたい。なお分譲予定地についても、既に使用中であるにもかかわらず、代金未納のものが六件あるので早急に善処せられたい。

東部復興事務所

庶務課

一 売却市有地(二坪市有地の換地)の中、一三件、四八坪六七は、買受人が従前より現地の居住しているため、使用停止処分を行はず、又一方買受人も資力が足りないため代金を納入せず、従つて、契約未締結のまま現在に至つてゐるが、これらについては分割納入を認める等、出来る限りの適宜な方法により、早急に解決し事業の進捗を図られたい。なお分譲予定地についても、既に使用中であるにもかかわらず、代金未納のものが六件あるので早急に善処せられたい。

二 警察において風俗営業の許可をする場合、都市計画

補償課

一 事業用地の使用申請は六カ月の期限にて許可し、使用料に代るべきものを損害金として徴収しているが、六カ月を経過した際、継続使用願を提出せず、更に六カ月を経過した後において、損害金を徴収しており、従つて期限経過後は無断使用の形となつてゐるが、これは、やはり、再使用願を提出せしめた上、損害金を徴収すべきであると思料する。なおこの場合、之が土地の性質上何時でも市の要求に応じ返還せしむるよう措置を講じておくことは勿論である。

二 移転(除却)命令等

換地先の支障等により到底移転が不可能と思われるものに対しては、一律に命令書を送付し、長期に亘つて放置しているものが相当あつたが、これは市の權威にも係ることであるから、命令書の発行に當つては、その実情を充分調査の上、発行

後は断固としてこれを実行に移すよう強力なる施策が望ましい。

三 移転補償の取扱

これが一貫した同一調査員が行つてゐる関係上、事故の原因となつた例もあるので、これが検査は、調査員と独立させる等、内閣牽制組織の確立につき考研せられたり。

四 工事課

一 確定測量後において、市民の依頼により実施している測量に対し、手数料を徴収することにつき考研されるよう。前回の監査においても要望したが、現在では年間約一、一〇〇余件あり、市としても人件費材料費等、相当犠牲を払つてゐることもあるので、実費程度の手数料徴収は必要であると認められた。

二 失業対策事業費による学校施設の整備工事等、竣工後の引渡については、昭和二十九年教育委員会の監査報告書に指摘したとおり、竣工と同時に、文書により正式に主管課に引継をなすよう取扱われたい。

三 新天地公共広場については、一部移転未了の家屋があるため、これが主管課である緑地部への移管が出来ないまま現在に及んでいるが、何時までもこのような状態におくときは、不当使用等の問題も起き、又都心地という関係からしても早急に残存家屋の却去に努め真に市民行楽の場所となるよう、之が早期完成に努力せられたり。

四 庚午地区の区画整理事業実施に伴う、未登記小作補償の陳情が度々なされてゐるが、法令上、補償の根拠もなく解決に困難な状況にあるが、このままの状態を推移するときは、今後の事業遂行上、大きな障路となるので将来の悪例とならないよう、これが早急解決方につき善処された。

が未然防止に努められたり。(この点については、昭和二十九年七月、東部復興事務所に対する臨時監査報告においても、指摘しておいたところである。)

二 耐火建築促進法による防火建築物造成に対する補助金については、現在、新聞社及建築業者を通じて希望者に周知させるか、或は現場員を現地調査せしめる等の方法により、資料を蒐め、予算化しているが未だ利用者には僅かな状況である。将来本制度の利用方につき周知徹底を期し、防火帯造成の促進を図られたい。

計画課

一 簿冊の中、年度区分が記入されていないものがあると共に、冊誌類等を綴込み、徒らに簿冊を部厚くしてゐるものがあったが、これは取扱に不便であるばかりでなく、研究資料として充分利用出来ないこととなるので、別途保管し、その活用を図るようになされた。尚雑書綴に第一種文書に属する事務引継書を編纂してゐたが、適当でないから整理しておかれた。

二 南千田貯留池及同北側入江埋立工事は、二十九年八月二十日、工事施行伺をなし、八月二十五日に請負契約を締結、同日着工しているが、本工事の施行に當つては、県知事に対する河川生保物採取願及河川内工作物新築並びに工事施行伺、その他漁業協同組合の同意工事現場内の無断建築物現状回復命令等の、着工までに、当然処理しておかねばならないにもかかわらず、之等の諸手續未済のまま着工したため、工事中種々障害を起したものである。将来かようなことのないよう注意された。

三 広島海員会館は、現在、海上保安本部、海難審判所洗濯業者等に夫々貸与し、本来の設置目的である海員の福利増進を図るための施設としては、あまり活用されてゐない実情である。これは予算の關係もあつて、建築物の一部が修繕されないうままにおかれてゐることも一つの原因となつてゐるのであるが、折角の施設であるから遊休せしめないよう、之が活用について充分考研せられたり。

広島市報

号外第10号

発行
昭和30年5月31日
(火曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

◎広島市の財政事情

広島市告示第七十号

地方自治法第二百四十四条第一項並びに広島市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定により、本市の「財政事情」を次のように公表する。
昭和三十年五月三十一日

広島市長 渡 辺 忠 雄

【目次】

- 一 ま え が き……………一頁
- 一 本市財政の動向……………一頁
- 二 予算並びに収入支出の状況……………一頁
- (一) 昭和二十九年各会計予算の概要……………一頁
- 1 昭和二十九年各会計予算概要……………二頁
- 2 昭和二十九年各会計予算概観……………四頁
- 3 昭和二十九年各会計予算概観……………四頁
- 4 昭和二十九年各会計収入支出の状況……………六頁
- (二) 昭和二十九年各会計収入支出の状況……………六頁
- 1 昭和二十九年各会計収入支出状況……………八頁
- 2 主なる事業調……………八頁
- 三 市民負担の状況……………一〇頁
- (一) 昭和二十九年各会計の負担状況……………一〇頁
- (二) 市税の市民一人当り負担額調(各年度比較表)……………一〇頁
- 四 財産・公債及び一時借入金金の状況……………一一頁

- (一) 市有財産……………一一頁
- (二) 公債……………一一頁
- 1 借入先別市債現在高調……………一一頁
- 2 費目別市債現在高調……………一一頁
- (三) 一時借入金……………一一頁
- 1 財政調整資金借入状況調……………一一頁
- 2 起債前借金借入状況調……………一一頁
- ま え が き……………一一頁

ここに第十五回の財政事情を公表いたします。

今回は、昭和二十九年各会計の三月末日までの執行状況と本市財政の事情をお知らせするとともに、今後の市政運営に關し、なお一層の御協力をお願いする次第であります。

一 本市財政の動向
本市財政の推移につきましては、毎年二回公表して参りました本市の「財政事情」により御理解願っております。

今日の地方財政は極度に窮乏し、本市財政も、又、相当額の赤字をかかえ財政再建のため苦慮しているのであります。本市は、二十八年より財政再建計画を樹立し、極力赤字解消に努めて参つたのでありますが、昭和二十八年年度決算において従来の実質的赤字を若干解消したとは申しましたも、なお、一般会計において二億九千五百四十二万六千四百、市民病院特別会計において一千五百十五万八千、競輪事業特別会計において一千三百四十四万五千円の財政赤字を作つていたのであります。

昭和二十九年各会計予算編成に當つては、昭和二十九年地方財政計画並びに財政再建計画に準拠する方針をとり行政機構並びに各事業施設の合理化を計り、重点を都市建設事業、市政の発展に即応する各種事業施設、就中、教育施設、下水道施設、衛生施設等の整備充実並びに産業経済の助長等に指向しました。

次に経常費に、おいては、人件費は現行の事業が定員並びに機構を厳密に検討し、合理化することをもって縮減を図り、自然退職その他による欠員は、これを不補充の原則により経費の節減を計ることとしたし、物件費においても前年度実績の二割程度の節減を計ることとしたしました結果、昭和二十九年各会計予算総額は三十七億三千五百九十八万七千円(水道事業会計を除く)となっております。その後事業繰越二億八千八百九十七万六千円の追加並びに認証事業、起債事業等の承認による所要経費その他必要最少限度の経費等六億一千五百五十四万七千円を合せ、最終予算総額は四十六億三千六百五十一万円となっております。

これが予算執行に當つては、不急事業の抑制、経常経費において約二割程度の節減を計り、収入面においては、極力新規財源の確保、国庫依存財源の獲得、又、市独自財源の根幹である市税の完全徴収を計る等により、極力赤字の解消に努力いたしましたのでありますが、年度末決算においては、なお、一般会計において約二億二千万円、市民病院特別会計において一千五百五十万円の翌年度繰上繰入用の措置をとらなければならぬ見込となつております。

なお、競輪事業においては着々その効果をあげることができ、当初建設費四千三百七十万円は全額償還し、さらに一般合計へ約一千六百万円の繰入を行う現状となつております。

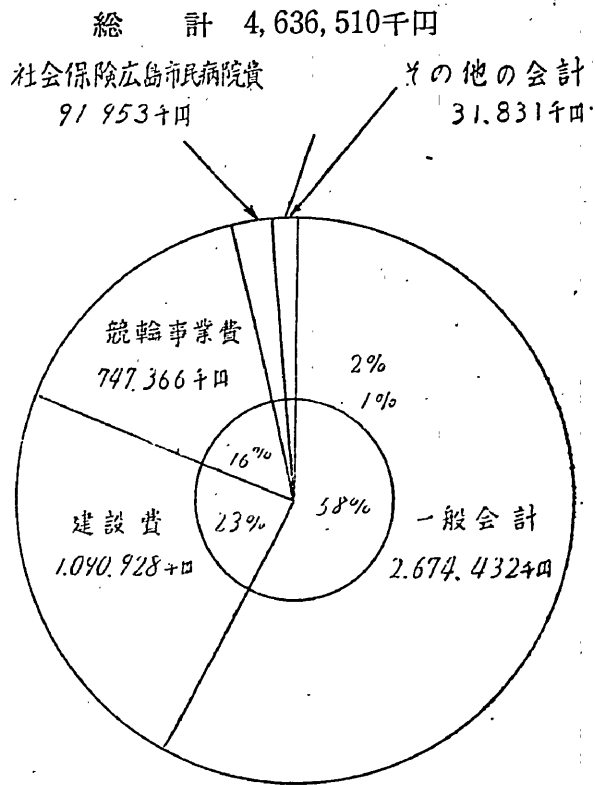
なお、昭和二十九年三月三十一日現在の予算執行の状況については、次の通りであります。

二 予算並びに収入支出の状況
(一) 昭和二十九年各会計予算の概要

1 昭和二十九年各会計予算一覽表

二 昭和二十九年各会計収入支出の状況

三 市民負担の状況



科 目	当 算 額	自4月1日追加自10月31日追加		計	予算総額に對する百分比	備考
		至9月30日算額	至3月31日算額			
1 市 普 通 税	1,033,631△	8,524	127,302	1,152,409	43.1	
2 旧法による税金	1,028,728△	9,513	121,757	1,140,972	42.7	
3 地方交付税	4,903	989	5,545	11,437	0.4	
4 公企業及び財産収入	226,613△	54,975△	77,737	93,901	3.5	
5 分担金及び負担金	20,954	—	169	21,123	0.8	
6 使用料及び手数料	157,256△	1,646	1,888	157,498	5.9	
7 国庫支出金	490,611	67,032△	33,655	523,988	19.6	
8 県 支 出 金	20,986	4,181	7,807	32,974	1.2	

特別会計 建設費

科 目	当 算 額	自4月1日追加自10月31日追加		計	予算総額に對する百分比	備考
		至9月30日算額	至3月31日算額			
1 職 員 費	30,838	—	—	31,550	1.2	
2 警 務 費	380,238	890	20,570	401,698	15.0	
3 警 察 費	527	—	6,201	527	—	
4 警 務 費	281,262△	114,088△	6,201	173,375	6.5	
5 警 務 費	70,807	2,219	12,695	85,721	3.2	
6 警 務 費	374,486	225,367	58,235	541,618	20.2	
7 警 務 費	547,269	9,391	33,719	590,379	22.1	
8 警 務 費	99,468	37,361	18,002	154,831	5.8	
9 警 務 費	62,097	5,308	21,465	88,870	3.3	
10 警 務 費	32,056	—	5,000	37,056	1.4	
11 警 務 費	2,330	—	—	2,330	0.1	
12 警 務 費	11,849	470	5,857	18,176	0.7	
13 警 務 費	92,869	—	3,989	96,858	3.6	
14 警 務 費	4,250	—	—	4,250	0.2	
15 警 務 費	3,457	—	—	3,457	0.1	
16 警 務 費	54,818	2,660△	23,588	33,890	1.3	
17 警 務 費	200,772	134,153	71,921	406,846	15.2	
18 警 務 費	3,000	—	—	3,000	0.1	
合計	2,252,393	303,731	118,308	2,674,432	100.0	

歳 出

科 目	当 算 額	自4月1日追加自10月31日追加		計	予算総額に對する百分比	備考
		至9月30日算額	至3月31日算額			
8 寄 附 金	2,001	7,500	27,349	36,850	1.4	
9 寄 附 金	34,184	—	—	34,184	1.3	
10 寄 附 金	1	—	—	1	—	
11 寄 附 金	68,755	163	232,585	301,503	11.3	
12 寄 附 金	197,400	290,000△	167,400	320,000	11.9	
合計	2,252,393	303,731	118,308	2,674,432	100.0	

科 目	当 算 額	自4月1日追加自10月31日追加		計	予算総額に對する百分比	備考
		至9月30日算額	至3月31日算額			
1 公企業及び財産収入	100	42,000	16,058	58,059	5.3	
2 使用料及び手数料	228,591	9,568	13,487	251,646	23.1	
3 国庫支出金	172,052	9,224	100,778	282,054	25.9	
4 繰入金	1	—	—	1	—	
5 繰入金	2,265	—	3,502	5,767	0.5	
6 雑収入	23,672	—	△14,293	9,379	0.9	
7 雑収入	190,000	—	△26,400	163,600	14.9	
8 雑収入	—	—	307	307	—	
9 雑収入	—	—	32,000	32,000	—	
10 雑収入	616,682	60,792	413,454	1,090,928	29.4	

特別会計 社会保険広島市民病院費

科 目	当 算 額	自4月1日追加自10月31日追加		計	予算総額に對する百分比	備考
		至9月30日算額	至3月31日算額			
1 建設費	43,392	28,624	511	71,505	6.6	
2 施設改良費	—	18,037	14,235	32,272	3.0	
3 緊急就労対策費	—	—	10,202	10,202	0.9	
4 住宅地造成費	—	—	12,656	12,656	1.2	
5 公舎建設費	—	—	14,189	14,189	1.3	
6 第一期下水道事業費	75,674	—	320,000	320,000	29.3	
7 第二期下水道事業費	32,674	—	15,384	91,058	8.3	
8 下水道施設費	13,000	—	△4,317	28,357	2.6	
9 下水道築造費	30,000	—	4,701	17,701	1.6	
10 下水道築造費	91,320	—	15,000	45,000	4.1	
11 下水道築造費	89,520	—	1,283	92,603	8.5	
12 元利償還金	1,800	—	1,283	90,803	8.3	
合計	616,682	60,792	413,454	1,090,928	100.0	

歳 出

科 目	当 算 額	自4月1日追加自10月31日追加		計	予算総額に對する百分比	備考
		至9月30日算額	至3月31日算額			
1 国庫支出金	87,168	3,340	898	91,406	99.4	
2 使用料及び手数料	1	—	—	1	—	
3 雑収入	545	—	—	545	0.6	
4 雑収入	87,715	3,340	898	91,953	100.0	

歳 出

科 目	当 算 額	自4月1日追加自10月31日追加		計	予算総額に對する百分比	備考
		至9月30日算額	至3月31日算額			
1 病院業務費	87,215	3,340	898	91,453	99.5	
2 業務備費	72,961	3,340	898	77,199	84.0	
合計	14,254	—	—	14,254	15.5	
合計	87,715	3,340	898	91,953	100.0	

特別会計 競輪事業費

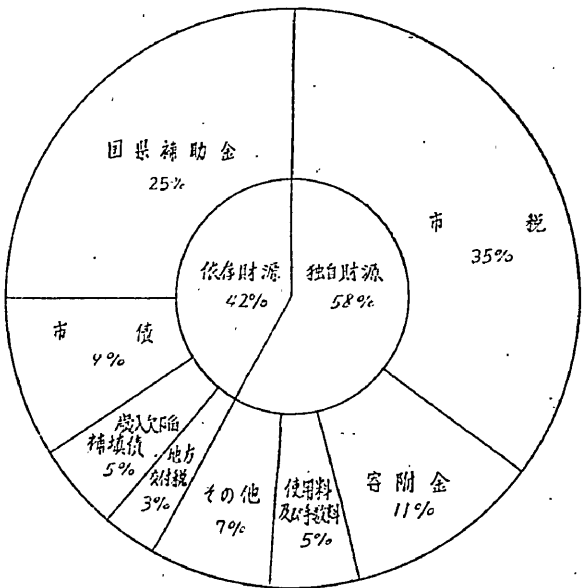
科 目	当 算 額	自4月1日更正至9月30日算額	自10月1日更正至3月31日算額	計	予算総額に対する百分比	備考
1 競輪事業収入	747,366			747,366	100.0	
入 入 入 入 入	1,168			1,168	0.2	
入 入 入 入 入	1,584			1,584	0.2	
入 入 入 入 入	744,000			744,000	99.5	
入 入 入 入 入	613			613	0.1	
入 入 入 入 入	1			1		
入 入 入 入 入	747,366			747,366	100.0	

科 目	当 算 額	自4月1日更正至9月30日算額	自10月1日更正至3月31日算額	計	予算総額に対する百分比	備考
1 競輪事業費	746,366			746,366	99.9	
業務費	10,367			10,367	1.4	
開催費	99,179			99,179	13.3	
開閉費	636,820			636,820	85.2	
予出費	1,000			1,000	0.1	
予出費	747,366			747,366	100.0	

その他の特別会計

会 計 別	当 算 額	自4月1日更正至9月30日算額	自10月1日更正至3月31日算額	計	備考
用品調達費	11,145			11,145	
奨学費	2			2	
失業対策費	19,803			19,803	
天源町外部計	880			880	
計	31,831			31,831	

3 昭和二十九年予算財源一覽表(統計) 但し、競輪事業費、市民病院費、公益質屋費を除く。



総 額 3,271,918千円	
依存財源	独自財源
千円	千円
国庫補助金 808,915	市 税 1,152,409
市 債 308,600	寄 附 金 356,850
歳入欠陥補填債 175,000	使用料及び手数料 157,613
地方交付税 93,901	そ の 他 218,630
計 1,386,416	計 1,885,502

4 昭和29年超々算財源一覽表

費 目	予 算 額	財 源						備 考
		公企業及び分担金及び使用料及び手数料	国庫支出金	県支出金	寄 附 金	雑 収 入	市 債	
競 費	31,550							千円 31,550
役 費	401,698			5,141	2,251	18,214		千円 359,418
公 費	527			395		115		千円 527
平 費	173,375					1,008		千円 171,091
委 費	85,721					503		千円 76,649
員 費	541,618					11,176		千円 535,916
木 費	590,379					13,146		千円 575,712
育 費	154,831					34,186		千円 121,840
加 費	88,870					3,155		千円 85,715
衛 費	37,056							千円 37,056
生 費	2,330	21,123						千円 23,453
産 費	18,176							千円 18,176
業 費	96,858							千円 96,858
経 費	4,250							千円 4,250
済 費	3,457							千円 3,457
査 費	33,890							千円 33,890
復 費	121,376							千円 121,376
旧 費	3,000							千円 3,000
員 費	2,388,962							千円 2,388,962
送 費	11,145	21,123						千円 32,268
資 費	880							千円 880
金 費	1,090,928							千円 1,090,928
部 費	1,102,956							千円 1,102,956
建 費	58,059							千円 58,059
設 費	58,059							千円 58,059
特 費	79,182							千円 79,182
別 費	157,613							千円 157,613
計 費	3,491,918							千円 3,491,918

昭和二十九年各会計収入支出の状況
一 一般会計 入

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

歳出

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 支出総額 (Total Expenditure), 予算額に対する支出の百分比 (Percentage of Expenditure to Budget), 備考 (Remarks).

昭和二十九年各会計収入支出の状況
一 一般会計 入

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

歳出

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 支出総額 (Total Expenditure), 予算額に対する支出の百分比 (Percentage of Expenditure to Budget), 備考 (Remarks).

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

特別会計 建設費

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

歳出

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 支出総額 (Total Expenditure), 予算額に対する支出の百分比 (Percentage of Expenditure to Budget), 備考 (Remarks).

昭和二十九年各会計収入支出の状況
一 一般会計 入

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

特別会計 社会保険広島市民病院費

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

歳出

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

特別会計 競輪事業費

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

歳出

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終算額 (Final Budget), 自4月1日-9月30日 (Apr 1 - Sep 30), 自10月1日-3月31日 (Oct 1 - Mar 31), 収入総額 (Total Income), 予算額に対する収入の百分比 (Percentage of Income to Budget), 備考 (Remarks).

2	予備費	1,000	—	—	—	—	—	—
歳出合計		747,366	260,546	260,671	521,217	—	70	—

その他の特別会計

会計別	最終額	自4月1日～自10月31日			収入総額	予算額に對する収入額の百分比
		自4月1日～自9月30日	自10月1日～自10月31日	自10月1日～自10月31日		
用品調達費	11,145	2,978	—	3,025	6,003	54%
奨学資金	19,803	4,523	—	6,826	11,349	100%
公職貸付資金	880	50	—	37	87	57%
天満町外部落有財産計	31,831	7,553	—	9,888	17,441	10%

通次繰越分

特別会計 建設費

科目	通次繰越額	自4月1日～自10月31日			支出総額	繰越額に對する支出額の百分比
		自4月1日～自9月30日	自10月1日～自10月31日	自10月1日～自10月31日		
第1期下水道建設事業	—	—	—	—	—	—
本年度支出額	18,750	16,601	—	1,346	17,947	96%
下水道建設費	—	—	—	—	—	—

2 住宅の修繕費

前年度の取組財政状況及びその実施した住宅の修繕は、次の通りである。

費目	事業名	事業費	財源			一般歳入	備考	
			国・県補助金	市債	その他			
役所費	庁舎局線5回線増設工事	1,340	—	—	—	1,340	翌年度へ繰越1,000千円 繰越分	
	庁舎局線4化増設工事	798	—	—	—	798		
	比治山出張所新築その他工事	1,250	—	—	—	1,250		
	已築出張所建設補助	1,100	—	—	—	1,100		
	已築安定所移築工事	869	—	—	—	869		
	消防費	火災報知機設置工事	3,360	1,040	—	—		2,320
	防火水槽設置工事	1,314	277	—	—	1,037		
	水防倉庫設置工事	752	395	—	—	357		
	消防用無線設備工事	274	72	—	—	202		
	自動車整備室新築工事	503	—	—	—	503		
土木費	武道場築費工事	2,310	—	—	—	2,310	前年度よりの繰越分	
	警備船購入費	1,107	—	—	—	1,107		
	道路創設新設工事	9,207	—	—	—	9,207		
	道路創設補修工事	2,561	—	—	—	2,561		
	砂利道補修工事	4,595	—	—	—	4,595		
	街路築造工事	243	—	—	—	243		
	道路改良工事	5,774	—	—	—	5,774		
	道路客附受託工事	594	—	—	—	594		
	道路(補修)工事(重畳)	4,932	—	—	—	4,932		
	已築駅前道路用地買収	2,000	—	—	—	2,000		
橋梁改良及補修工事	7,132	—	—	—	7,132			
河川補修工事	208	—	—	—	208			

港灣補修工事	字品海岸防修築費負担	港灣改修負担	自4月1日～自10月31日			支出総額	繰越額に對する支出額の百分比
			自4月1日～自9月30日	自10月1日～自10月31日	自10月1日～自10月31日		
715	1,048	7,625	—	—	—	715	—
1,048	—	—	—	—	—	1,048	—

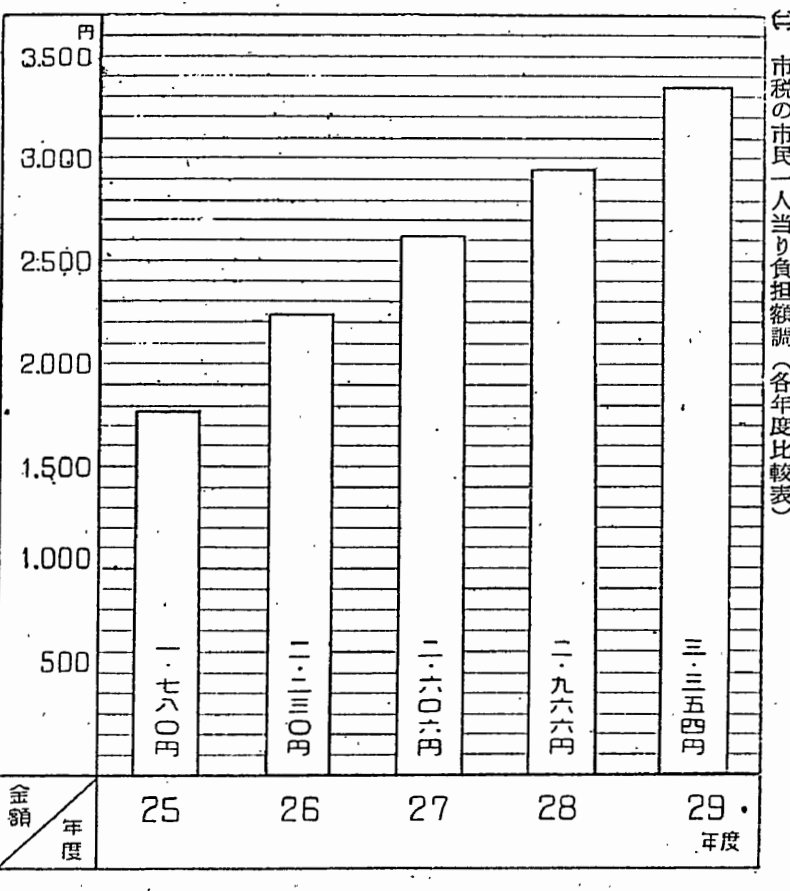
教育費	港灣補修工事	字品海岸防修築費負担	港灣改修負担	自4月1日～自10月31日			支出総額	繰越額に對する支出額の百分比
				自4月1日～自9月30日	自10月1日～自10月31日	自10月1日～自10月31日		
715	1,048	7,625	—	—	—	715	—	
1,048	—	—	—	—	—	1,048	—	

教育費	港灣補修工事	字品海岸防修築費負担	港灣改修負担	自4月1日～自10月31日			支出総額	繰越額に對する支出額の百分比
				自4月1日～自9月30日	自10月1日～自10月31日	自10月1日～自10月31日		
715	1,048	7,625	—	—	—	715	—	
1,048	—	—	—	—	—	1,048	—	

不良住宅改良事業	16,788	9,568				7,220			
昭和28年度繰越分	99	66				33			
昭和29年度分	1,812	906				906			
防火建築増進事業	21,600	7,200	10,000			4,400			
下水道施設事業	10,200	3,400				6,800			
路面舗装事業	12,654	5,327	6,000			1,327			
緊急救助対策事業	63,750		45,000			18,750			翌年度へ繰次繰越 36,800千円
下水道施設事業	13,045		11,700			1,345			
公会堂建設事業	320,000			320,000					
確定測量補正	924					924			
庚午町附近土地區画整理事業	4,784					4,784			
三徳墓苑用地買収並びに補償	1,089					1,089			
南千田町商地同北側入江埋立工事	27,123			28,000△		877			翌年度へ繰次繰越 26,531千円
市民病院看護婦宿舎新築工事	2,200					2,200			前年度より繰越分
市民病院看護婦宿舎改修工事	1,240					1,240			
市民病院看護婦宿舎改修工事	965					965			
特別会計	914,605	241,530	162,700			162,375			
合計	1,692,269	551,268	294,100			485,369			

三 市民負担の状況
昭和二十九年庶民税の負担状況
人 口 343,552人
世帯数 90,369世帯
昭和30年3月31日現在

区 分	予 算 額	1人当り負担額	1世帯当り負担額	備 考
市 民 税	534,726,000	1,556	5,917	
市 民 税 附 属 税	389,162,000	1,133	4,306	
固定資産税	10,262,000	30	113	
自動車税	102,193,000	297	1,131	
たばこ消費税	104,629,000	305	1,158	
電気ガス税	11,437,000	33	127	
旧法による税金収入	1,152,409,000	3,354	12,752	
合計				



昭 和 公 債 及 び 一 世 帯 人 当 り 借 入 金 の 状 況

昭 和 三 十 年 三 月 三 十 一 日 現 在

借 入 先 別

借入先別	当初借入額	昭和30年3月31日現在借還済額	昭和30年3月31日現在借入金額	未償還額	百分比	備考
大藏省資金運用部	1,370,080,200	146,406,796	1,223,673,404	1,223,673,404	78%	
郵政省簡易保険局	249,000,000		249,000,000	249,000,000	16%	
銀行その他	124,553,000	26,311,800	98,241,200	98,241,200	6%	
計	1,743,633,200	172,718,596	1,570,914,604	1,570,914,604	100%	

借入先別市債現在高調

費目別市債現在高調

費目別	当初借入額	昭和30年3月31日現在借還済額	昭和30年3月31日現在借入金額	未償還額	百分比	備考
警察費	27,700,000	6,500,000	21,200,000	21,200,000	1%	
消防費	436,346,200	20,950,017	415,396,183	415,396,183	26%	
土木費	355,439,000	18,540,284	336,898,716	336,898,716	21%	
教育費	413,624,000	44,848,309	368,775,691	368,775,691	24%	
社会労働施設費	93,000,000	45,437,881	47,562,119	47,562,119	3%	
産業保健費	250,262,000	15,951,479	234,310,521	234,310,521	15%	
保健費	19,000,000	5,356,000	13,644,000	13,644,000	1%	
戦災復旧費	126,631,000	5,073,752	121,557,248	121,557,248	8%	
戦災復旧費	21,631,000	10,060,874	11,570,126	11,570,126	1%	
その他	1,743,633,200	172,718,596	1,570,914,604	1,570,914,604	100%	

1 借入金

借入先	借入金	償還金	残額	借入年月日	利率	備考
大藏省資金運用部	千円 25,000	千円 25,000	千円 -	昭和30年5月20日	年利8厘	

郵政省簡易保険局	30,000	30,000	-	29.7.31	1%	
大藏省資金運用部	100,000	30,000	70,000	29.5.12	"	
大藏省資金運用部	90,000	10,000	80,000	29.5.31	"	
大藏省資金運用部	10,000	10,000	-	29.6.1	"	
大藏省資金運用部	10,000	20,000	-	29.6.21	"	
大藏省資金運用部	20,000	40,000	-	29.7.1	"	
大藏省資金運用部	20,000	20,000	-	29.7.26	"	
大藏省資金運用部	20,000	20,000	-	29.12.25	"	
大藏省資金運用部	35,000	35,000	-	29.6.14	"	
大藏省資金運用部	10,000	10,000	-	29.9.11	"	
大藏省資金運用部	30,000	30,000	-	29.12.28	"	
大藏省資金運用部	30,000	30,000	-	29.8.3	"	
大藏省資金運用部	40,000	20,000	20,000	29.11.2	"	
大藏省資金運用部	20,000	20,000	-	29.8.24	"	
大藏省資金運用部	20,000	20,000	-	29.8.31	"	
大藏省資金運用部	30,000	30,000	-	29.10.30	"	
大藏省資金運用部	27,000	27,000	-	29.11.5	"	
大藏省資金運用部	10,000	10,000	-	29.11.20	"	
大藏省資金運用部	40,000	40,000	-	29.12.8	"	
大藏省資金運用部	40,000	40,000	-	29.12.18	"	
大藏省資金運用部	40,000	40,000	-	29.1.31	"	
大藏省資金運用部	100,000	40,000	60,000	29.12.25	"	
大藏省資金運用部	40,000	20,000	20,000	29.12.28	"	

広島銀行	10,000	10,000		29.12.25	日歩	
大蔵省資金運用部	58,000	58,000		30.3.31	日歩4厘	
大蔵省資金運用部	20,000	20,000		30.3.15	日歩9厘	
計	765,000	645,000	120,000	30.3.15		

減する方針をとることいたしました。
市民の皆さんも本市行財政に対し御理解をいただき今一層の御協力を賜わるようお願いする次第であります。

2 起算前借金

借 入 先	借入額 千円	上掲借債に 借替又は 償還額		借 替(償還) 年 月 日	利 率	備 考
		千円	千円			
郵政省簡易保険局	20,000	20,000		29.9.21	日歩 1.25厘	
郵政省簡易保険局	5,000	5,000		29.11.16	"	
郵政省簡易保険局	5,000	5,000		30.3.31	"	
大蔵省資金運用部	40,000		40,000	29.11.16	"	
大蔵省資金運用部	40,000		40,000	29.12.28	"	
大蔵省資金運用部	15,000		15,000	30.1.25	"	
大蔵省資金運用部	25,000		25,000	30.1.25	"	
郵政省簡易保険局	34,000	34,000		30.1.31	"	
郵政省簡易保険局	11,900		11,900	30.3.31	"	
郵政省簡易保険局	11,900		11,900	30.2.21	"	
大蔵省資金運用部	4,000		4,000	30.3.15	"	
大蔵省資金運用部	25,000		25,000	30.3.15	"	
大蔵省資金運用部	30,000		30,000	30.3.15	"	
大蔵省資金運用部	18,000		18,000	30.3.15	"	
計	232,900	64,000	168,900			

お び

以上が、昭和二十九年度三月末日までの本市財政の状況であります。決算の状況につきましても、次回十一月公表の際詳細御説明いたすことといたします。
本市財政赤字の解消には懸命の努力を払っておるものであります。昭和三十年年度当初予算編成におきましては、前年度の財政規模額を更に約一割程度減額することとし、一応基本的なもののみ前年度実績を勘案して計上し、新規事業等につきましては極力削

◎昭和29年度第2回広島市水道事業の業務状況

〔目次〕	
まえがき	1
1 概況	1
2 工事	2
3 業務	3
4 会計	3
5 附帯事業	4
あとがき	4
附属諸表	
第1 広島市水道事業会計予算執行状況調書	
第2 広島市水道事業試算表	

広島市告示第71号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の規定に基づき、昭和29年10月1日から昭和30年3月31日までの広島市水道事業の「業務状況」を次のように公表する。

昭和30年5月31日

広島市長 波 辺 忠 雄

まえがき

ここに、昭和29年度第2回本市水道事業の業務状況を公表いたします。

今回は、昨年10月1日から本年3月31日までの業務状況を説明し、市民各位に水道事業経営の実状を十分認識していただくとともに、今後一層の御理解と御協力をお願いする次第であります。

第1 概況

1 総括事項

当期においては、前期に引き続き事業の合理化と能率的運営に努め、常に市民各位の福祉の向上発展に意を用いるとともに、「水道サービス」の向上に鋭意努力してまいりました。

しかしながら、前期業務状況にも御説明申し上げましたように昭和27年企業法施行以来、国の緊縮財政のもと減価償却費、除却費等の法定計上、業務費の増加その他による費用面の膨張と、加えて原爆をうけた本市の特異的事情による戦災復興及び拡張等建設改良費への充当額の増嵩、起債枠の縮少等による財政逼迫のため事業の施行は徹底的な抑制を余儀なくされ、只継続事業である第四期水道拡張工事において、急速炉過池、洗滌水槽、及びこれが附帯工事の竣工等初期の計画どおり施行いたし、認証事業である区画整備に伴う配水管の移設及び増設工事を、前期に引き続き施行した外は殆どみるべきものではありません。維持管理面につきましては、市民の皆様へ直接影響を及ぼす給配水管の維持補修と漏水防止に万全を期して参りました。

以上、当期における経理の状況は、別紙附属諸表第1及び第2に示すとおりであります。

2 議会議決事項

当期中の市議会において、次の議案が議決されました。

(1) 昭和29年12月定例会市議会

昭和29年12月22日第121号議案

急速炉過池配管設備工事請負契約締結の同意について

(2) 昭和30年3月定例会市議会

昭和30年3月8日第150号議案

洗滌水槽流入出管布設工事請負契約締結の承認について

昭和30年3月16日第88号議案



号外第11号

発行

昭和30年5月31日

(火曜日)

発行所

広島市役所

広島市国泰寺町三九

配水管破裂その他修理	546件
(4) 量水器補修取替	1,013件
(5) 漏水防止及び修理	
給水管漏水防止及び修理	1,138件
その他	2,512件

第3 業務

当期中又は、当期末の業務量は次のとおりであります。

配水量	(29, 10, 1~30, 3, 31)	16,271,570屯
給水戸数	3月末日	65,989戸
給水人口	3月末日	237,151人
水道料金徴収件数	(29, 10, 1~30, 3, 31)	
	調定	183,331件
	収入	179,389件

第4 会計

1 重要契約の要旨

市議会の議決を経た工事請負契約を次のとおり締結いたしました。

契約事項	契約の方法	契約年月日	契約金額	契約の相手方	備考
急速炉過池配管設備工事	指名競争入札	昭和29, 12, 23	10,400,000円	株式会社 塩田工業所 取締役社長 塩田勝宏	
洗滌水槽流入出管布設工事	"	30, 2, 23	5,550,000円	株式会社 真光工業所 取締役社長 真光重登	

2 資産、企業債、一時借入金の概況

資産、企業債及び一時借入金の当期末現場高及び当期中の状況は、次のとおりであります。

(1) 資産の現在高及び増減状況調

資産別	現在高	備考
有形固定資産	1,291,802,886円	種目別現在高は附属表第2、水道事業試算表参照
減価償却引当金	44,686,197	
流動資産	56,702,313	
計	1,303,819,002	

(2) 企業債の現在高

目的別	29年10月1日現在高	当期中起債額	当期中償還額	30年3月31日現在高	総額に対する比率	備考
第四期水道拡張事業	195,758,681円	75,000,000円	10,346,697円	260,411,984円	75.1%	
戦災復興増補改良事業	56,024,377	—	1,238,360	54,786,017	15.8	
災害復旧事業	31,300,000	—	—	31,300,000	9.1	
配水管増設工事	1,500,000	—	1,500,000	—	—	
計	284,583,058	75,000,000	13,085,057	346,498,001	100.0	

(3) 一時借入金の現在高

借入目的	借入金額	返済金額	現在高	借入年月日返済(予定)年月日	利率	借入先
支払資金	15,000,000円	15,000,000円	—	昭和29. 9. 30 29. 10. 15	日歩2銭4厘	株式会社 広島銀行
"	15,000,000	15,000,000	—	19. 12. 11 29. 12. 20	"	"
計	30,000,000	30,000,000	—	—	—	—

昭和29年度広島市水道事業会計公債方法中変更について

第89号議案

自昭和27年度至昭和32年度広島市第四期水道拡張事業費継続年期及び支出方法中更正

昭和30年3月17日第86号議案(修正議決)

昭和29年度広島市水道事業会計追加更正予算

第24号議案(修正議決)

昭和30年度広島市水道事業会計予算

第25号議案

昭和30年度広島市水道事業会計公債方法

3 職員に関する事項

当期末日における職員の実員数は、次のとおりであります。

事務吏員	41名	} 398名
技術吏員	57名	
その他の職員	300名	
臨時職員	63名	

第2 工事

当期中に施行した主要工事の概況は、次のとおりであります。

1 建設工事の概況

(1) 第四期水道拡張工事

浄水池附近汚掃整理工事	29. 10. 8 竣工
薬品洗滌池周囲排水工事	" 11. 29 "
急速炉過池築造工事	動力式ボイラーボトム型固定式 表面洗滌装置付巾8.8米×長2.85米 8池 30. 3. 31 "
急速炉過池配管設備工事	流入管、流出管、汚水管、洗滌管 100耗~700耗 195.57米 "
管廊上家並びに操作室新築工事	鉄筋コンクリート平家建 195.81平米 "
操作台及流量自動調節機製作据付工事	操作台及流量調節機 4池分 "
洗滌水槽流入出管布設工事	100耗~700耗 336米 "
急速炉過池一部電気照明工事	施行中(繰越)
洗滌水槽築造工事	巾14米×長14米×有効水深2.05米 有効容量401.8立米 1池分 "

(2) 配水管増設工事

雑魚場町外2ヶ所配水支管布設工事外15件	ビニール管 755米 竣工
	エタニット管 50耗~100耗 1,751米 竣工
	鋼管 829米 竣工
	鑄鉄管 75耗~100耗 900米 竣工

(3) その他の新設工事

浄水課塩素滅菌室新築工事	鉄筋コンクリート 10.9坪 竣工
--------------	-------------------

2 改良工事の概況

(1) 復興事業

区画整理に伴う配水管移設替工事	市内一円 布設撤去 100耗~400耗 4,932米 竣工
	3,443米 竣工

(2) その他の改良工事

太田川改修に伴う打越町配水管撤去工事	撤去100耗 240米 竣工
--------------------	----------------

3 保存工事の概況

(1) 原水設備維持補修

原取水場敷地防護石積修理工事	石積修理 80平米 竣工
----------------	--------------

(2) 浄水設備維持補修

緩速炉過池新砂補砂工事外4件	竣工
----------------	----

(3) 配水設備維持補修

駅構内愛宕踏切道配水管補修工事外2件	竣工
--------------------	----

附屬表 第1 廣島市水道事業会計予算執行状況調 収益の収入及び支出

科 目	予 算 額			自昭和29年		自昭和29年		計	予算との増△減	予算に對する執行率
	当初予算額	追加増△減額	予備費充用額	4月1日至昭和29年9月30日執行額A	10月1日至昭和30年3月31日執行額B	計	執行額A+B			
収 入										
1 水道事業収入	232,067,000	—	—	232,967,000	115,028,799	122,288,544	237,317,343	5,250,343	102.2	
(1) 營業収益	210,586,000	—	—	210,586,000	102,131,874	116,282,482	218,414,356	7,828,356	103.7	
(2) 附帯事業収益	18,114,000	—	—	18,114,000	10,339,008	5,804,955	16,143,963	1,970,037	89.1	
(3) 營業外収益	3,367,000	—	—	3,367,000	2,557,917	201,107	2,759,024	607,976	81.9	
支 出										
1 水道事業費	230,132,000	—	—	230,132,000	83,524,716	135,781,018	218,765,734	△10,426,266	95.5	
(1) 營業費用	103,096,000	—	—	103,096,000	41,671,647	57,663,199	99,334,846	△3,761,154	96.4	
(2) 附帯事業費	19,386,000	—	—	19,386,000	10,328,150	8,047,469	18,375,619	△1,010,381	94.7	
(3) 一般管理費	77,818,000	△1,650,000	—	76,168,000	22,562,966	51,973,483	74,536,451	△1,631,549	97.8	
(4) 營業外費用	28,832,000	1,650,000	—	30,482,000	9,361,951	18,096,867	27,458,818	△3,023,182	90.0	
(5) 予備費	1,000,000	—	—	1,000,000	—	—	—	△1,000,000	—	

以上、当期中における水道事業の業務状況を説明いたしましたが、再三申し述べましたように、経費の重点的使用及び事務的経費の徹底的節約をはかり、併せて既定水道料金による収入増加に鋭意努めました。収支の均衡は、はかり得ず、市民各位の水道としての機能を十二分に發揮して円滑なる運営が期し得なかつたことは遺憾に存じます。何卒事情御了察の上、各位の公正なる御批判と御指導をお願いする次第であります。

第5 附帯事業

1 附帯事業の概況

船舶給水件数	44件
給水工事件数	86件
	1,699件
	8,159件

おとがき

科 目	予 算 額			自昭和29年		自昭和29年		計	予算との増△減	予算に對する執行率
	当初予算額	追加増△減額	予備費充用額	4月1日至昭和29年9月30日執行額A	10月1日至昭和30年3月31日執行額B	計	執行額A+B			
収 入										
1 資本的収入	247,855,000	145,000,000	—	392,855,000	84,076,881	84,076,881	308,778,119	21.4		
(1) 企業債	227,800,000	140,000,000	—	367,800,000	75,000,000	75,000,000	292,800,000	20.4		
(2) 建設改良基金	7,815,000	—	—	7,815,000	6,756,000	6,756,000	1,059,000	86.4		
(3) 工事負担金	12,240,000	—	—	12,240,000	728,895	728,895	11,511,105	6.0		
(4) 財産売却代	—	5,000,000	—	5,000,000	1,591,986	1,591,986	3,408,014	31.8		
支 出										
1 資本的支出	309,074,000	146,000,000	—	455,074,000	210,281,762	159,682,274	295,391,726	35.1		
(1) 改良費	16,130,000	6,000,000	—	22,130,000	9,572,434	16,959,807	5,170,193	76.6		
(2) 施設費	47,526,000	—	—	47,526,000	8,632,002	24,698,575	22,827,425	52.0		
(3) 拡張費	220,000,000	140,000,000	—	360,000,000	78,992,269	92,606,430	267,393,570	25.7		
(4) 企業債償還費	25,418,000	—	—	25,418,000	13,085,057	25,417,462	538	100.0		

資本的収入及び支出

なお、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額75,605,393円は、当年度分損益勘定当保資金24,808,272円繰越利益剰余金その他50,797,121円で補てんするものとする。

附屬表 第2

廣島市水道事業試算表

昭和30年3月31日

借 方		科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
30,277,729	30,277,729	土 地		
124,000	124,000	立 木		
107,157,603	107,345,738	建 物	188,135	
1,034,582,124	1,038,983,287	構 築 物	4,401,163	
69,646,646	69,747,979	機 械 及 装 置	101,333	
22,443,198	22,443,650	量 水 器	452	
10,285,062	10,383,266	車 輛 運 搬 具	98,204	
15,897,207	16,007,698	船 舶		
1,389,317	143,240,731	器 具 備 品	110,491	
3,008,549	457,848,294	建 設 仮 勘 定	141,851,414	
12,984,262	280,655,323	現 金 預 金	454,839,745	
4,340,000	4,340,000	未 収 入 金	267,671,061	
36,314,803	73,591,605	有 価 証 券		
24,699	73,989	貯 藏 品	37,276,802	
	3,000,000	前 払 費 用	49,290	
	4,980,122	短 期 貸 付 金	3,000,000	
	30,000	仮 払 金	4,980,122	
		雑 流 動 資 産		
	120,000,000	繰 延 勘 定		
	59,914,166	一 時 借 入 金	120,000,000	
	65,731,074	未 払 金	76,221,819	16,307,653
	6,542,579	未 払 費 用	75,039,157	9,308,083
	10,436,950	前 受 金	7,546,664	1,004,085
		預 り 金	11,772,870	1,335,920
		預 り 保 証 有 価 証 券	3,500,000	3,500,000
	4,157,970	仮 受 金	4,157,970	
	134,671	減 価 償 却 引 当 金	44,820,868	44,686,197
	81,217,462	自 己 資 本 金	844,976,637	844,976,637
		借 入 資 本 金	427,715,463	346,498,001
	28,487,338	資 本 剰 余 金	63,773,900	63,773,900
	11,513,462	利 益 剰 余 金	29,337,338	- 850,000
	108,150	営 業 主 益	224,457,073	212,943,611
	32,700	営 業 雑 益	5,578,895	5,470,745
	4,450,536	船 舶 給 水 料	1,193,509	1,160,809
	438,986	給 水 工 費 収 入	19,433,690	14,983,154
13,869,748	13,872,418	営 業 外 収 益	3,903,119	3,464,133
42,880,096	43,052,647	原 水 費	2,670	
5,692,230	6,162,072	浄 水 費	172,551	
35,390,196	38,136,477	配 水 費	469,842	
2,614,880	2,614,880	固 定 資 産 保 存 費	2,746,281	
15,720,489	19,964,068	船 舶 給 水 費		
31,579,746	33,092,649	給 水 工 事 費	4,243,579	
18,775,947	20,250,572	総 係 費	1,512,903	
23,112,731	23,112,731	業 務 費	1,474,625	
404,982	404,982	減 価 償 却 費		
31,716,684	34,863,044	棚 卸 資 産 減 耗 費		
1,570,262,928	2,891,765,995	営 業 外 費 用	3,146,360	
		合 計	2,891,765,995	1,570,262,928

日

所

第四條

事務所に所長その他所要の職員を置く。

広島市報

第110号

発行
昭和30年6月20日
(月曜日)

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

【目次】

- 条 例
 - 広島平和記念館条例……………一
 - 広島市保育園条例の一部改正……………二
 - 規 則
 - 広島市平和記念館条例施行規則……………三
 - 告 示
 - 建築許可に関する公開聴聞について……………四
 - 市議会招集について……………四
 - 計量器の定期検査について……………四
 - 建築許可に関する公開聴聞について……………五
 - 建築許可に関する公開聴聞について……………五
 - 市議会議長及び副議長当選について……………五
 - 道路の位置の指定について……………六
 - 昭和三十年度広島市歳入出予算追加について……………九
 - 昭和三十年度広島市特別会計平和記念館費歳入出予算について……………九
 - ◎水道局事項
 - 広島市水道局当直勤務手当の額を定める規程の一部改正について……………二
 - ◎市議会事項
 - 議決報告……………二

◎辞 令

戸籍上の市勢について……………三
 ◎雑 報
 住民登録人口及び世帯数について……………三

◎条 例

広島平和記念館条例をここに公布する。

昭和三十年六月十四日

広島市長 渡 辺 忠 雄

広島市条例第二十一号

広島平和記念館条例

(設置)

第一条 本市に広島平和記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(位置)

第二条 記念館は、広島市材木町に置く。

(事務所)

第三条 記念館に事務所を置く。

2 事務所において取り扱う事務は、左のとおりとする。

一 記念館及び広島平和記念資料館の管理に関すること。

二 慰霊碑並びに平和記念公園及びその区域内の諸施設の管理に関すること。

(職員)

第四条 事務所に所長その他所要の職員を置く。

2 所長は、上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 所長は、広島市公会堂の管理に関し、公会堂事務所長を指揮監督する。

4 職員は、所長の命を受け、事務、技術又はその他の職務に従事する。

(使用許可)

第五条 記念館の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

一 公安又は風俗を害する虞があるとき。

二 建物又は附属物を破損する虞があるとき。

三 管理上支障があるとき。

四 その他市長において不相当と認めるとき。

(附属設備の使用)

第六条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、記念館の施設の附属設備を使用することができる。

(使用期間)

第七条 記念館の施設は、引続き、七日をこえて使用することはできない。但し、市長において特別の必要があると認めるとき、又は記念館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消等)

第八条 市長は、左の各号の一に該当するときは、第五条本文の規定による使用許可を取り消し、又は使用者に対し、記念館の施設の使用の制限若しくは停止若しくは退去を命ずることができる。

一 使用者がこの条例又はこの条例に基く規則に違反したとき。

二 使用者が使用条件に違反したとき。

三 第五条各号の規定に該当する事由が発生したとき。

(入場の制限)

第九条 左の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒

絶し、又は退場を命ずることがある。

一 伝染性の病気にかかり、又は精神に異常があると認めらる者

二 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

三 秩序又は風俗をみだす虞があると認めらる者

四 その他管理上支障があると認めらる者

(使用料)

第十条 記念館の施設の使用者から、別表に掲げる額の使用料を徴収する。

2 使用時間を超過して使用した場合の使用料の額は、一時間を増すごとに、前項に規定する使用料の額に、その二割を加えた額とする。この場合において、超過使用時間が一時間に満たない端数が生じたときは、三十分未満は切り捨て、三十分以上は一時間として計算する。

第十一条 記念館の施設の附属設備の使用者から、市長の定める額の使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第十二条 使用料は、第五本文の規定により使用を許可する際に、徴収する。

(使用料の不返還)

第十三条 既納の使用料は、返還しない。但し、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第十四条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(保証金)

第十五条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に五万円以内の保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金は、有価証券をもつて代用することができる。

3 前項の有価証券の種類及び価格は、市長が定める。

4 使用者がこの条例の規定により納付又は賠償しなけれ

ばならない金銭を完納しないときは、保証金をもつてこれに充当する。

5 保証金には、利子を附さない。

(特別設備の設置)

第十六条 使用者は、市長の許可を受けて、記念館の施設に特別の設備をすることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対して特別の設備をすることを命ずることができる。

(目的外使用、転貸及び権利譲渡の禁止)

第十七条 使用者は、記念館の施設を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。

(使用後の措置)

第十八条 使用者は、記念館の施設及びその附属設備(以下「記念館の施設等」という。)の使用を終つたときには、直ちに、これを原状に復して返還しなければならない。第八条の規定により使用許可を取り消されたときも、また、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代つてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用者の損害賠償責任)

第十九条 使用者は、記念館の施設等をき損又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず、市長の認定に基づき、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の損害賠償責任)

第二十条 本市は、記念館の施設等の使用により、又は第八条の規定による処分により使用者が被つた損害について、その賠償の責を負わない。

(食堂等の経営)

第二十一条 食堂、喫茶室及び売店(以下「食堂等」という。)の経営は、これを委託することができる。

2 前項の規定により食堂等の経営を委託する場合におい

規 則

広島平和記念館条例施行規則をここに公布する。

昭和三十年六月十四日

広島市長 渡 辺 忠 雄

広島市規則第十九号

広島市平和記念館条例施行規則

(休館日及び開館時間)

第一条 広島平和記念館(以下「記念館」という。)の休館日及び開館時間は、左のとおりとする。但し、都合により変更し、又は臨時に休館することができる。

一 休館日
十二月二十九日から翌年一月三日まで

二 開館時間
午前九時三十分から午後九時まで

(使用許可の手続)

第二条 広島平和記念館条例(昭和三十年広島市条例第二十一号。以下「条例」という。)第五本文の規定による使用許可を受けようとする者は、別記第一号様式による許可申請書を市長に提出しなければならない。

第三条 条例第五本文の規定による許可をしたときは、別記第二号様式による許可書を交付する。

(使用許可申請の受付期間)

第四条 使用許可の申請は、その申請にかかる使用日の六十日以前のものについては、これを受け付けない。但し、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(条例第五本文第三号の規定により使用を許可しない場合)

第五条 条例第五本文第三号の規定により記念館の施設の使用を許可しない場合は、左の各号に掲げる場合とする。

一 葬儀、告別式その他一般にけん忌される行事をするとき。

二 会合の性質が騒じょうを起す虞があると認めるとき。

(準備及び後片付けに使用する場合の使用料)

第六条 記念館の使用料は、行事(予行又は練習を含む。以下同じ。)に実際に使用する場合の外、行事の準備及び後片付けのために使用する場合についても、条例で定める正規の額を徴収する。

(使用料の返還)

第七条 左の各号に掲げる場合は、使用料の全部を返還する。

一 使用者の責に帰すことのできない事由により使用することができないとき。

二 使用日の二週間前までに使用の取消又は変更を申し出た場合において市長が相当の事由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第八条 市が使用する場合は、使用料の五割を減額する。

2 官公署、公益法人、公共的団体等が使用する場合で公益上その他適当と認めるときは、使用料の三割を減額する。

(使用料の減免願)

第九条 条例第十四条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第三号様式による減免願を市長に提出しなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第十条 記念館の施設の使用者は、左の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 集会室を使用する場合において入場券、観覧券その他これらに類するものを発行するときは、収容定員を限度とすること。

二 所定の場所以外において飲食をし、又は火気を使用しないこと。

三 特に許可を受けた場合を除くほか、館内で物品を販売しないこと。

別表

施設名	使用料		
	昼間	夜間	昼夜間
集会室	三、〇〇〇円	三、六〇〇円	六、〇〇〇円
小集会室	八〇〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円
展示室	一階	一、五〇〇円	一、八〇〇円
	二階	五〇〇円	六〇〇円

備考 昼間とは、午前九時三十分から午後四時三十分まで、夜間とは、午後五時から午後九時まで、昼夜間とは、午前九時三十分から午後九時までをいう。

広島市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年六月十五日
広島市長 渡 辺 忠 雄

広島市保育園条例第二十二号
広島市保育園条例の一部を改正する条例
広島市保育園条例(昭和二十三年十月四日広島市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。
別表中「草津浜町保育園」を「みゆき保育園」に改める。

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年五月三十日から適用する。

附 則

第二十二条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年五月三十日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

四 会合者又は入場者の迷惑になるような行為をしないこと。

五 記念館の施設の整理、原状の変更及び原状回復その他記念館の施設の使用については、すべて記念館事務所の職員の指示に従うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年五月三十日から適用する。

別記第一号様式

平和記念館施設使用許可申請書

使用者の住所及び氏名	法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	使用目的	使用日	使用時間	使用料
			昭和年月日から昭和年月日まで	午前(時)分から午後(時)分まで	
特別設備を要するときはその概要					
入場料その他これらに類する金銭徴収の有無並びに徴収する額及び方法					
その他					
右のとおり広島平和記念館の施設を使用したいので申請します。	昭和 年 月 日	右申請者 住所			
広島市長殿		氏名			

検査実施期日	検査実施場所	検査実施区域
七月四日	吉島本町、稲荷神社前	吉島本町、吉島羽衣町、吉島本町
五日	中央市場	市場内
六日	中央市場	中島本町、中島新町、材木町、天神町、木挽町、元柳町、水主町
七日	千田小学校	東千田町一、二、三丁目、南千田町、平野町、南竹屋町
八日	竹屋	弥生町、下流川町、平塚町、菜研畑町、三川町、田中町、鶴見町、宝町、昭和町、富士見町、竹屋町
十一日	袋町	東魚屋町、西魚屋町、立町、研屋町、平田町、播磨屋町、草屋町、鉄砲町、新屋町、川場町、中町、下中町、袋新町、尾道町、大手町三、四、五丁目
十二日	幟町	上柳町、下柳町、幟町、石見屋町、山口町、橋本町、銀山町、東胡町、胡町、斜屋町
十三日	幟町小学校	上流川町、鉄砲町、八丁堀、基町(東)、堀川町、紙工町、基町(南)、猿楽町、二丁目、紙屋町、大手町一、二丁目
十四日	公民館前	基町
十五日	基町配給所	基町
十八日	白島小学校	白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、白島西中町、白島町、東白島町、二葉の里、基町(北)
十九日	市役所	大手町六、七、八、九丁目、国泰寺町、雑魚場町、小町
二十日	似島出張所	似島町
二十六日	市役所	右区域全般
二十七日	市役所	右区域全般

但し、右の検査実施区域内における土地、建物その他の工作物に取り付けて使用する計量器及び運搬が著しく困難である場合、その他特別の事由により市長の許可を受けた計量器の定期検査は、次のように実施する。

一、検査実施期日 昭和三十年七月二十一日から同年八月二十日まで

二、検査実施場所 計量器所在の場所

廣島市告示第六十九号の二

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年五月三十日

廣島市長 渡 辺 忠 雄

一 開催日時 昭和三十年六月二日

二 開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地 浅野図書館第四閲覧室

三 申請者住所 廣島市国泰寺町三十九番地

四 申請者氏名 広島県交通安全協会長 松山袖四郎

五 建築場所 廣島市大芝町官有地

六 用途概要 自動車庫(増築)

七 地域 木造平家建、延一七四、二四平方米 住居地域

八 理由 当該建築物は建築基準法第四十九条第一項(別表第一④項第四号)の建築制限に該当するのと同条同項但書の規定による許可に關し行ふものである。

廣島市告示第七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年六月八日

廣島市長 渡 辺 忠 雄

一 開催日時 昭和三十年六月十一日午前十時

二 開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地

廣島市告示第七十三号

昭和三十年六月九日

左記の者昭和三十年六月九日定例市議会において広島市議会議長並びに同副議長に當選した。

記

廣島市議會議長 柴 田 重 暉

廣島市議會議副議長 新 関 貞 夫

廣島市告示第七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次の通り指定した。

なお、この関係図書は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年六月十三日

廣島市長 渡 辺 忠 雄

一 指定番号 第二号

二 指定年月日 昭和三十年六月四日

三 道路の位置 廣島市皆夷町二丁目三三番地の一

四 幅員及び延長 幅員四メートル、延長九六、六八メートル

五 表示図面 別紙の通り(別紙省略)

別記第二号様式	許可番号第 号	平和記念館施設使用許可書
使用者の住所及び氏名	昭 和 年 月 日	使用の目的
法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	昭 和 年 月 日 から 昭 和 年 月 日 まで	使用の日
	使用時間	使用の室名
	午前(後)時 分 から 午後(後)時 分 まで	その他
		右のとおり広島平和記念館の使用を許可します。
		昭 和 年 月 日
		廣島市長

別記第三号様式	使用料減免願
使用者の住所及び氏名	昭 和 年 月 日 から 昭 和 年 月 日 まで
法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	使用時間
	午前(後)時 分 から 午後(後)時 分 まで
使用の目的	使用の室名
使用の日	正規の使用料の額
昭 和 年 月 日 から 昭 和 年 月 日 まで	減免願出の理由
	減免希望額
	右のとおり広島平和記念館施設使用料の減免を願ひします。
	昭 和 年 月 日
	右願出人 住所 氏名
	廣島市長 殿

廣島市告示第六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年五月十九日

廣島市長 渡 辺 忠 雄

一 開催日時 昭和三十年五月二十四日午後一時三十分

二 開催場所 廣島市国泰寺町三十九番地 廣島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 廣島市宇品町地先広島港埋立地

四 申請者氏名 岡 垣 茂

五 建築場所 廣島市宇品町一、三、一八番地の二

六 用途概要 石油貯蔵庫(地下槽)

七 地域 商業地域 容量ガソリン八、〇〇〇リットル

八 理由 当該建築物は建築基準法第四十九条第二項(別表第一①項第一号④項第二号)の建築制限に該当するのと同条同項但書の規定による許可に關し行ふものである。

廣島市告示第六十八号

左記の通り定例広島市議会を招集する。

昭和三十年五月二十三日

廣島市長 渡 辺 忠 雄

一 招集日時 昭和三十年五月三十日午後一時

二 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第六十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の規定に基き広島市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十年五月二十八日

廣島市長 渡 辺 忠 雄

告 示

広島市告示第七十五号

昭和三十年六月十三日市議会の議決を経た昭和三十年度広島市歳入出予算追加の要領は、次の通りである。
この予算は、即日施行する。

昭和三十年六月十三日

昭和三十年度広島市歳入出予算追加

広島市長 渡辺忠雄

款	項目	前回の計額	追加額	計	各目		細記
					金額	附	
1市	税	1,111,855,000	10,166,000	1,125,021,000			円
1普	道税	1,108,141,000	10,166,000	1,118,307,000			
2	固定資産税	389,101,000	10,166,000	399,267,000	① 固定資産税	10,166,000	現年度調定分
8	寄附金	5,350,000	450,000	5,800,000			
1	寄附金	5,350,000	450,000	5,800,000			
2	指定寄附金	2,100,000	450,000	2,550,000	① 指定寄附金	450,000	寄附金
11	雑収入	76,345,000	793,000	77,138,000			
7	過年度収入	4,730,000	793,000	5,523,000			
1	過年度収入	4,730,000	793,000	5,523,000	① 過年度収入	793,000	過年度収入
歳入	合計	2,623,341,000	11,409,000	2,634,750,000			

歳出

款	項目	前回の計額	追加額	計	各目		細記
					金額	附	
1	議会費	30,192,000	960,000	31,152,000			円
1	市議会費	30,192,000	960,000	31,152,000			
7	負担金補助及交付金	189,000	960,000	1,149,000	② 負担金補助及交付金	960,000	負担金

中国戦長委照催地その他負担金

6	教育費	417,101,000	4,900,000	422,001,000			
10	学校運営費	214,694,000	4,900,000	219,594,000			
6	補償金及金	161,000	4,900,000	5,061,000	③ 補償金及金	4,900,000	補償金
7	社会労務費	652,455,000	1,560,000	654,015,000			
1	諸手当	—	10,000	10,000	⑤ 職員手当	10,000	超過勤務手当
2	旅費	—	1,000	1,000	① 旅費	1,000	市内出張旅費
3	需用費	—	1,549,000	1,549,000	⑩ 消耗品費	9,000	文具費
					⑪ 印刷製本費	10,000	印刷製本費
					⑫ 委託料	60,000	委託料
					⑬ 請負費	1,470,000	請負費
					⑭ 請負費	1,470,000	納骨所建設工事費
10	財産費	22,415,000	446,000	22,861,000			
3	出資金	1,000	446,000	447,000			
1	投資及出資金	1,000	446,000	447,000	⑮ 投資及出資金	446,000	出資金
17	諸支出金	484,337,000	3,543,000	487,880,000			
4	特別会計金	238,750,000	2,125,000	240,875,000			
1	他会計繰出金	238,750,000	2,125,000	240,875,000	⑯ 他会計へ繰出	2,125,000	特別会計平和記念館費繰出金
1	委員報酬	6,951,000	956,000	7,907,000			
2	旅費	—	25,000	25,000	① 報酬	25,000	委員報酬
					② 旅費	3,000	普通旅費
					③ 旅費	3,000	普通旅費
6	過年度支出	—	3,000	3,000			
					④ 消耗品費	7,000	文具費
							消耗機材費

3 需用費	580,000		580,000		① 食糧費	2,000	給食賄費	2,000	
					② 光熱水料	9,000	光熱水料	9,000	
					③ 委託費	82,000	委託料	82,000	
					④ 諸負費	135,000	諸負費	135,000	農道整備工事費
					⑤ 備品費	38,000	庁用器具費	31,000	
					⑥ 原材料費	307,000	図書費	7,000	
							柴品費	301,000	
							諸資材費	6,000	
					⑦ 負担金補助及交付金	347,000	負担金補助金	22,000	統計協会その他負担金
							納付金	162,000	造林事業その他補助金
								163,000	教育職員経済納付金
					⑧ 保険金	1,000	保険料	1,000	失業その他保険料
					⑨ 諸手当	101,000	超過勤務手当	19,000	
					⑩ 扶助費	1,000	扶助費	11,000	
					⑪ 借料及損料	55,000	器具その他借料	55,000	
					⑫ 諸負費	377,000	諸負費	377,000	仮収容所建設工事費
8 災害定策費	229,000	462,000	691,000						
1 諸手当	101,000	19,000	120,000	⑬ 職員手当	19,000	超過勤務手当	19,000		
2 扶助費	1,000	11,000	12,000	⑭ 扶助費	11,000	扶助費	11,000		
3 需用費	126,000	432,000	558,000	⑮ 借料及損料	55,000	器具その他借料	55,000		
				⑯ 諸負費	377,000	諸負費	377,000	仮収容所建設工事費	
歳出合計	2,623,341,000	11,409,000	2,634,750,000						

歳入出差引残金なし

広島市告示第七十六号

昭和三十年六月十三日市議会の議決を経た昭和三十年度広島市特別会計平和記念館費歳入出予算の要領は、次の通りである。
この予算は、即日施行する。

昭和三十年六月十三日

広島市長 渡 辺 忠 雄

昭和30年度広島市特別会計平和記念館費歳入出予算

歳 入

款 項 目	本 年 度 年 算 額	前 年 度 年 算 額	比 較		各 節 目	附 属 明 細
			増 減	比 率		
1 使用料及材料	2,288,000	—	2,288,000	—	① 使用料	2,288,000
1 使用料	2,288,000	—	2,288,000	—		記念館使用料 2,038,000 附属施設 250,000
2 寄附金	1,000	—	1,000	—		
1 寄附金	1,000	—	1,000	—		
3 一般寄附金	1,000	—	1,000	—	① 一般寄附金	1,000
1 一般寄附金	2,125,000	—	2,125,000	—		
1 一般寄附金	2,125,000	—	2,125,000	—		
1 一般寄附金	2,125,000	—	2,125,000	—	① 一般寄附金	2,125,000
4 雑収入	1,000	—	1,000	—		
1 雑収入	1,000	—	1,000	—		
1 雑収入	1,000	—	1,000	—	① 雑収入	1,000
歳入合計	4,415,000	—	4,415,000	—		

出 入

款 項 目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較		各 種 目 附 明 細	附 記
			増	減		
1 平和記念献費	4,415,000	—	4,415,000	—	—	—
1 事務費	4,415,000	—	4,415,000	—	—	—
1 職員費	1,065,000	—	1,065,000	—	—	—
2 諸 手 当	623,000	—	623,000	—	—	—
3 旅 費	1,000	—	1,000	—	—	—
4 賃 金	195,000	—	195,000	—	—	—
5 需 用 費	2,461,000	—	2,461,000	—	—	—
① 職員手当	623,000	—	623,000	—	—	—
② 吏員給	321,000	—	321,000	—	—	—
③ 給 料	744,000	—	744,000	—	—	—
④ 旅 費	1,000	—	1,000	—	—	—
⑤ 賃 金	195,000	—	195,000	—	—	—
⑥ 消耗品費	193,000	—	193,000	—	—	—
⑦ 燃料費	12,000	—	12,000	—	—	—
⑧ 食 費	10,000	—	10,000	—	—	—
⑨ 印刷製本費	6,000	—	6,000	—	—	—
⑩ 光熱水料	843,000	—	843,000	—	—	—
⑪ 通信運搬費	278,000	—	278,000	—	—	—
⑫ 借料及損料	1,000	—	1,000	—	—	—
⑬ 委 託 料	440,000	—	440,000	—	—	—
⑭ 臨時雇員給	195,000	—	195,000	—	—	—
⑮ 文 具 費	20,000	—	20,000	—	—	—
⑯ 被 服 費	49,000	—	49,000	—	—	—
⑰ 消耗機材費	133,000	—	133,000	—	—	—
⑱ 燃 料 費	12,000	—	12,000	—	—	—
⑲ 食 糧 費	10,000	—	10,000	—	—	—
⑳ 印刷製本費	6,000	—	6,000	—	—	—
㉑ 光熱水料	843,000	—	843,000	—	—	—
㉒ 通信運搬費	278,000	—	278,000	—	—	—
㉓ 借料及損料	1,000	—	1,000	—	—	—
㉔ 委 託 料	440,000	—	440,000	—	—	—

歳入出差引残金なし

歳 出 合 計	4,415,000	—	4,415,000	—	修繕料		燃料		雑費	
					1,000	50,000	597,000	30,000	68,000	2,000
6 負担金補助 及交付金	68,000	—	68,000	—	—	—	—	—	—	—
7 保 險 金	2,000	—	2,000	—	—	—	—	—	—	—
歳 出 合 計	4,415,000	—	4,415,000	—	—	—	—	—	—	—

◎ 水道局事項

広島市水道局現程第七号
 広島市水道局当直勤務手当の額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 昭和三十年五月十六日

広島市水道事業管理者
 広島市水道局長 寺 西 正 雄
 広島市水道局当直勤務手当の額を定める規程の一部を改正する規程
 広島市水道局当直勤務手当の額を定める規程(昭和二十八年広島市水道局規程第十五号)の一部を次のように改正する。

この規程中、「日直手当「三百六十円」を「二百四十円」に、「宿直手当「三百六十円」を「二百四十円」に、「土曜日の宿直においては三百六十円」に改める。
 附 則
 この規程は、公布の日から施行し、昭和三十年十月一日から適用する。

◎ 市議会事項

議決報告

(六月十三日)

- 一、第五十七号議案 昭和三十年度広島市歳入出予算追加(六月十三日) 原案可決
- 一、第五十八号議案 広島平和記念館条例制定について 原案可決
- 一、第五十九号議案 広島市保育園条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
- 一、第六十号議案 特別会計設置について 原案可決
- 一、第六十一号議案 昭和三十年度広島市特別会計平和記念館費歳入出予算 原案可決
- 一、第六十二号議案 財産の取得について 原案可決
- 一、第六十三号議案 財産の取得について 原案可決
- 一、第六十四号議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第六十五号議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第六十六号議案 契約締結の同意について 同意
- 一、第六十七号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第六十八号議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第六十九号議案 契約締結の承認について 承認

◎ 辞 令

願により本職を免する
 広島市教育委員会 盛 岡 幹 造
 広島市事務改善委員会を委嘱する

(以上五月十六日)
 事務吏員 宮 本 光 夫
 休職の期間を昭和三十年八月三十一日まで更新する
 (六月一日) 技術吏員 土 本 巖
 願により本職を免する
 退職手当四、六八〇円を給する
 (六月三日) 事務吏員 石 橋 精 進
 復職を命ずる
 (六月十日) (各通) 事務吏員 山 田 千 秋
 北 条 三 千 雄
 廣島平和記念館事務所兼務を命ずる
 事務吏員 渡 辺 重 郎
 廣島平和記念館事務所長兼務を命ずる
 (以上六月十四日)

◎ 雑 報

戸籍上の市勢について

(昭和三十年五月末日現在)

種別	件数	同上一日分		前年同	増減引
		最大	最少		
婚姻	(六、三〇)	(四、六)	(一、六)	(三、三)	(三、〇)
離婚	(九、四)	(五、七)	(一、一)	(〇、六)	(三、三)
出生	(五、六〇)	(六、三)	(一、一)	(三、三)	(三、〇)
死亡	(四、六)	(七、〇)	(一、四)	(三、三)	(三、〇)
計	(一、〇六)	(一、〇三)	(一、〇三)	(三、三)	(三、〇)

死	
男	女
(七、九)	(三、一)
(四、九)	(三、三)
(一、一)	(一、一)
(三、九)	(三、七)
(一、〇)	(一、三)
(二、四)	(七、三)

一、市内の出生と死亡から見た数
 男一八一人女一六六人 計三四七人
 一日平均 一一、一九人
 二、前年右同
 男一三二人女一三七人 計二六九人
 一日平均 八、六七人
 三、()は、事件発生地から本籍地である本市へ郵送届
 出たもの

住民登録人口及び世帯数について

(昭和三十年五月末日現在)

区 分	四月末日現在数		増 加		減 少		差引増	五月末日現在数
	男	女	転入	出生	転出	死亡		
計	一八〇、三七	一八三、八七	一、〇三	三、三	一、〇三	六	三三	一八〇、〇
世帯	五、四七	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	六	三三	五、八〇
人口	三三、〇八	三〇、九	三、〇六	四、八	二、五七	一、〇	八、八	三三、〇

日 所 第三條第一項中「総務局担任助役」を「助役」に改め